

「都道府県社会的養育推進計画」について

都道府県社会的養育推進計画の策定状況と「見える化」について

- 平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、『「都道府県社会的養育推進計画」の策定について』（平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局家庭局長通知）により、都道府県等に対して、令和元年度末までに「都道府県社会的養育推進計画」の策定を依頼。
- 提出のあった「都道府県社会的養育推進計画」について、里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等を「見える化」し、リーダーチャートにて取りまとめ。（令和2年8月7日公表）
- この上で、国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組や里親等委託率の目標値の引き上げ等について個別に助言等を実施するため、昨年10月以降、活用可能な予算等についてオンラインでのブロック会議の実施や、各都道府県への個別ヒアリングを行うとともに、3歳未満児の「家庭養育率」（特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率）の算出を行い、これらの結果を踏まえた数値目標や取組状況を反映したリーダーチャートを公表。（令和3年3月31日公表）（P3～参照）
 - ・ さらに、令和3年度予算では、各都道府県等の取組を支援するため、令和6年度末までの期間を「集中取組期間」と位置付け、目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対する里親養育包括支援（フォスタリング）事業の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）などフォスタリング機関に対する支援の拡充〔令和6年度までの措置〕
 - ・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の施設整備費等の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）〔令和6年度までの措置〕や、地域小規模児童養護施設等の定員要件の緩和等の実施による児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進などに取り組むこととしている。
- 今後、社会的養育推進計画に基づく各自体の取組状況をフォローアップするほか、里親等委託推進に向けた更なる取組を支援するために定めた「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針（令和3年2月4日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく取組の強化を図る。

「見える化」の項目

- ① 数値目標の水準について（4項目）
 - ・ 3歳未満の里親等委託率
 - ・ 3歳以上就学前の里親等委託率
 - ・ 学童期以降の里親等委託率
 - ・ 特別養子縁組成立件数
- ② 計算過程について（3項目）
 - ・ 代替養育を必要とす子ども数を見込む際の潜在的需要の把握の有無
 - ・ 里親等委託が必要な子ども数の見込みの有無（施設入所年数を勘案して算定した方法（策定要領（※）の算式1）によるもの）
 - ・ 里親等委託が必要な子ども数の見込みの有無（子どもケアニーズを勘案して算定した方法（策定要領（※）の算式2）によるもの）

（※）平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局家庭局長通知「都道府県社会的養育推進計画」の策定について『別添「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」
- ③ 取組内容について（5項目）
 - ・ 施設における里親支援の取組
 - ・ 里親支援体制の強化
 - ・ 里親等委託推進の具体的な取組
 - ・ 里親数等の拡充
 - ・ 特別養子縁組支援の取組

(参考) 都道府県社会的養育推進計画の取組状況に係るリーダーチャートの指標

大項目	小項目	5点	4点	3点	2点	1点	0点
数値目標	里親委託率 3歳未満	5年目 75%以上	・5年目 55.5%以上75%未満 又は ・7年目 75%以上	・5年目 37%以上55.5%未満 又は ・10年目 75%以上	5年目 18.5%以上37%未満	5年目 18.5%未満	記載なし
	里親委託率 3歳以上～ 就学前	7年目 75%以上	・7年目 55.5%以上75%未満 又は ・10年目 75%以上	7年目 37%以上55.5%未満	7年目 18.5%以上37%未満	7年目 18.5%未満	記載なし
	里親委託率 学童期以降	10年目 50%以上	10年目 37.5%以上50%未満	10年目 25%以上37.5%未満	10年目 12.5%以上25%未満	10年目 12.5%未満	記載なし
	特別養子縁組 成立件数	5年目の年間成立件数が直近の 実績と比較して2倍以上増加見込 み	—	5年目の年間成立件数が直近の 実績と比較して増加見込み	—	・年間成立件数は増加していない が、成立件数の水準を維持して見 込んでいる	記載なし
	潜在需要	・潜在需要の見込あり ・具体的な計算過程の記載あり	—	・潜在需要の見込あり ・具体的な計算過程の記載はない が、適切に計算を行っている	—	—	記載なし
計算過程 の 透明性	算式1	・具体的な計算過程の記載あり ・算定結果の明示あり	・具体的な計算過程の記載はない が、算式1に準じて適切に計算を 行っている ・算定結果の明示あり	・具体的な計算過程の記載あり ・算定結果の明示なし	・具体的な計算過程の記載はない が、算式1に準じて適切に計算を 行っている ・算定結果の明示なし	—	記載なし
	算式2	・具体的な計算過程の記載あり ・算定結果の明示あり	・具体的な計算過程の記載はない が、算式2に準じて適切に計算を 行っている ・算定結果の明示あり	・具体的な計算過程の記載あり ・算定結果の明示なし	・具体的な計算過程の記載はない が、算式2に準じて適切に計算を 行っている ・算定結果の明示なし	—	記載なし
	施設における里親支援の取組	・里親支援専門相談員の役割が具 体的 ・全施設で里親支援専門相談員を 配置	・里親支援専門相談員の役割が具 体的 ・半数以上の施設で里親支援専 門相談員を配置	・里親支援専門相談員の役割が具 体的 ・里親支援専門相談員の配置施 設数が半数未満(今後増加見込)	・里親支援専門相談員の役割が具 体的でない ・半数以上の施設で里親支援専門 相談員を配置	・里親支援専門相談員の役割が具 体的でない ・里親支援専門相談員の配置施 設数が半数未満	記載なし
	里親支援体制 の強化	・令和2年度末までにフォースタリング 機関の体制を構築する見込み	・令和6年度末までにフォースタリング 機関の体制を構築する見込み	・令和8年度末までにフォースタリング 機関の体制を構築する見込み	・令和11年度末までにフォースタリン グ機関の体制を構築する見込み	・令和12年度以降にフォースタリング 機関の体制を構築する見込み	記載なし
	里親委託推進の具体的な取組	具体的な取組内容が5項目以上	具体的な取組内容が4項目	具体的な取組内容が3項目	具体的な取組内容が2項目	具体的な取組内容が1項目	記載なし
里親支援 の取組	里親数の拡充	・里親数が増加見込み (目標値の設定あり)	—	・里親数が増加見込み (目標値の設定なし)	—	—	記載なし
	特別養子縁組 支援の取組	・令和2年度末までに以下の①・② を満たす見込み ①児童相談所等に特別養子縁 組担当者を複数名配置する等支 援体制を構築 ②縁組成立前後の相談支援等 の具体的な支援を実施	・令和6年度末までに以下の①・② を満たす見込み ①児童相談所等に特別養子縁 組担当者を複数名配置する等支 援体制を構築 ②縁組成立前後の相談支援等 の具体的な支援を実施	・令和8年度末までに以下の①・② を満たす見込み ①児童相談所等に特別養子縁 組担当者を複数名配置する等支 援体制を構築 ②縁組成立前後の相談支援等 の具体的な支援を実施	・令和11年度末までに以下の①・ ②を満たす見込み ①児童相談所等に特別養子縁 組担当者を複数名配置する等支 援体制を構築 ②縁組成立前後の相談支援等 の具体的な支援を実施	・令和12年度以降に以下の①・② を満たす見込み ①児童相談所等に特別養子縁 組担当者を複数名配置する等支 援体制を構築 ②縁組成立前後の相談支援等 の具体的な支援を実施	記載なし
							2

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【青森県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要ない子ども数の見込み方(※2)	目標値 採用
	乳幼児		乳幼児		乳幼児		乳幼児				
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上			
子ども数全体(人)	24,124人	34,016人	20,043人	28,792人	18,882人	27,143人	17,485人	24,807人	81,892人	算式1 ×	(注)施設入所年数を勘案して算定した方法
代替養育を必要とする子ども数(人)	31人	28人	26人	42人	25人	40人	23人	37人	217人	算式2 ×	
里親等委託が必要ない子ども数(人)	—	—	10人	20人	12人	21人	14人	23人	104人	×	(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
里親等委託子ども数(人)	7人	15人	10人	20人	12人	21人	14人	23人	104人	×	
里親等委託率(%)	22.6%	53.6%	38.5%	47.6%	48.0%	52.5%	60.9%	62.2%	47.9%	算式1・2以外	○
特別養子縁組の成立件数	4件 増加										○

(※1)潜在的な需要の有無欄の見方
 ○：潜在的な需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △：潜在的な需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×：潜在的な需要の見込みでない

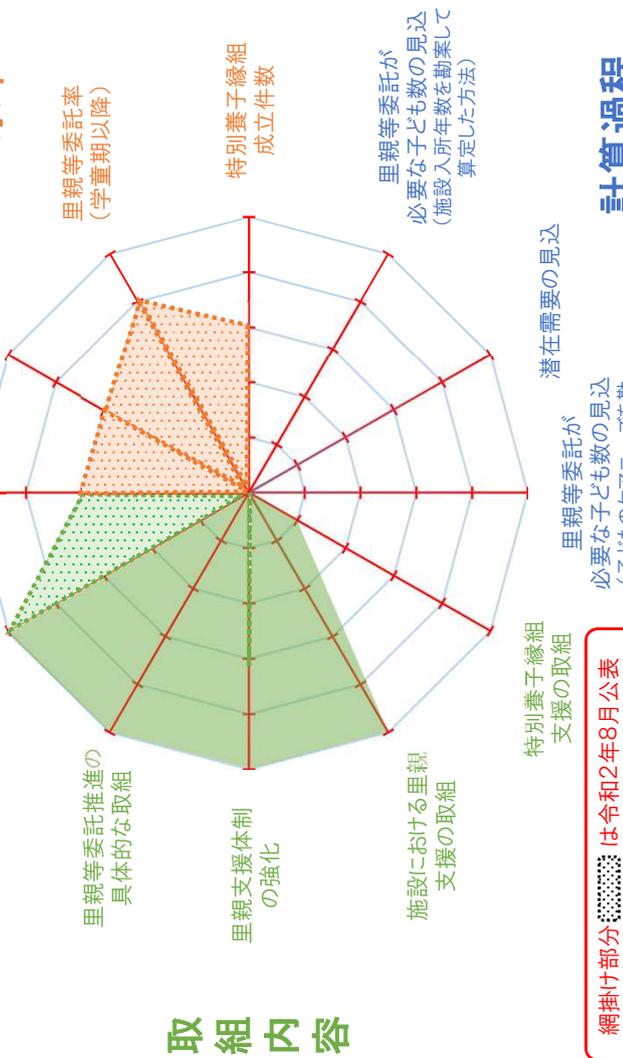
(※2)里親等委託が必要ない子ども数の見込み方欄の見方
 ○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×：算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・65.2%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親等委託率	里親等委託率	里親等委託率
	(3歳未満)	(3歳以上)	(3歳以上)
現状	里親等委託率(3歳未満) 22.6%	里親等委託率(3歳以上) 53.6%	里親等委託率(3歳以上) 47.6%
訪問相談支援	里親等委託推進の数値目標	里親等委託率(3歳未満) 22.6%	里親等委託率(3歳以上) 53.6%
特別養子縁組	里親等委託率(3歳未満) 22.6%	里親等委託率(3歳以上) 53.6%	里親等委託率(3歳以上) 47.6%

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

特別養子縁組支援の取組

里親等委託が必要ない子ども数の見込(子どもケアニーズを勘案して算定した方法)

訪問相談支援

里親等委託推進の数値目標

里親等委託率(3歳未満) 22.6%

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【岩手県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要ない子ども数の見込み方(※2)
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上		
子ども数全体(人)	24,415人	35,096人	138,168人	21,764人	31,764人	119,896人	21,372人	30,534人	114,856人	20,212人	28,620人	108,277人	算式1 X (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	算式1 X (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
代替養育を必要とする子ども数(人)	28人	63人	283人	47人	83人	365人	47人	83人	370人	47人	85人	384人	算式2 O (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	3人	14人	81人	26人	40人	140人	26人	40人	150人	26人	45人	179人		算式1・2 以外
里親等委託子ども数(人)	3人	14人	81人	26人	40人	140人	26人	40人	150人	26人	45人	179人		
里親等委託率(%)	10.7%	22.2%	28.6%	55.3%	48.2%	38.4%	55.3%	48.2%	40.3%	55.3%	52.6%	46.6%		
特別養子縁組の成立件数	4件			6件			-			9件				

(※1)潜在的な需要の有無欄の見方
 ○:潜在的な需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在的な需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在的な需要の見込みでない

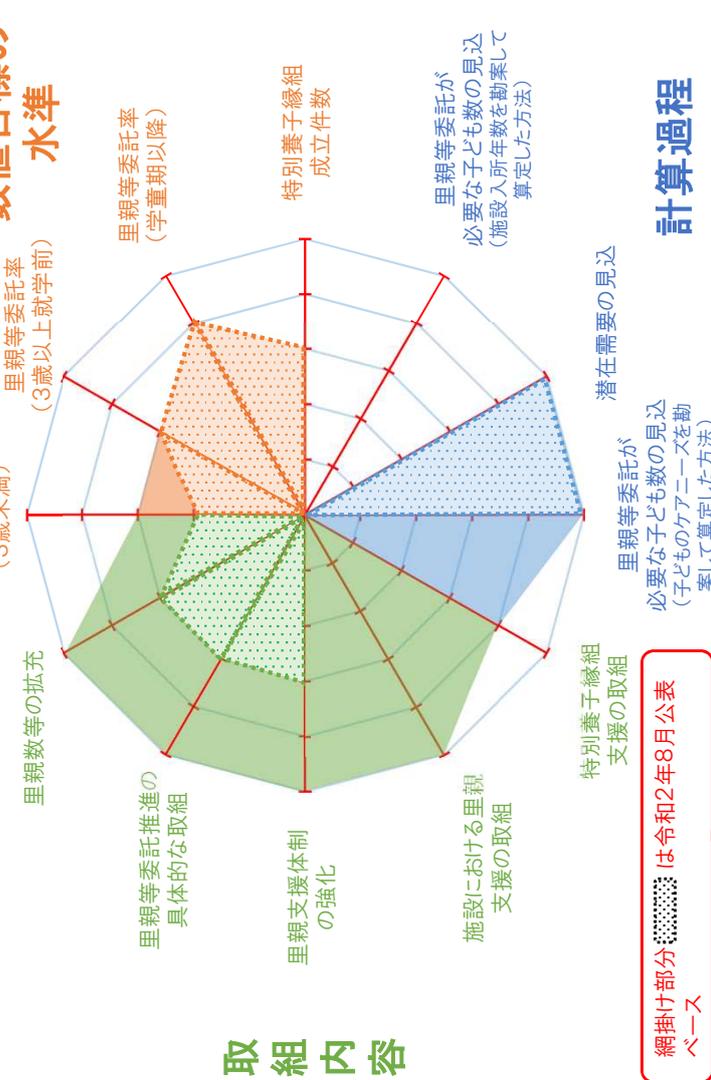
(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・72.7%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策	里親等委託率の数値目標
	広報 リクルート	・里親説明会や里親出前講座等、里親制度に関する正しい理解を 広げるための取組について、より多くの機会を設けるとともに、里親に 関心のある方がその場で相談することができる個別相談の時間を設 けるなど、普及啓蒙等の充実を図る。
研修 トレーニング	・法定研修の他にも、施設の里親支援専門相談員と協働して フォスターリングプログラムを試行実施している。 ・今後は養子縁組里親に登録している未委託里親に対して養育 里親への追加登録の促進を図る。	・法定研修の他にも、施設の里親支援専門相談員と協働して フォスターリングプログラムを試行実施している。 ・今後は養子縁組里親に登録している未委託里親に対して養育 里親への追加登録の促進を図る。
マッチング	認定前研修における実習や里親サロンなどでの活動の様子など ・各児童福祉所において里親支援専門相談員の意向を聞きながら ・マッチング候補の里親を選定し、担当児童福祉所と連携を 図りながら面談交流や外泊体験(一時保護委託)を繰り返して、里 親委託へつなげている。	認定前研修における実習や里親サロンなどでの活動の様子など ・各児童福祉所において里親支援専門相談員の意向を聞きながら ・マッチング候補の里親を選定し、担当児童福祉所と連携を 図りながら面談交流や外泊体験(一時保護委託)を繰り返して、里 親委託へつなげている。
訪問 相談支援	・児童福祉所と里親支援専門相談員が連携して委託里親宅への訪 問支援を行っている。 ・各児童福祉所に里親養育支援専門児童福祉所を専任で配置すること にも、研修派遣などによる専門能力の向上を図り、里親支援を適切 に行えるよう人的体制の整備を推進する。	・児童福祉所と里親支援専門相談員が連携して委託里親宅への訪 問支援を行っている。 ・各児童福祉所に里親養育支援専門児童福祉所を専任で配置すること にも、研修派遣などによる専門能力の向上を図り、里親支援を適切 に行えるよう人的体制の整備を推進する。
施設における 里親支援 の取組等	・県内すべての乳児院・児童養育施設へ里親支援専門相談員を配 置し、複数配置も含めた体制の強化を推進する。 ・見守り・里親会と定期的な会議を開催し、現状や取組について随時 協議しながら事業を進めている。委託里親宅の訪問時に同行した 日常の養育の相談を受けると、各施設においても支援を実施して いる。	・県内すべての乳児院・児童養育施設へ里親支援専門相談員を配 置し、複数配置も含めた体制の強化を推進する。 ・見守り・里親会と定期的な会議を開催し、現状や取組について随時 協議しながら事業を進めている。委託里親宅の訪問時に同行した 日常の養育の相談を受けると、各施設においても支援を実施して いる。

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ページ

取組内容

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【宮城県】

里親等委託率の数値目標等

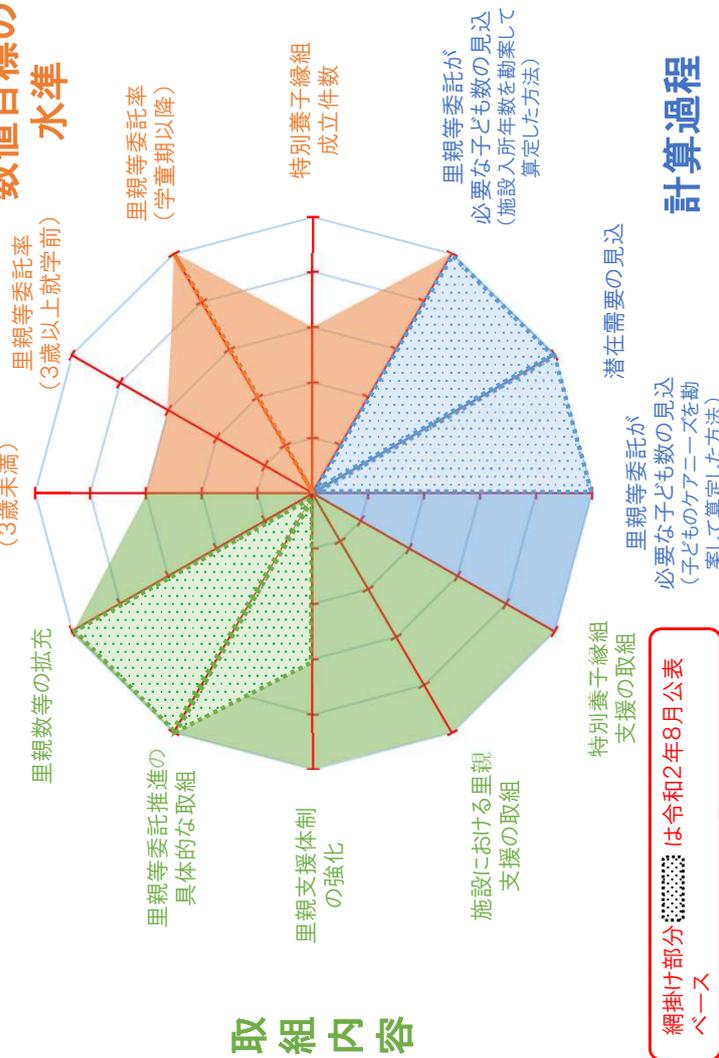
	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)
	乳幼児		乳幼児		乳幼児		乳幼児			
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上		
子ども数全体(人)	25,939人	37,440人	24,119人	34,229人	23,144人	32,942人	21,929人	30,962人		算式1 ○ (注)施設入所年数を勘案して算定した方法
代替養育を必要とする子ども数(人)	26人	37人	26人	38人	27人	38人	27人	38人		算式2 ○ ○ (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
里親等委託が必要な子ども数(人)	14人	23人	14人	24人	14人	23人	14人	24人	○	
里親等委託子ども数(人)	6人	14人	10人	19人	12人	21人	14人	24人		
里親等委託率(%)	23.1%	37.8%	38.5%	50.0%	44.4%	55.3%	51.9%	63.2%		算式1・2 以外
特別養子縁組の成立件数	3件		4件		4件		4件			

(※1)潜在的な需要の有無欄の見方
○：潜在的な見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
△：潜在的な見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
×：潜在的な見込みはない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
△：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
×：算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・65.2%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

数値目標の水準



里親等委託推進に向けた取組

項目	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームから所数 (実績)
	現状	・平成28年度から、みやぎ里親支援センターみやぎを設置し、「里親制度促進業務」、「里親支援業務」、「里親委託推進業務」、「震災孤児養育里親出稼支援業務」を行っている。令和元年度からは上述の4業務に加え、「里親マッチング業務」を実施。令和元年度からは北部児童相談所に、みやぎの職員が駐在し、児童相談所との連携強化に努めている。 ・県内の児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センターに里親支援専門相談員等の里親担当職員を配置。	・里親支援センターみやぎと児童相談所の連携を強化し、里親制度説明会の開催や広範啓発物の作成、配布、相談窓口の設置など、協働して里親制度普及と活動を行う。 ・里親に対する法定研修に加えて委託児童の年齢や特長に応じた研修、委託・未委託研修等専門性の向上に資する独自の先進的な里親研修体系の充実を図る。 ・ジョイントスタッフ里親や一時保護委託、家庭生活体験事業などを活性化し、未委託里親の活用を図る。
今後の取組	・里親が困ったときに必要な支援をうけられるよう、市町村や里親会とお互いに里親相談所及び里親支援センターみやぎの体制・専門性、活動内容を広く県内へ周知徹底する。 ・県内の児童養護施設・乳児院を里親支援機関に設定し、各里親からの相談等を受け付けるほか、県所管の児童養護施設とフォスタリング機関で連携して里親制度説明会を開催している。 ・里親からの相談等を受け付けるほか、実習等の派遣を行う。 ・里親支援専門相談員と児童相談所との間で情報共有を図り、里親委託の推進及び委託後の支援を行っている。	里親マッチング事業の利用促進を図り、適切な委託家庭の選定と委託後のフォローを行うことにより、里親不調を防止、安定した養育環境の維持を図る。 里親が困ったときに必要な支援をうけられるよう、市町村や里親会とお互いに里親相談所及び里親支援センターみやぎの体制・専門性、活動内容を広く県内へ周知徹底する。 ・県内の児童養護施設・乳児院を里親支援機関に設定し、各里親からの相談等を受け付けるほか、県所管の児童養護施設とフォスタリング機関で連携して里親制度説明会を開催している。 ・里親からの相談等を受け付けるほか、実習等の派遣を行う。 ・里親支援専門相談員と児童相談所との間で情報共有を図り、里親委託の推進及び委託後の支援を行っている。	特別養子縁組支援の取組 ・養子縁組を希望する里親からの相談対応や家庭裁判所への申立て手続きの支援などを実施している。 ・今後は取組としては、法改正の趣旨に沿って特別養子縁組制度の普及啓発を強化する。

網掛け部分は令和2年8月公表ページ

計算過程

取組内容

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【秋田県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	目標値採用
	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上			
子ども数全体(人)	128,521人		107,681人		93,070人		算式1	×	×		
代替養育を必要とする子ども数(人)	22人	26人	19人	22人	18人	21人			(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	-	-	-			算式2	×	
里親等委託子ども数(人)	2人	8人	11人	15人	-	67人		×	(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	×	
里親等委託率(%)	6.9%	40.0%	57.9%	68.2%	-	40.0%		-	算式1・2以外	○	
特別養子縁組の成立件数	1件		5件		5件					○	

(※1)潜在的必要の有無欄の見方
 ○：潜在的必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △：潜在的必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×：潜在的必要を見込んでいない

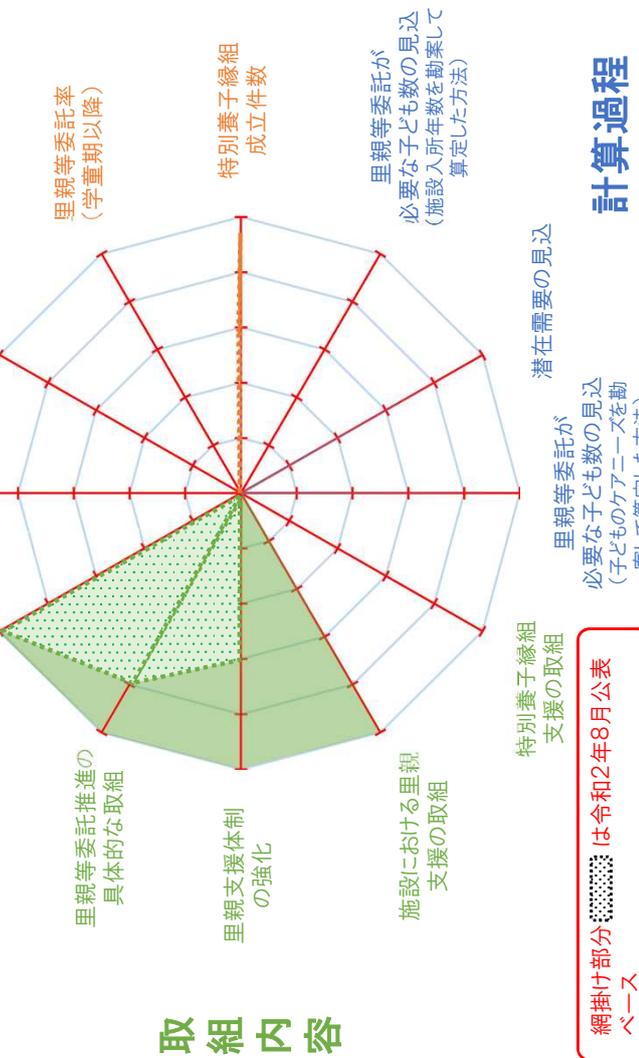
(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×：算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・81.8%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームから所収 《実績》
	広報 リクルート	・令和元年度に、県内全ての乳児院(1施設)及び児童養護施設(4施設)を里親支援機関に指定 ・令和2年度から、秋田赤十字乳児院をフォスタリング機関に指定	・市町村の一般住民、ファミリー・サポート会員、職員、民生・児童委員、福祉関係者等を対象に、里親委託の大切さや、里親制度、取組等について説明し、県全体の里親委託推進の機運を醸成するとともに、新たな里親登録を呼びかける。など
研修 トレーニング		・乳児院及び児童養護施設等に入室している子どもにとつては、施設での団体生活とは異なる一般家庭での生活体験を通じて、穏やかな成長と家族観が育まれるとともに、里親家庭にとつても実際の受け入れ体験によつて賞賛とモチベーションの向上につながら、積極的な活用を進める。(施設入所児童家庭生活体感事業)	《今後の目標》 (令和6年度) 登録里親数 委託里親数 ファミリーホーム 2か所 (令和11年度) 登録里親数 委託里親数 ファミリーホーム 2か所
マッチング		・乳児院や児童養護施設入所児童については、里親支援専門相談員と協力し、里親への推薦変更の可能性を検討し、里親と児童の交流等を促して委託に結びつけている。	特別養子縁組支援の取組
訪問 相談支援	・フォスタリング機関を中心に、児童相談所や里親支援機関等の関係機関がより一層連携し役割分担を明確化して、里親養育の包括的支援を強化していく。 《フォスタリング機関実施数》 令和6年度 1か所 令和11年度 1か所	・里親支援を専門に行う里親支援コーディネーターを配置し、施設等と連携しながら、子どもを委託していない里親登録家庭への訪問や子どもと里親とのマッチング等を行い、里親委託を推進する。	
施設における里親支援の取組等		・乳児院及び児童養護施設を里親支援機関に指定した上で、里親制度の普及及び里親トレーニング、里親家庭への交流や研修事業等を委託し、関係機関相互の連携した取組を通じて里親委託を推進する。 ・里親支援専門相談員と協力しながら、里親サロンやレスパイト・ケアの調整等を実施。	保護者の養育意思が薄い場合などは、養子縁組里親を含む里親制度の説明をより丁寧に行っている。

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

取組内容

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【山形県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	目標値採用
	乳幼児		乳幼児		乳幼児		乳幼児				
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上			
子ども数全体(人)	22,047人	23,547人	19,569人	21,283人	17,739人	19,292人	97,915人	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	○	○	
代替養育を必要とする子ども数(人)	22人	28人	22人	38人	19人	24人	186人	算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○	○	
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	16人	23人	46人	59人	6件	算式1・2 以外	○	○	
里親等委託子ども数(人)	8人	11人	-	32人	-	-	-	算式1・2 以外	○	○	
里親等委託率(%)	40.0%	42.3%	76.2%	60.5%	24.0%	75.0%	31.7%	算式1・2 以外	○	○	
特別養子縁組の成立件数	3件		6件		-		6件				

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
○：潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
△：潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
×：潜在需要を見込んでいない

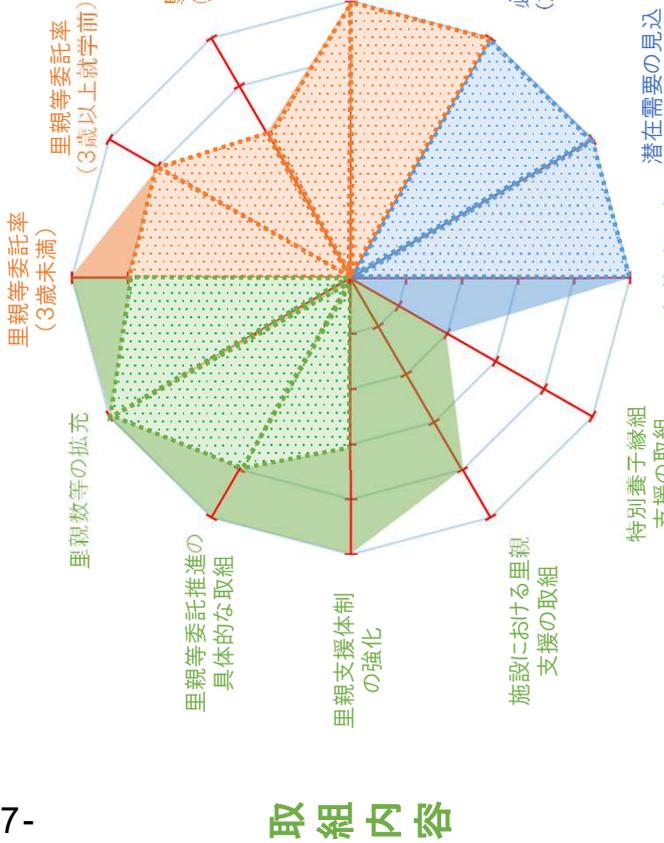
(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
△：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
×：算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・88.5%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数、ファミリーホームが所収
	現状	<ul style="list-style-type: none"> 委託開始時に各児童相談所に「里親養育支援員会」を立ち上げ委託中の継続した支援を実施。 子ども家庭支援センターを中核里親支援機関として位置づけ、業務を一級委託。 県PS5箇所の児童養護施設全てに里親支援専門相談員を配置。 2箇所(乳幼児院と児童家庭支援センター)も地域里親支援機関に準じた取組を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に県民の里親制度についての認知度を高めるリーフレットの作成に取り組む。広報に当たっては、SNSの活用や市町村、医療・教育機関との連携等、新たな手法を導入していく。 児童福祉関係者や教育関係者、そのOB、OG、シンパ等や子育て世代まで対象を広げ、それぞれターゲットを絞った取組を進める。 里親登録前・登録後及び更新研修等において研修内容の充実により質実向上を図ることも、里親会への支援を通じて未受託の里親も参加しやすい研修、交流会を開催。 未受託里親の養育トレーニングに取り組み。 乳幼児で実施されているマッチング支援を充実。 児童養護施設におけるマッチング支援についても各里親支援機関におけるワーキンググループ活動において検討する。 里親支援機関による委託が見込まれる里親の情報収集とアセスメントや児童相談所における子ども及び実親のニーズの把握の強化を図る。 里親登録者へのアンケート調査を実施し、実効性のある支援策の検討を行う。 児童相談所が中心となり、委託児童一人一人に「養育支援委員会(〇〇さんのおうちを応援する会)」を立ち上げ、委託前から解除となるまで、関係機関を含めた支援会を実施している。 里親サポートという形で、委託後間もない里親や困難を抱える里親に対し、訪問支援をおこなっている。
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度までに各児童相談所へ里親養育支援員会を専任で配置し、フォスタリング業務の統括に注力していく。 各里親支援機関によるワーキンググループ活動において各地域の実情と課題を整理し、地域ごとの里親委託の推進の方策を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内4地域にバランクスよく児童養護施設が設置されており、すべての児童養護施設に里親支援専門相談員が配置されているため、地域の里親支援機関として継続的(リクルート活動)や研修、マッチング支援、担当する地域の里親に対し委託後の支援を行っている。 	<p>特別養子縁組前掲で掲載している児童については、出来るだけ早い時期に養育里親への委託を行っている。</p> <p>児童相談所で家庭養育が困難と判断したケースについては、保護者に継続的に特別養子縁組への同意を働きかけている。</p> <p>養育の対象年齢が引き上げられたことにもない、6歳以上の児童で特別養子縁組に切り替えることができない児童がいらない里親を探している。</p> <p>特別養子縁組が成立している里親の中で2人目を希望する里親の多い出しと働きかけを実施していく。</p>

数値目標の水準



ネット部分 は令和2年8月公表

必要ない子ども数の見込(子どもケアニーズを勘案して算定した方法)

計算過程

里親等委託が必要ない子ども数の見込(施設入所年数を勘案して算定した方法)

潜在的な需要の見込

特別養子縁組支援の取組

施設における里親支援の取組

里親支援体制の強化

里親等委託推進の具体的な取組

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【福島県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	目標値採用
	乳幼児		乳幼児		乳幼児		乳幼児				
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上			
子ども数全体(人)	-	-	-	-	-	-	-	-		算式1 ×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	36人	67人	332人	72人	358人	72人	358人	358人	(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	62人	232人	62人	232人	232人	○	算式2 ○	
里親等委託子ども数(人)	23人	27人	59人	-	-	-	-	-		算式1・2以外 ○	
里親等委託率(%)	63.9%	40.3%	17.8%	75.0%	-	75.0%	75.0%	30.0%			
特別養子縁組の成立件数	6件		9件		11件		13件				

(※1) 潜在的な需要の有無欄の見方
 ○：潜在的な需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △：潜在的な需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×：潜在的な需要の見込んでいない

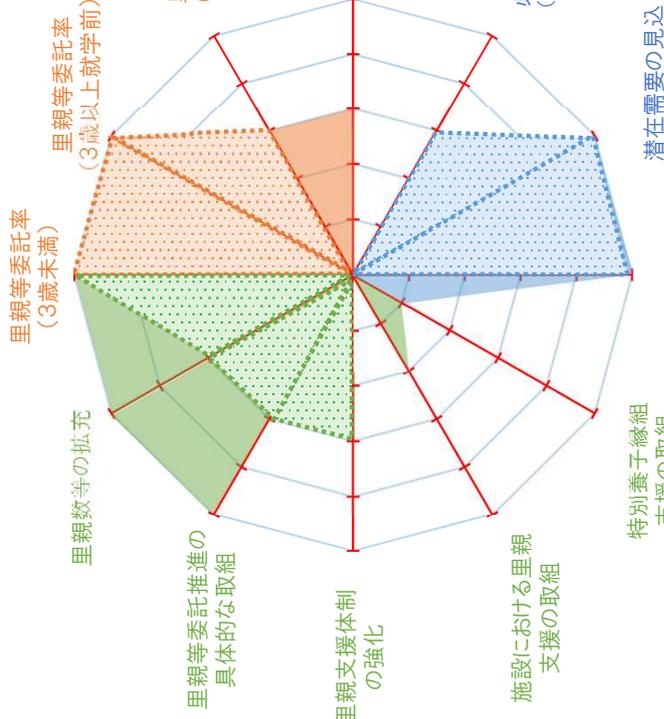
(※2) 里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×：算定していない

(参考) 3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・88.1%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策	里親委託推進施策	里親委託推進施策
	具体的な取組	具体的な取組	具体的な取組
広報 リクルート	・里親入門講座を各児童相談所管轄で実施。 ・広報誌やマスコミに掲載を依頼するなどの普及啓発も実施している。	・里親入門講座を各児童相談所管轄で実施。 ・広報誌やマスコミに掲載を依頼するなどの普及啓発も実施している。	・里親入門講座を各児童相談所管轄で実施。 ・広報誌やマスコミに掲載を依頼するなどの普及啓発も実施している。
研修 トレーニング	・里親会の活動に対し、里親の種類や子育て世代のニーズに応じた交流や研修などの活動を行うための支援を検討する。 ・支援研修、里親登録前研修、里親更新研修、未委託里親等に対するトレーニング事業を実施しており、今後は特に未委託里親に向けた研修の充実を図る。	・里親会の活動に対し、里親の種類や子育て世代のニーズに応じた交流や研修などの活動を行うための支援を検討する。 ・支援研修、里親登録前研修、里親更新研修、未委託里親等に対するトレーニング事業を実施しており、今後は特に未委託里親に向けた研修の充実を図る。	・里親会の活動に対し、里親の種類や子育て世代のニーズに応じた交流や研修などの活動を行うための支援を検討する。 ・支援研修、里親登録前研修、里親更新研修、未委託里親等に対するトレーニング事業を実施しており、今後は特に未委託里親に向けた研修の充実を図る。
マッチング	・里親コーディネーターや施設職員とともに連携しながら、面会など可能であれば里親宅への外出や宿泊を行っている。	・里親コーディネーターや施設職員とともに連携しながら、面会など可能であれば里親宅への外出や宿泊を行っている。	・里親コーディネーターや施設職員とともに連携しながら、面会など可能であれば里親宅への外出や宿泊を行っている。
訪問 相談支援	・児童福祉施設に里親支援専門相談員の配置について働きかけを行うとともに、児童家庭支援センターの設置を支援する。 ・委託された児童への訪問は、主に児童福祉司や心理判定委員が訪問等により支援を実施している。 ・里親への委託後支援は、主として里親担当職員や里親コーディネーターが訪問や電話で実施している。	・児童福祉施設に里親支援専門相談員の配置について働きかけを行うとともに、児童家庭支援センターの設置を支援する。 ・委託された児童への訪問は、主に児童福祉司や心理判定委員が訪問等により支援を実施している。 ・里親への委託後支援は、主として里親担当職員や里親コーディネーターが訪問や電話で実施している。	・児童福祉施設に里親支援専門相談員の配置について働きかけを行うとともに、児童家庭支援センターの設置を支援する。 ・委託された児童への訪問は、主に児童福祉司や心理判定委員が訪問等により支援を実施している。 ・里親への委託後支援は、主として里親担当職員や里親コーディネーターが訪問や電話で実施している。
施設における里親支援の取組等	・フォスターリング業務の民間機関への委託については、県内の関係機関の活用、里親支援の充実の状況を踏まえて将来的に検討する。	・フォスターリング業務の民間機関への委託については、県内の関係機関の活用、里親支援の充実の状況を踏まえて将来的に検討する。	・フォスターリング業務の民間機関への委託については、県内の関係機関の活用、里親支援の充実の状況を踏まえて将来的に検討する。
特別養子縁組支援の取組	・子どもと家族の状況が成立に大きく影響することを含め、子どもの権利を最優先に考え適切に対応する。 ・特別養子縁組成立後の養育への支援について、里親会や関係機関と連携による対応について検討する。 ・民間あっせん業者は県内にはないが、今後、希望する業者があれば申請等の手続きについて助言し、支援や連携を適切に行う。	・子どもと家族の状況が成立に大きく影響することを含め、子どもの権利を最優先に考え適切に対応する。 ・特別養子縁組成立後の養育への支援について、里親会や関係機関と連携による対応について検討する。 ・民間あっせん業者は県内にはないが、今後、希望する業者があれば申請等の手続きについて助言し、支援や連携を適切に行う。	・子どもと家族の状況が成立に大きく影響することを含め、子どもの権利を最優先に考え適切に対応する。 ・特別養子縁組成立後の養育への支援について、里親会や関係機関と連携による対応について検討する。 ・民間あっせん業者は県内にはないが、今後、希望する業者があれば申請等の手続きについて助言し、支援や連携を適切に行う。

数値目標の水準



計算過程

里親等委託が必要な子ども数の見込 (子ども数全体) 358人

令和2年8月公表

ネットページ

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【茨城県】

里親等委託率の数値目標等

子ども数全体 (人)	実績 (令和元年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的な見込み方 (※2)	目標値採用
	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上		
子ども数全体 (人)	-	-	-	-	-	-	-	-	算式1 ×	算式2 ○
代替養育を必要とする子ども数 (人)	74人	109人	533人	498人	60人	126人	60人	498人	(注) 施設入所年数を勘案して算定した方法	(注) 子どものケアニーズを勘案して算定した方法
里親等委託が必要な子ども数 (人)	-	-	42人	132人	-	-	40人	275人	○	○
里親等委託子ども数 (人)	12人	28人	76人	-	-	-	-	-	-	-
里親等委託率 (%)	16.2%	25.7%	14.3%	26.5%	70.0%	54.0%	71.4%	69.8%	60.7%	-
特別養子縁組の成立件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(※1) 潜在的な見込み方
○：潜在的な見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
△：潜在的な見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
×：潜在需要を見込んでいない

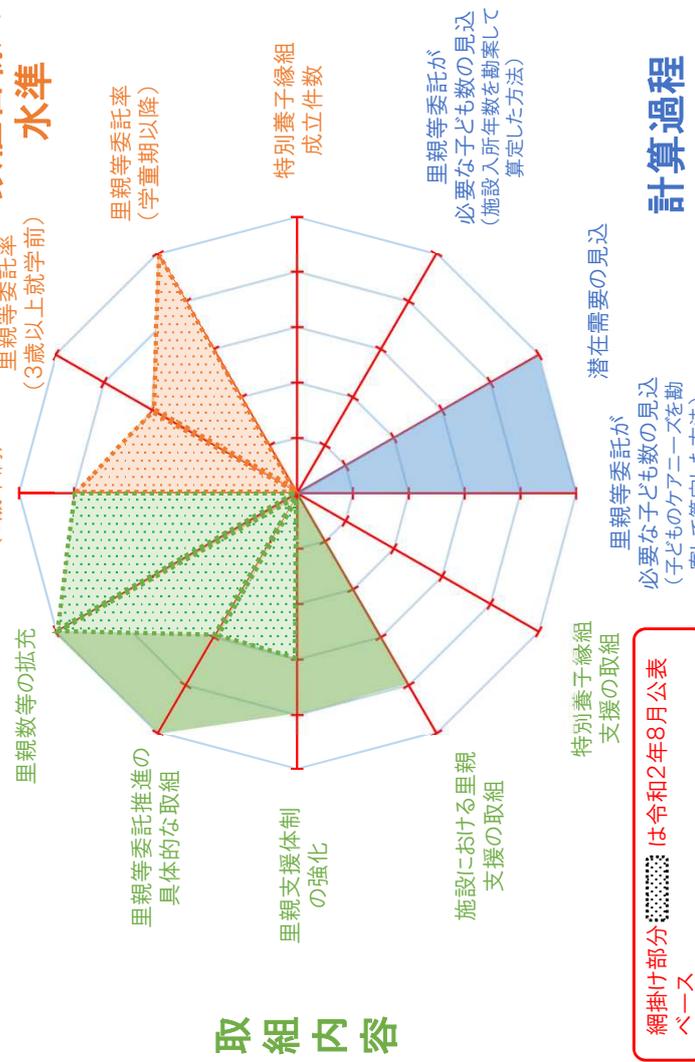
(※2) 里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
△：具体的な見込みはない
×：算定していない

(参考) 3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・ 一%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親等委託推進実施	里親等委託推進実施	里親等委託推進実施
広報	・代替養育を必要とする子どもを幅広く受け入れることできる「養育里親」を中心として社会的養育の受け皿となる里親等を確保する。 ・乳幼児及び児童養護施設、茨城県里親連合会などの関係団体と連携を図りながら里親制度の普及や活動やイベント活動を実施。 ・各市町村での里親制度説明会やSNS、ラジオ、広報紙等を活用した里親制度の広報啓発活動を実施	・里親登録に必要研修では養育里親に必要な専門的なスキルや心構えを習得できるよう研修方法や内容について必要な検討を行う。 ・里親登録の約2/3が未委託里親となっているが、今後委託に向けてトレーニングを実施し委託できる里親を増やす。	・里親登録に必要研修では養育里親に必要な専門的なスキルや心構えを習得できるよう研修方法や内容について必要な検討を行う。 ・里親登録の約2/3が未委託里親となっているが、今後委託に向けてトレーニングを実施し委託できる里親を増やす。
研修	・里親登録に必要研修では養育里親に必要な専門的なスキルや心構えを習得できるよう研修方法や内容について必要な検討を行う。 ・里親登録の約2/3が未委託里親となっているが、今後委託に向けてトレーニングを実施し委託できる里親を増やす。	・里親登録に必要研修では養育里親に必要な専門的なスキルや心構えを習得できるよう研修方法や内容について必要な検討を行う。 ・里親登録の約2/3が未委託里親となっているが、今後委託に向けてトレーニングを実施し委託できる里親を増やす。	・里親登録に必要研修では養育里親に必要な専門的なスキルや心構えを習得できるよう研修方法や内容について必要な検討を行う。 ・里親登録の約2/3が未委託里親となっているが、今後委託に向けてトレーニングを実施し委託できる里親を増やす。
マッチング	・里親委託決定後、保健師、児童相談所、里親支援専門相談員、教員、委託里親を含めたミーティングを実施し、マッチングの充実を図る。	・里親委託決定後、保健師、児童相談所、里親支援専門相談員、教員、委託里親を含めたミーティングを実施し、マッチングの充実を図る。	・里親委託決定後、保健師、児童相談所、里親支援専門相談員、教員、委託里親を含めたミーティングを実施し、マッチングの充実を図る。
訪問	・子どもの里親委託中における訪問支援については当事者の意見を踏まえ、効果的な支援方法等について必要な検討を行う。 ・里親委託後の訪問は児童相談所職員を中心に実施するが、ケースによっては、市町村職員(保健師等)も同行する。	・子どもの里親委託中における訪問支援については当事者の意見を踏まえ、効果的な支援方法等について必要な検討を行う。 ・里親委託後の訪問は児童相談所職員を中心に実施するが、ケースによっては、市町村職員(保健師等)も同行する。	・子どもの里親委託中における訪問支援については当事者の意見を踏まえ、効果的な支援方法等について必要な検討を行う。 ・里親委託後の訪問は児童相談所職員を中心に実施するが、ケースによっては、市町村職員(保健師等)も同行する。
施設	・里親支援専門相談員を乳幼児院及び児童養護施設設計21箇所に18箇所(18箇所)に配置し、里親委託の推進からマッチングや委託後の支援を実施。 ・児童相談所や市町村、茨城県里親連合会とも協力連携している。	・里親支援専門相談員を乳幼児院及び児童養護施設設計21箇所に18箇所(18箇所)に配置し、里親委託の推進からマッチングや委託後の支援を実施。 ・児童相談所や市町村、茨城県里親連合会とも協力連携している。	・里親支援専門相談員を乳幼児院及び児童養護施設設計21箇所に18箇所(18箇所)に配置し、里親委託の推進からマッチングや委託後の支援を実施。 ・児童相談所や市町村、茨城県里親連合会とも協力連携している。

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

里親等委託が必要な子ども数の見込み (子ども数のケアニーズを勘案して算定した方法)

里親等委託が必要な子ども数の見込み (施設入所年数を勘案して算定した方法)

取組内容

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【栃木県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの数の見込み方(※2)
	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上		
子ども数全体(人)	333,318人	300,955人	291,494人	278,328人	×	算式1	×	目標値採用		
代替養育を必要とする子ども数(人)	674人	677人	672人	642人	○	算式2	○			
里親等委託が必要な子ども数(人)	—	—	—	—	—	—	—			
里親等委託子ども数(人)	9人	12人	98人	124人	—	296人	—	(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		
里親等委託率(%)	12.3%	11.0%	22.5%	40.7%	53.1%	24.6%	41.0%	算式1・2以外		
特別養子縁組の成立件数	9件	18件	—	23件	—	—	—			

(※1)潜在的な需要の有無欄の見方
 ○：潜在的な見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △：潜在的な見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×：潜在的な見込みでない

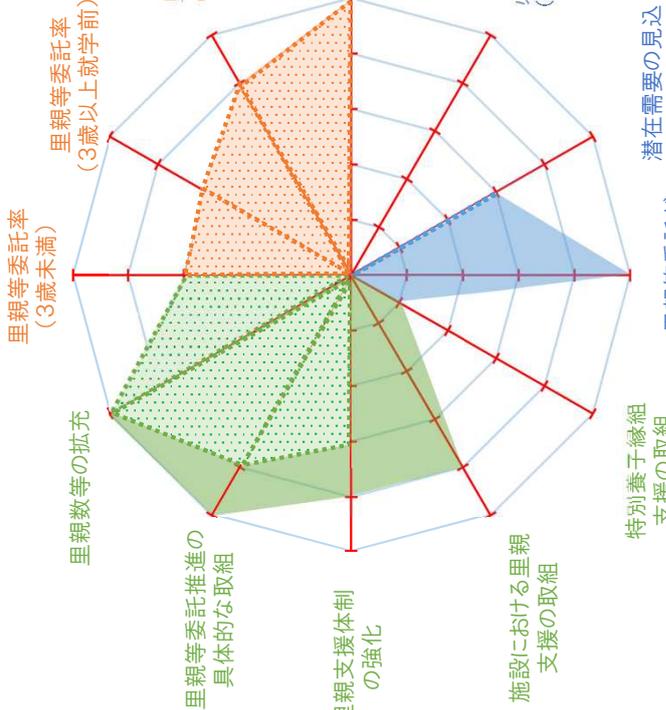
(※2)里親等委託が必要な子どもの数の見込み方欄の見方
 ○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×：算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・77.8%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策		里親数、ファミリーホームか所数
	里親支援体制 (フォスターリング体制)	具体的な取組	
広報 リクルート	○里親研修(基本研修、専門里親研修、養育里親、養子縁組里親、新里親委託里親、未委託里親、地区別里親及び里親全体を対象とした研修の実施、専門里親養成研修のための研修への派遣、 ○里親のフォローアップ 各児童相談所への里親委託推進員の配置、里親アドバイザーによる相談支援の実施、 ○里親の登録推進 地域における潜在的里親を開拓するための普及啓発活動の実施、 ○里親委託の促進 ふるまひ里親の専任 里親・里子の相性確認のための短期間の外泊等(マッチング)の実施。	・市のソーシャルワーカー等が率先して里親の活用を図るとともに、市町や関係機関と連携し、各種イベント等を通して、里親制度の積極的な普及啓発を行い、登録里親数並びに委託里親数の増加を促進する。	《実績》 (令和5年度) 登録里親数 272世帯 委託里親数 86世帯 ファミリーホーム 4か所 《今後の目標》 (令和6年度) 登録里親数 341世帯 委託里親数 136世帯 ファミリーホーム 5か所 (令和11年度) 登録里親数 509世帯 委託里親数 204世帯 ファミリーホーム 6か所
研修 トレーニング	○里親の登録推進 地域における潜在的里親を開拓するための普及啓発活動の実施、 ○里親委託の促進 ふるまひ里親の専任 里親・里子の相性確認のための短期間の外泊等(マッチング)の実施。	・里親の受託率の向上や、委託後の安定した養育の継続のため、登録前後研修や未委託里親への研修の充実を図り、里親のスキルアップを図る。	
マッチング		各見相ごとに、月に1回定例で(緊急の場合は随時)里親支援会議を実施し、マッチングを進めている。 ※里親支援会議・里親委託が可能な児童と受託可能な里親の洗い出し及びマッチング、委託中の里親及び児童の状況について確認。	
訪問 相談支援		・県内全域を対象に、一連の里親養育支援を包括的に実施するフォスターリング機関(一面所)を民間委託により令和3年度中に設置する。	
施設における里親支援の取組等		・児童相談所は、里親やファミリーホームへの委託中、定期的な家庭訪問やレスパイトケアの活用等により適時適切に里親等を支援するとともに、委託解除後のアフターフォローに努める。 ・委託時の里親を対象にした関係機関による支援会議(里親応援会議)の活用をはじめ、委託中の里親の負担軽減を図る。	特別養子縁組支援の取組

数値目標の水準



計算過程

里親等委託が必要な子ども数の見込
 (施設入所年数を勘案して算定した方法)

特別養子縁組支援の取組

里親等委託が必要な子ども数の見込
 (子どもケアニーズを勘案して算定した方法)

ネット部分
 ペース

は令和2年8月公表

11

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【群馬県】

里親等委託率の数値目標等

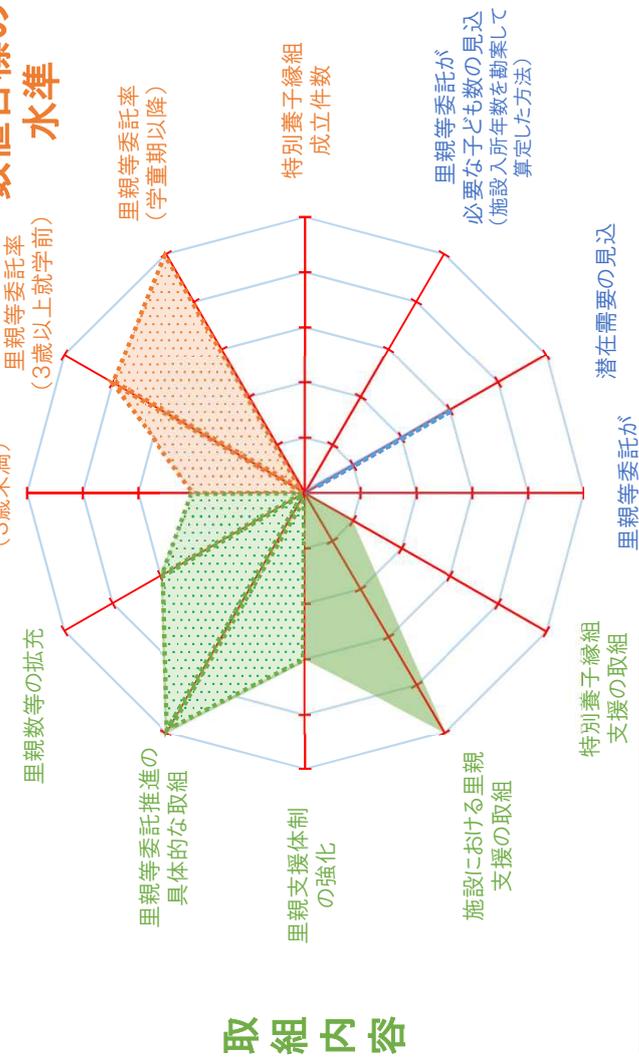
	実績 (令和元年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)
	乳幼児		学童期以降 3歳以上	乳幼児		学童期以降 3歳以上	乳幼児		学童期以降 3歳以上	乳幼児		学童期以降 3歳以上		
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上			
子ども数全体(人)	313,245人			257,176人			251,773人			232,381人			算式1	X
代替養育を必要とする子ども数(人)	64人	83人	339人	77人	99人	387人	101人	104人	80人	104人	404人	(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	19人	12人	60人	26人	46人	144人	30人	58人	32人	78人	202人	算式2	X	
里親等委託子ども数(人)	19人	12人	60人	26人	46人	144人	30人	58人	32人	78人	202人	(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		
里親等委託率(%)	29.7%	14.5%	17.7%	34.0%	46.0%	37.0%	38.0%	57.0%	40.0%	75.0%	50.0%		算式1・2以外	O
特別養子縁組の成立件数	10件													

(※1) 潜在的需要の有無欄の見方
 ○: 潜在的な見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △: 潜在的な見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×: 潜在的な見込みはない

(※2) 里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○: 具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △: 具体的な見込みはない
 ×: 算定していない

(参考) 3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・34.0%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

数値目標の水準



里親等委託推進に向けた取組

項目	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームが所教
	現状	県、児童相談所、里親会、各乳児院の里親支援専門相談員、里親会の普及・啓発として、①里親制度の普及、②里親トレーニング、③里親訪問等支援を、それぞれ担いながら実施している。	・里親制度の周知及び里親確保のため、関係機関にも連携した広報活動を実施する。 ・配布、ラジオ、行政機関の広報媒体、イベントや店舗でのリーフレット配布、講演会、制度説明会、出前講座等。 ・11小学校区に「里親家庭」を目標に、地域ごとに里親を確保することを念頭に選んだリクルート活動を行う。 ・里親登録時や更新時の施設研修を始め、里親に対する研修など、里親の養育方向向上のための支援を行う。 ・被虐待児や発達障害児など養育が難しい児童の増加が見込まれることから、里親の養育技術等の向上のための研修の充実、里親の一時の休息のための援助(ショートケア)を利用しやすい環境づくりを行う。 など
今後の取組	・子どもに最善の養育を提供するために、里親が適切な支援を受けられるように、里親制度に対する社会的理解をより一層促進するとともに、里親のリクルート、研修、支援などを里親とチームとなって一貫して行うフォスタリング体制による包括的な支援体制を構築することが不可欠であり、フォスタリング体制を中心とした里親確保と連携し、県全域で地域格差のない里親支援を行っていく。	・フォスタリング機関が持つ里親家庭に関する情報や、児童相談所及び子どもが入所する施設が持つ子どもに関する情報など、関係機関が持つそれぞれのアセスメント情報を持ち寄り、適切なマッチングを行う。 ・乳児院及び児童養護施設の里親支援専門相談員を里親登録数や里親委託率の増加を踏まえながら増員し、令和6年度には全乳児院及び児童養護施設に配置する。 ・里親やファミリーホームが安心して子どもを養育できるよう、児童相談所に里親養育支援児童福祉司を配置するなど、児童相談所のサポート体制を強化する。 など	特別養子縁組支援の取組

取組内容

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【埼玉県・さいたま市】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)				5年目 (令和6年度末)				7年目 (令和8年度末)				10年目 (令和11年度末)				潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	目標値採用
	乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降				
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	165,755人	240,052人	776,811人	148,017人	215,783人	718,795人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	算式1	×		
代替養育を必要とする子ども数(人)	193人	303人	1,291人	199人	275人	1,396人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	算式2	○	(注) 子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	32人	77人	286人	72人	109人	422人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	算式2	○	(注) 子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託子ども数(人)	32人	77人	286人	72人	109人	422人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	算式2	○	(注) 子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託率(%)	16.6%	25.4%	22.2%	36.0%	39.0%	30.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	算式1・2以外	×		
特別養子縁組の成立件数	19件																		

(※1) 潜在的必要の有無欄の見方
 ○: 潜在的必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △: 潜在的必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×: 潜在的必要を見込んでいない

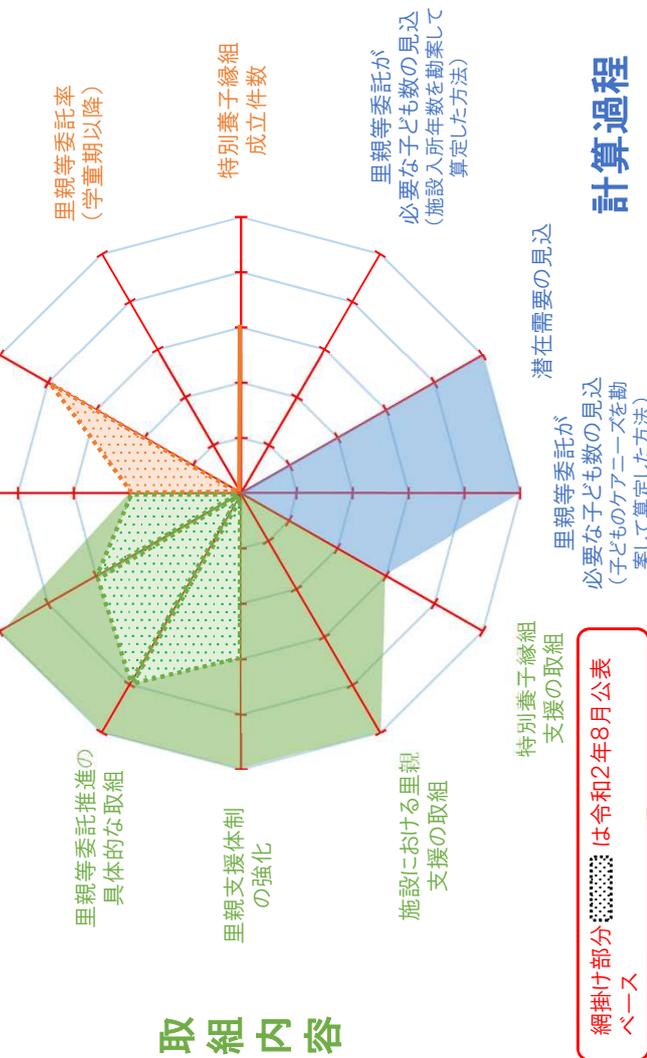
(※2) 里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○: 具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △: 具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×: 算定していない

(参考) 3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・36.0%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策	里親等委託率
	具体的な取組	里親等委託率
現状	<ul style="list-style-type: none"> 里親への研修や委託後の訪問支援などを行う里親等委託調整員、里親の理解を進める里親委託強化推進員を各児童相談所に配置し、里親制度の普及啓発を進めています。 里親のリクルートから里親委託後のサポートまでを包括的に支援する里親フォロースタッフ専門員と連携した里親委託の推進に取り組んでいます。 登録後の未委託から委託後支援について、一般社団法人里親会に「しかりサポート事業」として実施。各児童相談所の委託後支援とは別に実施し、重層的な支援をしています。 	<ul style="list-style-type: none"> 里親への研修や委託後の訪問支援などを行う里親等委託調整員、里親の理解を進める里親委託強化推進員を各児童相談所に配置し、里親制度の普及を進めます。 里親のリクルートから里親委託後のフォローアップまでを包括的に支援する里親フォロースタッフ専門員と連携した里親委託の推進に取り組んでいます。 登録後の未委託から委託後支援について、「しかりサポート事業」として引き続き実施。各児童相談所の委託後支援と併せ、重層的な支援をしていきます。
甲修トレーニング	<ul style="list-style-type: none"> 未委託里親に社会的養育が必要な子供の現状を知ってもらい、理解を深めてもらうため、未委託里親と施設入所児とのふれあい交流を進める。 未委託里親に対する委託中の里親宅での実習や子供との交流を進めるなど委託の推進に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 里親等委託率(学童期以降) 特別養子縁組成立件数
マッチング	<ul style="list-style-type: none"> 明らかに家庭引取りが思込みのない新生児などのできる限り早い段階での乳幼児里親委託を推進する。 原則として、毎月1回から2回、各児童相談所において、マッチング会議を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 里親等委託率 特別養子縁組成立件数
訪問相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 乳児院及び児童養護施設の里親支援専門相談員を里親登録数や里親委託率の増加を踏まえながら増員し、令和6年度には全乳児院及び児童養護施設に配置する。 委託後も定期的な訪問するなど切れ目のない支援を行う。 児童養護施設等に専任の里親支援専門相談員を配置し、児童家庭支援センターとの連携を促して、養育相談など里親の支援を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 里親等委託率 特別養子縁組成立件数
特別養子縁組支援の取組	<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設や乳児院に配置している里親支援専門相談員が、里親委託が可能な里親の情報について、児童相談所に報告し、招請する。加えて、里親委託が可能な児童の相対起しや委託里親家庭の訪問支援、里親サロンへの参加、施設イベントの里親子の招待等を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 里親等委託率 特別養子縁組成立件数

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【千葉県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)				5年目 (令和6年度末)				7年目 (令和8年度末)				10年目 (令和11年度末)				潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)
	乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降			
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	141,000人	202,000人	723,000人	184,000人	129,000人	184,000人	652,000人	181,000人	125,000人	181,000人	639,000人	122,000人	174,000人	620,000人	算式1 X (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	X		
代替養育を必要とする子ども数(人)	105人	193人	782人	114人	114人	198人	811人	-	-	-	811人	114人	192人	812人	X (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法			
里親等委託が必要な子ども数(人)	32人	72人	197人	65人	65人	87人	239人	-	-	-	239人	86人	97人	264人		O		
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O 以外		
里親等委託率(%)	30.5%	37.3%	25.2%	57.0%	42.9%	29.5%	42.9%	29.5%	75.4%	50.5%	32.5%	75.4%	50.5%	32.5%				
特別養子縁組の成立件数	24件(普通養子縁組含む)																	

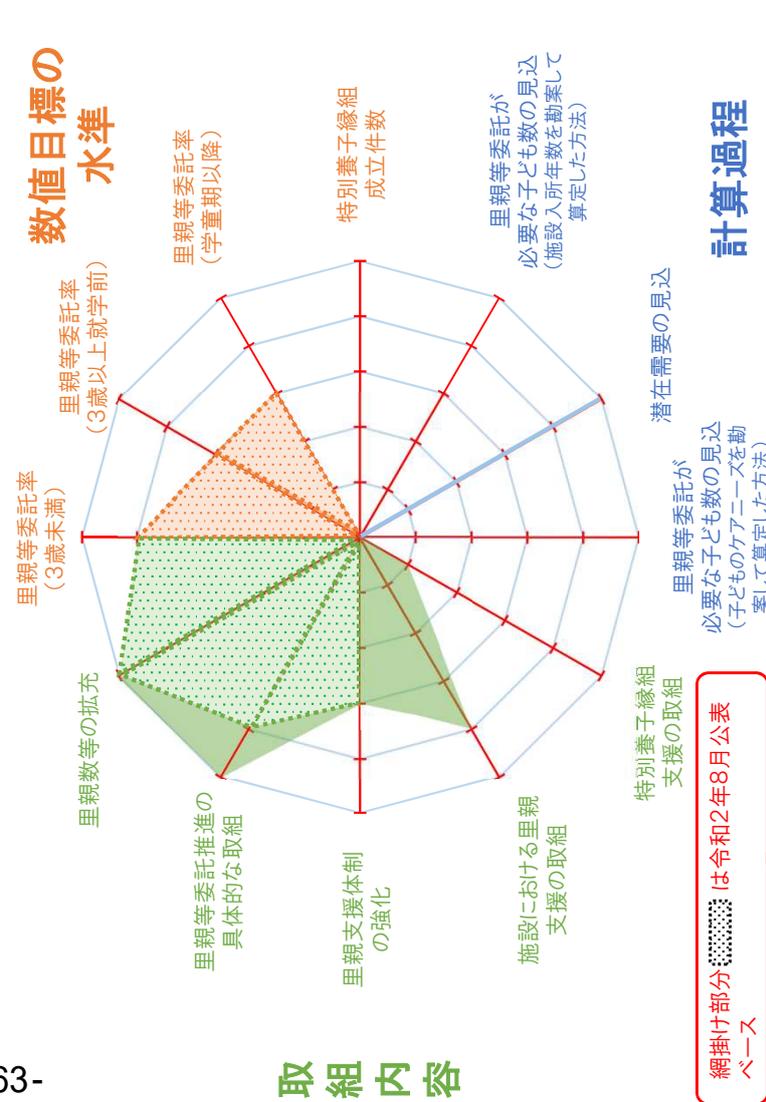
(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 O: 潜在的な見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △: 潜在的な見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 X: 潜在的な見込みはない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 O: 具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △: 具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 X: 算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)… 57.0%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策 具体的な取組	里親等委託率 数値目標
	広域ネットワーク	里親に関心がある方などを対象としたイベントである里親大会や、児童相談所の管轄区域ごとに里親制度説明会を開催するとともに、「里親月間」である10月を中心にキャンペーンを行うなど、広報啓発活動を強化する。
研修トレーニング	里親として必要な基礎的知識や技術を習得するための研修に加え、養育にあたって直面する様々な課題や悩みをテーマにした研修や、子どもを委託された里親に対するトレーニング事業を実施するなど、里親向けの研修を強化し養育技術の向上を図るとともに、里親が研修を受講しやすくなるよう支援を検討する。	特別養子縁組 成立件数
マッチング	マッチング期間における子供との面会や、里親宅における外出にかかる生活費や交通費を支援する。	潜在的な見込み
訪問相談支援	里親の養育にあたっての負担を軽減するため、子どもが委託されている里親家庭に対する生活や養育に関する相談や援助等の訪問支援や、里親負担軽減(保護加入)への補助、里親等が相互交流・情報交換できる里親サロン開催などの養育支援に関する取組を更に強化する。	里親等委託が必要な子ども数の見込み (施設入所年数を勘案して算定した方法)
施設における里親等委託	里親に対する支援を強化するため、児童相談所に里親担当の児童福祉司や里親対応専門員を配置します。	里親等委託が 必要ない子ども数の見込み (施設入所年数を勘案して算定した方法)
施設における里親等委託	乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センターなどの関係機関が継続的に里親を支援できる体制を構築し、施設に里親支援専門員が配置されるよう取組む。	潜在的な見込み (子ども数の見込みを勘案して算定した方法)
施設における里親等委託	施設に配置されている里親支援専門相談員は自主的に毎月会議を開催し、情報を共有しているとともに、里親研修での施設研修の受け入れを積極的にしている。	里親等委託が 必要ない子ども数の見込み (子ども数の見込みを勘案して算定した方法)



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【東京都】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要ない子ども数の見込み方(※2)	目標値採用
	乳幼児		乳幼児		乳幼児		乳幼児				
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上			
子ども数全体(人)	330,393人	332,696人	339,741人	322,269人	340,324人	322,822人	339,735人	322,263人	1,283,235人	×	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法
代替養育を必要とする子ども数(人)	406人	428人	490人	535人	499人	544人	505人	550人	3,643人	×	算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
里親等委託が必要ない子ども数(人)	52人	98人	69人	161人	143人	208人	901人	278人	1,224人	○	算式1・2 以外
里親等委託子ども数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
里親等委託率(%)	12.8%	22.9%	14.1%	30.1%	28.7%	38.2%	25.1%	50.5%	33.6%	—	—
特別養子縁組の成立件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(※1)潜在的必要の有無欄の見方
 ○：潜在的必要の見込みありかつ具体的な計算過程の記載あり
 △：潜在的必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×：潜在的必要の見込みはない

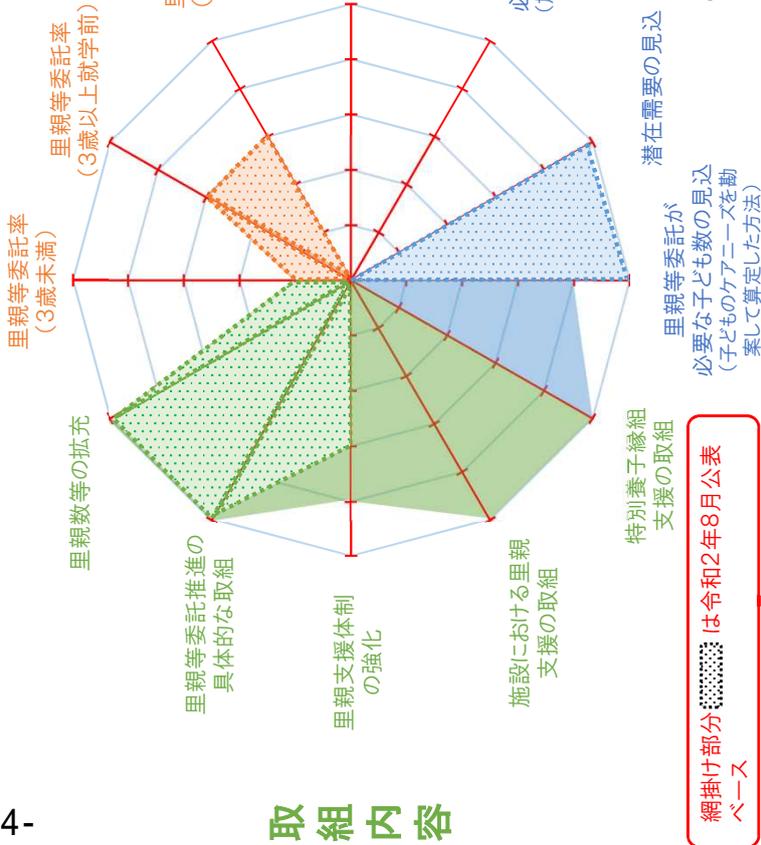
(※2)里親等委託が必要ない子ども数の見込み方欄の見方
 ○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×：算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・14.1%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)
 における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームが所数
	里親支援体制 (フォスタリング体制)	具体的な取組	
現状	平成30年1月から、児童相談所をばはじめ、里親支援期間、児童養護施設、乳児院、区市町村の母子保健部門や子供家庭支援センター等の各関係機関が連携しながら、それぞれの役割に応じた専門的な支援を行う体制(チャーム教育)を整備。	民間ノウハウを活用した普及啓発の実施。 ・調査や登録里親の属性の分析等に基づく戦略的な広報の実施。 ・区市町村と連携し、地域の様々な機関(学校、保育所、幼稚園、児童館、自治会等)を通じてリクルートの推進。 ・高齢児等を希望する里親の効率的なリクルート方法の検討。 ・障害児等の専門的ケアを必要とする児童を養育する専門養育家庭のリクルートの推進。 ・不測事例を踏まえ、支援の難しい児童の養育の仕方など、養育力の向上を図る研修の充実。 ・被措置児童等虐待事例も踏まえ、子供の権利擁護への理解を深める研修の実施。 ・未委託里親に対する短期委託や一時保護委託による児童の受け入れ、経験豊富な里親・インターンシップの実施などスキルアップ機会の提供。など	《実績》 (令和元年度) 登録里親数 951世帯 委託里親数 396世帯 ファミリーホーム 29か所 《今後の目標》 (令和6年度) 登録里親数 1,363世帯 委託里親数 一世代 ファミリーホーム 一か所 (令和11年度) 登録里親数 2,622世帯 委託里親数 一世代 ファミリーホーム 一か所
今後の取組	・フォスタリング業務を包括的に民間機関に委託するフォスタリング機関事業を強化を図る。 ・フォスタリング業務を包括的に民間機関に委託するフォスタリング機関事業のモデル実施を行い、その実施の状況等を踏まえて、他の地域における実施の方法を検討した上で、一貫性、継続性のある里親支援体制の構築を図る。 ・令和6年度までに全ての都庁設置相談所担当地域でフォスタリング機関事業を実施	・乳幼児の積極的な委託に向けた取組の検討。 ・里親に対して親子再統合に向けた里親支援の重要性の伝達 ・里親委託中の児童の実態交流に際して、民間機関が児童福祉司の業務を支援する仕組みの検討。 ・措置権限を持たない民間機関による一時的な相談窓口として寄り添い型支援の実施。 ・子供の最善の利益を守るため、第三者が児童や里親などから意見を聴き、調査や助言等を行う新たな仕組みの構築を検討。 ・フォスタリング業務を委託している法人が児童養護施設を運営しているため、施設を活用した車庫落ちなどを行っている。全額において、里親支援専門相談員が児童委託中の里親家庭の定期的な訪問を行っている。	特別養子縁組支援の取組 平成29年度から、養子縁組が最善と判断した場合に、できる限り早期に委託する新生児委託推進事業に取り組みんでいる。また、養子縁組民間あっせん機関に対する許可や指導を行うとともに、助成事業にも取り組んでいる。

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

取組内容

里親等委託率の数値目標等

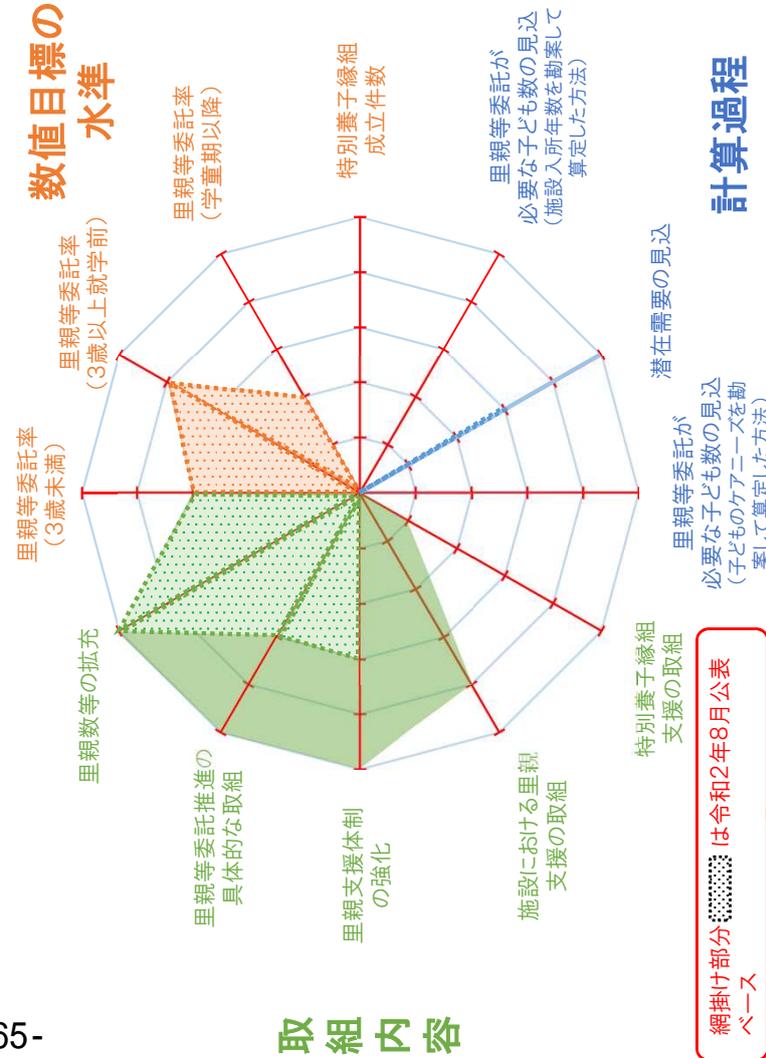
	実績 (平成30年度末時点)		5年度 (令和6年度末)		7年度 (令和8年度末)		10年度 (令和11年度末)		潜在的必要性の有無 (※1)	里親等委託が必要ない子ども数の見込み方(※2)	目標値採用
	乳幼児		乳幼児		乳幼児		乳幼児				
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上			
子ども数全体(人)	60,691人	86,768人	54,417人	78,324人	53,525人	76,190人	52,990人	280,110人		算式1 ×	(注) 施設入所年数を勘案して算定した方法
代替養育を必要とする子ども数(人)	109人	115人	106人	112人	104人	108人	104人	470人		算式2 ×	
里親等委託が必要ない子ども数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	○		
里親等委託子ども数(人)	17人	41人	37人	67人	70人	—	77人	116人			
里親等委託率(%)	19.5%	40.6%	34.2%	59.2%	13.8%	—	75.0%	24.6%			算式1・2以外 ○
特別養子縁組の成立件数	—										

(※1) 潜在的必要性の有無欄の見方
 ○：潜在的必要性の見込みありかつ具体的な計算過程の記載あり
 △：潜在的必要性の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×：潜在的必要性を見込んでいない

(※2) 里親等委託が必要ない子ども数の見込み方欄の見方
 ○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △：具体的な計算過程の記載なし
 ×：算定していない

(参考) 3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・34.2%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ページ

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数 (実績)
	里親委託推進体制 (フォスタリング体制)	具体的な取組	
現状	本県では、児童相談所、児童養育施設に併設した家庭養育支援センター、乳児院や児童養育施設に配置する里親支援専門相談員、さらに里親センターが連携し、里親委託を推進してきました。里親委託は児童相談所と連携しながらかつ広域的な調整を行っている。里親相談所は、里親の認定登録手続き及び子どもを里親委託する機関として、里親委託率を担っている。	・里親制度の普及啓発や里親養成しやすい地域づくりについて、市町村の理解・協力が得られるよう働きかけしていく。 ・児童相談所による里親講座の開催、管内医療機関への説明を基盤として、ターゲットを明確化したうえで、対象を絞ったワークショップを実施していく。 ・虐待により心身に影響を受けた子どもや養育のある子どもなど、専門的なケアを必要とする子どもも、できるだけ里親のもとで養育することができるよう、専門里親を育成していく。具体的には、看護師や保育士等の資格があるなど、専門的知識を持った里親の増加や、里親への研修の実施に取り組む。 ・緊急一時保護委託や短期間の委託受、里親のスキルアップトレーニングのための制度としても活用できるように方策を検討していく。	241世帯 令和5年度 登録里親数 109世帯 委託里親数 ファミリーホーム 0か所
今後の取組	・フォスタリング業務の実施体制をさらに充実させるとともに、里親研修の充実等を通じて、病児や障害などの様々な課題を抱える子ども達の養育技術の向上を図るようしていく。 ・里親センター、家庭養育支援センター、児童相談所が連携し、里親制度の普及啓発、里親の研修、里親研修、子どもと里親家庭とのフォスタリング業務をより効率的に実施できる体制を整備する。	・里親による里親への養育希望調査の実施(委託を希望する里親の年齢・性別・障害の有無等について毎年年度確認) ・状況に応じて特約里親としての登録も求めているため、結果として養子縁組里親には養育里親比での登録も増えている。 ・里親里親の増えをきっかけとして、保護者の意向の取得率を上げるための取組を進める。	360世帯 令和11年度 登録里親数 271世帯 委託里親数 ファミリーホーム 0か所
特別養子縁組支援の取組			特別養子縁組支援の取組
訪問相談		・里親委託を推進できるよう、里親や里親会の協力を得ながら、里親支援センター事業の拡充などを検討するとともに、委託後の里親を支える相談支援やレスパイトを含め、必要な事業を実施する。 ・各児童相談所に里親支援担当の児童福祉司を配置し、地域の社会資源を活用したネットワークによる里親支援を強化していく。	
施設における里親委託の取組等		・17施設中16施設に里親支援専門相談員を配置(残り1施設は職員体制の事情により令和2年度の配置が予定)。また、里親センターが中心となり、各施設の里親委託児童を基盤とした連絡会を開催している。 ・各児童相談所区域ごとに、児童相談所等設置する社会福祉法人に対し、家庭養育支援センター業務を委託し、施設の立構から里親委託の推進を図っていく。	

取組内容

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【新潟県・新潟市】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年度 (令和6年度末)		7年度 (令和8年度末)		10年度 (令和11年度末)		潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)
	学童期以降		学童期以降		学童期以降		学童期以降			
	乳幼児 3歳未満	3歳以上	乳幼児 3歳未満	3歳以上	乳幼児 3歳未満	3歳以上	乳幼児 3歳未満	3歳以上		
子ども数全体(人)	317,618人		281,798人		-		245,664人		算式1 ○	○
代替養育を必要とする子ども数(人)	36人	39人	34人	40人	-	-	28人	39人	(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	○
里親等委託が必要な子ども数(人)	10人	19人	18人	28人	-	-	17人	30人	算式2 ×	×
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	×
里親等委託率(%)	27.8%	48.7%	53.0%	70.0%	53.0%	53.0%	61.0%	77.0%	算式1・2以外	×
特別養子縁組の成立件数	8件		15件		-		15件			

(※1)潜在的必要の有無欄の見方
○：潜在必要の見込みあり、かつ算定結果の記載あり
△：潜在必要の見込みはあるが、算定結果の記載なし
×：潜在必要を見込んでいない

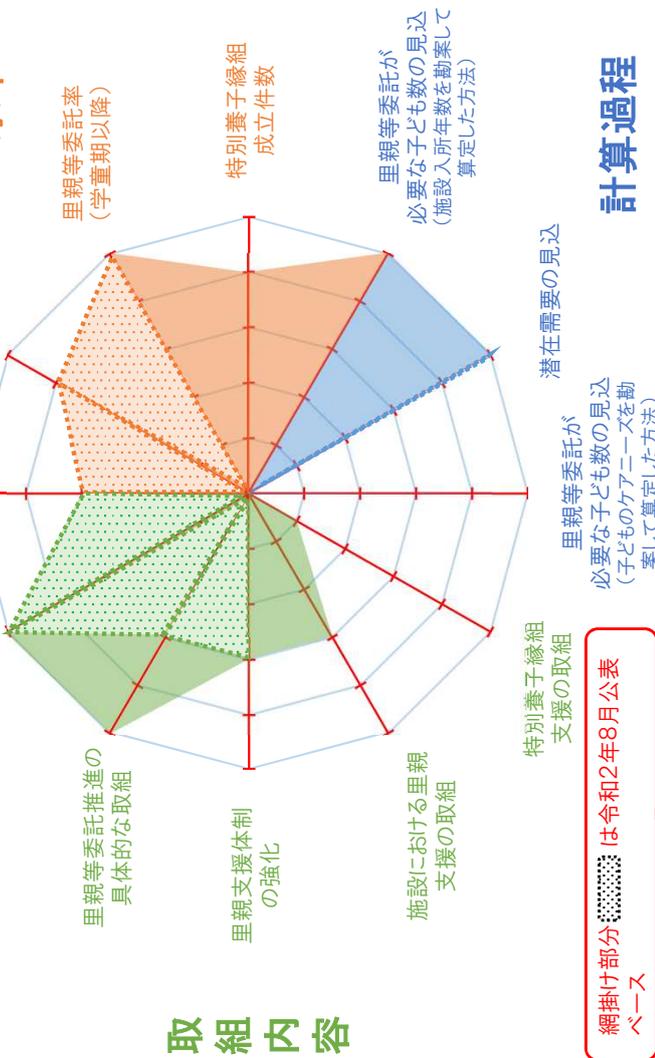
(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
○：具体的な計算過程の記載あり
△：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
×：算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年度(令和6年度末)・・・85.3%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策	
	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組
現状	フォスタリング機関がなく、里親養育の支援の多くを児童相談所が担う。	・新潟県 ○新潟県 一般向け制度講演会や個別相談会を開催し、里親月間中にTV等の媒体を活用した広域啓発を実施。 ○新潟市 毎月制度説明会や個別相談会を開催。②大型商業施設にて制度チラシ等の配布やパネル展示を推進(年3回程度)。③里親登録が少ない区域を中心に制度チラシの自治会巡回を実施。④制度講演会を開催し基幹講演、里親会からの体験発表(年1回) ・里親による養育の質の向上のために、法定研修のみならず、里親同士の交流や任意の研修開催など、里親同士で高め合える場を提供する。 ・より多くの里親に子どもを委託することができるよう、効果的な研修を実施するとともに、一時保護や家庭生活体験事業などで、里親が子どもと関わる機会を増やすよう努める。
今後の取組	今後、将来的なフォスタリング業務の包括的視野に、里親支援機関の連携機能の充実を図る(里親リクルートの強化や未委託里親への研修等による里親の専門性の向上など)とともに、施設や里親会との連携を推進する。 ・里親養育を包括的に支援するため、児童相談所の体制強化を図ること併せて、フォスタリング機関の設置に向けて取り組む。	・児童相談所の担当児童福祉司及び里親相談支援員が施設職員(配置施設においては里親支援専門相談員)と連携して実施。 ・里親委託がボランティアに基づき、定期的な訪問・通所等を担当のケースワーカー・心理士・里親担当職員、それぞれの役割の中でフォローしていく。特に里親を委託した場合は地域の保健師と里親を繋ぎ、専門的な立場から養育についての相談支援を実施。 ・乳児院に配置されている里親支援専門相談員等と連携して里親委託推進を図っている。 ・令和元年度より里親リーディング事業を委託実施しており、研修の運営を担う乳児院が、里親委託推進を進めている。
里親数等の拡充		里親数・ファミリーホームか所数 (実績) 令和5年度) 258世帯 登録里親数 110世帯 委託里親数 3か所 ファミリーホーム 《今後の目標》 令和6年度) 315世帯 登録里親数 137世帯 委託里親数 4か所 ファミリーホーム 令和6年度) 327世帯 登録里親数 143世帯 委託里親数 5か所 ファミリーホーム
特別養子縁組の取組		特別養子縁組支援の取組 ・望まない妊娠等の事由により里親による養育が見込めない場合は、児童相談所や市町村から制度の案内を行う ・図ついている方に対し、特別養子縁組という制度があることを産婦人科医の協力を得ながら、広く周知していく。

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

里親等委託が必要な子ども数の見込み(子ども数のケアニーズを勘案して算定した方法)

特別養子縁組支援の取組

令和2年8月公表

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【富山県】

里親等委託率の数値目標等

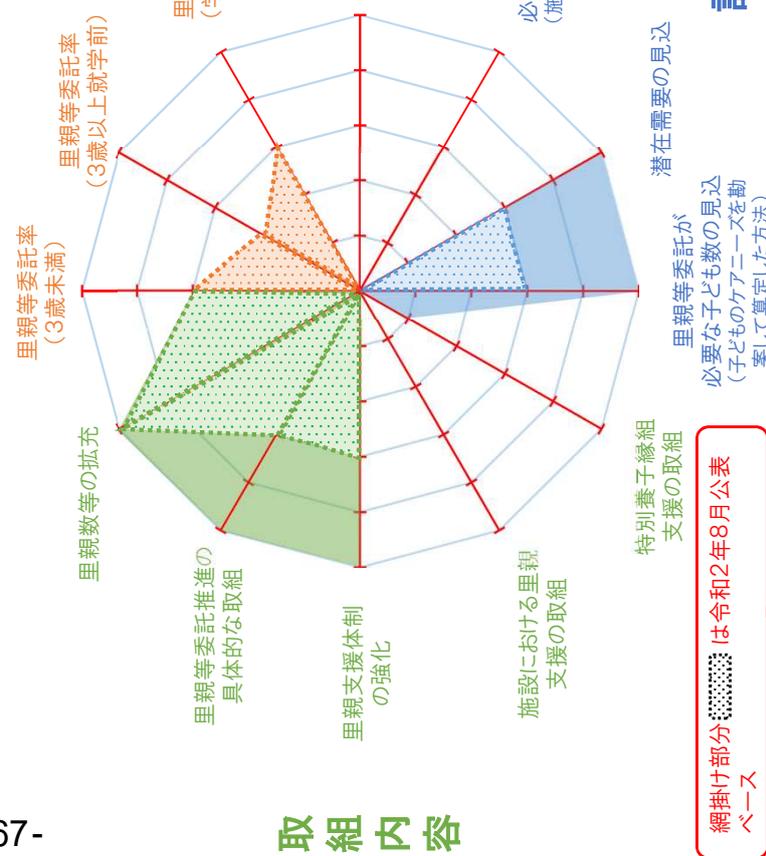
	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)
	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上		
子ども数全体(人)	13人	23人	13人	23人	13人	23人	13人	23人		算式1 × (注)施設入所年数を勘案して算定した方法
代替養育を必要とする子ども数(人)	4人	1人	6人	8人	—	—	9人	15人	△	算式2 ○ (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
里親等委託子ども数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—		算式1・2以外
里親等委託率(%)	30.8%	4.3%	46.0%	35.0%	—	—	66.7%	66.7%		
特別養子縁組の成立件数	1件		—		—		—			

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
○：潜在的な見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
△：潜在的な見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
×：潜在的な見込みはない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
△：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
×：算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・46.0%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

数値目標の水準



里親等委託推進に向けた取組

項目	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームが所数 《実績》 (令和元年度) 77世帯 令和里親数 19世帯 委託里親数 1か所 ファミリーホーム 《今後の目標》 (令和6年度) 記載なし 令和里親数 30世帯 委託里親数 記載なし ファミリーホーム 記載なし (令和11年度) 記載なし 令和里親数 40世帯 委託里親数 記載なし ファミリーホーム
	広域リクルーティング	・乳児院(日赤富山県支部)へ里親支援機関連業務(里親への相談支援研修、里親制度の普及啓発等)を委託し、児童相談所と連携した里親支援体制をとっている。	・講演会や制度説明会、駅の地下通路において啓発ポスターの掲示、リーフレットの配布など、里親制度の普及啓発に積極的取組。 ・令和2年7月から乳児院に里親リクルーターを配置している。
研修		・法定研修の他に、年2回程度、テーマ別の里親スキルアップ研修(講義、ロールプレイ等)の実施 ・今後は未委託里親への研修等により里親の専門性の向上を図る。	
マッチング		・児童相談所では、里親委託が適当と判断された子どもについて、その子どもに適した委託候補里親を選定し、委託に向けた調整や支援を随時実施するとともに、過去3年間子どもを委託していない里親への訪問調査等を実施している。 ・乳児院においては、年1回里親意向調査(里親の近況・受託可否等)の実施。	
訪問相談支援		・将来的なフォスタリング(里親養育支援)業務の包括的委託を視野に、里親支援機関連の支援機能の充実を図るとともに、児童相談所や里親会との連携を推進する。 ・児童相談所等における里親支援専門相談員の配置など、民間団体等における里親養育支援機能の充実を図り、関係機関が連携し里親養育支援を推進する。	
施設における里親支援の取組等		・児童相談所に里親養育支援担当児童福祉司を配置し、また、児童相談所等においても里親支援専門相談員の配置を促進する。 ・里親への相談支援や里親サロン、里親里子交流促進事業(キャンプ)を実施し、支援の充実を図っている。	特別養子縁組支援の取組

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

取組内容

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【石川県・金沢市】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (令和元年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的必要性の有無 (※1)	里親等委託が必要ない子どもの数の見込み方(※2)
	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上		
子ども数全体(人)	25,290人	36,000人	110,701人	-	-	-	-	算式1 ○	○	(注)施設入所年数を勘案して算定した方法
代替養育を必要とする子ども数(人)	22人	35人	223人	18人	30人	226人	17人	211人	○	(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	8人	12人	59人	11人	74人	○	(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
里親等委託子ども数(人)	5人	8人	40人	-	-	-	-	-	○	(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
里親等委託率(%)	22.7%	22.9%	13.5%	40.0%	40.0%	26.0%	60.0%	35.0%	×	算式1・2以外
特別養子縁組の成立件数	5		5		5		5			

(※1)潜在的必要性の有無欄の見方

- : 潜在的必要性の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
- △: 潜在的必要性の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
- ×

(※2) 里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方

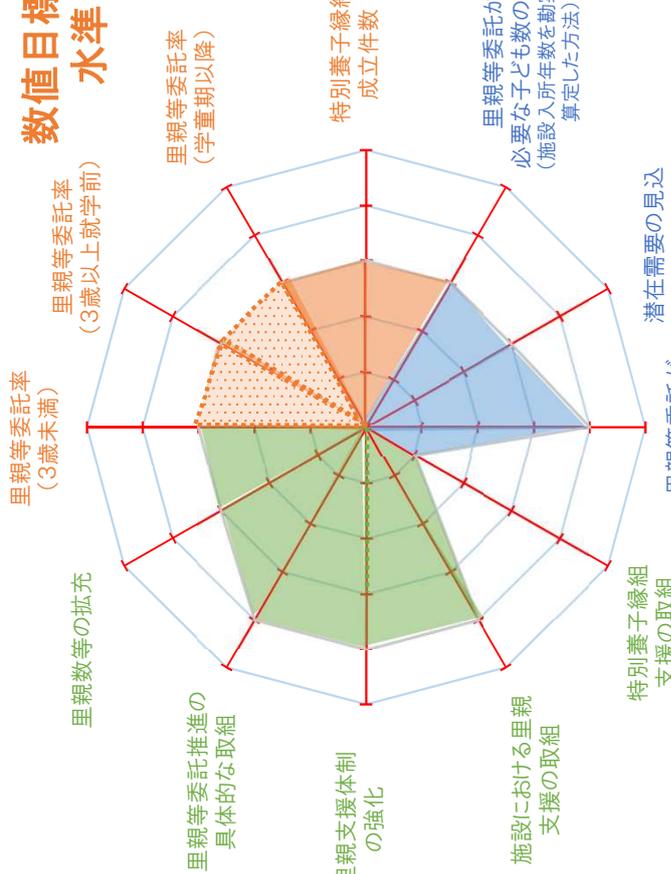
- : 具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
- △: 具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
- ×

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・69.6%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策	里親委託推進施策	里親委託推進施策
	里親委託推進体制 (フォスタリング体制)	現 状	真実的な取組
広報	令和2年10月より、県内の児童家庭支援センター1カ所にフォスタリング業務の一部を委託。広報啓発活動、未委託里親向けの研修等を実施。	次のような活動を通じて里親の新規開拓を行う。 ・活動の「登録里親からの聞き取り」により、登録里親の身近に里親を希望する方がいれば、訪問可能な可能性のある、児童福祉に意識の高い福祉関係者、医療機関、大学の教育機関、保母関係者等を中心に訪問を行う。 ・里親登録の告知を行う。 ・プレミアムサポート事業など県外の児童福祉関係者等と連携し、里親制度の周知を行う。 ・新規開拓した里親希望者に対して、希望動機や里親制度の趣旨(社会的養育の趣旨)への理解度、家庭の状況等、里親への適性を丁寧に確認するためのアセスメントを実施する。	《実績》 (令和5年度) 登録里親数 137世帯 委託里親数 40世帯 フォスタリングホーム 2カ所 《今後の目標》 ・今後、更に里親委託を進めていくために、里親を伸ばしていくとともに、児童相談所以外の外部機関が専門的養育知識をもとにフォスタリング業務を行い、里親への包括的な支援を行う体制の構築が必要である。
研修	里親の養育技術向上に繋がる研修(登録研修等)の法定研修(以外)を企画し、未委託里親や里親の成長、里親を中心とした実施する。これに加えては、産科による研修のほか、併設する児童養護施設や乳児院の活用や、県内のファミリーホーム等とも連携し、実地での研修も積極的に実施する。	・里親の養育技術向上に繋がる研修(登録研修等)の法定研修(以外)を企画し、未委託里親や里親の成長、里親を中心とした実施する。これに加えては、産科による研修のほか、併設する児童養護施設や乳児院の活用や、県内のファミリーホーム等とも連携し、実地での研修も積極的に実施する。	・フォスタリング関係、新規開拓から研修まで幅広い過程において里親が、里親委託に関する情報を、児童相談所は子ども行動特性や子ども及び児童のニーズに関する情報を、子どもが児童養護施設等に入所している場合や児童養護施設等に一時保護委託がなされている場合には、当該児童養護施設等ににおける子どもの情報を、それぞれが持ち寄り(個別)にわたる情報共有に努めながら、里親候補者の選定を行う。 ・児童相談所からマッチングの実施を受けている場合は、児童相談所や里親支援専門相談員とも連携しながら、当該情報を活用し、適切なマッチングに努める。
マツチング	里親の確保に向けた新規里親開拓への取組をはじめ、里親の養育力のさらなる向上のための研修の実施、受託里親への養育相談支援など一連の里親支援業務を包括的に実施する。専門機関の設置を促進し、里親への支援体制の構築を図る。	・里親が孤立しないよう、新規開拓から研修までの繋がりを通程において、里親とフォスタリング機関との間で信頼しやすく信頼関係構築しておく。 ・電話による相談のほか、定期に里親家庭を訪問し、里親からの養育上の相談のりとともに、委託児童の状況の確認も行う。また、児童の発言等を行うことができるよう、里親支援専門相談員や併設する児童養護施設職員とも連携を図るものとする。	・里親が孤立しないよう、新規開拓から研修までの繋がりを通程において、里親とフォスタリング機関との間で信頼しやすく信頼関係構築しておく。 ・電話による相談のほか、定期に里親家庭を訪問し、里親からの養育上の相談のりとともに、委託児童の状況の確認も行う。また、児童の発言等を行うことができるよう、里親支援専門相談員や併設する児童養護施設職員とも連携を図るものとする。
訪問相談支援	里親の確保に向けた新規里親開拓への取組をはじめ、里親の養育力のさらなる向上のための研修の実施、受託里親への養育相談支援など一連の里親支援業務を包括的に実施する。専門機関の設置を促進し、里親への支援体制の構築を図る。	・里親が孤立しないよう、新規開拓から研修までの繋がりを通程において、里親とフォスタリング機関との間で信頼しやすく信頼関係構築しておく。 ・電話による相談のほか、定期に里親家庭を訪問し、里親からの養育上の相談のりとともに、委託児童の状況の確認も行う。また、児童の発言等を行うことができるよう、里親支援専門相談員や併設する児童養護施設職員とも連携を図るものとする。	・里親が孤立しないよう、新規開拓から研修までの繋がりを通程において、里親とフォスタリング機関との間で信頼しやすく信頼関係構築しておく。 ・電話による相談のほか、定期に里親家庭を訪問し、里親からの養育上の相談のりとともに、委託児童の状況の確認も行う。また、児童の発言等を行うことができるよう、里親支援専門相談員や併設する児童養護施設職員とも連携を図るものとする。
施設における里親支援	里親の確保に向けた新規里親開拓への取組をはじめ、里親の養育力のさらなる向上のための研修の実施、受託里親への養育相談支援など一連の里親支援業務を包括的に実施する。専門機関の設置を促進し、里親への支援体制の構築を図る。	・里親が孤立しないよう、新規開拓から研修までの繋がりを通程において、里親とフォスタリング機関との間で信頼しやすく信頼関係構築しておく。 ・電話による相談のほか、定期に里親家庭を訪問し、里親からの養育上の相談のりとともに、委託児童の状況の確認も行う。また、児童の発言等を行うことができるよう、里親支援専門相談員や併設する児童養護施設職員とも連携を図るものとする。	・里親が孤立しないよう、新規開拓から研修までの繋がりを通程において、里親とフォスタリング機関との間で信頼しやすく信頼関係構築しておく。 ・電話による相談のほか、定期に里親家庭を訪問し、里親からの養育上の相談のりとともに、委託児童の状況の確認も行う。また、児童の発言等を行うことができるよう、里親支援専門相談員や併設する児童養護施設職員とも連携を図るものとする。

数値目標の水準



網掛け部分 は令和2年8月公表ベース

計算過程

取組内容

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【福井県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要となり 見込み方(※2)	目標値 採用
	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上			
子ども数全体(人)	17,973人	18,144人	84,777人	110,671人	102,543人	102,543人	102,543人	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	×	○	
代替養育を必要とする子ども数(人)	10人	30人	168人	180人	185人	185人	185人	算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○	○	
里親等委託が必要となり子ども数(人)	6人	24人	87人	86人	89人	89人	89人	×	×	○	
里親等委託子ども数(人)	0人	6人	26人	—	—	—	—	—	—	○	
里親等委託率(%)	8.0%	24.0%	16.0%	33.0%	20.0%	20.0%	65.0%	算式1・2 以外	○	○	
特別養子縁組の成立件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	

(※1)潜在的需要の有無欄の見方

- : 潜在的見込みありかつ具体的な計算過程の記載あり
- △: 潜在的見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
- ×
- ×: 潜在的見込みはない

(※2)里親等委託が必要となり子ども数の見込み方欄の見方

- : 具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
- △: 具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
- ×
- ×

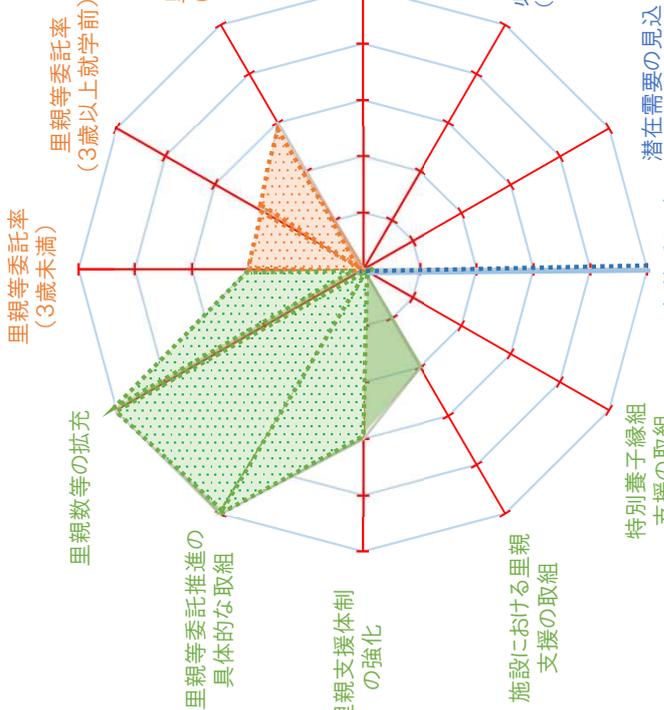
(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・33.0%

※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームが所教
	現状	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所に里親養育支援課(児童福祉司を配置し)リクルート活動、里親の育成、登録里親への支援、マッチング、委託中の里親支援を行うとともに、令和3年度からのフォスタリング機関設置に向け、関係団体と協議を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報リクルート <ul style="list-style-type: none"> ・全市町でのより多くの里親登録を目指し、教員や保育士など子育ての専門職や関係団体と連携したリクルート活動等を積極的に行う。 研修トレーニング <ul style="list-style-type: none"> ・施設でのボランティアや季節・週末里親等を積極的に活用し、里親の養育能力の向上を目指す。 ・養育に高い専門性を要する子どもの養育を担う専門里親の育成を積極的に行う。 マッチング <ul style="list-style-type: none"> ・未委託里親の養育へのモチベーションを維持するため、児童養護施設等に配置されている里親支援専門相談員等と協力し、里親に対する施設等での実習体制を整備し、子どもと触れ合う機会を提供する。 ・実親に対し里親制度を理解してもらうよう努め、里親委託の同意を促進するとともに、登録里親家庭の状況を適宜把握することにより、マッチングの機会を増加させる。
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度から、児童相談所と乳児院・児童養護施設、里親会等の関係機関によるフォスタリング機関を設置し、一貫した里親養育支援体制を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・委託中の里親および子どもとの状況を家庭訪問等で把握し、養育を支援するとともに、夜間・休日も含め、里親が養育に際して気軽に相談できる相談体制を整える。 施設における里親支援の取組等 <ul style="list-style-type: none"> ・法定研修(講義、実習)や里親サロンの運営協力 	<p>特別養子縁組制度について、相談者への制約緩和や相談対応を実施。養護施設等において、適切な養育環境となるよう家庭訪問による指導等を行う。</p>

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

里親等委託が必要となり子ども数の見込み(子どものケアニーズを勘案して算定した方法)

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【山梨県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)				5年目 (令和6年度末)				7年目 (令和8年度末)				10年目 (令和11年度末)				潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)
	乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降			
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	16,376人	17,809人	91,134人	14,547人	15,920人	81,253人	13,508人	14,807人	73,846人	算式1	×					目標値採用		
代替養育を必要とする子ども数(人)	42人	45人	232人	46人	51人	259人	54人	59人	294人					(注)施設入所年数を勘案して算出した方法				
里親等委託が必要な子ども数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—					算式2	×			
里親等委託子ども数(人)	18人	17人	63人	35人	39人	116人	41人	44人	147人					(注)子どものケアニーズを勘案して算出した方法				
里親等委託率(%)	42.9%	37.8%	27.1%	76.1%	77.0%	48.5%	75%以上	50.0%	6件					算式1・2以外	○			
特別養子縁組の成立件数	3件				4件				6件									

(※1)潜在的な需要の有無欄の見方
 ○：潜在的な見込みありかつ具体的な計算過程の記載あり
 △：潜在的な見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×：潜在的な見込みはない

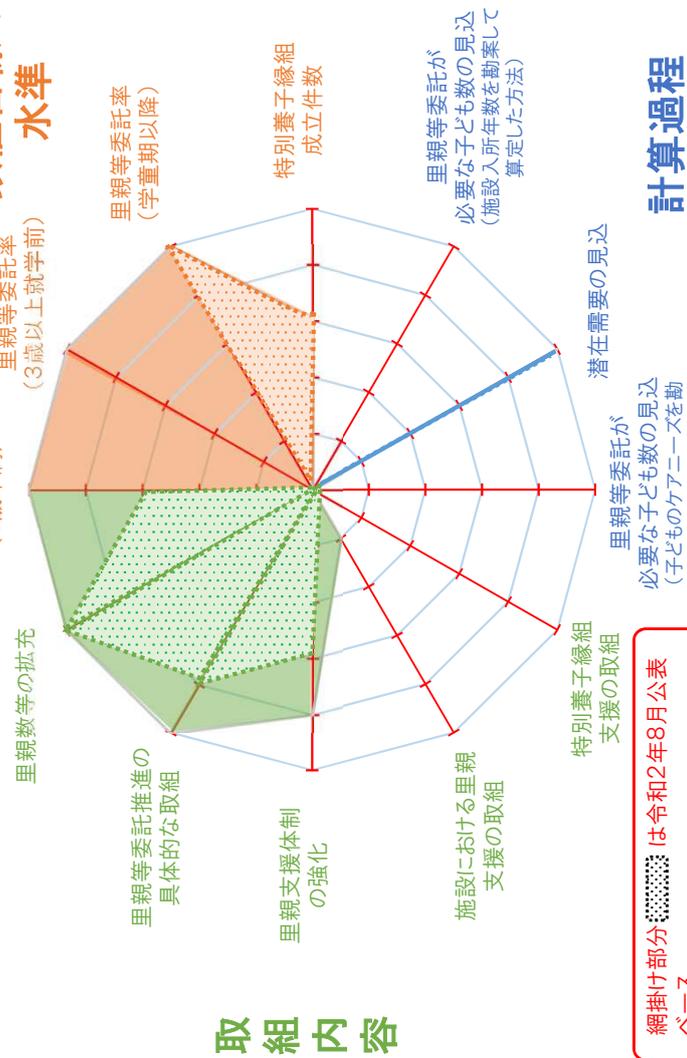
(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×：算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・83.3%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームが所数
	現状	児童相談所が中心となって里親支援を行っている。 里親には、里親制度の普及啓発や里親に対する研修(登録に必要な法定研修や里親の養育力向上に向けた研修)・マッチング・里親に対する支援(施設の里親支援専門相談員を活用)を行っている。	・里親会と協働で里親月間におけるポスターの掲示やチラシの配布などキャンペーンを開催。 ・ホームページやテレビ、ラジオ等を活用した情報発信。 ・里親に関心のある県民を集めた説明会の開催。 法定研修や米委託里親研修を実施するほか、委託里親やファミリーホームの職員を専門性高める研修の受講を支援するなど、質の高い里親養育の実現に努める。 マッチング ・受託前のトレーニングや里親のスキルアップを行い、委託できる里親を増やす。
今後の取組	里親ファミリーング業務の民間機関への委託だけでなく、民間資金の援助を受けてファミリーング事業を予定する法人があり、同時並行で里親委託等を推進していく。	・児童相談所が中心となって里親支援を行っている。 ・里親には、里親制度の普及啓発や里親に対する研修(登録に必要な法定研修や里親の養育力向上に向けた研修)・マッチング・里親に対する支援(施設の里親支援専門相談員を活用)を行っている。 ・里親会と協働で里親月間におけるポスターの掲示やチラシの配布などキャンペーンを開催。 ・ホームページやテレビ、ラジオ等を活用した情報発信。 ・里親に関心のある県民を集めた説明会の開催。 法定研修や米委託里親研修を実施するほか、委託里親やファミリーホームの職員を専門性高める研修の受講を支援するなど、質の高い里親養育の実現に努める。 マッチング ・受託前のトレーニングや里親のスキルアップを行い、委託できる里親を増やす。	特別養子縁組支援の取組 児童相談所は、乳児院や里親会等これまで以上に連携し、必要に応じて情報交換を行い、養子縁組の復査を併せて行うことにより努める。

数値目標の水準



網掛け部分 は令和2年8月公表ベース

計算過程

取組内容

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【長野県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要ない子ども数の見込み方(※2)	目標値採用
	乳幼児 3歳未満	3歳以上	乳幼児 3歳未満	3歳以上	乳幼児 3歳未満	3歳以上	乳幼児 3歳未満	3歳以上			
子ども数全体(人)	315,588人		-		-		-		算式1 ×	算式1 × (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	○
代替養育を必要とする子ども数(人)	609人		59人		-		62人		417人		
里親等委託が必要ない子ども数(人)	-		24人		-		42人		152人	算式2 ○	○
里親等委託子ども数(人)	-		-		-		-		42人	(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託率(%)	16.1%		40.7%		36.4%		75.0%		67.7%	36.5%	算式1・2以外 ○
特別養子縁組の成立件数	8件		13件		-		18件				

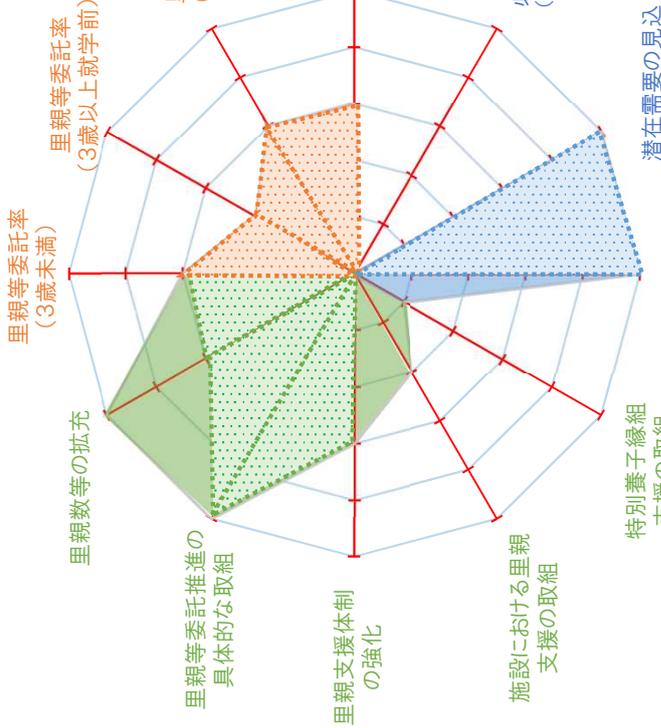
(※1)潜在的な需要の有無欄の見方
 ○：潜在的な需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △：潜在的な需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×：潜在的な需要の見込みはない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・71.8%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親支援体制 (フォースタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームが所数
	現状	・平成28年4月に児童相談所広域支援センターを設置し、里親に関する広報啓発や里親登録・研修業務などの共通専門業務を集約化し、強化を図るとともに、平成30年度からは、里親の新規開拓から委託後の支援までの包括的な支援を提供するための専業を一泊児院(1か所)に委託するなど、積極的に取り組んできた。 ・児童養護施設8施設及び児児院4施設に里親支援専門相談員を配置するとともに、児童養護施設5施設に児童家庭支援センターを設置するなど、里親支援体制の機能強化を実施。	・市町村等と連携し、市町村の広報誌や市の情報報載や市町村が主催するイベントにおいて里親制度の広報・啓発活動を推進する。 ・里親等が子どもを養育する際、市町村や学校、企業等において必要な支援や協力が得られるよう、これら関係機関における里親制度に関する周知啓発を行う。 ・里親登録前研修や、更新時の研修について内容を更に充実させることにも、研修体系や研修場所・日時を工夫し、里親が研修を受講しやすい環境の整備に努める。 ・里親登録後の研修を実施するなど、一時保護委託やショートステイにおける活用を推進していく。
今後の取組	里親フォースタリング業務の民間機関への委託を検討した上で、一連の里親フォースタリング業務が包括的に進められる体制や運用の確立に努める。	・里親委託推進委員会(議全体の会議)において、里親相談所の管轄区域を越えて里親等への委託のマッチングを行うためのしきみを検討し、県全域で里親等への委託のマッチングを行うためのしきみを構築する。 ・乳児院や児童養護施設における里親支援専門相談員の配置をさらに進めるとともに、児童家庭支援センターによる委託後の里親支援の役割を強化するなど、これら関係機関による里親等への支援体制の強化を図る。また、里親支援専門相談員をはじめとする施設関係者については、子どもや里親等に対しての長期的な支援の担い手として、児童相談所職員とともにチームとして支援にあたる。	特別養子縁組支援の取組 「にんじんSOSながの」を開発(乳児院への産前産後母子支援事業の委託)。必要な場合には、特別養子縁組につなげる取組を実施。

数値目標の水準



計算過程

里親等委託が必要ない子ども数の見込み(施設入所年数を勘案して算定した方法)

里親等委託が必要ない子ども数の見込み(子どものケアニーズを勘案して算定した方法)

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【静岡県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年度 (令和6年度末)		7年度 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要となり 見込み方(※2)	目標値 採用
	乳幼児		乳幼児		乳幼児		乳幼児					
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	学童期以降			
子ども数全体(人)	81,179人	116,684人	76,092人	106,420人	73,684人	102,988人	71,422人	98,218人	298,484人		算式1 △ (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
代替養育を必要とする子ども数(人)	44人	87人	40人	81人	38人	78人	37人	74人	243人			
里親等委託が必要となり子ども数(人)	11人	19人	18人	32人	—	—	—	—	43人	△	算式2 △ (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託子ども数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
里親等委託率(%)	25.0%	22.0%	45.0%	40.0%	—	—	65.0%	58.0%	46.0%		算式1・2 以外	
特別養子縁組の成立件数	10件		15件		17件		20件					

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○:潜在的な見込みありかつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在的な見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在的な見込みはない

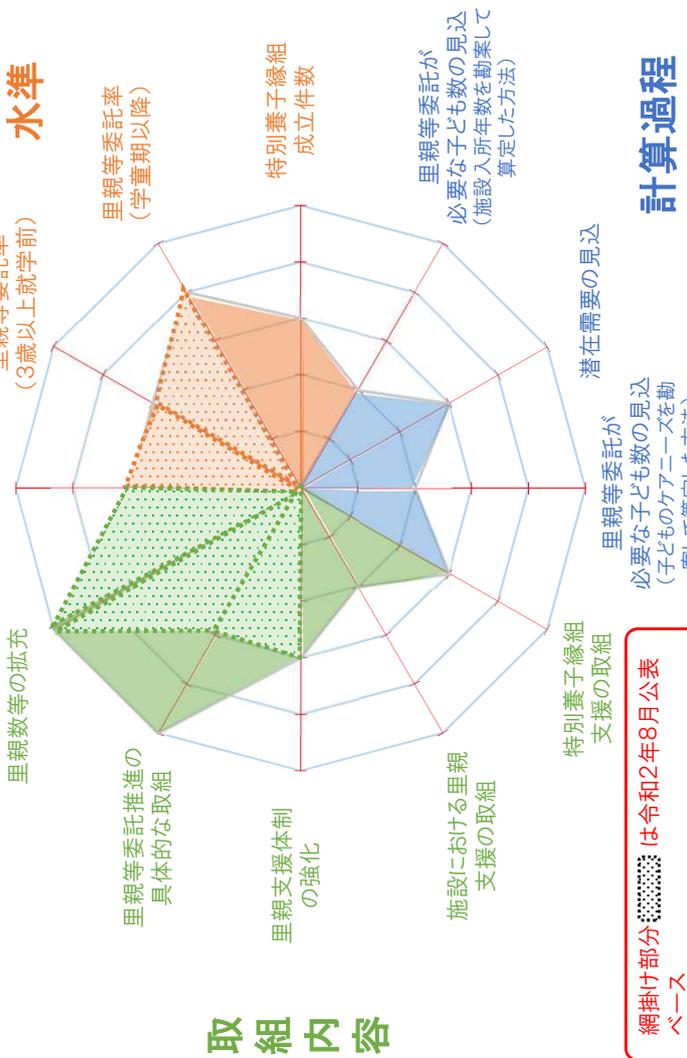
(※2)里親等委託が必要となり子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年度(令和6年度末)… 45.0%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームが所収 (実績)
	広報 リクルート	・里親制度の周知のため、TV、インターネット等様々な広報媒体を活用した広報活動を行う。 ・市町の協力を得ながら里親相談所やセミナー等を開催し、県民の里親制度への理解や関心を高め、新たな里親登録を推進する。	・里親制度の周知のため、TV、インターネット等様々な広報媒体を活用した広報活動を行う。 ・市町の協力を得ながら里親相談所やセミナー等を開催し、県民の里親制度への理解や関心を高め、新たな里親登録を推進する。
研修 トレーニング	・子どもとの関わり方等について、登録前後及び登録前後の研修の充実に取り組みるとともに、里親家庭支援センター等が里親のホスピタリティを高め、未委託里親に対する研修の充実に取り組み、スキルアップ支援を図る。	・子どもとの関わり方等について、登録前後及び登録前後の研修の充実に取り組みるとともに、里親家庭支援センター等が里親のホスピタリティを高め、未委託里親に対する研修の充実を図る。	
マッチング	・病院でのマッチング(面会、泊り込み養育実習)施設、児童相談所、里親宅等でのマッチング(面会、外出、外泊)児童相談所を中心に実施。里親選定会員には、児童家庭支援センター、児童相談所、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設で構成された地区里親等支援協議会にて、里親委託の準備について定期的に協議がなされている。	・病院でのマッチング(面会、泊り込み養育実習)施設、児童相談所、里親宅等でのマッチング(面会、外出、外泊)児童相談所を中心に実施。里親選定会員には、児童家庭支援センター、児童相談所、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設で構成された地区里親等支援協議会にて、里親委託の準備について定期的に協議がなされている。	
訪問 相談支援	・里親支援を専任とする職員配置を進め、児童相談所における里親支援体制を強化する。	・里親支援を専任とする職員配置を進め、児童相談所における里親支援体制を強化する。	特別養子縁組制度について積極的な情報発信し普及を図る。 ・産科医療機関に対して、児童相談所と特別養子縁組等の相談を受け付けることが可能である旨を周知する。
施設 における 里親支援 の取組等	・里親研修における施設実習の導入、施設で里親委託(シヨールプラン舎)が適当な児童の選定、交流支援、委託後の支援を図っている。	・里親研修における施設実習の導入、施設で里親委託(シヨールプラン舎)が適当な児童の選定、交流支援、委託後の支援を図っている。	

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【愛知県】

里親等委託率の数値目標等

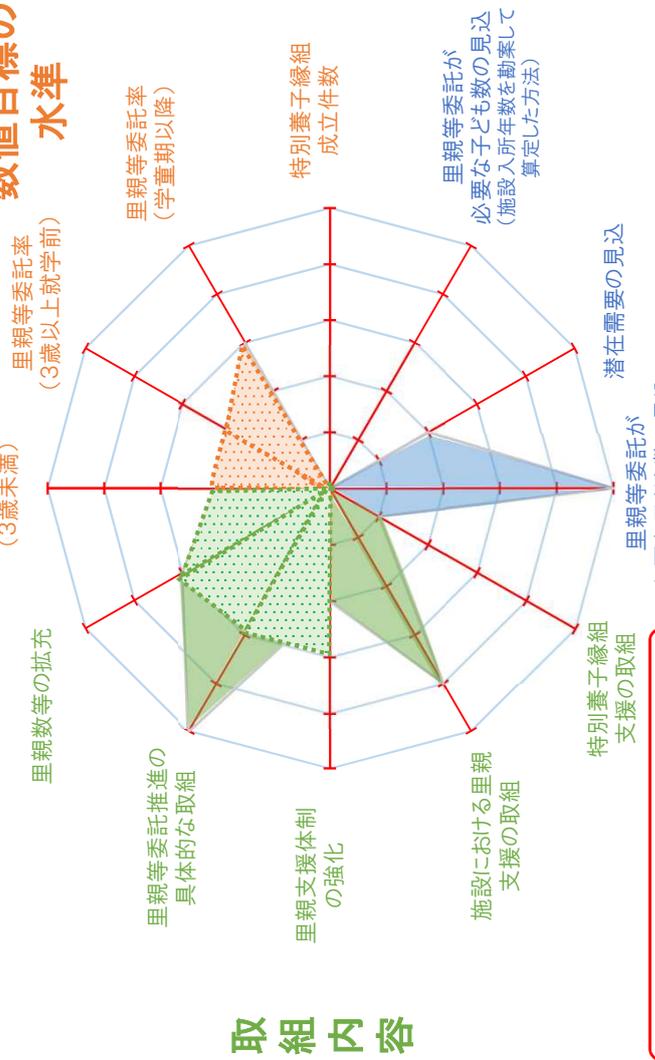
	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要となり見込み方(※2)
	乳幼児 3歳未満		乳幼児 3歳以上		乳幼児 3歳未満		乳幼児 3歳以上			
	人数	率(%)	人数	率(%)	人数	率(%)	人数	率(%)		
子ども数全体(人)	990,000人	-	930,000人	-	910,000人	-	880,000人	-	算式1 ×	算式1 ×
代替養育を必要とする子ども数(人)	1,066人	15.9%	158人	28.5%	204人	17.2%	208人	45.7%	△	算式2 ○
里親等委託が必要ない子ども数(人)	170人	-	45人	-	52人	-	95人	-	△	算式2 ○
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	△	算式2 ○
里親等委託率(%)	15.9%	28.5%	25.9%	17.2%	49.4%	45.7%	30.1%	49.4%	△	算式1・2 以外
特別養子縁組の成立件数	21件	-	-	-	-	-	-	-	-	×

(※1) 潜在的必要の有無欄の見方
 ○: 潜在的必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △: 潜在的必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×: 潜在的必要を見込んでいない

(※2) 里親等委託が必要ない子ども数の見込み方欄の見方
 ○: 具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △: 具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×: 算定していない

(参考) 3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・28.5%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

里親等委託が必要ない子ども数の見込 (子どものケアニーズを勘案して算定した方法)

里親等委託が必要ない子ども数の見込 (施設入所年数を勘案して算定した方法)

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策	里親委託推進取組	里親数・ファミリーホームが所収
	里親委託推進体制 (フォスタリング体制)	具体的な取組	
現状	<p>本県では、10か所の児童相談センターでフォスタリング業務を行っており、それに加えて、中央児童・障害者相談センター及び西三河児童・障害者相談センターに配置している里親等委託調整員、里親等相談支援員、心理訪問支援員が広域的なエリアで活動している。</p> <p>令和2年度からは、民間の社会福祉法人にフォスタリング業務の委託と研修の一部を業務委託し、里親の確保に向けて取り組んでいる。</p> <p>令和3年3月31日現在、乳児院4施設、児童養護施設10施設に里親等専門相談員を配置し、里親支援を実施している。</p> <p>愛知県里親会連合会、愛知県ファミリーホーム協議会においても、相互協働等を実施している。</p>	<p>養育里親を確保するため県のホームページを充実するとともに、市町村等と連携した重点的な活動を実施するなど、普及啓発活動を強化する。</p> <p>里親養育体協議会との連携、市県、市県、市県センター等における啓発・出張講座、関係機関への制度説明の実施</p> <p>登録里親研修を休日に開催するなど、里親登録希望者が参加しやすい研修体制を整える。また、登録後の里親に対して、里親委託の不調等を予防するため、養育技術の向上を目的とした研修を実施するとともに、委託後に地域で孤立しないよう支援する。</p>	<p>里親数:ファミリーホームが所収</p> <p>(実績) 令和元年度) 466世帯 登録里親数 119世帯 委託里親数 8か所 ファミリーホーム (今後の目標) 増加を目指す</p>
今後の取組	<p>乳児院・児童養護施設等の専門性を活用したフォスタリング業務の委託や、愛知県里親会連合会及び愛知県ファミリーホーム協議会との連携など、フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築を図る。</p>	<p>毎年、年度末に里親に意向調査アンケートを実施。月1回、各児童相談所において、里親委託が必要な児童の委託先について協議。</p> <p>特別養子縁組、養育里親ともに広域的なマッチングを実施している。</p>	<p>特別養子縁組成立後も里親サロンを月2回実施し、アフターケアを実施。 ・医療機関の方にも必ず制度を知ってもらうためにリーフレットを配布。</p>
訪問相談支援	<p>児童相談センターに里親養育支援員を配置し、里親が安心して養育を行える環境を整える。</p> <p>児童相談センターに里親等委託調整員や里親等相談支援員、心理訪問支援員を配置する。また、乳児院・児童養護施設への里親等専門相談員の配置を進める。ほか</p>	<p>特別養子縁組支援の取組</p>	
施設における里親支援の取組等	<p>里親啓蒙のポスター、リーフレットを各児童養護施設や乳児院等に配布。啓蒙の取組等</p>		

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【三重県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的な必要の有無 (※1)	里親等委託が必要ない子ども数の見込み方(※2)
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上			
子ども数全体(人)	39,939人	56,133人	195,315人	36,112人	50,888人	176,656人	-	-	33,380人	47,025人	163,248人	算式1	○	○
代替養育を必要とする子ども数(人)	63人	85人	442人	64人	86人	445人	-	-	64人	87人	449人	算式2	×	○
里親等委託が必要ない子ども数(人)	-	-	-	31人	42人	130人	-	-	39人	53人	163人	算式2	×	○
里親等委託子ども数(人)	22人	29人	90人	-	-	-	-	-	-	-	-	算式1・2以外	×	×
里親等委託率(%)	36.5%	43.5%	24.7%	48.4%	48.8%	32.3%	-	-	60.0%	60.0%	40.0%	算式1・2以外	×	×
特別養子縁組の成立件数	10件													

(※1)潜在的な必要の有無欄の見方
○：潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
△：潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
×：潜在必要の見込みはない

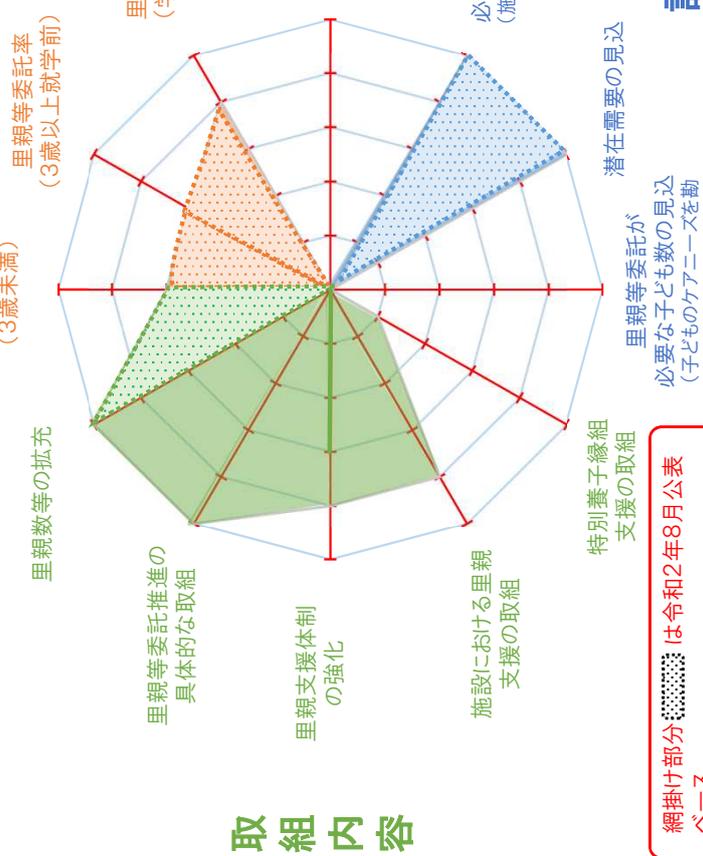
(※2)里親等委託が必要ない子ども数の見込み方欄の見方
○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
△：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
×：算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・60.7%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策	里親委託推進施策
	具体的取組	具体的取組
広報 リクルート	・県内2児童相談所管内については、それぞれの民間フostタラシング施設が、それ以外の地域については児童相談センター(児童相談所)が普及啓発、家庭訪問指導を実施しリクルート活動を行っている。 ・里親登録者に対する啓発活動も実施している。 ・里親登録者に対する啓発活動も実施している。 ・里親登録者に対する啓発活動も実施している。	・県内2児童相談所管内については、それぞれの民間フostタラシング施設が、それ以外の地域については児童相談センター(児童相談所)が普及啓発、家庭訪問指導を実施しリクルート活動を行っている。 ・里親登録者に対する啓発活動も実施している。 ・里親登録者に対する啓発活動も実施している。
研修 トレーニング	・里親登録前研修は、各フostタラシング機関、児相センターがそれぞれの実施において実施している。(年3回実施) ・里親スキルアップ研修については各フostタラシング機関が、里親更新研修については甲の法人が、県下全地域の里親を対象に実施している。	・里親登録前研修は、各フostタラシング機関、児相センターがそれぞれの実施において実施している。(年3回実施) ・里親スキルアップ研修については各フostタラシング機関が、里親更新研修については甲の法人が、県下全地域の里親を対象に実施している。
マッチング	・各児童相談所職員が里親支援専門相談員と緊密に連携しながらマッチングを実施している。	・各児童相談所職員が里親支援専門相談員と緊密に連携しながらマッチングを実施している。
訪問 相談支援	・フostタラシング機関と里親支援専門相談員を中心に、必要に応じて児童相談所職員が一緒に家庭訪問支援を行う。 ・フostタラシング機関において里親会では違う地点(未委託里親の集い、里親の集いなど)からサロン事業を実施している。	・フostタラシング機関と里親支援専門相談員を中心に、必要に応じて児童相談所職員が一緒に家庭訪問支援を行う。 ・フostタラシング機関において里親会では違う地点(未委託里親の集い、里親の集いなど)からサロン事業を実施している。
施設における の取組等	・県内の児童相談施設は、民間フostタラシング機関としてフostタラシング施設が中心となり、里親支援専門相談員を配置している児童相談施設、児童相談所において施設入所児童を里親に措置変更した場合は、里親に代わって里親への支援に努めている。	・県内の児童相談施設は、民間フostタラシング機関としてフostタラシング施設が中心となり、里親支援専門相談員を配置している児童相談施設、児童相談所において施設入所児童を里親に措置変更した場合は、里親に代わって里親への支援に努めている。

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【滋賀県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要となる子どもの数の見込み方(※2)	目標値採用
	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上			
子ども数全体(人)	21人	24人	23人	26人	251人	26人	23人	26人	—	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託が必要ない子ども数(人)	6人	6人	12人	12人	12人	—	17人	17人	△	算式1・2 以外	×
里親等委託率(%)	28.6%	25.0%	52.2%	46.2%	48.2%	—	73.9%	65.4%	—		
特別養子縁組の成立件数	9件		10件		10件		10件				

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
○：潜在的な見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
△：潜在的な見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
×：潜在的な見込みはない

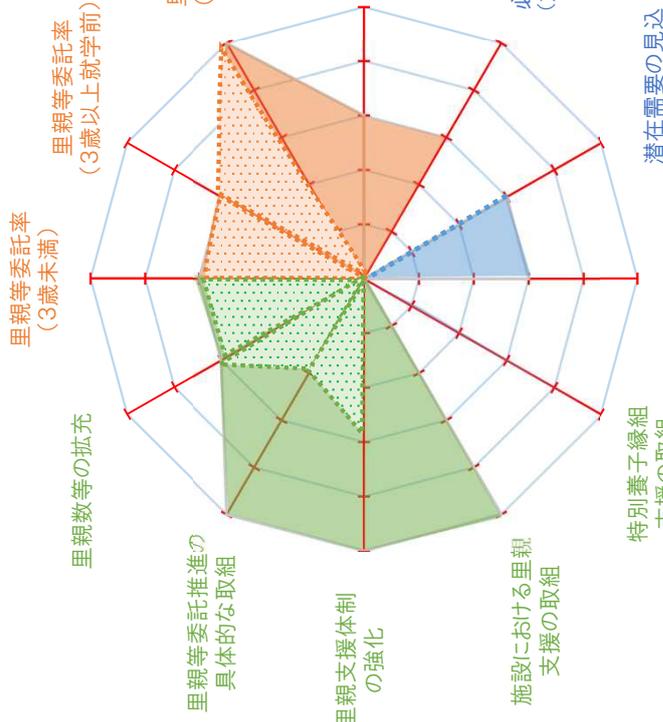
(※2)里親等委託が必要ない子どもの数の見込み方欄の見方
○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
△：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
×：算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・84.9%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数
	広報 リクルート	・里親支援機関や市町等と連携しながら、里親制度の普及啓発や新規里親の開拓など里親のリクルートを戦略的に実施し、里親制度の認知を高めるとともに、子どもの養育の受け皿となる里親の登録数を増やす。	・令和3年度から、基礎研修・登録前研修及び更新研修、里親登録後の養成研修をフォスタリング事業として委託する。
研修 トレーニング	・令和3年度から、基礎研修・登録前研修及び更新研修、里親登録後の養成研修をフォスタリング事業として委託する。	・令和3年度から、基礎研修・登録前研修及び更新研修、里親登録後の養成研修をフォスタリング事業として委託する。	(令和6年度末) 登録里親数 261世帯 委託里親数 89世帯 ファミリーホーム 14か所 (令和8年度末) 登録里親数 288世帯 委託里親数 94世帯 ファミリーホーム 14か所 (令和11年度末) 登録里親数 328世帯 委託里親数 112世帯 ファミリーホーム 14か所
マッチング	・令和3年度から、受入意向調査の実施、マッチング交流、里親候補の提案、里親情報の一元化、県と市町の情報共有等をフォスタリング事業として委託する。	・令和3年度から、受入意向調査の実施、マッチング交流、里親候補の提案、里親情報の一元化、県と市町の情報共有等をフォスタリング事業として委託する。	
訪問 相談支援	・令和3年度から、里親支援機関の役割分担を見直し、里親委託がオンラインに基づく定期的な家庭訪問を実施する。 ・令和3年度から、里親等への家庭訪問、レスポンスケア・ホームステイ事業の開始、里親応援会議の開催、相互交流の実施等をフォスタリング事業として委託する。	・令和3年度から、里親支援機関の役割分担を見直し、里親委託がオンラインに基づく定期的な家庭訪問を実施する。 ・令和3年度から、里親等への家庭訪問、レスポンスケア・ホームステイ事業の開始、里親応援会議の開催、相互交流の実施等をフォスタリング事業として委託する。	
施設における 里親支援 の取組等	・包括的な里親支援業務(フォスタリング業務)の実施体制を早期に構築し、里親が子どもに最適な養育を提出するために適切な支援を受けられるよう、里親支援を強化していく。 ・児童虐待防止体制総合強化プランに基づき、児童養育支援のための児童福祉司の必要な配置を進めていく。	・児童養護施設や乳児院を運営している社会福祉法人に里親支援事業を委託している。 ・里親支援専門相談員が里親等への家庭訪問、ホームステイ事業の促進、相互交流の参加、里親研修の実施受け入れ等を実施している。	特別養子縁組支援の取組

数値目標の水準



計算過程

里親等委託が必要ない子どもの数(人)
(子ども数全体) × (子ども数全体) = 21 × 251 = 5271

里親等委託が必要ない子どもの数(人)
(子ども数全体) × (子ども数全体) = 6 × 251 = 1506

里親等委託率(%)
(子ども数全体) × (子ども数全体) = 28.6% × 251 = 7179

取組内容

ネット部分
は令和2年8月公表

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【京都府】

里親等委託率の数値目標等

子ども数全体 (人)	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要となる子ども数の見込み方 (※2)
	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上		
子ども数全体 (人)	28人	39人	30人	30人	30人	30人	30人	30人	○	算式1 △
代替養育を必要とする子ども数 (人)	28人	223人	30人	240人	30人	240人	30人	240人	○	(注) 施設入所年数を勘案して算定した方法
里親等委託が必要となる子ども数 (人)	—	—	8人	60人	10人	70人	12人	80人	○	算式2 △
里親等委託子ども数 (人)	2人	4人	—	—	—	—	—	—	○	(注) 子どものケアニーズを勘案して算定した方法
里親等委託率 (%)	7.1%	10.3%	26.7%	25.0%	33.3%	29.2%	40.0%	33.0%	○	算式1・2 以外
特別養子縁組の成立件数	1件		増加見込み		増加見込み		増加見込み		○	

(※1) 潜在的需要の有無欄の見方
 ○: 潜在的な見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △: 潜在的な見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×: 潜在的な見込みはない

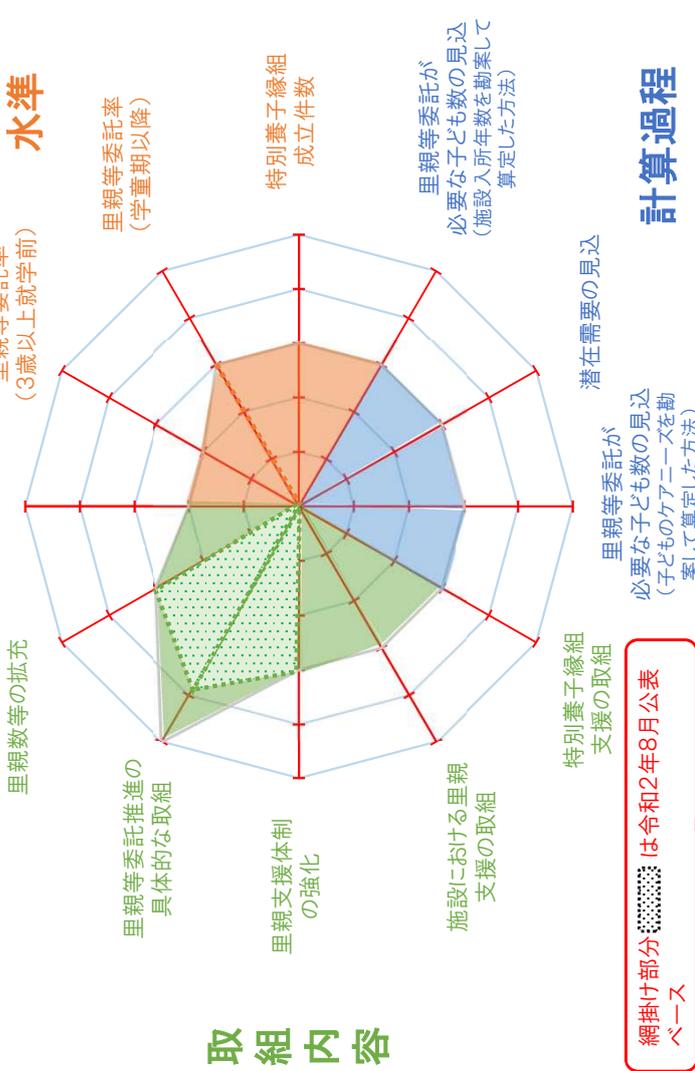
(※2) 里親等委託が必要となる子ども数の見込み方欄の見方
 ○: 具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △: 具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×: 算定していない

(参考) 3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・26.7%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親等委託推進施策	里親等委託推進体制 (フォスタリング体制)	里親等委託率 (学童期以降)	特別養子縁組 成立件数	潜在的な見込み (3歳以上就学前)
	現状	・市町村や医療機関、学校等とも連携を強め、里親制度についての広報活動や説明会の積極的な実施。 ・委託先への養育が子どもの養育に重要な役割を担う養育者となることについて理解を深め、積極的に関わる気運を高める講演会等の開催。 ・市町村と連携した研修事業の実施。 ・委託先生活体職、養育者や一母保護委託を継続的に活用し、未委託児童の養育経験の蓄積や養育に対するイメージづくりを図る。	・平成27年度から、家庭支援総合センターに里親委託推進チームを設置し、各児童相談所の里親担当児童福祉司、京都府内の乳児院及び児童養護施設に配置した3名の里親支援専門相談員と協働しながら里親支援を強化している。	26.7%	25.0%
今後の取組	・週末や学校の休業期間に、施設入所児童が家庭生活を体験する家庭生体職事業の普及を図り、児童の自立支援及び健全育成を図る。 ・里親支援専門相談員を乳児院及び児童養護施設に引き続き計画的に配置し、養育相談等を行う。里親訪問や里親からの養育相談受付等の里親への支援を推進する。 ・里親支援専門相談員が施設児童に対して、ホームステイ里親へのマッチング(家庭生活体験事業)を実施し、里親委託率の向上を図る。 ・里親支援専門相談員は委託里親宅への家庭訪問や電話・メール連絡(定期的又は必要に応じて)の巡回を強化し、児童福祉司との連携を図りながらの里親支援など、施設と里親の連携を図る。	・里親の新規開拓から子どももとのマッチング、委託後のフォローアップまで一貫した体制で、里親委託推進チーム、児童相談所、里親支援専門相談員、児童養護施設センター等の連携強化による包括的な里親支援体制(フォスタリング体制)の構築について、取組を進めていく。	33.3%	33.3%	33.3%

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

里親等委託が必要となる子ども数の見込み (子どもケアニーズを勘案して算定した方法)

特別養子縁組支援の取組

令和2年8月公表

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【大阪府】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要となり見込み方(※2)	目標値採用
	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上			
子ども数全体(人)	—	—	114,692人	124,378人	113,127人	122,680人	110,847人	120,208人		算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	1,381人	—	165人	198人	164人	197人	163人	196人		算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託が必要となり子ども数(人)	—	—	119人	106人	119人	105人	118人	105人	×		○
里親等委託子ども数(人)	161人	—	377人	—	—	—	590人	—			○
里親等委託率(%)	11.6%	—	47.0%	28.0%	—	—	64.0%	44.0%			×
特別養子縁組の成立件数	11件(普通養子縁組含む)	—	—	—	—	—	—	—			—

(※1)潜在的需要の有無欄の見方
 ○：潜在的見込みありかつ具体的な計算過程の記載あり
 △：潜在的見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×：潜在的見込みはない

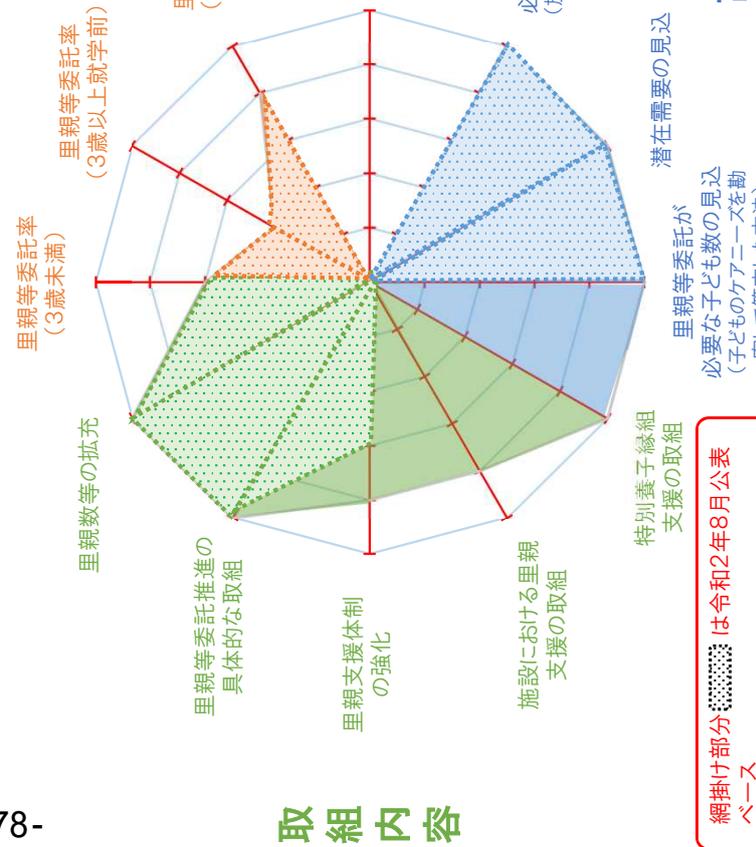
(※2)里親等委託が必要となり子ども数の見込み方欄の見方
 ○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △：具体的な計算過程の記載なし
 ×：算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・47.0%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数、ファミリーホームが所収
	広域ネットワーク	・里親会、ファミリーホーム、里親支援専門相談員、市町村等と連携し、広く効果的な情報発信を実施。 ・B型ファミリーホームの取組の推進に向け、実態に応じた加算制度の実施。 ・養子縁組情報関係によるネットワークや医療・保健関係者向け学習会への協力により養子縁組情報を開拓。	・里親会、ファミリーホーム、里親支援専門相談員、市町村等と連携し、広く効果的な情報発信を実施。 ・B型ファミリーホームの取組の推進に向け、実態に応じた加算制度の実施。 ・養子縁組情報関係によるネットワークや医療・保健関係者向け学習会への協力により養子縁組情報を開拓。
研修	・A型ファミリーホームの取組に加え、B型ファミリーホームの取組の推進に向け、専門性や実践的知識、資源を活用した研修を実施。 ・経験豊富な養育里親経験者に対して専門里親に向けた研修を実施。	・A型ファミリーホームの取組に加え、B型ファミリーホームの取組の推進に向け、専門性や実践的知識、資源を活用した研修を実施。 ・経験豊富な養育里親経験者に対して専門里親に向けた研修を実施。	【実績】 (令和8年度末) 急務里親数 683世帯 委託里親数 1046世帯 ファミリーホーム 10か所
マッチング	・新規措置における積極的な里親等委託を検討。 ・乳幼児入所児の早期措置を支援する仕組みの実施。 ・市町村における特定支援センターにおいて里親制度の理解促進に加え、子ども家庭センターにおける伝達者に対する丁寧な説明を行うための職員研修を実施。 ・里親委託縁組のA型ファミリーホームの活用や子ども家庭センター間の里親情報の共有の徹底。 ・求養者の里親家庭の状況把握及び再アセスメントの実施。	・新規措置における積極的な里親等委託を検討。 ・乳幼児入所児の早期措置を支援する仕組みの実施。 ・市町村における特定支援センターにおいて里親制度の理解促進に加え、子ども家庭センターにおける伝達者に対する丁寧な説明を行うための職員研修を実施。 ・里親委託縁組のA型ファミリーホームの活用や子ども家庭センター間の里親情報の共有の徹底。 ・求養者の里親家庭の状況把握及び再アセスメントの実施。	【実績】 (令和11年度末) 急務里親数 1046世帯 委託里親数 1046世帯 ファミリーホーム 10か所
訪問相談支援	・委託中の里親への訪問支援等の強化や、必要に応じてレスポンスケアの活用を調整。 ・安全確認チェックリスト等の活用により委託児童の年齢や発達に合った安全配慮を検討。	・委託中の里親への訪問支援等の強化や、必要に応じてレスポンスケアの活用を調整。 ・安全確認チェックリスト等の活用により委託児童の年齢や発達に合った安全配慮を検討。	特別養子縁組支援の取組 ・養子縁組里親に特化したファミリーホームが所収 ・令和5年度に特別養子制度改正に伴う児童相談所の対応を後継するワーキンググループを立ち上げ、事務の検討や課題の整理等を行った。(令和5年度7回、令和2年度9回実施)
施設における里親支援の取組等	・里親支援専門相談員配置等施設内での里親等委託体制を強化する。 ・里親の年度よりB型ファミリーホームの活用による里親支援体制を強化する。 ・施設内での里親制度の広域・リアルタイム活動。 ・児童相談所と連携した里親等委託に向けた調査の実施。 ・児童相談所と連携して所属里親のマッチングの実施。委託後支援の中心を担う。 ・ファミリーホームや児童相談所の急務里親家庭への訪問支援。	・里親支援専門相談員配置等施設内での里親等委託体制を強化する。 ・里親の年度よりB型ファミリーホームの活用による里親支援体制を強化する。 ・施設内での里親制度の広域・リアルタイム活動。 ・児童相談所と連携した里親等委託に向けた調査の実施。 ・児童相談所と連携して所属里親のマッチングの実施。委託後支援の中心を担う。 ・ファミリーホームや児童相談所の急務里親家庭への訪問支援。	

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

里親等委託が必要となり子ども数の見込 (子どもケアニーズを勘案して算定した方法)

特別養子縁組支援の取組

令和2年8月公表

ベース

網掛け部分は

は

必要となり子ども数の見込

計算過程

今後の取組

現状

29

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【兵庫県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要となり 見込み方(※2)	目標値 採用
	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上			
子ども数全体(人)	614,948人	548,301人	513,504人	—	—	—	—	算式1 X	算式1 X	算式1 X	
代替養育を必要とする子ども数(人)	104人	203人	104人	203人	104人	203人	203人	896人	896人	896人	
里親等委託が必要ない子ども数(人)	14人	33人	166人	306人	306人	306人	306人	353人	422人	422人	
里親等委託子ども数(人)	14人	33人	166人	306人	306人	306人	306人	353人	422人	422人	
里親等委託率(%)	19.2%	32.5%	34.2%	37.9%	39.4%	37.9%	37.9%	39.4%	46.8%	47.1%	
特別養子縁組の成立件数	9件	31件	—	—	—	—	—	—	—	—	

(※1) 潜在的需要の有無欄の見方
○：潜在的見込みあり、かつ算定結果の記載あり
△：潜在的見込みはあるが、算定結果の記載なし
×：潜在的見込みはない

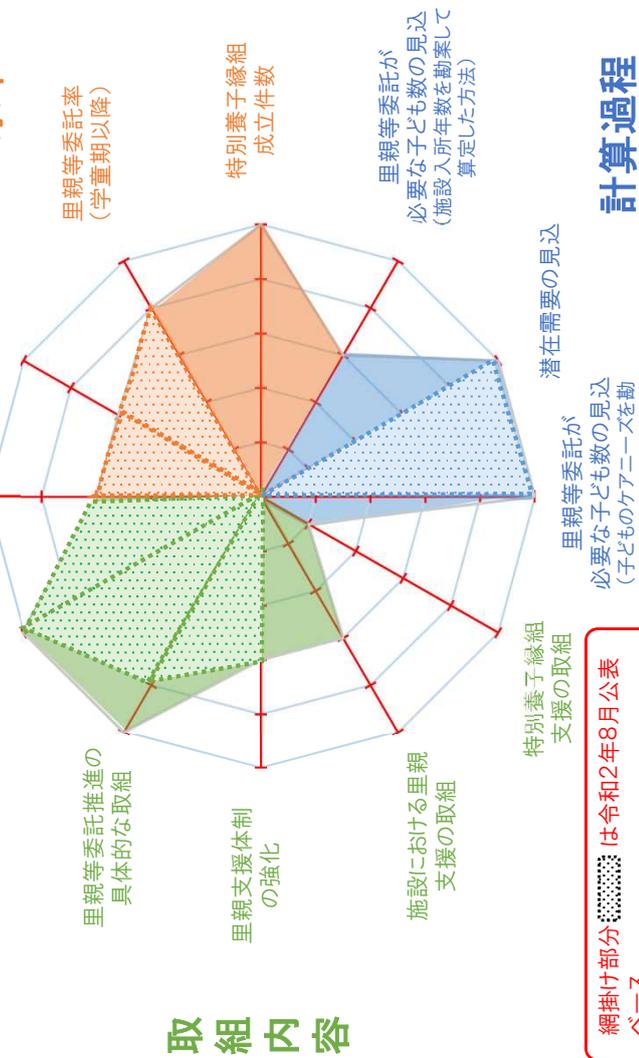
(※2) 里親等委託が必要ない子ども数の見込み方欄の見方
○：具体的な計算過程の記載あり
△：具体的な計算過程の記載なし
×：算定していない

(参考) 3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・74.9%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームが所教
	現状	平成27年度から各子ども家庭センターに家庭養育推進員を配置し、里親制度の普及と周知や新規里親の開拓等に努めている。一連のフォスタリング業務をはじめ、児童養育支援センター、里親支援専門相談員、支援センター、里親会、公益社団法人家庭養育促進協会などの関係機関によって行っている。	・里親(候補者を含む)対象の研修業務を公益社団法人家庭養育促進協会に委託し、本委託里親へのトレーニング等の各種研修を実施するなどにより、里親のスキルアップを図り、適切な子どもとの養育が実践できる里親を育成し、里親委託に結びつく里親数の増加を目指す。 ・里親支援専門相談員を全ての児童養育施設及び乳児院に配置し、施設入所児童の里親委託を推進。 ・児童養育施設・乳児院の設備として、親子訓練室等の整備を行うことで家庭復帰に向けた「アセスメント」や支援を拡充するとともに、里親委託を目指す候補児童の里親マッチングの場として活用する。
今後の取組	里親の里親ネットワーク、里親に対する養育力及び社会的養育の理解に関するアセスメント・研修、里親委託中の里親支援、委託解除後の児童等の各場面で、フォスタリング業務関係機関との役割を明確化し、連携を強化して支援の充実を図っていく。 ・全ての児童養育施設・乳児院に里親支援専門相談員の配置を目指す。	・里親支援専門相談員を全ての児童養育施設及び乳児院に配置し、里親支援専門相談員を通じて里親登録につながる候補者のリクルート、委託後の里親家庭への訪問支援等を実施する。 ・里親会で実施する里親サポーター等を活用し、定期的な里親同士の相互交流の場を設け、情報交換を図る。 ・里親支援専門相談員もフォスタリング機関の一つとして位置づけ、管轄内での里親の新規開拓、実習に同行しての助言及びアセスメント、委託後の個別支援等の取組等を行っている。	特別養子縁組支援の取組 「里親・養子縁組推進会議」を設置し、思わぬ妊娠や若年妊娠で出産後もケアを抱える母子等について、里親や特別養子縁組を含め、産婦人科医等の医療機関と子ども家庭センターが緊密に連携するための養育システムを構築した。

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【奈良県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要ない子ども数の見込み方(※2)	目標値採用
	乳幼児 3歳未満	3歳以上	乳幼児 3歳未満	3歳以上	乳幼児 3歳未満	3歳以上	乳幼児 3歳未満	3歳以上			
子ども数全体(人)	199,558人		—	—	—	—	—	—	算式1	○	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法
代替養育を必要とする子ども数(人)	333人	45人	33人	228人	—	—	43人	218人	○		
里親等委託が必要ない子ども数(人)	58人	9人	9人	58人	—	—	18人	67人	○	算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託子ども数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	○		
里親等委託率(%)	17.4%	27.0%	20.0%	25.0%	—	—	42.0%	31.0%	○	算式1・2以外	
特別養子縁組の成立件数	2件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(※1)潜在的必要の有無欄の見方
○：潜在的必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
△：潜在的必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
×：潜在的必要を見込んでいない

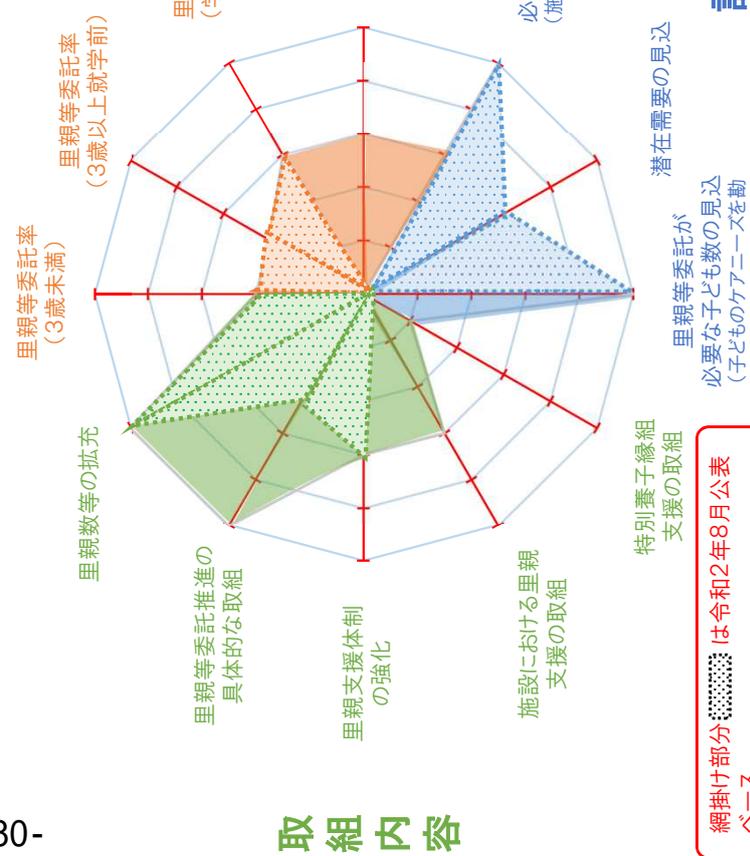
(※2)里親等委託が必要ない子ども数の見込み方欄の見方
○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
△：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
×：算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・27.0%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数、ファミリーホームか所数
	広報 リクルート	・里親制度啓発パンフレット及びフェイスブックを活用し、里親月間に合わせて、大学の学祭等17箇所で開催活動を実施。 ・里親制度説明会を県内110箇所で開催。 ・里親制度啓発パンフレット、ポスター、マスクを作成し、県内市町村及びオンラインモールに配布。 ・会場で里親制度説明会は自費し、個別での説明会を実施。	・里親制度啓発パンフレット及びフェイスブックを活用し、里親月間に合わせて、大学の学祭等17箇所で開催活動を実施。 ・里親制度説明会を県内110箇所で開催。 ・里親制度啓発パンフレット、ポスター、マスクを作成し、県内市町村及びオンラインモールに配布。 ・会場で里親制度説明会は自費し、個別での説明会を実施。
研修 トレーニング	・基礎・参観前研修4回開催(講義修了66名、実習修了46名) ・更新研修3回開催(講義修了39名) ・里親トレーニング講座3回開催(講義修了13名)	・基礎・参観前研修4回開催(講義修了66名、実習修了46名) ・更新研修3回開催(講義修了39名) ・里親トレーニング講座3回開催(講義修了13名)	
マッチング	・里親参観前調査(初回面接、家庭訪問調査、面接調査等) ・里親家庭への訪問(フォスタリング機関との連携) ・児童と里親のマッチング(訪問調査、電話調査による意向確認等)	・里親参観前調査(初回面接、家庭訪問調査、面接調査等) ・里親家庭への訪問(フォスタリング機関との連携) ・児童と里親のマッチング(訪問調査、電話調査による意向確認等)	
今後の取組	・包括的な里親支援業務(フォスタリング業務)の実施体制を早期に構築し、里親が子どもにも最善の養育を推進するため適切な支援を受けられるよう、里親支援を強化していく。 ・児童虐待防止体制強化プログラムに基づき、児童養育支援のための児童福祉司の必要な配置を進めていく。	・包括的な里親支援業務(フォスタリング業務)の実施体制を早期に構築し、里親が子どもにも最善の養育を推進するため適切な支援を受けられるよう、里親支援を強化していく。 ・児童虐待防止体制強化プログラムに基づき、児童養育支援のための児童福祉司の必要な配置を進めていく。	特別養子縁組支援の取組 ・平成30年度から「養子縁組民間あつせん機構」支援事業を実施しており、障害児や障害的ケア児等特別な支援を要する子どもを対象にあつせん及び成立前・成立後の支援を実施。
施設における里親支援の取組等		施設において、里親支援専門相談員が里親家庭訪問、メールでの相談・助言、里親制度説明会、各種研修への参加、里親会への行事参加、おしゃべり広場への参加、駅や大学等での広報を実施。	

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【和歌山県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要ない子ども数の見込み方(※2)	目標値 採用
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降			
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上			
子ども数全体(人)	19,412	28,499	90,293	19,402	27,923	82,494	19,030	27,503	80,881	18,405	26,724	79,177	算式1	×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	36	84	309	35	82	302	35	82	301	35	82	301	(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	20	39	130	12	27	93	15	32	106	20	39	127	算式2	○	○
里親等委託子ども数(人)	3	16	58	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		
里親等委託率(%)	8.3%	19.0%	18.8%	32.0%	32.7%	30.5%	41.4%	38.2%	35.1%	55.6%	46.4%	42.1%	算式1・2以外	×	
特別養子縁組の成立件数	4件			6件			-			6件					

(※1)潜在的必要の有無欄の見方
○：潜在的必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
△：潜在的必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
×：潜在的必要の見込みはない

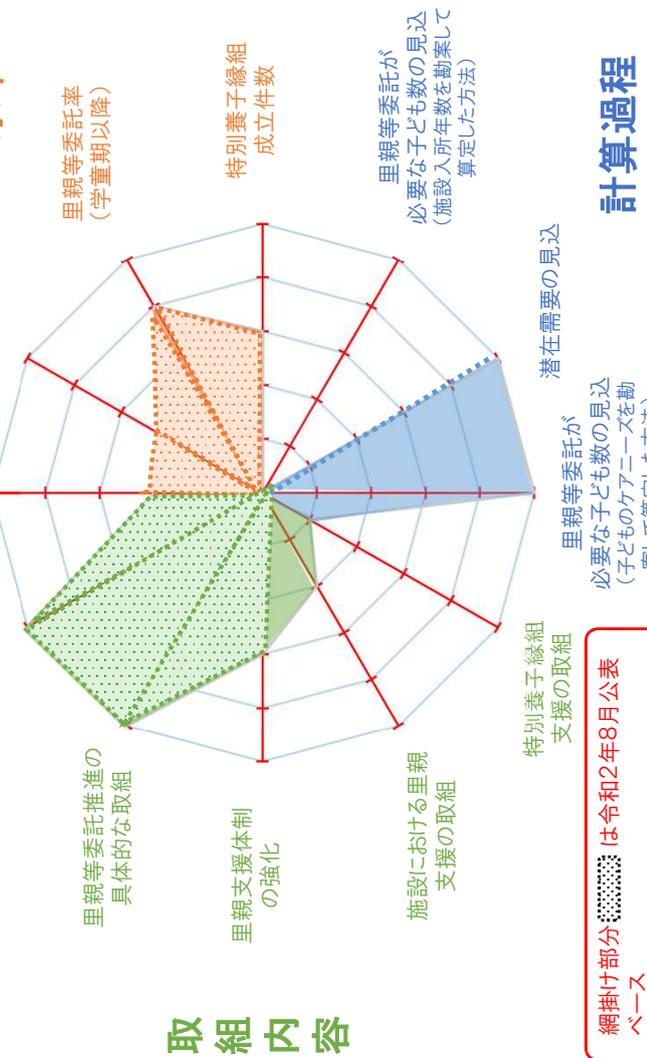
(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
△：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
×：算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・64.6%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策	里親等委託率	里親等委託率
	具体的取組	現状	今後の取組
広報	・里親制度への市民の理解を深め、社会全体で里親委託を支援する意識の醸成を図るため、テレビ、ラジオ、広報紙、SNSなどの活用と併せて、里親支援センター、市町村、里親会など連携し、広く周知を行う。 ・里親制度の理解を深めるために、里親支援センターにおいて、里親制度の理解を深めるための里親説明会を開催する。また、各種団体・企業などに対して、里親制度の理解を深めて実施する。	平成24年4月に里親支援センター(仮称)として、平成29年1月に里親支援センター(仮称)を開設し、その運営を社会福祉法人に委託しています。里親支援センターにおいては、講演会や里親制度説明会の開催、街頭キャンペーンなどの普及啓発活動、里親等の賛同向上のための研修会開催、里親宅への訪問支援等の業務を行っている。	里親支援センター(仮称)から里親への訪問支援、親子の再統合に向けた面談交流支援など、一貫性・継続性のある里親支援体制を構築するため、児童と里親とのマッチングなどを行う里親委託推進等事業など、里親支援センターの業務を拡充する。
研修	・里親等の養育技術の習熟度に応じた研修や乳児院、児童養護施設等での実践、里親サロンの交流を通じた里親等の養育力の向上を図る。 ・委託里親のトレーニングの場となる施設入所児童家庭生生活体験事業などの活用を児童養護施設等に促し、里親と児童が交流を深める機会を創出するとともに、未委託里親が委託を受け取るために必要な養育経験の蓄積、受託意欲の向上につなげる。	里親等委託率(学童期以降)	特別養子縁組成立件数
マッチング	・里親等委託に当たっては、親権者に対し、児童相談所の児童福祉司等が里親制度について丁寧な説明を行い、里親等委託の同意を得るよう努める。	里親等委託率(3歳未満)	里親等委託が必要な子ども数の見込(施設入所年数を勘案して算定した方法)
訪問相談支援	・里親等委託をより一層進めるために、全ての児童養護施設において里親支援専門相談員の配置を促進する。	潜在的必要の見込	里親等委託が必要な子ども数の見込(子どものケアニーズを勘案して算定した方法)
特別養子縁組の取組	特別養子縁組の取組	特別養子縁組の取組	特別養子縁組の取組

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的な必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)
	乳幼児		乳幼児		乳幼児		乳幼児			
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上		
子ども数全体(人)	13,162人	18,247人	12,177人	17,064人	11,818人	16,573人	11,451人	15,852人		算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法
代替養育を必要とする子ども数(人)	23人	48人	36人	51人	35人	49人	34人	47人		算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
里親等委託が必要な子ども数(人)	人	12人	5人	20人	11人	24人	20人	28人	×	
里親等委託子ども数(人)	人	12人	5人	20人	11人	24人	20人	28人	×	
里親等委託率(%)	0.0%	25.0%	13.9%	39.2%	31.4%	49.0%	58.8%	59.6%		算式1・2以外
特別養子縁組の成立件数	3件		2件		2件		2件			

(※1)潜在的な必要の有無欄の見方

- ：潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
- △：潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
- ×

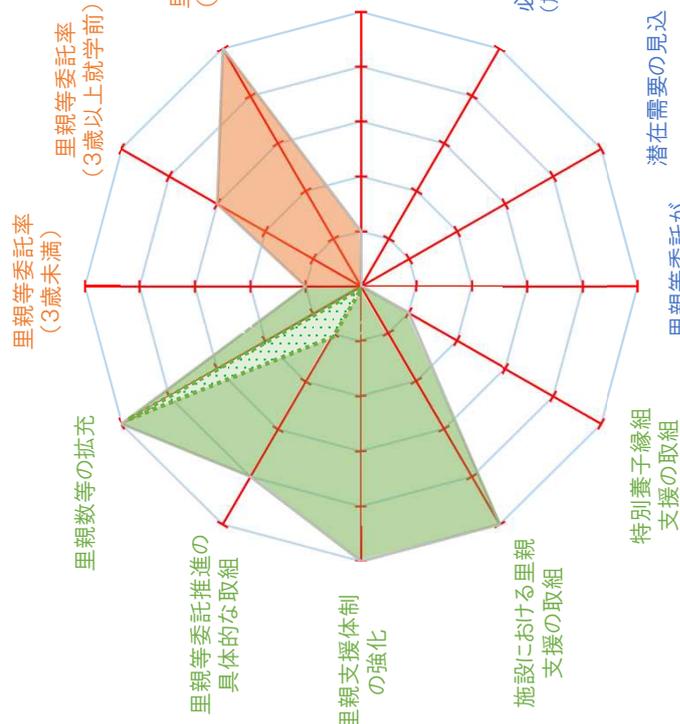
(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方

- ：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
- △：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
- ×

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・32.6%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

数値目標の水準



項目	里親委託推進施策	里親委託推進施策	里親委託推進施策	
	里親委託推進施策	具体的な取組	具体的な取組	
現状	<ul style="list-style-type: none"> 里親委託体制(フォスタリング体制) 平成26年度から里親支援体制を構築し、里親委託の推進に取り組んでいる。 令和2年度には、全ての児童養育施設と乳幼児に里親支援専門相談員を配置した。 	<ul style="list-style-type: none"> 里親委託体制(フォスタリング体制) 平成26年度から里親支援体制を構築し、里親委託の推進に取り組んでいる。 令和2年度には、全ての児童養育施設と乳幼児に里親支援専門相談員を配置した。 	<ul style="list-style-type: none"> 里親委託推進施策 具体的な取組 	<ul style="list-style-type: none"> 里親委託推進施策 具体的な取組
今後	<ul style="list-style-type: none"> 2か所目の里親支援体制の設置について検討中。 令和3年度に3つの里親支援体制の取組を推進する。令和4年度以降、他の児童養育施設への配置について検討を行い、里親等を支援する体制の構築と質の高い里親等養育が提供できる体制整備に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 里親委託体制(フォスタリング体制) 平成26年度から里親支援体制を構築し、里親委託の推進に取り組んでいる。 令和2年度には、全ての児童養育施設と乳幼児に里親支援専門相談員を配置した。 	<ul style="list-style-type: none"> 里親委託推進施策 具体的な取組 	<ul style="list-style-type: none"> 里親委託推進施策 具体的な取組

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

里親等委託が必要な子ども数の見込(施設入所年数を勘案した方法)

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【島根県】

里親等委託率の数値目標等

実績 (平成30年度末時点)	5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的需の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)
	乳幼児		乳幼児		乳幼児			
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上		
子ども数全体(人)	109,006人		100,713人		96,621人			算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法
代替養育を必要とする子ども数(人)	20人	35人	24人	38人	23人	37人	138人	
里親等委託が必要な子ども数(人)	—	—	—	—	—	—	—	算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
里親等委託子ども数(人)	4人	31人	10人	10人	12人	12人	55人	△ (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
里親等委託率(%)	20.0%	17.1%	41.0%	33.0%	—	—	—	算式1・2 以外
特別養子縁組の成立件数	1件		6件		9件			

(※1) 潜在的需の有無欄の見方

- ：潜在需の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
- △：潜在需の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
- ×：潜在需を見込んでいない

(※2) 里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方

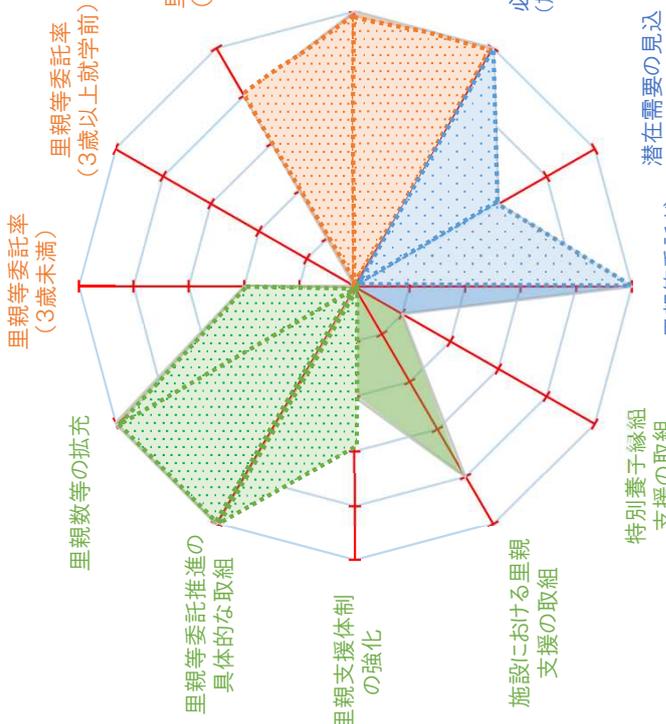
- ：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
- △：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
- ×：算定していない

(参考) 3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・70.9%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策 具体的な取組	里親等ファミリーホームの取組	
現状	<ul style="list-style-type: none"> 里親委託業務を包括的に実施する体制の整備が求められているが、県内全体で包括的に実施する体制の目的はまだない。 里親委託業務の包括的実施について、里親委託所が行う事務と、外部に委託する事務との整理・検討をこれから行っていく段階。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関係が深い関係職種への里親制度の周知を図る。 市町内関係団体での啓発、街頭での一対一配布。 里親会中での啓発、里親会での発行、出前講座・体験発表会の開催。 里親月間でのPR(パネル展示、街頭啓発) 	<ul style="list-style-type: none"> 125世帯 36世帯 2か所 148世帯 50世帯 3か所 178世帯 59世帯 3か所
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所と民間施設との連携による里親と里親のマッチング 児童相談所と民間施設との連携による里親と里親のマッチング 児童相談所と民間施設との連携による里親と里親のマッチング 児童相談所と民間施設との連携による里親と里親のマッチング 	<ul style="list-style-type: none"> 特別養子縁組制度の周知を図るための啓発用リーフレットを作成し、関係機関へ配布している。 今後、県外の養子縁組届出があった児童との連携にも取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別養子縁組制度の周知を図るための啓発用リーフレットを作成し、関係機関へ配布している。 今後、県外の養子縁組届出があった児童との連携にも取り組む。

数値目標の水準



網掛け部分 は令和2年8月公表ベース

計算過程

里親等委託が必要な子ども数の見込(施設入所年数を勘案して算定した方法)

里親等委託が必要な子ども数の見込(子ども数の見込を勘案して算定した方法)

潜在的需の見込

特別養子縁組支援の取組

施設における里親支援の取組

里親等委託推進の具体的な取組

里親等委託率(学童期以降)

里親等委託率(3歳以上就学前)

里親等委託率(3歳未満)

特別養子縁組成立件数

里親等委託率の数値目標等

	実績 (令和元年度末時点)				5年目 (令和6年度末)				7年目 (令和8年度末)				10年目 (令和11年度末)				潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)
	乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降			
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	44,831人	45,885人	202,388人	41,061人	43,218人	192,313人	40,390人	41,782人	187,929人	39,847人	40,634人	180,696人	40,634人	180,696人	×	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算出した方法		
代替養育を必要とする子ども数(人)	40人	49人	365人	70人	74人	325人	69人	72人	317人	68人	69人	305人	69人	305人	×	算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算出した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	14人	15人	85人	53人	46人	89人	52人	54人	96人	51人	52人	105人	52人	105人	○			
里親等委託子ども数(人)	14人	15人	85人	53人	46人	89人	52人	54人	96人	51人	52人	105人	52人	105人	○			
里親等委託率(%)	35.0%	30.6%	23.3%	75.0%	62.0%	27.0%	75.0%	75.0%	30.0%	75.0%	75.0%	34.0%	75.0%	34.0%		算式1・2 以外		
特別養子縁組の成立件数	5件				15件				15件				15件					

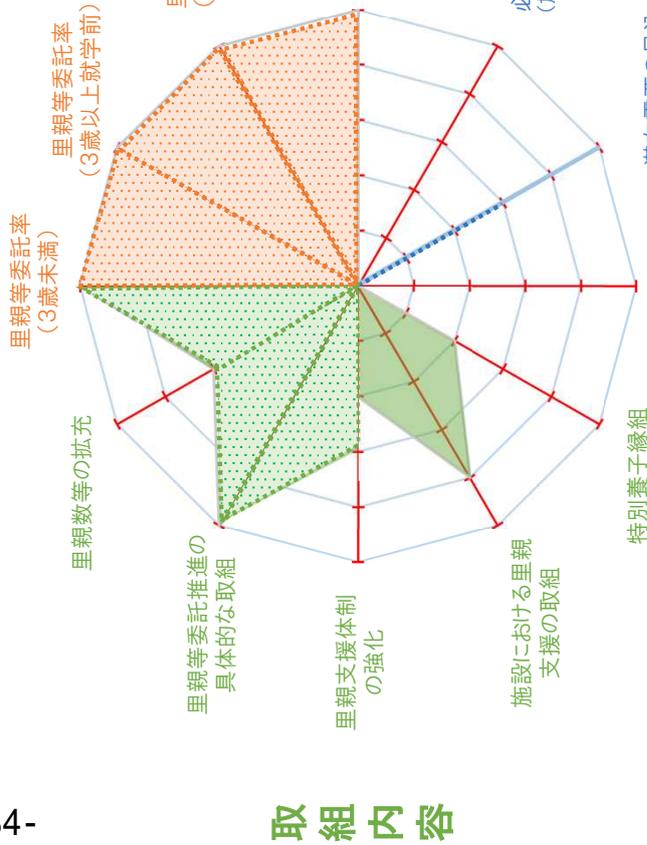
(※1)潜在的な需要の有無欄の見方
 ○:潜在的な需要の見込みありかつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在的な需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在的な需要の見込みはない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・80.0%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

数値目標の水準



項目	里親委託推進施策 具体的な取組	里親等委託率 (フォスタリング体制)	里親等委託率の取組
広域 リクルート	・学校、企業等を含む地域社会が、幅広く里親制度の理解を深めることを目的とした説明会等を、児童相談所と連携して開催する。 ・児童相談所と連携して開催する。また、地域イベントや関係者に参加し、里親制度の周知啓発を図る。 ・保育士や教員等、地域で子どもに携わる専門職等を対象とした里親制度の説明会を開催し、より専門的な支援が可能な里親のクルート活動を積極的に行う。	・現在は児童相談所にフォスタリング機関としての役割を付与している。	・児童相談所は、子どもを里親に委託するにあたって、双方が安心できる説明と、十分な情報提供を行う。特に子どもへ、子どもへのニーズに合わせて、より一層丁寧な説明等を行う。
研修 トレーニング	・子どもを養育していく過程で、里親が直面する様々な課題へ、適切な関わり方が持てるような内容の研修を実施する。 ・研修では、心に働きかけるような子どもや障害者を持つ子どもの理解、乳児院及び児童養護施設等で養育された支援方法の伝達等、子どもの育ちのニーズを満たし、養育の質を確保するために必要な実践的で多様なプログラムを実施する。 ・委託里親と委託児童との交流会や研修、トレーニング等の機会を設ける。 ・未委託里親へのフォローアップ研修の実施を検討する。		・児童相談所は、子どもを里親に委託するにあたって、双方が安心できる説明と、十分な情報提供を行う。特に子どもへ、子どもへのニーズに合わせて、より一層丁寧な説明等を行う。
マッチング			・児童相談所は、子どもを里親に委託するにあたって、双方が安心できる説明と、十分な情報提供を行う。特に子どもへ、子どもへのニーズに合わせて、より一層丁寧な説明等を行う。
訪問 相談支援		・子どもや里親の抱える課題、個別的なケアや養育支援の相談等にも継続的に応じられるフォスタリング機関を設置し、専門的知識を持ち、里親へのスーパービジョンを行う養育支援担当者育成を推進する。	・市町村や児童相談所、保健医療機関等の関係者が、養子縁組や特別養子縁組の制度を正しく理解するための機会を設け、認知度の向上を図る。 ・養子縁組や特別養子縁組に際して、子どもの年齢や理解力に応じた「意見」を聴かれる権利を保障する。 ・養親と子どもの血縁関係がないことと養親との比較等、養親特有の悩みを持つことなどがあるため、子どもの育ちのニーズを満たすために必要となる養親と養子の関係性を明確にしたアセスメントに基づき、児童相談所による養育支援計画の算定を行う。

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

里親等委託率の数値目標等

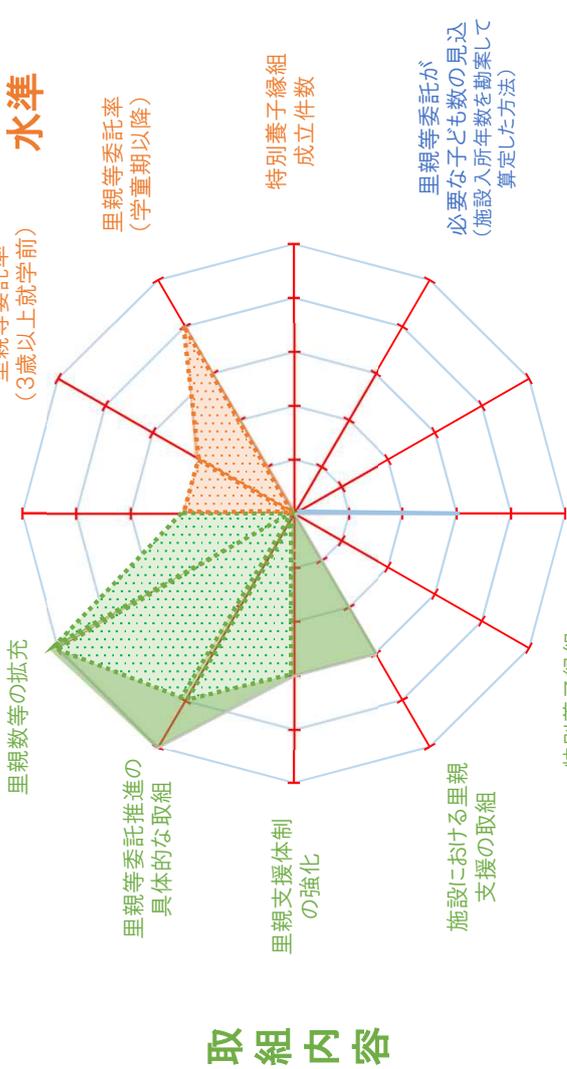
子ども数全体 (人)	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方 (※2)
	乳幼児 3歳未満	3歳以上	乳幼児 3歳未満	3歳以上	乳幼児 3歳未満	3歳以上	乳幼児 3歳未満	3歳以上		
501,299人	61人	141人	63人	148人	-	-	451,221人	60人	658人	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算出した方法
11.5%	7人	21人	16人	40人	188人	188人	23人	23人	247人	算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算出した方法
15.0%	11.5%	16.9%	29.0%	30.8%	30.8%	30.8%	43.5%	44.0%	42.4%	算式1・2 以外
特別養子縁組の成立件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(※1) 潜在的必要の有無欄の見方
 ○：潜在的必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △：潜在的必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×：潜在的必要を見込んでいない

(※2) 里親等委託が必要な子どもの数の見込み方欄の見方
 ○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×：算定していない

(参考) 3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

数値目標の水準



里親等委託推進に向けた取組

項目	里親等委託推進施策 具体的な取組	里親等委託推進施策 具体的な取組	里親等委託推進施策 具体的な取組
広報 リクルート	・里親制度の更なる普及、啓発を図り、里親について正しく広く理解されるよう取り組む。 ・里親希望者に対して、里親入所申請を簡便にし、先輩里親の体験談により里親の活動を具体的にイメージしてもらう。 ・個別相談の段階では、里親希望者の意向や家庭事情を聴取し、それに合った里親の活動の形を具体的に助言している。 ・令和6年10月には事業者を公募(2泊3泊)にて選定し、シンポジウムを実施した。 ・里親推進員間に広島県との連携で啓発イベント等を実施。 ・イベントにブース出展(元年度) FMラジオで、里親をテーマに曲を作る企画(元年度)、養育中の里親へのインタビュー(2年度)を放送、フォスタリングチャレンジプログラムの様子をライブで放送。	・里親制度の更なる普及、啓発を図り、里親について正しく広く理解されるよう取り組む。 ・里親希望者に対して、里親入所申請を簡便にし、先輩里親の体験談により里親の活動を具体的にイメージしてもらう。 ・個別相談の段階では、里親希望者の意向や家庭事情を聴取し、それに合った里親の活動の形を具体的に助言している。 ・令和6年10月には事業者を公募(2泊3泊)にて選定し、シンポジウムを実施した。 ・里親推進員間に広島県との連携で啓発イベント等を実施。 ・イベントにブース出展(元年度) FMラジオで、里親をテーマに曲を作る企画(元年度)、養育中の里親へのインタビュー(2年度)を放送、フォスタリングチャレンジプログラムの様子をライブで放送。	・里親制度の更なる普及、啓発を図り、里親について正しく広く理解されるよう取り組む。 ・里親希望者に対して、里親入所申請を簡便にし、先輩里親の体験談により里親の活動を具体的にイメージしてもらう。 ・個別相談の段階では、里親希望者の意向や家庭事情を聴取し、それに合った里親の活動の形を具体的に助言している。 ・令和6年10月には事業者を公募(2泊3泊)にて選定し、シンポジウムを実施した。 ・里親推進員間に広島県との連携で啓発イベント等を実施。 ・イベントにブース出展(元年度) FMラジオで、里親をテーマに曲を作る企画(元年度)、養育中の里親へのインタビュー(2年度)を放送、フォスタリングチャレンジプログラムの様子をライブで放送。
研修 トレーニング	・子どもを委託した里親に対する研修や支援を実施し、子どもへの愛情関係の形成、養育力の向上を図るとともに、市町や地域に続いて里親を支える体制づくりを進める。 ・シンポジウムや一時保護委託などにより、短時間、里親が子供を預かる取組を普及し、地域の養育者家庭への支援を行う。	・子どもを委託した里親に対する研修や支援を実施し、子どもへの愛情関係の形成、養育力の向上を図るとともに、市町や地域に続いて里親を支える体制づくりを進める。 ・シンポジウムや一時保護委託などにより、短時間、里親が子供を預かる取組を普及し、地域の養育者家庭への支援を行う。	・子どもを委託した里親に対する研修や支援を実施し、子どもへの愛情関係の形成、養育力の向上を図るとともに、市町や地域に続いて里親を支える体制づくりを進める。 ・シンポジウムや一時保護委託などにより、短時間、里親が子供を預かる取組を普及し、地域の養育者家庭への支援を行う。
マッチング	・新生児里親委託の取組を推進し、将来にわたって養育のもとで暮らすことができない子供に対しては、特別養子縁組などによるホームネーションを重視した支援を行う。 ・コロナ禍で里親院との連携が困難なこともあり、ベテラン里親の過剰で未委託の里親のマッチングを促進している。 ・週末里親からマッチングを継続することで委託につながる事業がある。	・新生児里親委託の取組を推進し、将来にわたって養育のもとで暮らすことができない子供に対しては、特別養子縁組などによるホームネーションを重視した支援を行う。 ・コロナ禍で里親院との連携が困難なこともあり、ベテラン里親の過剰で未委託の里親のマッチングを促進している。 ・週末里親からマッチングを継続することで委託につながる事業がある。	・新生児里親委託の取組を推進し、将来にわたって養育のもとで暮らすことができない子供に対しては、特別養子縁組などによるホームネーションを重視した支援を行う。 ・コロナ禍で里親院との連携が困難なこともあり、ベテラン里親の過剰で未委託の里親のマッチングを促進している。 ・週末里親からマッチングを継続することで委託につながる事業がある。
訪問 相談支援	・フォスタリングチャレンジプログラムを実施。 ・里親交流会を年に3回〜6回実施。 ・里親支援専門相談員と共に里親サロンを開催し、里親支援に協力を得ている。	・フォスタリングチャレンジプログラムを実施。 ・里親交流会を年に3回〜6回実施。 ・里親支援専門相談員と共に里親サロンを開催し、里親支援に協力を得ている。	・フォスタリングチャレンジプログラムを実施。 ・里親交流会を年に3回〜6回実施。 ・里親支援専門相談員と共に里親サロンを開催し、里親支援に協力を得ている。
施設における里親支援の取組等	・里親委託後の訪問同行や里親へのサロン等に参加している。 ・年2回の委託推進会議への参加で課題の共有を行っている。	・里親委託後の訪問同行や里親へのサロン等に参加している。 ・年2回の委託推進会議への参加で課題の共有を行っている。	・里親委託後の訪問同行や里親へのサロン等に参加している。 ・年2回の委託推進会議への参加で課題の共有を行っている。

望まない妊娠による相談には特別養子縁組を推進した新生児委託をすすめていく。
 ・今後、不妊治療専門の医療機関等で里親制度の啓発明を推進し周知を図りながら、乳児院、児童養護施設と同一層連携し、養育者との信頼関係をより強固に構築していく。

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

里親等委託が必要な子どもの見込 (施設入所年数を勘案して算出した方法)

潜在的必要の見込 (子どもケアニーズを勘案して算出した方法)

里親等委託が必要な子どもの見込 (子どもケアニーズを勘案して算出した方法)

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【山口県】

里親等委託率の数値目標等

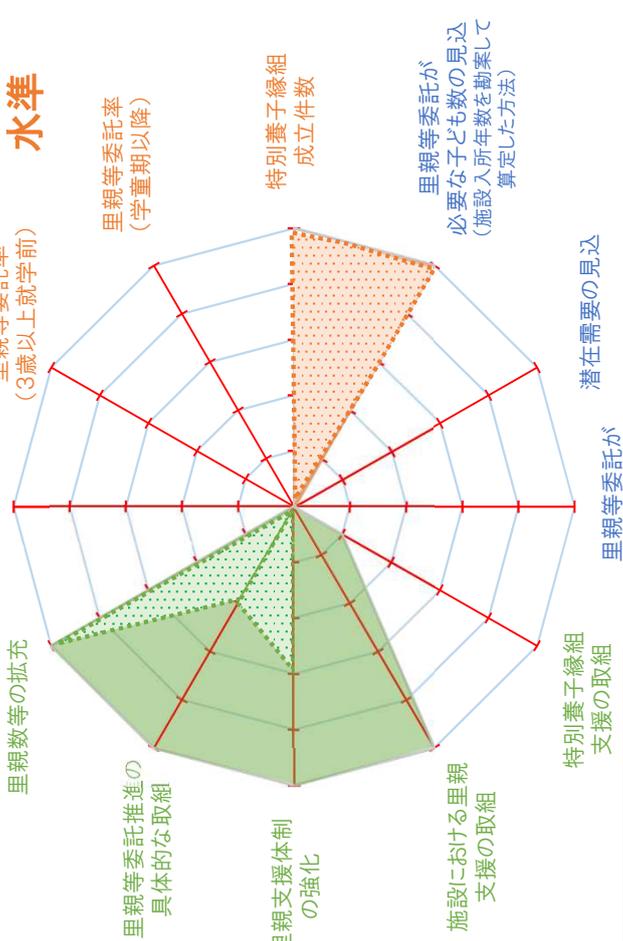
	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)
	乳幼児		乳幼児		乳幼児		乳幼児			
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上		
子ども数全体(人)	28,465人	30,615人	25,580人	27,543人	24,660人	26,559人	23,746人	25,307人	131,425人	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法
代替養育を必要とする子ども数(人)	34人	50人	417人	467人	454人	433人	433人	433人	算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	4人	15人	83人	155人	-	-	-	195人	X	
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	X	
里親等委託率(%)	11.8%	30.0%	19.9%	33.3%	-	-	45.0%	45.0%	算式1・2以外	
特別養子縁組の成立件数	2件		4件		-		4件		-	

(※1)潜在的必要の有無欄の見方
○：潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
△：潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
×：潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
△：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
×：算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

数値目標の水準



里親等委託推進に向けた取組

項目	里親支援体制 (フォostタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数
	現状	令和2年度から、里親養育サポートセンター、れりーふが包括的にフォostタリング業務を実施している。	啓発グッズ(該当啓発や研修等で配布する物)の作成 ・里親月間における啓発活動(広報紙への広告掲載による周知、HPでの里親家族の紹介等) ・Facebookの開設。 令和2年度から、フォostタリング機関による研修を実施。 ・令和2年度は、養育力向上を目的とした研修を県内6か所で開催予定(オンライン開催含む) ・アドバイザーに指定しているベテラン里親を対象とした専門研修 ・児童相談所とフォostタリング機関がマッチングのやりとりをし、その内容を専用LANで里親支援専門相談員ら関係者と共有している。 ・里親養育支援児童福祉社を配置するなど、里親支援体制の強化を図る。 ・個別ケースの支援など関係機関との適切な役割分担のもと、きめ細やかな里親支援を行う。 ・令和2年度中に県下の全施設に里親支援専門相談員を配置。 ・乳児院において乳幼児を養育できる里親を確保するため研修を開催。 ・近年、受託事例がない里親を対象に、児童養護施設において里親支援専門相談員は、施設入所児童の里親委託の推進、退所児童(里親委託解除児童含む)のフォostタリング、地域支援として里親支援(専門的相談機関)を担う。 ・里親会の活動に対し、里親会との交流や研修などの活動を行うための支援を行う。
今後の取組	里親制度の普及啓発、里親のワルー及びアセスメント、研修、委託中の里親支援、措置解除後の支援等について、児童相談所、市町、児童福祉施設、児童家庭支援センター及び里親会と連携を強化して里親支援の実現を図る。 ・児童相談所に加えて、民間のフォostタリング機関を設置し、里親支援業務を包括的に実施する。	・里親養育支援児童福祉社を配置するなど、里親支援体制の強化を図る。 ・個別ケースの支援など関係機関との適切な役割分担のもと、きめ細やかな里親支援を行う。 ・令和2年度中に県下の全施設に里親支援専門相談員を配置。 ・乳児院において乳幼児を養育できる里親を確保するため研修を開催。 ・近年、受託事例がない里親を対象に、児童養護施設において里親支援専門相談員は、施設入所児童の里親委託の推進、退所児童(里親委託解除児童含む)のフォostタリング、地域支援として里親支援(専門的相談機関)を担う。 ・里親会の活動に対し、里親会との交流や研修などの活動を行うための支援を行う。	

網掛け部分 は令和2年8月公表ページ

取組内容

計算過程

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)				5年目 (令和6年度末)				7年目 (令和8年度末)				10年目 (令和11年度末)				潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)
	乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降			
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	15,197人	21,098人	13,784人	19,136人	13,326人	18,501人	57,040人	17,548人	54,102人	12,640人	17,548人	54,102人	17,548人	54,102人	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	△		
代替養育を必要とする子ども数(人)	29人	37人	30人	40人	28人	39人	222人	28人	218人	28人	38人	218人	38人	218人	(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○		
里親等委託が必要な子ども数(人)	6人	4人	17人	22人	—	—	—	17人	93人	17人	21人	93人	21人	93人	(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○		
里親等委託子ども数(人)	6人	4人	18人	17人	17人	21人	75人	17人	93人	17人	21人	93人	21人	93人	(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○		
里親等委託率(%)	20.7%	10.8%	60.0%	42.5%	60.0%	55.0%	33.7%	60.0%	43.0%	60.0%	55.0%	43.0%	55.0%	43.0%	算式1・2以外	×		
特別養子縁組の成立件数	1件				5件				—				—					

(※1)潜在的な需要の有無欄の見方
 ○：潜在的な見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △：潜在的な見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×：潜在的な見込みはない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×：算定していない

里親等委託率の数値目標等

里親等委託率(学童期以降)

特別養子縁組成立件数

里親等委託が必要な子ども数の見込み方

潜在的な需要の有無(※1)

算式1(注)施設入所年数を勘案して算定した方法

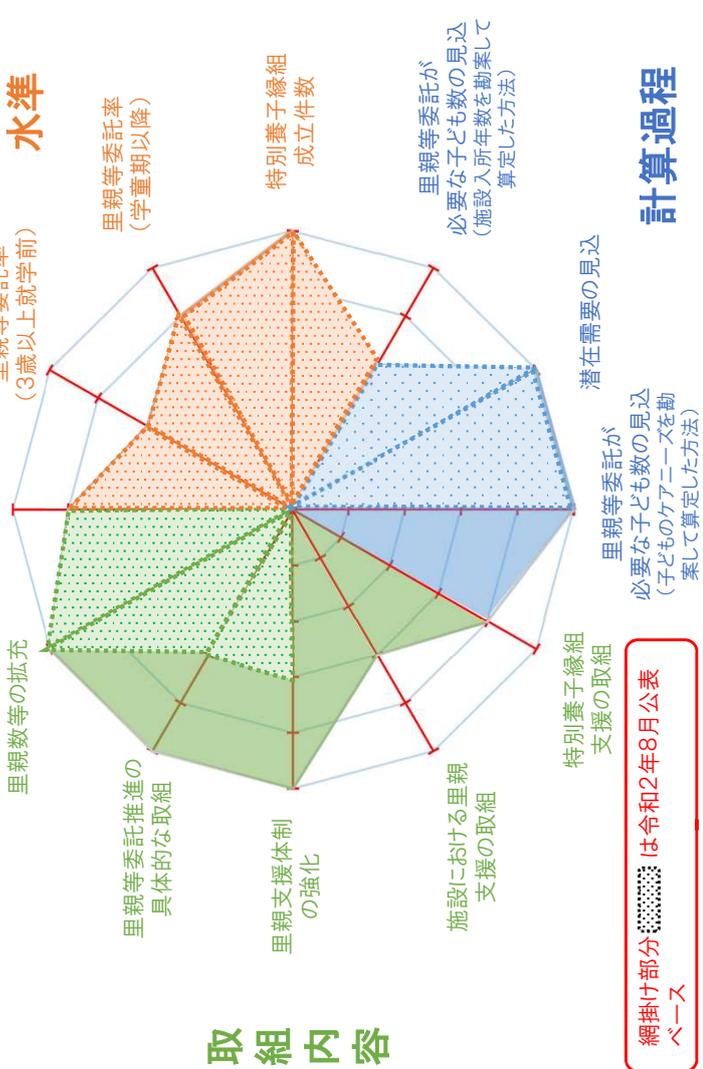
算式2(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法

算式1・2以外

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親支援体制 (フォスタリング体制)		里親委託推進施策 具体的な取組		里親数・ファミリーホームか所数 (実績) (令和元年度) 登録里親数 委託里親数 ファミリーホーム (今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 委託里親数 ファミリーホーム (令和11年度) 登録里親数 委託里親数 ファミリーホーム か所
	現状	今後の取組	現状	今後の取組	
里親等委託率(3歳未満)	10.8%	42.5%	乳幼児 リクルート	・各関係機関と里親会が連携しながら里親制度の普及啓発を行い、積極的なリクルート活動を行うことができる体制を構築し、里親登録数を増加に努める。 ・フォスターの実施や地域毎の定期的な里親制度説明会の実施等、推進を図る。 ・里親の方向性の周知広報を充実し、里親制度の正しい理解の促進を図る。 ・里親月間に市町村広報紙や新聞へのチラシやグッズ配布、パルメの取組など、里親の募集を促進するイベントでのチラシやグッズ配布、ラジオ放送。 ・大学の講義で里親制度の説明や体験談の発表。	66世帯 28世帯 2か所
里親等委託率(学童期以降)	27.6%	55.0%	研修 トレーニング	・委託後の支援について、養育の専門性を高める研修を実施する。 ・里親サロン主催の研修会を実施。 ・未委託トレーニングを実施。	144世帯 72世帯 3か所
特別養子縁組の成立件数	1件	5件	マッチング	・月に一度、里親支援機関が集まり、委託が必要な児童に適した里親を検討している、県内児童相談所の領域の枠組を越えたマッチングについて動きをもちあわす。 ・委託前に、ケース会議や里親を含めた広域会議を、市町村で開催し、市町村の里親支援体制について、児童相談所が調整を行っている。 ・全ての児童養護施設への里親支援専門相談員の配置を進めていく。 ・委託後の支援については、フォスタリング機関をはじめとする関係機関が協力し支援を行うとともに、里親サロンの積極的な活用や、里親同士がフォローを行うことができるよう、支援の厚を厚くしていくに努める。 ・児童相談所・フォスタリング機関を最低ラインとし、必要に応じて児童相談所・フォスタリング機関等里親支援機関が交代で家庭訪問などの支援を実施。 ・フォスタリング機関による里親サロンの実施(養育里親サロン、縁組里親サロン、啓発サロンのそれぞれを実施)。	197世帯 131世帯 5か所
施設における里親支援の取組	里親等委託率(3歳未満)	里親等委託率(学童期以降)	訪問 相談支援	・乳児院での積極的なマッチングの実施 ・里親サロンの利用 ・委託後のフォローアップ、登録里親のフォローアップ(登録前研修)における養育の受入、未委託里親のトレーニングの実施や、里親研修会(登録後、里親サロン主催として)の企画を行う。	特別養子縁組支援の取組 ・商業施設や県が実施するイベントでのチラシやグッズ配布、パルメの実施。 ・里親フォーラムの開催。 ・新生児里親委託の推進のため、里親サロンの活用や、里親同士がフォローを行うことができるよう、支援の厚を厚くしていくに努める。 ・児童相談所・フォスタリング機関を最低ラインとし、必要に応じて児童相談所・フォスタリング機関等里親支援機関が交代で家庭訪問などの支援を実施。 ・フォスタリング機関による里親サロンの実施(養育里親サロン、縁組里親サロン、啓発サロンのそれぞれを実施)。

数値目標の水準



里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的必要性の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)
	乳幼児 3歳未満	3歳以上	乳幼児 3歳未満	3歳以上	乳幼児 3歳未満	3歳以上	乳幼児 3歳未満	3歳以上		
子ども数全体(人)	163,605人		150,537人		146,181人		139,647人		算式1 △	算式1 △ (注)施設入所年数を勘案して算定した方法
代替養育を必要とする子ども数(人)	24人	23人	127人	199人	200人	24人	31人	145人		
里親等委託が必要な子ども数(人)	7人	8人	30人	12人	12人	17人	22人	58人	算式2 ○	算式2 ○ (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
里親等委託子ども数(人)	7人	8人	30人	12人	12人	17人	22人	58人		
里親等委託率(%)	29.2%	34.8%	23.6%	39.8%	30.6%	40.5%	70.0%	70.0%	40.0%	
特別養子縁組の成立件数	0件		4件		-		8件		算式1-2 以外	

(※1)潜在的必要性の有無欄の見方

- : 潜在的必要性の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
- △: 潜在的必要性の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
- ×

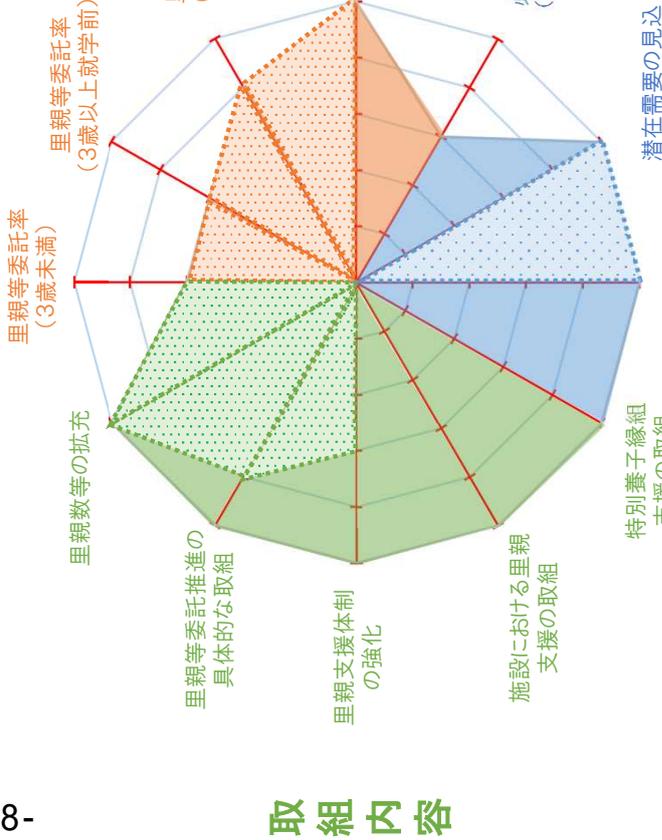
(※2)里親等委託が必要な子どもの数の見込み方欄の見方

- : 具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
- △: 具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
- ×

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・73.3%

※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

数値目標の水準



里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組
現状	里親相談所を中心として、児童相談所や香川県里親支援センターとの連携のもと里親募集や支援を行うこと、各里親支援センターにおいては身近な地域での相談窓口として活動している。また、地域における継続的な支援や啓発等の取組を行っている。	・地域における講演会や相談説明会を開催するなど里親促進に向けた取組の充実を図るとともに、より多くの人に関心を持ってもらえらるよう、効果的な啓発や情報発信のあり方を検討し、実施する。 ・里親登録に関心のある方に対し、児童相談所において丁寧な説明を行うとともに、登録を希望する方のニーズを的確に把握し、必要な取組を行うなど、登録のハードルの低さを図る。 ・里親支援センターは里親登録説明会を開催しているほか、今年度は里親支援センターや児童相談所、児童福祉センターによる身近な地域における説明会を開催している。 ・啓発リーフレットやグッズの配布、ホームページの更新を随時行っている。 ・未委託里親に対するリーディング研修の準備を通じた支援の充実を図るとともに、短期間の受入れなどによる養育経験の積み重ねを通じて、未委託里親への委託を促進する。 ・児童相談所や里親支援センターとの連携を通じた効果的な研修の実施を推進する。ほか
今後の取組	フォスタリング体制における里親支援業務の中で、養育技術の向上を図るための取組的な研修や、子どもの養育方法に依る助言を行うための専門的な養育技術を有する児童相談所や児童福祉センターとの連携強化を図る。また、里親支援センターにおいて行われる里親相談所との連携強化を図る。また、里親相談所において行われる里親相談所との連携強化を図る。	・児童相談所において、委託が適当と認められる子どもがいる場合には、その子のケアニーズに基づき、子どもの養育の利益が認められる里親を選定し、丁寧な里親登録のサポートを行う。また、里親登録のハードルを低くし、里親登録の促進を図る。 ・児童相談所や里親支援センターとの連携を通じた効果的な研修の実施を図る。 ・児童相談所や里親支援センターにおいて、里親支援センターのリーディング研修や、子どもの養育方法に依る助言を行うための専門的な養育技術を有する児童相談所や児童福祉センターとの連携強化を図る。また、里親支援センターにおいて行われる里親相談所との連携強化を図る。 ・児童相談所において、委託が適当と認められる子どもがいる場合には、その子のケアニーズに基づき、子どもの養育の利益が認められる里親を選定し、丁寧な里親登録のサポートを行う。また、里親登録のハードルを低くし、里親登録の促進を図る。 ・児童相談所や里親支援センターとの連携を通じた効果的な研修の実施を図る。 ・児童相談所や里親支援センターにおいて、里親支援センターのリーディング研修や、子どもの養育方法に依る助言を行うための専門的な養育技術を有する児童相談所や児童福祉センターとの連携強化を図る。また、里親支援センターにおいて行われる里親相談所との連携強化を図る。

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

里親等委託が必要な子どもの数の見込(子どものケアニーズを勘案して算定した方法)

計算過程

里親等委託率の数値目標等

	実績 (令和元年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	目標値 採用
	乳幼児		乳幼児		乳幼児		乳幼児				
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上			
子ども数全体(人)	28,643人	31,646人	140,947人	—	—	—	—	—	△	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	43人	57人	378人	50人	61人	418人	50人	61人	418人	算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託が必要な子ども数(人)	5人	14人	68人	24人	31人	106人	28人	37人	119人	算式1・2 以外	×
里親等委託子ども数(人)	5人	14人	68人	24人	31人	106人	28人	37人	119人	—	—
里親等委託率(%)	12.0%	24.6%	18.0%	48.0%	50.8%	25.4%	56.0%	60.7%	28.5%	77.0%	33.3%
特別養子縁組の成立件数	3件										

(※1)潜在的な需要の有無欄の見方
○：潜在的な需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
△：潜在的な需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
×：潜在的な需要の見込みはない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
△：具体的な計算過程の記載なし
×：算定していない

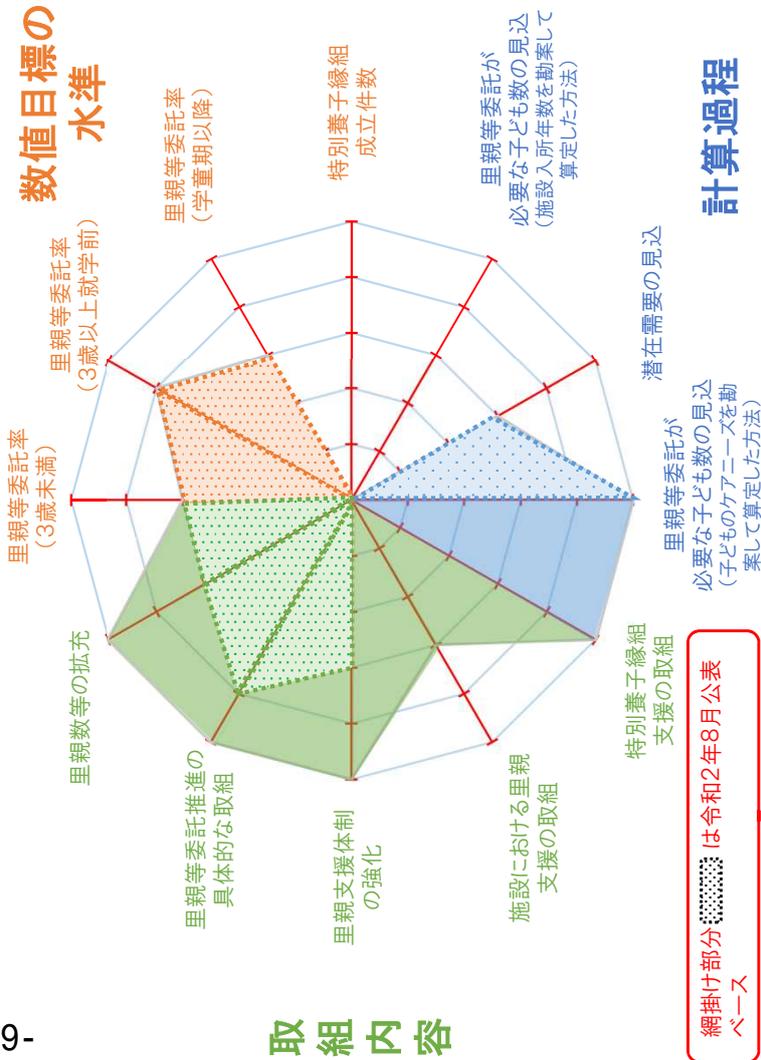
(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)
における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

数値目標の水準

項目	里親委託推進施策 具体的な取組		里親等委託率 (学童期以降)	特別養子縁組 成立件数	里親等委託が 必要な子ども数の見込 (施設入所年数を勘案して 算定した方法)	潜在的な需要の見込
	里親等委託率	特別養子縁組成立件数				
現状	里親等委託率 (3歳未満)	特別養子縁組 成立件数	里親等委託率 (学童期以降)	特別養子縁組 成立件数	里親等委託が 必要な子ども数の見込 (施設入所年数を勘案して 算定した方法)	潜在的な需要の見込
今後の取組	里親等委託率 (3歳未満)	特別養子縁組 成立件数	里親等委託率 (学童期以降)	特別養子縁組 成立件数	里親等委託が 必要な子ども数の見込 (施設入所年数を勘案して 算定した方法)	潜在的な需要の見込

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親等委託推進施策 具体的な取組	里親等委託率 (学童期以降)	特別養子縁組 成立件数	里親等委託が 必要な子ども数の見込 (施設入所年数を勘案して 算定した方法)	潜在的な需要の見込
広域 リクルート	・新たに代替養育を必要とする子どもにも、可能な限り学校等の生活支援を継続したまま対応できるように、将来的には中学校及び高校まで継続して支援することを目指す。これまでに代替養育が必要な子どもが多かった地域を重点的に、効果的な里親のリクルートや支援体制の取組を実施する。 ・県ホームページ「広域支援」による里親のほか、将来的に中学校及び高校まで継続した支援が必要な子どもを、里親委託を希望する地域に里親委託希望者を募集し、担当者派遣を巡回し、制度説明会や講演会を行うこととして制度の普及啓発に努むる。 ・令和元年度は県内の2大学で里親関係の講演、特別授業を実施。令和2年度は3市町で講演会、1大学で特別授業、1病院で医師等の関係者を交えた勉強会を実施。	172世帯 34世帯 12箇所	295世帯 102世帯 14箇所	413世帯 144世帯 14箇所	・新生児里親委託の積極的な推進、乳幼児からの里親委託の推進、新生児里親委託を力を入れ、こ5年間で22件成立している。 ・県内の病院との連携、ドクター(産婦人科医と小児科医)と看護師がチームを構成。
研修 ホームページ	・里親会の活動に対し、里親の種類や子育て世代のニーズに応じた交流や研修などの活動を行うための支援を検討する。 ・令和3年度からのショートステイ事業の実施を見込んだ希望者の見直しに向けて準備。 ・児童福祉司が担当する個別の相談事例について、マッチングを行うほか、施設入所者一覧等の中からマッチングが必要な児童を照り起してマッチングの要請を行っている。 ・要対協の取組事例の中から、親族里親(祖父母等)が養育、養育里親(叔父叔母等)が養育の事例を抜き出して個別に里親委託に結び付けている。	—	—	—	—
マッチング	・里親委託の推進にあたっては、養育経験のない里親もいることを踏まえ、里親の養育スキルの向上や養育支援について、乳幼児、児童養護施設施設の協力体制は不可欠であり、全施設における里親支援専門相談員の配置を推進する。	—	—	—	—
訪問 相談支援	・乳幼児の積極的な里親委託の推進にあたっては、養育経験のない里親もいることを踏まえ、里親の養育スキルの向上や養育支援について、乳幼児、児童養護施設施設の協力体制は不可欠であり、全施設における里親支援専門相談員の配置を推進する。	—	—	—	—
施設における 里親等 の取組	・日常的な里親家庭への訪問、電話連絡等による支援活動、児相担当者等への現状報告や支援要請の窓口としての活動。 ・乳幼児、児童養護施設施設を里親のリクルート、マッチング、養育支援も担う地域的養育の拠点と位置付け、児童相談所や里親会等の関係機関と連携しながら、地域の里親を増やしていく。	—	—	—	—



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

里親等委託が必要な子ども数の見込(子ども数のケアニーズを勘案して算定した方法)

特別養子縁組支援の取組

里親等委託が必要な子ども数の見込(子ども数のケアニーズを勘案して算定した方法)

潜在的な需要の見込

里親等委託が

特別養子縁組

成立件数

里親等委託率(学童期以降)

里親等委託率(3歳未満)

里親等委託率の数値目標等

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【愛媛県】

40

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【高知県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的必要性の有無 (※1)	里親等委託が必要ない子ども数の見込み方(※2)
	乳幼児 3歳未満	3歳以上	学童期以降		学童期以降		学童期以降			
			3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上		
子ども数全体(人)	-		-		-		-			
代替養育を必要とする子ども数(人)	25人	44人	51人	50人	419人	-	62人	392人	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算出した方法	×
里親等委託が必要な子ども数(人)	5人	14人	21人	21人	149人	-	37人	191人	算式2	×
里親等委託子ども数(人)	5人	14人	21人	21人	149人	-	37人	191人	(注)子どものケアニーズを勘案して算出した方法	×
里親等委託率(%)	20.0%	31.8%	40.0%	40.0%	35.0%	-	65.0%	50.0%	算式1・2 以外	○
特別養子縁組の成立件数	-		-		-		-			○

(※1)潜在的必要性の有無欄の見方

- ：潜在的必要性の見込みありかつ具体的な計算過程の記載あり
- △：潜在的必要性の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
- ×

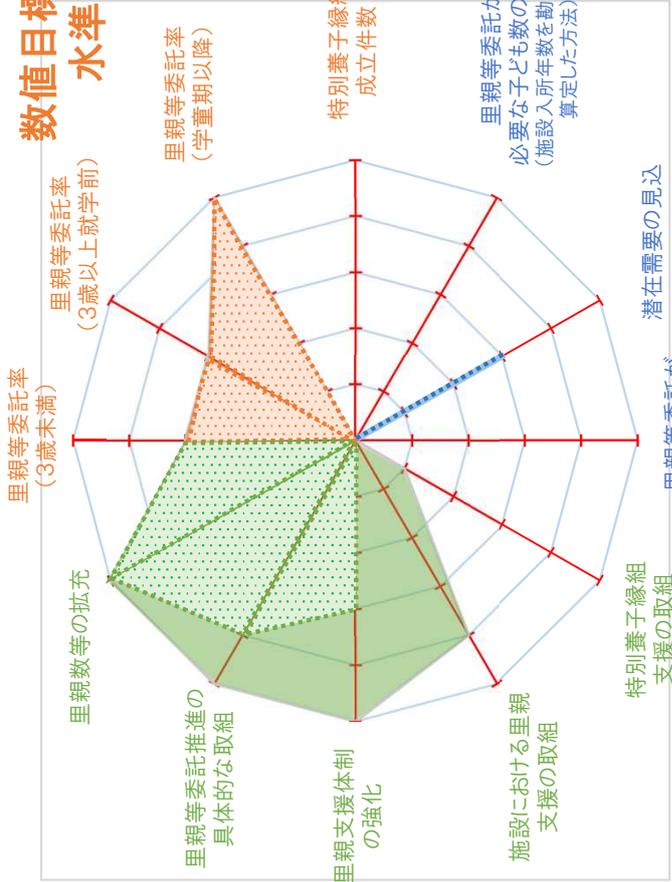
(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方

- ：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
- △：具体的な計算過程の記載なし
- ×

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・%

※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ページ

里親等委託が必要な子ども数の見込(子どものケアニーズを勘案して算出した方法)

計算過程

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数 (実績)
現状	<p>里親支援体制(フォスターリング体制) フォスターリング業務のうち「里親のリクルート及びアセスメント」、「急後期、急後及び委託後における里親に対する研修」、「里親養育への支援」の3つの業務について、民間の社会福祉法人へ委託している。</p>	<p>96世帯 53世帯 ファミリーホーム 3か所</p>
現状	<p>里親等委託率(学童期以降) 特別養子縁組成立件数</p>	<p>183世帯 136組 ファミリーホーム 6か所</p>
現状	<p>里親等委託が必要な子ども数の見込(施設入所年数を勘案して算出した方法)</p>	<p>287世帯 188組 ファミリーホーム 8か所</p>
今後の取組	<p>里親等委託率(学童期以降) 特別養子縁組の取組 施設における里親支援の取組</p>	<p>特別養子縁組支援の取組</p>

里親等委託率の数値目標等

子ども数全体 (人)	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方 (※2)
	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上		
代替養育を必要とする子ども数 (人)	71人	505人	63人	493人	61人	96人	61人	96人	488人	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法
里親等委託が必要な子ども数 (人)	7人	117人	33人	149人	37人	58人	37人	58人	196人	算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
里親等委託子ども数 (人)	7人	117人	33人	149人	37人	58人	37人	58人	196人	算式1・2 以外
里親等委託率 (%)	9.9%	23.2%	52.4%	30.2%	60.7%	60.4%	60.7%	60.4%	41.9%	
特別養子縁組の成立件数	4件		8件		-		-			

(※1) 潜在的な需要の有無欄の見方

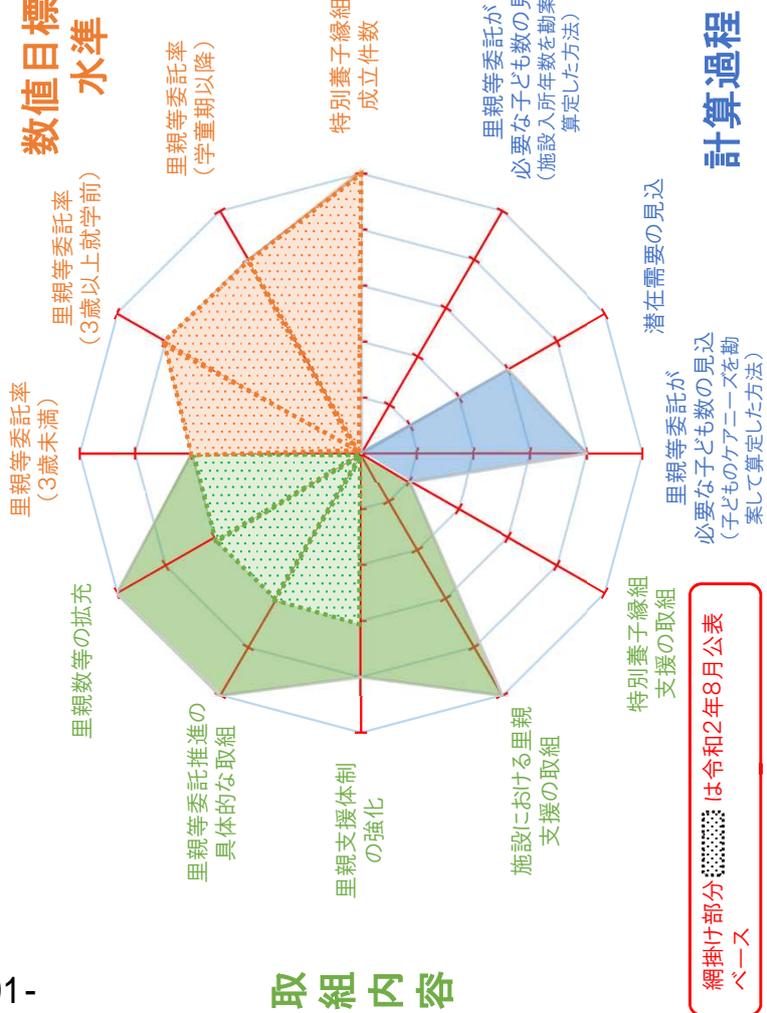
- ：潜在的な見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
- △：潜在的な見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
- ×

(※2) 里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方

- ：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
- △：具体的な計算過程の記載なし
- ×

(参考) 3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・69.1%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親等委託児童に計画期間内(R2～R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親等委託推進施策 具体的な取組	現状
里親等委託体制 (フォスターリング体制)	里親等委託推進施策 具体的な取組	里親等委託率 (3歳未満) 9.9% (目標 16.2%) 里親等委託率 (3歳以上就学前) 52.4% (目標 30.2%) 里親等委託率 (学童期以降) 23.2% (目標 30.2%) 特別養子縁組成立件数 4件 (目標 8件)
里親等委託率 (3歳未満)	里親等委託率 (3歳未満) 9.9% (目標 16.2%)	里親等委託率 (3歳未満) 9.9% (目標 16.2%)
里親等委託率 (3歳以上就学前)	里親等委託率 (3歳以上就学前) 52.4% (目標 30.2%)	里親等委託率 (3歳以上就学前) 52.4% (目標 30.2%)
里親等委託率 (学童期以降)	里親等委託率 (学童期以降) 23.2% (目標 30.2%)	里親等委託率 (学童期以降) 23.2% (目標 30.2%)
特別養子縁組成立件数	特別養子縁組成立件数 4件 (目標 8件)	特別養子縁組成立件数 4件 (目標 8件)
里親等委託が必要な子ども数の見込算定方法	里親等委託が必要な子ども数の見込算定方法	里親等委託が必要な子ども数の見込算定方法
潜在的な需要の見込	潜在的な需要の見込	潜在的な需要の見込
里親等委託が必要な子ども数の見込算定方法	里親等委託が必要な子ども数の見込算定方法	里親等委託が必要な子ども数の見込算定方法

取組内容

里親等委託率 (3歳未満) 9.9% (目標 16.2%)

里親等委託率 (3歳以上就学前) 52.4% (目標 30.2%)

里親等委託率 (学童期以降) 23.2% (目標 30.2%)

特別養子縁組成立件数 4件 (目標 8件)

里親等委託が必要な子ども数の見込算定方法

潜在的な需要の見込

里親等委託が必要な子ども数の見込算定方法

計算過程

必要となる子ども数の見込 (施設入所年数を勘案して算定した方法)

必要となる子ども数の見込 (子どものケアニーズを勘案して算定した方法)

必要となる子ども数の見込 (子どものケアニーズを勘案して算定した方法)

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【佐賀県】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児 3歳未満	3歳以上	学童期以降	乳幼児 3歳未満	3歳以上	学童期以降	乳幼児 3歳未満	3歳以上	学童期以降	乳幼児 3歳未満	3歳以上	学童期以降			
															子ども数全体(人)
子ども数全体(人)	137,929人	30人	192人	28人	29人	184人	27人	28人	26人	27人	175人	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	△	×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	29人	9人	54人	15人	20人	74人	17人	21人	20人	22人	84人	算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法			
里親等委託が必要な子ども数(人)	9人	9人	54人	15人	20人	74人	17人	21人	20人	22人	84人	算式1・2 以外	○	○	
里親等委託率(%)	31.0%	50.0%	28.1%	53.6%	69.0%	40.2%	63.0%	75.0%	76.9%	81.5%	48.0%				
特別養子縁組の成立件数	3件			7件			7件			7件					

(※1)潜在的な需要の有無欄の見方

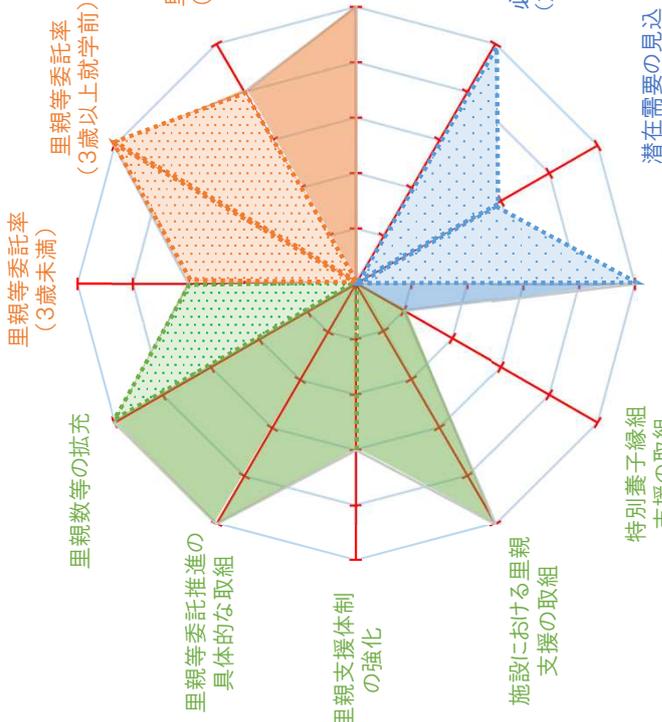
- : 潜在的な見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
- △: 潜在的な見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
- ×: 潜在的な見込みはない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方

- : 具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
- △: 具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
- ×: 算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・79.4%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

数値目標の水準



里親等委託率 (3歳未満)
里親等委託率 (3歳以上就学前)
特別養子縁組成立件数
潜在的な需要の見込
里親等委託が必要な子ども数の見込 (施設入所年数を勘案した方法)
里親等委託が必要な子ども数の見込 (子どものケアニーズを勘案して算定した方法)
特別養子縁組支援の取組

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策	里親委託率の取組
	現状	平成28年度から中央児童相談所に里親専門の班を設置し、各施設の里親支援専門相談員との協働や里親等委託の推進に取り組んできた。
今後の取組	民間の事業者におけるフォostリング業務の支援体制について条件等を整理・検討し、早期に取組を開始する。	里親委託率の取組
現状	里親等委託率 (学童期以降)	里親等委託率の取組
今後の取組	特別養子縁組成立件数	里親等委託率の取組
現状	里親等委託が必要な子ども数の見込 (施設入所年数を勘案した方法)	里親等委託率の取組
今後の取組	里親等委託が必要な子ども数の見込 (子どものケアニーズを勘案して算定した方法)	里親等委託率の取組
現状	特別養子縁組支援の取組	里親等委託率の取組
今後の取組	特別養子縁組支援の取組	里親等委託率の取組

取組内容

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)				5年目 (令和6年度末)				7年目 (令和8年度末)				10年目 (令和11年度末)				潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)
	乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降			
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	205,307人		187,664人		181,190人		172,413人								算式1	×	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法 算式2 ○ (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法 算式1・2以外	
代替養育を必要とする子ども数(人)	29人	45人	451人	449人	29人	44人	447人	29人	44人	44人	444人	29人	44人	444人				
里親等委託が必要な子ども数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○		
里親等委託子ども数(人)	9人	6人	81人	125人	22人	17人	156人	22人	22人	22人	179人	22人	22人	22人	179人	○		
里親等委託率(%)	30.7%	13.5%	18.0%	27.9%	75.0%	37.4%	34.9%	75.0%	75.0%	50.9%	40.3%	75.0%	50.9%	40.3%		×		
特別養子縁組の成立件数	6件				10件				10件				10件					

(※1)潜在的な需要の有無欄の見方

- ：潜在的な見込みありかつ具体的な計算過程の記載あり
- △：潜在的な見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
- ×

(※2)里親等委託が必要な子どもの数の見込み方欄の見方

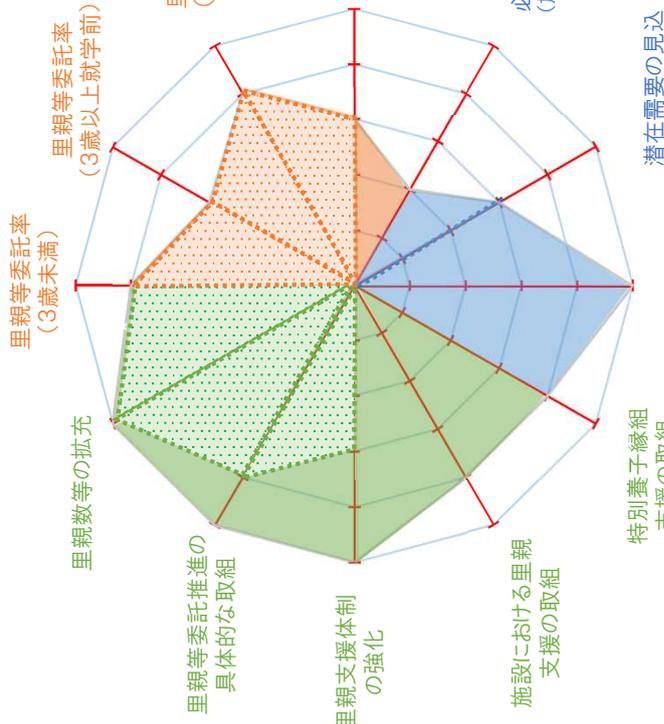
- ：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
- △：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
- ×

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・86.1%

※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

数値目標の水準

水準



里親等委託率 (3歳未満)
里親等委託率 (3歳以上就学前)
里親等委託率 (3歳以上)
里親等委託率 (学童期以降)
特別養子縁組成立件数
里親等委託が必要な子どもの数の見込 (施設入所年数を勘案して算定した方法)
潜在的な需要の見込

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進取組		特別養子縁組推進取組	
	里親委託推進取組	具体的な取組	特別養子縁組推進取組	具体的な取組
現状	平成28年度から中央児童相談所に里親専門の班を設置し、各地の里親支援専門相談員との協働や里親等委託の推進に取り組んできた。	・子ども、新規、児童、広域等での広域啓発や、県内各市町村における出前講座の実施を継続し、里親不在地域において児童福祉関係者及び教育関係者などにターゲット層を絞る等の有効性のあるアプローチを実施した。 ・令和元年度は、出前講座を県内20市町に対して実施した。児童相談所職員(3か所)の広域啓発活動(県内2か所)、県内各地へのポスター掲示を実施した。	・令和3年度から、里親委託推進事業を、里親制度普及及び里親ネットワーク事業、里親研修・トレーニング等事業と併せて委託し、取組を進め、適切なマッチングを図る。 ・児童相談所は、子ども保護者に対し、面会交流について、親戚、場所、内容及び交通方法を明確に示すとともに、里親支援機関、里親、養親及び子ども本人の間で共有し、里親相談所が養親と連携し、里親支援機関が面会交流調整を含めた委託後の支援を行う。	・令和3年度から、里親委託推進事業を、里親制度普及及び里親ネットワーク事業、里親研修・トレーニング等事業と併せて委託し、取組を進め、適切なマッチングを図る。 ・児童相談所は、子ども保護者に対し、面会交流について、親戚、場所、内容及び交通方法を明確に示すとともに、里親支援機関、里親、養親及び子ども本人の間で共有し、里親相談所が養親と連携し、里親支援機関が面会交流調整を含めた委託後の支援を行う。
今後の取組	・令和3年度から、里親委託推進事業を、里親制度普及及び里親ネットワーク事業、里親研修・トレーニング等事業と併せて委託し、取組を進め、適切なマッチングを図る。 ・児童相談所は、子ども保護者に対し、面会交流について、親戚、場所、内容及び交通方法を明確に示すとともに、里親支援機関、里親、養親及び子ども本人の間で共有し、里親相談所が養親と連携し、里親支援機関が面会交流調整を含めた委託後の支援を行う。	・令和3年度から、里親委託推進事業を、里親制度普及及び里親ネットワーク事業、里親研修・トレーニング等事業と併せて委託し、取組を進め、適切なマッチングを図る。 ・児童相談所は、子ども保護者に対し、面会交流について、親戚、場所、内容及び交通方法を明確に示すとともに、里親支援機関、里親、養親及び子ども本人の間で共有し、里親相談所が養親と連携し、里親支援機関が面会交流調整を含めた委託後の支援を行う。	・令和3年度から、里親委託推進事業を、里親制度普及及び里親ネットワーク事業、里親研修・トレーニング等事業と併せて委託し、取組を進め、適切なマッチングを図る。 ・児童相談所は、子ども保護者に対し、面会交流について、親戚、場所、内容及び交通方法を明確に示すとともに、里親支援機関、里親、養親及び子ども本人の間で共有し、里親相談所が養親と連携し、里親支援機関が面会交流調整を含めた委託後の支援を行う。	・令和3年度から、里親委託推進事業を、里親制度普及及び里親ネットワーク事業、里親研修・トレーニング等事業と併せて委託し、取組を進め、適切なマッチングを図る。 ・児童相談所は、子ども保護者に対し、面会交流について、親戚、場所、内容及び交通方法を明確に示すとともに、里親支援機関、里親、養親及び子ども本人の間で共有し、里親相談所が養親と連携し、里親支援機関が面会交流調整を含めた委託後の支援を行う。

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

里親等委託が必要な子どもの数の見込 (子どものケアニーズを勘案して算定した方法)

計算過程

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	目標値採用	
	乳幼児		乳幼児		乳幼児		乳幼児					
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	44,419人	61,681人	213,895人	41,521人	58,438人	201,867人	198,246人	39,628人	55,774人	192,662人	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	39人	99人	544人	57人	111人	544人	535人	55人	106人	519人	算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	×
里親等委託が必要な子ども数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—
里親等委託子ども数(人)	1人	11人	47人	26人	38人	127人	140人	39人	62人	157人	算式1・2 以外	○
里親等委託率(%)	2.6%	11.1%	8.6%	45.6%	34.2%	23.3%	26.2%	70.9%	58.5%	30.3%		
特別養子縁組の成立件数	9件											

(※1)潜在的必要の有無欄の見方

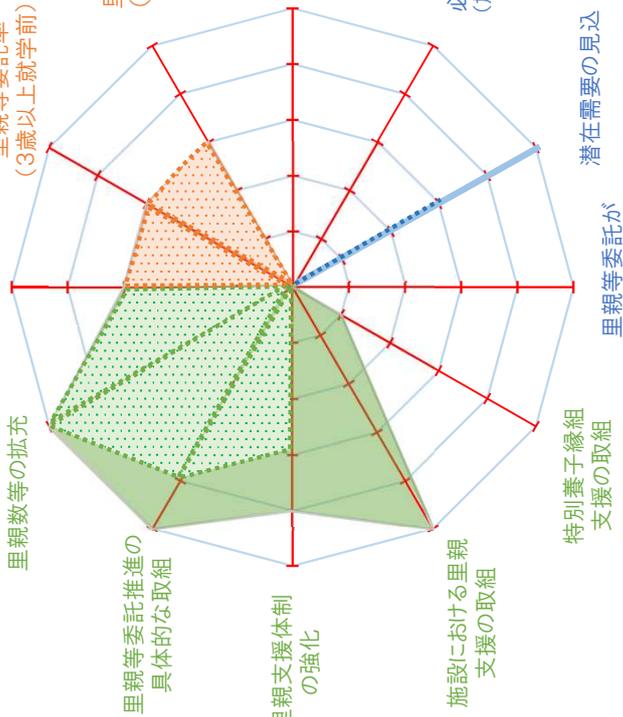
○：潜在必要の見込みありかつ具体的な計算過程の記載あり
 △：潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×：潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方

○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×：算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・-%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

数値目標の水準



里親等委託推進に向けた取組

項目	里親等委託推進取組 具体的な取組	現状	里親等委託率(3歳未満)	里親等委託率(3歳以上就学前)	里親等委託率(学童期以降)	特別養子縁組成立件数	里親等委託が必要な子ども数の見込(施設入所年数を勘案して算定した方法)	潜在的必要の見込	里親等委託が必要な子ども数の見込(子どものケアニーズを勘案して算定した方法)	特別養子縁組支援の取組	
広域連携	フォースタリング機能を中心とした児童相談所や関係機関との連携強化を図る。児童相談所と連携し、児童相談所管内各地域にNPO法人と共同で里親制度に関する出前講座を開催し、NPO法人と共同で相談会や、市町村役所、児童相談所等の市民施設においての里親制度に関する説明会を開催し、県内各地域の里親制度に関する認知度を向上させる。また、児童相談所管内企業へのイベント出演依頼(社内発表、コミュニティバスなど)を実施し、里親支援専門相談員、養育の会(NPO法人)などで活動するボランティアや里親の育成活動や地域連携を促進し、里親の交流の機会を増やす。また、支援団体との連携を図る。	市内3か所の児童相談所の連携強化を図る。児童相談所管内各地域にNPO法人と共同で里親制度に関する出前講座を開催し、NPO法人と共同で相談会や、市町村役所、児童相談所等の市民施設においての里親制度に関する説明会を開催し、県内各地域の里親制度に関する認知度を向上させる。また、児童相談所管内企業へのイベント出演依頼(社内発表、コミュニティバスなど)を実施し、里親支援専門相談員、養育の会(NPO法人)などで活動するボランティアや里親の育成活動や地域連携を促進し、里親の交流の機会を増やす。また、支援団体との連携を図る。	214世帯 48世帯 50所	378世帯	511世帯	—	—	—	—	—	特別養子縁組支援の取組
研修	フォースタリング機能を中心とした児童相談所や関係機関との連携強化を図る。児童相談所と連携し、児童相談所管内各地域にNPO法人と共同で里親制度に関する出前講座を開催し、NPO法人と共同で相談会や、市町村役所、児童相談所等の市民施設においての里親制度に関する説明会を開催し、県内各地域の里親制度に関する認知度を向上させる。また、児童相談所管内企業へのイベント出演依頼(社内発表、コミュニティバスなど)を実施し、里親支援専門相談員、養育の会(NPO法人)などで活動するボランティアや里親の育成活動や地域連携を促進し、里親の交流の機会を増やす。また、支援団体との連携を図る。	フォースタリング機能を中心とした児童相談所や関係機関との連携強化を図る。児童相談所と連携し、児童相談所管内各地域にNPO法人と共同で里親制度に関する出前講座を開催し、NPO法人と共同で相談会や、市町村役所、児童相談所等の市民施設においての里親制度に関する説明会を開催し、県内各地域の里親制度に関する認知度を向上させる。また、児童相談所管内企業へのイベント出演依頼(社内発表、コミュニティバスなど)を実施し、里親支援専門相談員、養育の会(NPO法人)などで活動するボランティアや里親の育成活動や地域連携を促進し、里親の交流の機会を増やす。また、支援団体との連携を図る。	214世帯 48世帯 50所	378世帯	511世帯	—	—	—	—	—	特別養子縁組支援の取組
マッピング	児童相談所や関係機関との連携強化を図る。児童相談所と連携し、児童相談所管内各地域にNPO法人と共同で里親制度に関する出前講座を開催し、NPO法人と共同で相談会や、市町村役所、児童相談所等の市民施設においての里親制度に関する説明会を開催し、県内各地域の里親制度に関する認知度を向上させる。また、児童相談所管内企業へのイベント出演依頼(社内発表、コミュニティバスなど)を実施し、里親支援専門相談員、養育の会(NPO法人)などで活動するボランティアや里親の育成活動や地域連携を促進し、里親の交流の機会を増やす。また、支援団体との連携を図る。	児童相談所や関係機関との連携強化を図る。児童相談所と連携し、児童相談所管内各地域にNPO法人と共同で里親制度に関する出前講座を開催し、NPO法人と共同で相談会や、市町村役所、児童相談所等の市民施設においての里親制度に関する説明会を開催し、県内各地域の里親制度に関する認知度を向上させる。また、児童相談所管内企業へのイベント出演依頼(社内発表、コミュニティバスなど)を実施し、里親支援専門相談員、養育の会(NPO法人)などで活動するボランティアや里親の育成活動や地域連携を促進し、里親の交流の機会を増やす。また、支援団体との連携を図る。	214世帯 48世帯 50所	378世帯	511世帯	—	—	—	—	—	特別養子縁組支援の取組
期間	児童相談所や関係機関との連携強化を図る。児童相談所と連携し、児童相談所管内各地域にNPO法人と共同で里親制度に関する出前講座を開催し、NPO法人と共同で相談会や、市町村役所、児童相談所等の市民施設においての里親制度に関する説明会を開催し、県内各地域の里親制度に関する認知度を向上させる。また、児童相談所管内企業へのイベント出演依頼(社内発表、コミュニティバスなど)を実施し、里親支援専門相談員、養育の会(NPO法人)などで活動するボランティアや里親の育成活動や地域連携を促進し、里親の交流の機会を増やす。また、支援団体との連携を図る。	児童相談所や関係機関との連携強化を図る。児童相談所と連携し、児童相談所管内各地域にNPO法人と共同で里親制度に関する出前講座を開催し、NPO法人と共同で相談会や、市町村役所、児童相談所等の市民施設においての里親制度に関する説明会を開催し、県内各地域の里親制度に関する認知度を向上させる。また、児童相談所管内企業へのイベント出演依頼(社内発表、コミュニティバスなど)を実施し、里親支援専門相談員、養育の会(NPO法人)などで活動するボランティアや里親の育成活動や地域連携を促進し、里親の交流の機会を増やす。また、支援団体との連携を図る。	214世帯 48世帯 50所	378世帯	511世帯	—	—	—	—	—	特別養子縁組支援の取組
相談支援	児童相談所や関係機関との連携強化を図る。児童相談所と連携し、児童相談所管内各地域にNPO法人と共同で里親制度に関する出前講座を開催し、NPO法人と共同で相談会や、市町村役所、児童相談所等の市民施設においての里親制度に関する説明会を開催し、県内各地域の里親制度に関する認知度を向上させる。また、児童相談所管内企業へのイベント出演依頼(社内発表、コミュニティバスなど)を実施し、里親支援専門相談員、養育の会(NPO法人)などで活動するボランティアや里親の育成活動や地域連携を促進し、里親の交流の機会を増やす。また、支援団体との連携を図る。	児童相談所や関係機関との連携強化を図る。児童相談所と連携し、児童相談所管内各地域にNPO法人と共同で里親制度に関する出前講座を開催し、NPO法人と共同で相談会や、市町村役所、児童相談所等の市民施設においての里親制度に関する説明会を開催し、県内各地域の里親制度に関する認知度を向上させる。また、児童相談所管内企業へのイベント出演依頼(社内発表、コミュニティバスなど)を実施し、里親支援専門相談員、養育の会(NPO法人)などで活動するボランティアや里親の育成活動や地域連携を促進し、里親の交流の機会を増やす。また、支援団体との連携を図る。	214世帯 48世帯 50所	378世帯	511世帯	—	—	—	—	—	特別養子縁組支援の取組

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

里親等委託が必要な子ども数の見込(子どものケアニーズを勘案して算定した方法)

計算過程

取組内容

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)				5年目 (令和6年度末)				7年目 (令和8年度末)				10年目 (令和11年度末)				潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	目標値採用
	乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降				
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上			
子ども数全体(人)	26,512人	27,716人	121,920人	25,274人	112,867人	-	-	22,469人	23,226人	105,277人					算式1	○			
代替養育を必要とする子ども数(人)	37人	55人	333人	34人	314人	-	-	33人	50人	310人					(注)施設入所年数を勘案して算定した方法				
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	13人	79人	-	-	18人	22人	108人					算式2	○		○	
里親等委託子ども数(人)	4人	9人	44人	-	-	-	-	-	-	-					(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法			○	
里親等委託率(%)	10.8%	16.4%	13.2%	36.0%	25.0%	-	-	54.0%	44.0%	35.0%					算式1・2以外			×	
特別養子縁組の成立件数	4件				4件				5件										

(※1)潜在的な需要の有無欄の見方

- ：潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
- △：潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
- ×

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方

- ：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
- △：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
- ×

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・59.7%

※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

数値目標の水準

里親等委託率
(3歳未満)

里親等委託率
(3歳以上就学前)

里親等委託率
(学童期以降)

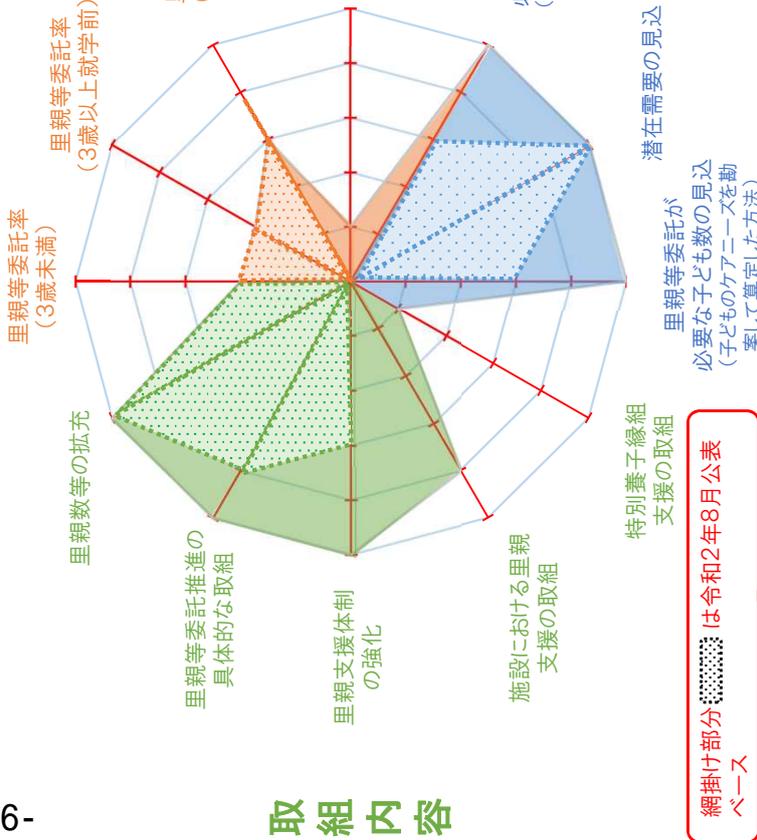
特別養子縁組
成立件数

里親等委託が
必要な子ども数の見込
(施設入所年数を勘案して
算定した方法)

潜在需要の見込

里親等委託が
必要な子ども数の見込
(子どものケアニーズを勘
案して算定した方法)

計算過程



里親等委託推進に向けた取組

項目	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームが所数
	現状	平成28年度に、里親普及促進センター「という」を開設し、その運営をNPO法人に委託して、講演会や里親制度説明会の開催、街頭キャンペーン等の普及啓発や、里親研修、専門の相談員による相談対応、里親委託等推進による里親訪問等により里親委託を推進してきた。 平成29年度から、乳児院に併設された里親家庭支援センターにおいて里親トレーニング事業(県委託事業)を開始し、新里親里親や委託里親の養育力の向上により乳幼児の委託を推進する取組を進めており、平成30年度からは、県内2箇所で行った。	各種媒体(テレビ、ラジオ、新聞、SNS等)を活用するなど、効果的な広報啓発を行う。 里親会が実施する里親制度普及促進大会や交流会の開催を支援することにより、里親制度に対する真実の正しい理解を深めるとともに、里親間の交流を促進する。 市町村や市町村社会福祉協議会との連携による広報(市町村広報誌等)への掲載等を進める。 大型商業施設での啓発、関係局イベント時の啓発など 児童家庭支援センターにおける里親トレーニング事業の内容の充実を図る。本委託里親を対象としたトレーニングでは、主として乳幼児の養育に関する実践的な知識や技術を習得できる内容に、委託中の里親を対象としたトレーニングでは、子どもとの良好な関係を構築し問題行動に適切に対応するための力を身につける内容となるよう努める。 里親の養育力向上のための研修(スキルアップ研修)を令和元年度2回、令和2年度3回実施(予定)など
今後の取組	本県では、各支援機関が連携しながら一連の里親支援業務を効率的に実施していくため、里親支援推進関係機関が一体的になって里親支援を行う「チーム養育」の構築について実施すること。令和元年度から里親普及促進センターが中心となって、チーム養育の下で里親や里親登録希望者に対し切れ目のない支援ができる体制の構築を目指す。	児童相談所が里親普及促進センター及び児童支援機関は、子どもと里親のマッチングが円滑に進むよう連携して取り組む。 里親支援専門相談員が担当地区内の里親家庭を定期的に訪問し、里親の養育の状況や子どもの様子を確認し、養育上の不安や心配事に対し必要な助言を行う。里親の状況によっては、レスパイトケアを助成するなどの支援を行う。 児童相談所、フォスタリング機関、里親支援専門相談員と連携した家庭訪問等を継続的に実施するなど 乳児院の里親支援専門相談員は、自施設出身の児童を担当。また、児童の出身施設や里親支援専門相談員は、地区担当の里親支援専門相談員と情報共有を図るなど連携を取っている。 施設における里親支援の取組等 電話相談対応、研修時のワンリターナー等に取り組んでいる。	特別養子縁組支援の取組 今後、組織的に制度の理解を深める。児童の立場に立つて養育上の必要性を里親に訴える。6歳以上の里親を抱える里親に対する養子縁組のアプローチ、定期的な意向確認を行う。

取組内容

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【鹿児島県】

里親等委託率の数値目標等

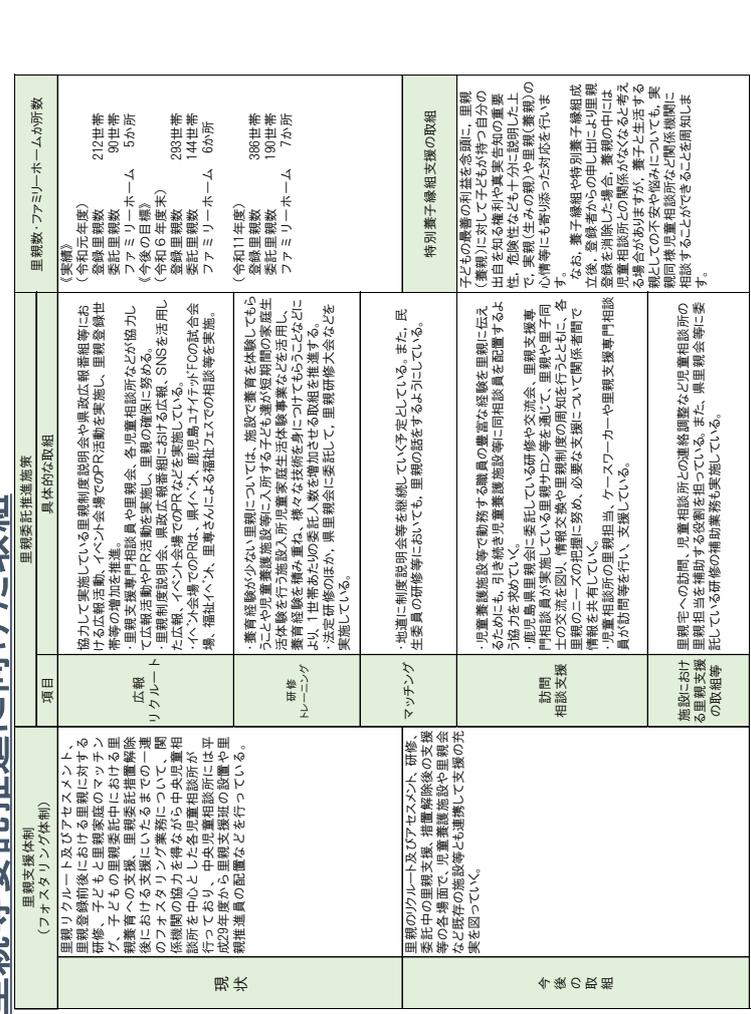
	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的な 有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の 見込み方(※2)
	乳幼児 3歳未満	3歳以上	乳幼児 3歳未満	3歳以上	乳幼児 3歳未満	3歳以上	乳幼児 3歳未満	3歳以上		
子ども数全体(人)	289,845人		263,113人		-		244,567人			算式1 ○
代替養育を必要とする子ども数(人)	58人	89人	58人	92人	601人	92人	57人	91人	596人	(注)施設入所年数を勘案して算定した方法
里親等委託が必要な子ども数(人)	27人	70人	30人	70人	450人	70人	29人	70人	446人	算式2 ×
里親等委託子ども数(人)	7人	9人	23人	37人	180人	52人	22人	53人	223人	(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
里親等委託率(%)	12.1%	10.1%	39.7%	40.2%	30.0%	56.5%	38.6%	58.2%	37.4%	算式1・2以外 ×
特別養子縁組の成立件数	7件		-		-		13件			

(※1)潜在的な需要の有無欄の見方
○：潜在需要の見込みあり、かつ算定結果の記載あり
△：潜在需要の見込みはあるが、算定結果の記載なし
×：潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
○：具体的な計算過程の記載あり
△：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
×：算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

数値目標の水準



取組内容

- 里親数等の拡充
- 里親等委託率 (3歳未満)
- 里親等委託率 (3歳以上就学前)
- 里親等委託率 (学童期以降)
- 特別養子縁組成立件数
- 潜在需要の見込
- 里親等委託が必要な子ども数の見込 (施設入所年数を勘案した方法)
- 特別養子縁組支援の取組
- 施設における里親支援の取組
- 里親等委託率 (3歳未満)
- 里親等委託率 (3歳以上就学前)
- 里親等委託率 (学童期以降)
- 特別養子縁組成立件数
- 潜在需要の見込
- 里親等委託が必要な子ども数の見込 (施設入所年数を勘案した方法)
- 特別養子縁組支援の取組
- 施設における里親支援の取組

ネット掛け部分 は令和2年8月公表ベース

497

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)
	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上		
子ども数全体(人)	331,245人	322,053人	311,398人	-	508人	203人	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	×	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法
代替養育を必要とする子ども数(人)	540人	525人	508人	-	508人	203人	算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	×	算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
里親等委託が必要な子ども数(人)	187人	194人	187人	-	194人	203人	算式1・2 以外	算式1・2 以外	△	算式1・2 以外
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	×	-
里親等委託率(%)	34.7%	37.0%	34.7%	-	37.0%	40.0%	-	-	-	△
特別養子縁組の成立件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○

(※1)潜在的需要の有無欄の見方

- : 潜在的な見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
- △: 潜在的な見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
- ×

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方

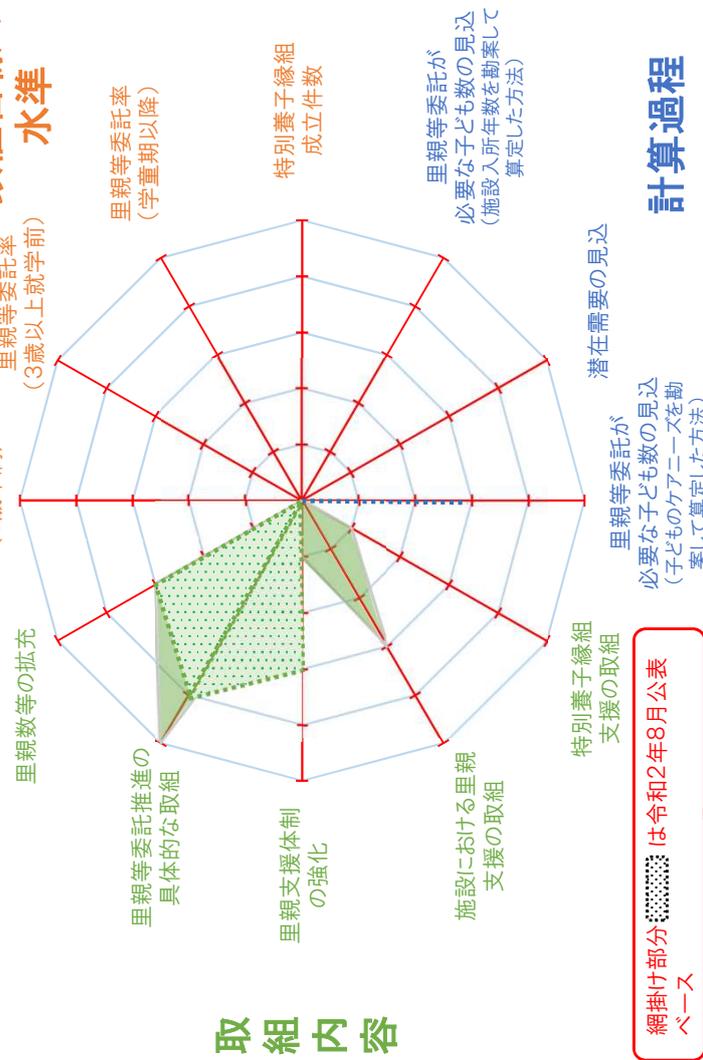
- : 具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
- △: 具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
- ×

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親等委託体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミホームが所数 (実績)
	現状	※具体的な記載なし	里親会、児童養育施設に配置する里親支援専門相談員及び乳幼児(以下「里親支援機関」という。)によるリクルート活動を積極的に実施する。 広報・広聴啓発(県広報紙10月号、県政広報番組など)、那覇市内へのホスティング事業、里親のリクルートやトレーニング事業を委託。 その他、ショッピングセンターでのイベントにブース出店し啓発を実施。 里親における養育スキル向上や維持を図るため、従来からの里親登録や里親更新時に行う研修に加えて、登録後の未委託時や委託中の実践的なトレーニング等を実施できる体制の整備を図る。 乳児階へ委託している里親/リクルート/トレーニング事業において、里親の新規開拓と合わせて、乳児に対応した研修を実施している。 子どもと里親とのマッチングは、児童相談所と里親支援機関が十分に連携して、情報共有や委託前交渉状況等の把握に努め、適切に行えるよう取り組む。 児童相談所においては、子ども、保護者、里親等の意向を踏まえ自立支援計画を作成し、里親及び関係者間で課題や目標を共有し、子どもの自立を支援する。 児相に配置した里親等委託調整員を活用した施設入所児童と里親とのマッチングや、週末里親の活用によるマッチングの促進。 委託解除後は、児童相談所や里親支援機関による支援に加えて、里親同士の相互交流の場等を積極的に活用して、里親の喪失感等への配慮と必要なフォローを行う。 児童相談所に配置している里親対応専門員による委託後の里親への訪問支援やアフターケアを実施している。 また、沖縄県里親会への委託によって、里親交流事業を年間30回程度開催している。
今後の取組	今後は、本県における里親養育に必要な支援を切れ目なく包括的に実施する「フォスタリング機関」としての支援体制を構築するため、必要な各種施策を講じていく。	委託解除後は、児童相談所や里親支援機関による支援に加えて、里親同士の相互交流の場等を積極的に活用して、里親の喪失感等への配慮と必要なフォローを行う。 児童相談所に配置している里親対応専門員による委託後の里親への訪問支援やアフターケアを実施している。 また、沖縄県里親会への委託によって、里親交流事業を年間30回程度開催している。	特別養子縁組支援の取組 養育希望者負担軽減事業も実施している。 今後、養子縁組民間あっせん機関の取組の支援を行う中で後継していく。

数値目標の水準



網掛け部分 は令和2年8月公表ページ

計算過程

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的必要性の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)
	乳幼児 3歳未満	3歳以上	乳幼児 3歳未満	3歳以上	乳幼児 3歳未満	3歳以上	乳幼児 3歳未満	3歳以上		
子ども数全体(人)	163,188人		148,495人		144,389人		138,035人		算式1	○
代替養育を必要とする子ども数(人)	33人	40人	36人	43人	44人	36人	44人	179人	(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	○
里親等委託が必要な子ども数(人)	6人	10人	14人	19人	—	—	21人	79人	算式2	×
里親等委託子ども数(人)	6人	10人	14人	19人	—	—	21人	79人	(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	×
里親等委託率(%)	18.2%	25.0%	38.9%	44.2%	—	—	57.6%	65.0%	算式1・2 以外	×
特別養子縁組の成立件数	5件		—		—		—			

(※1)潜在的必要性の有無欄の見方

- ：潜在的必要性の見込みありかつ具体的な計算過程の記載あり
- △：潜在的必要性の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
- ×

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方

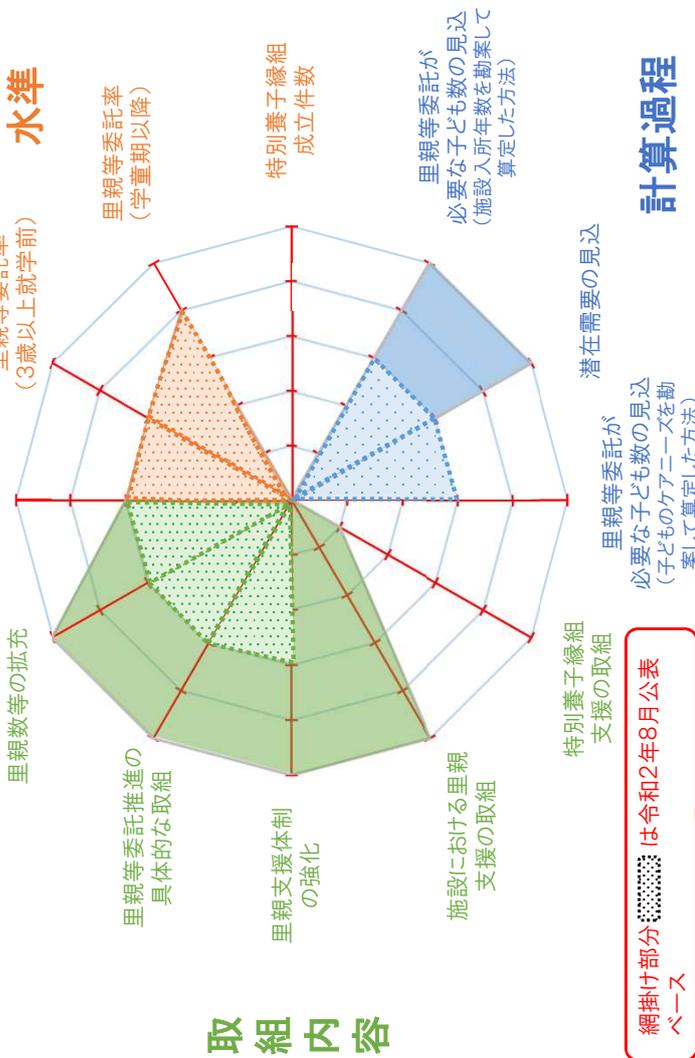
- ：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
- △：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
- ×

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・38.9%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童に計画期間内(R2～R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数
	現状	原簿相談所に里親委託等調整員を配置し、相談受付、里親マッチング業務、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託解除後におけるフォローアップ業務などを実施。	・里親制度のパンフレットを作成するなど、周知を図っている。 ・委託可能な里親を増やすための研修や、委託後の支援の充実を図る。 ・令和2年度から里親制度説明会を開催し、制度について知れた方々に説明する機会を設けた。 また、様々な課題を抱える子どもが増えていることから、児童福祉事業に従事した者のカウラーなど専門里親を増やす取り組みを行う。 ・里親会や各施設の里親支援専門相談員と協力し、専門的な研修を推進するなど、里親養成の充実を図る。 ・未委託里親について、里親同士のレスパイト・ケアの委託先として活用するなど、里親の経験を積んでもらう機会を充実を図る。など
今後の取組	令和2年度までは原簿相談所がワカサカワプロジェクトであるが、令和3年度以降は、里親支援機関への業務委託を検討する。	・令和2年度より研修前に里親制度説明会と事前面談を行っているが、その中でそれぞれの家庭の特色や悩みを把握し、登録申請後の家庭訪問を含めたアセスメントと合わせて、子どものニーズに即した里親とマッチングできるような取組を行っている。 ・里親委託ガイドラインに基づき、委託後1週間以内に1回、更新に際しては再度訪問し、里親と子どもの状況把握に努めている。 ・必要に応じて、児童心理司との面接を調整している。 ・今後、子どもと施設の里親専門相談員と連携しながら状況把握とそれに応じた支援を行う。 ・また、里親サロン等を開催し、里親相互の交流や情報交換の場を設けていく。 ・施設入所中で里親への措置変更が見込まれる子ども等についての情報交換。 ・マッチング中の家庭訪問や里親への相談支援。 ・里親委託後の家庭訪問や里親への相談支援。 ・未委託里親のうち約3分の1を占める養子縁組里親について、養育里親への変更を促すことや、養子縁組里親と養育里親の両方に登録できるようにするなど、登録制度の運用方法を検討する。 ・養育里親や専門里親としての経験が豊富な里親に、ファミリーホームの開設や打診する取組を進め、複数化を目指す。	特別養子縁組支援の取組 ・特別養子縁組の制度内容やその意義等について、児童の養育が困難である保護者に分かりやすく丁寧に説明し、児童の福祉上最善の選択ができるような環境を整える。

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【千葉市】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)				5年目 (令和6年度末)				7年目 (令和8年度末)				10年目 (令和11年度末)				潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)
	乳幼児 3歳未満		学童期以降 3歳以上		乳幼児 3歳未満		学童期以降 3歳以上		乳幼児 3歳未満		学童期以降 3歳以上		乳幼児 3歳未満		学童期以降 3歳以上			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
子ども数全体(人)	18	16.7%	26	53.8%	18	55.6%	26	57.7%	19	73.7%	27	74.1%	19	73.7%	27	74.1%	○	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法
代替養育を必要とする子ども数(人)	3	16.7%	3	16.7%	3	16.7%	3	16.7%	3	16.7%	3	16.7%	3	16.7%	3	16.7%	○	算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
里親等委託が必要な子ども数(人)	18	100%	26	100%	18	100%	26	100%	19	100%	27	100%	19	100%	27	100%	○	算式1・2 以外
里親等委託子ども数(人)	18	100%	26	100%	18	100%	26	100%	19	100%	27	100%	19	100%	27	100%	○	算式1・2 以外
里親等委託率(%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	○	算式1・2 以外
特別養子縁組の成立件数	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	○	算式1・2 以外

(※1)潜在的必要の有無欄の見方
 ○：潜在必要の見込みありかつ具体的な計算過程の記載あり
 △：潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×：潜在必要の見込みはない

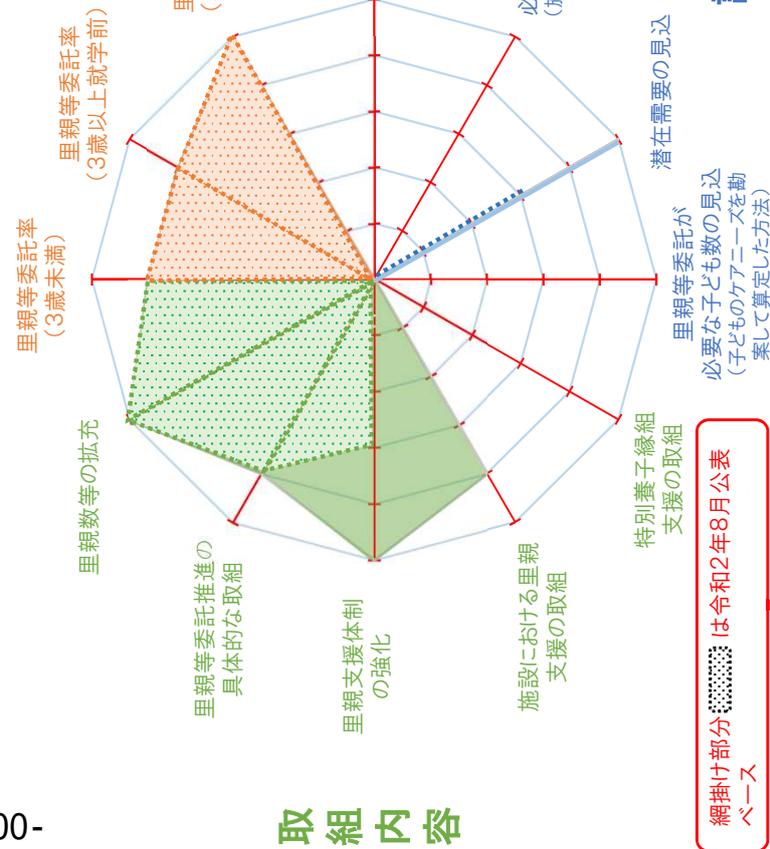
(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×：算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・55.6%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策	里親委託推進施策	里親数・ファミリーホームから所数
	里親委託推進体制 (フォスターリング体制)	里親委託推進体制 (フォスターリング体制)	里親数・ファミリーホームから所数
現状	・児童相談所に専従の里親担当職員を5名配置するとともに平成30年度よりNPO法人に一連の里親支援業務を包括的に業務委託を実施している。	・NPO法人と協働し、NPO法人は養育里親に関する広報啓発を重点的に実施し、養子縁組里親に関する広報啓発は児童相談所で実施。 ・広報啓発の重点区域を決めてチラシ、ポスターを複数回配布するとともに、当該区域で毎月制度説明会を実施。 ・その他、NPO法人と連携し、ハスの窓にチラシを掲出するなど様々なツールを活用して広報啓発を実施。 ・登録前研修は里親希望者に合わせて随時開催(NPO法人とも連携し、参加しやすい土日を含めた柔軟な日程調整を実施)。 ・更新研修以外に登録後研修を実施し、未委託里親も含めたスキルアップの機会を設定。 ・また、新規登録里親や未委託里親に対して、年1回以上の家庭訪問を行い、近況や里親としての活動できる可能性についての確認のうえ、可能な里親には一時保護委託を行い、養育経験を積んでいたほうが取り組んでいる。	《実績》 (令和元年度) 登録里親数 86世帯 委託里親数 32世帯 ファミリーホーム 4か所 《今後の目標》 (令和6年度) 登録里親数 142世帯 委託里親数 54世帯 ファミリーホーム 8か所 (令和11年度) 登録里親数 152世帯 委託里親数 69世帯 ファミリーホーム 8か所
今後の取組	引き続き、児童相談所と委託事業者が連携し、里親支援の取組を強化していく。	・児童相談所が主として行っているが、NPO法人にも、里親のフォローを依頼。 ・児童相談所に里親担当の児童福祉司や里親対応専門員を配置し、里親の養育にあたっての負担を軽減するため、子どもが委託されている里親家庭に対する生活や養育に関する相談や援助等の訪問支援(週1回)を実施するほか、里親賠償責任保険加入への補助などの養育支援に関する取組を更に強化する。 ・施設に里親支援専門相談員を配置し、一般市民に向けた里親体験談の開催を行うほか、里親トレーニングプログラム(フォスターリングアドバイザーの実施や、里親で参加できる遊びの会(サロンの実施)を実施。	特別養子縁組支援の取組 ・具体的な取組なし。

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【横浜市】

里親等委託率の数値目標等

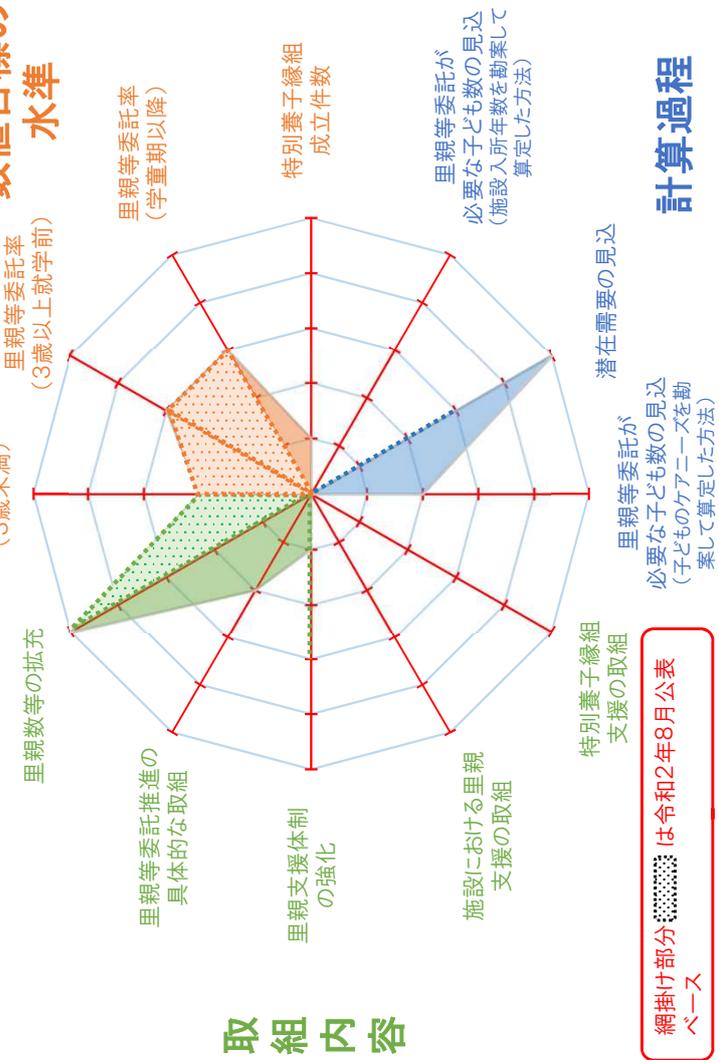
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)	目標値 採用
	乳幼児			乳幼児			乳幼児			乳幼児					
	3歳未満	3歳以上	学童期以降	3歳未満	3歳以上	学童期以降	3歳未満	3歳以上	学童期以降	3歳未満	3歳以上	学童期以降			
子ども数全体(人)	86,869人	92,036人	387,119人	78,606人	84,697人	368,445人	—	—	—	78,581人	81,597人	347,655人	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	64人	119人	487人	130人	116人	568人	137人	121人	563人	150人	128人	554人			
里親等委託が必要な子ども数(人)				78人	73人	355人	83人	76人	352人	90人	80人	347人	算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○	○
里親等委託子ども数(人) (※R6、R8、R11年度は特別養子縁組を含む)	12人	24人	65人	43人	46人	141人	53人	52人	154人	68人	60人	174人			
里親等委託率(%)	18.8%	20.2%	13.3%	33.1%	39.7%	24.8%	38.7%	43.0%	27.4%	45.3%	46.9%	31.4%	算式1・2 以外		
特別養子縁組の成立件数	—			7件			7件			7件					

(※1)潜在的な需要の有無欄の見方
○：潜在的な見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
△：潜在的な見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
×：潜在的な見込みはない

(※2)里親等委託が必要な子どもの数の見込み方欄の見方
○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
△：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
×：算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・47.3%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)
における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

数値目標の水準



里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策	里親委託推進の取組	里親数・ファミリーホームが所収
	広報 リクルート	・制度説明会、啓発講演会、広報への掲載、市営バス・私鉄の車内ポスター掲示など、様々なツールを通じた広報啓発を実施するほか、週末や昼休み等の隙などに施設入所児童を受け入れている事業(ファミリーホーム事業)を通して社会的養護の理解を深め、里親登録希望を増やしている。 ・制度に対する市民の関心はまだ希薄であることから、より地域に根ざした広報啓発を含め、年度を通じた広報啓発の検討を行っていくとともに、児童養護施設等や民間企業との連携を行っていく予定。	・各児童相談所に専任の里親支援担当職員を配置し、施設、里親会など関係機関と連携しながら、里親支援体制を構築している。
研修 トレーニング	・乳児院や里親会等と連携しながら、登録前研修等に取り組み、より深い研修を行い、児童養護施設等や民間企業との連携を含めて検討を行っていく。	・児童相談所において、児童養護施設等や民間企業との連携も含めて検討を行っていく。	
マッチング	・児童相談所の里親担当職員がマッチングを担当。 ・更なる取組について、児童養護施設等や民間企業との連携も含めて検討を行っていく。	・児童相談所において、児童養護施設等や民間企業との連携も含めて検討を行っていく。	
訪問 相談支援	・里親会と連携し、訪問相談支援や里親子が交流するサロンを実施するほか、委託後の不調を予防する観点から、家事支援等のヘルパー派遣を市単独施策として実施。 ・更なる取組について、児童養護施設等や民間企業との連携も含めて検討を行っていく。	・里親会と連携し、訪問相談支援や里親子が交流するサロンを実施するほか、委託後の不調を予防する観点から、家事支援等のヘルパー派遣を市単独施策として実施。 ・更なる取組について、児童養護施設等や民間企業との連携も含めて検討を行っていく。	・障害者の里親委託に対する抵抗感 は施設入所と比べてまだまだ高いため、一層の普及啓発が必要であるほか、医療機関による理解や協力体制に差が大きい。医師会等を通じて、里親制度に対する理解と協力を得る取組が必要状況。
施設における 里親支援 の取組等	・施設における里親支援の取組等	・施設における里親支援の取組等	・施設における里親支援の取組等

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【川崎市】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	目標値採用	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降				
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	81,342人	175,707人	76,802人	179,353人	77,279人	179,205人	78,535人	177,379人					算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	○		
代替養育を必要とする子ども数(人)	49人	301人	52人	321人	53人	329人	55人	337人								
里親等委託が必要な子ども数(人)	21人	114人	39人	118人	40人	125人	42人	139人						算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○	
里親等委託子ども数(人)	14人	59人	39人	72人	40人	100人	42人	139人						(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○	
里親等委託率(%)	29.0%	23.0%	75.0%	27.0%	76.0%	37.0%	76.0%	75.0%						算式1・2 以外	×	
特別養子縁組の成立件数	-			5件			6件			6件						

(※1)潜在的必要の有無欄の見方

- : 潜在的必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
- △: 潜在的必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
- ×

(※2) 里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方

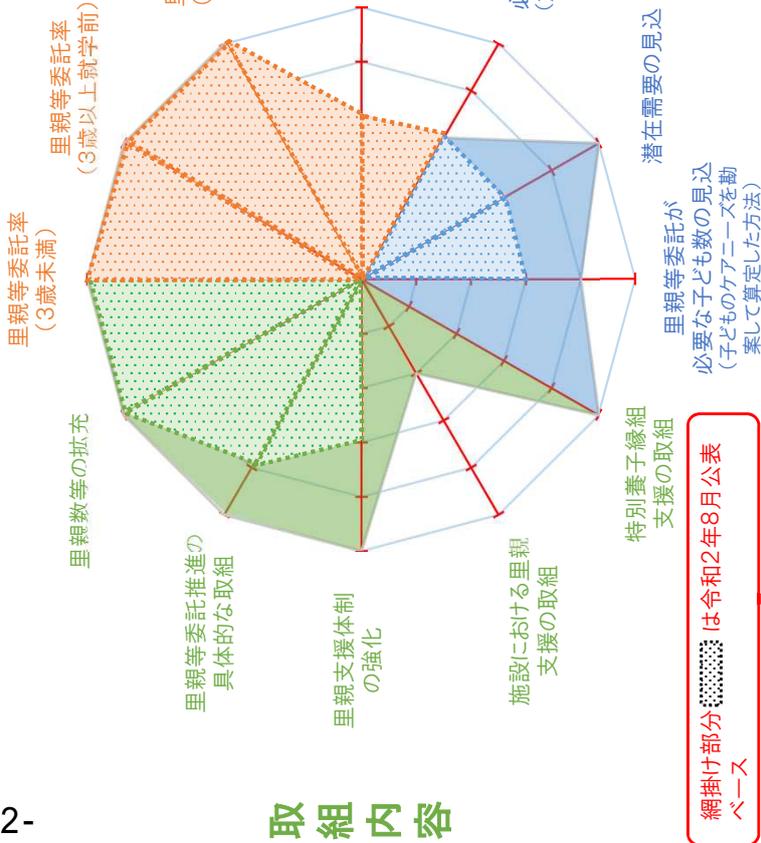
- : 具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
- △: 具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
- ×

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・62.5%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に「計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親支援体制 (フォスターリング体制)	里親委託推進施策 具体的取組	里親数、ファミリーホームから所収 (実績)	
	現状	・児童相談所に専従の里親支援担当職員を7名配置するとともに、養育里親に関するフォスターリング機関と養子縁組里親に関するフォスターリング機関をそれぞれNPO法人と乳児院を運営する社会福祉法人に委託して里親支援に取り組んでいる。	・「養育里親」に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行う里親養育包括支援事業(フォスターリング事業)の充実を図る。 ・「養育里親」への委託前に児童が施設に入所している場合には、児童の養育を担う乳児院・児童養護施設等と緊密に連携を図りながら「養育里親」と児童のマッチングを行うとともに、「養育里親」の家庭交流や委託後の支援を協議して実施し、児童が「養育里親」の家庭に安心して移ることでできるような支援を行う。 ・児童を養育する中で抱える不安や悩みを里親という同じ立場にある方が共に見出し相談支援を行うことができるよう、里親会や関係機関との連携を強化しながら里親当事者による支援がはじり円滑に行える環境を整える。	・「養育里親」に関する多様な広報手段の活用や関係機関と連携した啓発活動等により、制度の認知度の向上に向けた取組の充実を図る。 ・「養育里親」の登録数の増加と適切な児童の委託推進に向け、制度の趣旨や代替養育を必要とする児童の状況等に関する説明内容の充実を図る。 ・登録前研修等の実施に加え、「ふるさと里親制度」を活用して、施設入所児童の家庭体験の一環として、未委託里親や里親登録に興味のある方の家庭で短期間養育するなどの取組を実施。 ・「養育里親」の制度内容や家庭環境で養育することの意義等について、児童の養育が困難である保護者に分かりやすく丁寧に説明し、関係機関と連携しながら児童の福祉上最善の選択ができるよう調整を行う。
今後の取組	・「養育里親」に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行う里親養育包括支援事業(フォスターリング事業)の充実を図る。	・児童を養育する中で抱える不安や悩みを里親という同じ立場にある方が共に見出し相談支援を行うことができるよう、里親会や関係機関との連携を強化しながら里親当事者による支援がはじり円滑に行える環境を整える。	特別養子縁組支援の取組 縁組里親としての登録を呼びかけるため、単独で説明会を実施し、特別養子縁組制度の活用を推進。	

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

特別養子縁組支援の取組

里親等委託が必要な子ども数の見込 (子ども数)を勘案して算定した方法)

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【相模原市】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成31年2月1日時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの数 の見込み方(※2)
	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上		
子ども数全体(人)	15,640人	21,997人	15,324人	20,853人	15,279人	20,506人	15,144人	20,530人	算式1 △	算式1 △ (注)施設入所年数を勘案して算定した方法
代替養育を必要とする子ども数(人)	20人	45人	26人	48人	26人	48人	26人	48人	算式2 △	
里親等委託が必要な子ども数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	○	算式1・2 以外 ○
里親等委託子ども数(人)	5人	12人	18人	27人	18人	35人	18人	35人		
里親等委託率(%)	25.0%	26.7%	75.0%	57.0%	75.0%	76.0%	75.0%	76.0%		
特別養子縁組の成立件数	2件		3件		4件		5件			

(※1)潜在的必要の有無欄の見方

- ：潜在的必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
- △：潜在的必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
- ×：潜在的必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方

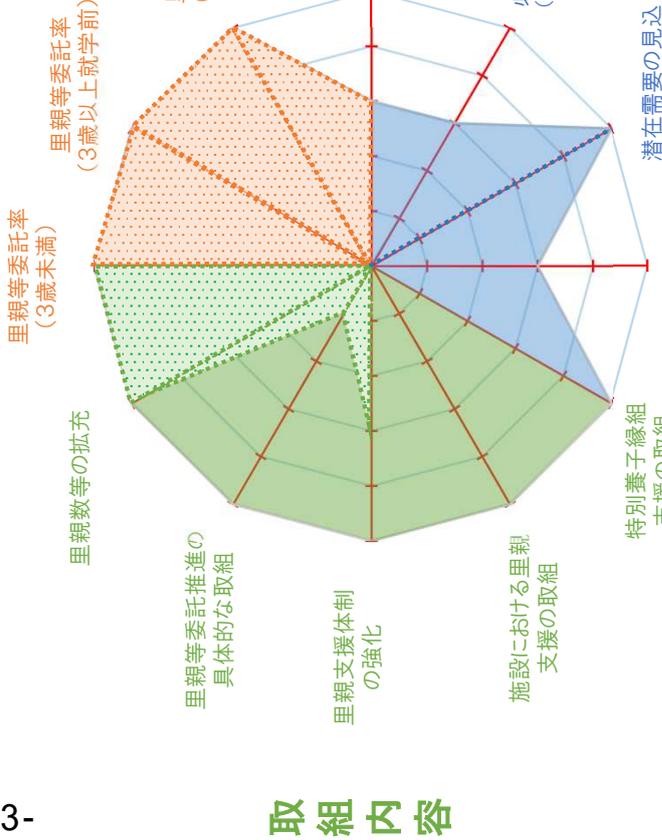
- ：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
- △：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
- ×：算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・80.5%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策	里親委託推進施策 具体的取組	里親数(ファミリーホーム)から所数
	現状	<p>里親支援体制(フォスターリング体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> 里親制度の普及啓発や里親の資質向上を目的とした研修、相談事業など、一連のフォスターリング業務は児童相談所を中心に、家庭養育支援センターや里親会の一部委託し、連携して取り組んでいる。 	<p>里親委託推進委員会(構成メンバーは家庭養育支援センター、里親会、里親相談員、市担当課、児童相談所)を1回実施し、委託候補の児童と里親について協議している。</p> <p>里親相談員が、里親候補者と委託前の候補児童との交流時のサポートを行う。</p> <p>高年齢児童と段階的に関係性を深められるため、高年齢児童を委託が難しい児童についても、こうした取組を通じて時間をかけて長期委託に取組んでいる。</p>
今後の取組	<p>業務の包括的な民間委託も含め、引き継ぎ、実施体制の強化について検討を進める。</p>	<p>・ネットワークミーティングの開催、里親証明書発行、地域資源(保健師、障害関係、保健所など)へのつながりのための短期里親の取組は、高年齢児童と段階的に関係性を深められるため、高年齢児童を委託が難しい児童についても、こうした取組を通じて時間をかけて長期委託に取組んでいる。</p> <p>・ネットワーキングミーティングの開催、里親証明書発行、地域資源(保健師、障害関係、保健所など)へのつながりのための短期里親の取組は、高年齢児童と段階的に関係性を深められるため、高年齢児童を委託が難しい児童についても、こうした取組を通じて時間をかけて長期委託に取組んでいる。</p> <p>・市内の児童養護施設2か所、乳児院1か所に、家庭養育支援センターを委託し、リクルート、研修、マッチング、委託後支援を、里親と協力して取組む里親支援員を養成する。</p>	<p>特別養子縁組支援の取組</p> <p>・児童のバーナーメンション保護の観点から、里親に対して養子縁組申請を申し立てるとともに、児童相談所長申立は積極的に取り組んでいく予定。</p>

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ページ

里親等委託が必要な子ども数の見込(子ども数のケアニーズを勘案して算定した方法)

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【静岡市】

里親等委託率の数値目標等

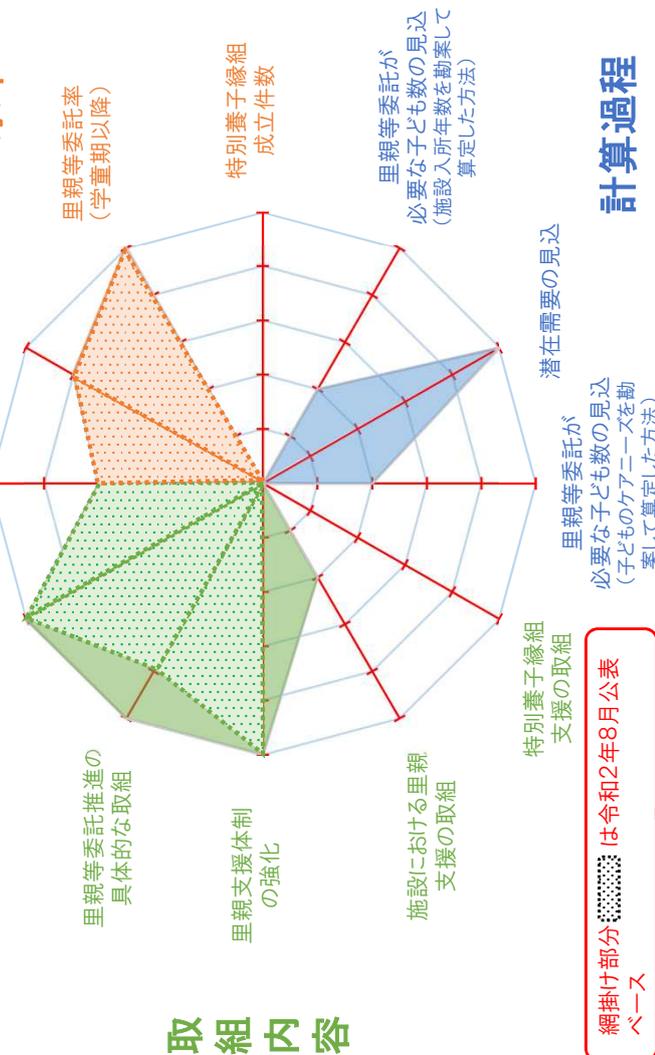
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需 要の有 無 (※1)	里親等委託が必要 な子ども数 の見込み方(※2)
	乳幼児		学童期以降 3歳未満	乳幼児		学童期以降 3歳未満	乳幼児		学童期以降 3歳未満	乳幼児		学童期以降 3歳未満		
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上			
子ども数全体(人)	100,412人			91,442人			88,698人			84,959人				算式1 X
代替養育を必要とする子ども数(人)	16人	15人	101人	15人	13人	88人	15人	13人	85人	14人	12人	82人	(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	7人	9人	48人	8人	8人	44人	9人	8人	43人	9人	7人	43人	算式2 X	
里親等委託子ども数(人)	7人	9人	48人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託率(%)	44.0%	60.0%	48.0%	53.0%	62.0%	50.0%	60.0%	62.0%	51.0%	64.0%	58.0%	52.0%	算式1・2以外	
特別養子縁組の成立件数	3件			-			-			3件				

(※1)潜在的需
要の有無欄の見方
○:潜在需
要の見込みありかつ
具体的な計算過程の記載あり
△:潜在需
要の見込みはあるが、
具体的な計算過程の記載なし
×:潜在需
要の見込みでない

(※2)里親等委託が必要
な子ども数の見込み方
欄の見方
○:潜在的な計算過程
があり、かつ算定結果
の記載あり
△:具体的な計算過程
があるが、算定結果
の記載なし
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・53.0%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親等委託児童数に計画期間内(R2~R6)
における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームから所数 《実績》 (令和元年度) 登録里親数 95世帯 委託里親数 64世帯 ファミリーホーム 0か所 《今後の目標》 (令和11年度) 登録里親数 110世帯 委託里親数 74世帯 ファミリーホーム 0か所
現状	・里親への包括支援(フォスタリング)を包括し、平成23年度から支援業務の一部を、平成25年度からは業務の全幅をNP0法人「静岡市里親家庭支援センター」(以下「里親家庭支援センター」という。)に委託している。	・様々な広親団体を通じた広親啓発活動を引き続き積極的にを行う。広く里親制度を周知するだけでなく、ターゲット層を絞った戦略的な広報啓発活動により登録里親数を増やす。 ・小学校区域に1里親の取組を進めており、里親が不足している小学校区に重点を置いて、普及啓発活動を実施。 ・今後、故郷待望隊のある児童や障害のある児童の委託が増加すると考えられることから、里親への研修や里親支援体制前倒しの充実を図る。 ・未委託里親に対するトレーニング研修を実施するほか、子どもとの養育に関する機会を提供するため、 ①先輩里親が里子を迎え訪問するプレイスハブの開催や里親サロンでの保育参加や乳児院ボランティア参加などを実施。 ・フォスタリング機関である「里親家庭支援センター」と児童相談所とで里親名簿を共有し、里親との面接を行う際には、児童相談所だけに任せずにはな く、「里親家庭支援センター」の職員も同席して対応を行う。 ・児童相談所職員の研修の際にも、「第一」の選択肢には里親であることを周知するようにしている。 ・里親だけでなく、ケースワーカーに対してきちんとした評価を実施。 ・里親委託が不調に陥らないために、児童相談所によるマッチングやケースワークにおいて、より丁寧な支援のあり方を検討する。里親委託が不調となつた場合には、不調に至つた経緯や要因等を関係者で振り返るとともに、里親、子どもの喪失感へ寄り添う支援を行う。 ・児童相談所に里親支援を専任とする職員を配置するなど、里親支援体制の強化を検討する。	特別養子縁組支援の取組 ・具体的な取組について記載なし
今後の取組	・里親への包括支援(フォスタリング)や、関係機関との連携強化により、支援体制を充実させ、質の高い養育支援を提供する。	・里親委託が不調に陥らないために、児童相談所によるマッチングやケースワークにおいて、より丁寧な支援のあり方を検討する。里親委託が不調となつた場合には、不調に至つた経緯や要因等を関係者で振り返るとともに、里親、子どもの喪失感へ寄り添う支援を行う。 ・児童相談所に里親支援を専任とする職員を配置するなど、里親支援体制の強化を検討する。	特別養子縁組支援の取組 ・具体的な取組について記載なし

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【浜松市】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年度 (令和6年度末)		7年度 (令和8年度末)		10年度 (令和11年度末)		潜在的需 要の有無 (※1)	里親等委託が必要 な子ども数 の見込み方(※2)	目標値 採用
	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上			
子ども数全体(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	算式1	×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	10人	18人	9人	18人	9人	17人	9人	17人	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	×	
里親等委託が必要な子ども数(人)	5人	5人	5人	8人	5人	8人	6人	10人	算式2	×	
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	算式1・2 以外	○	
里親等委託率(%)	50.0%	28.0%	56.0%	44.0%	37.0%	37.0%	67.0%	59.0%	49.0%		
特別養子縁組の成立件数	3件		4件		-		6件				

(※1)潜在的需
要の有無欄の見方
○：潜在的需
要の見込みあり
△：潜在的需
要の見込みはあ
るが、見込み
ではない
×：潜在的需
要を見込んで
いない

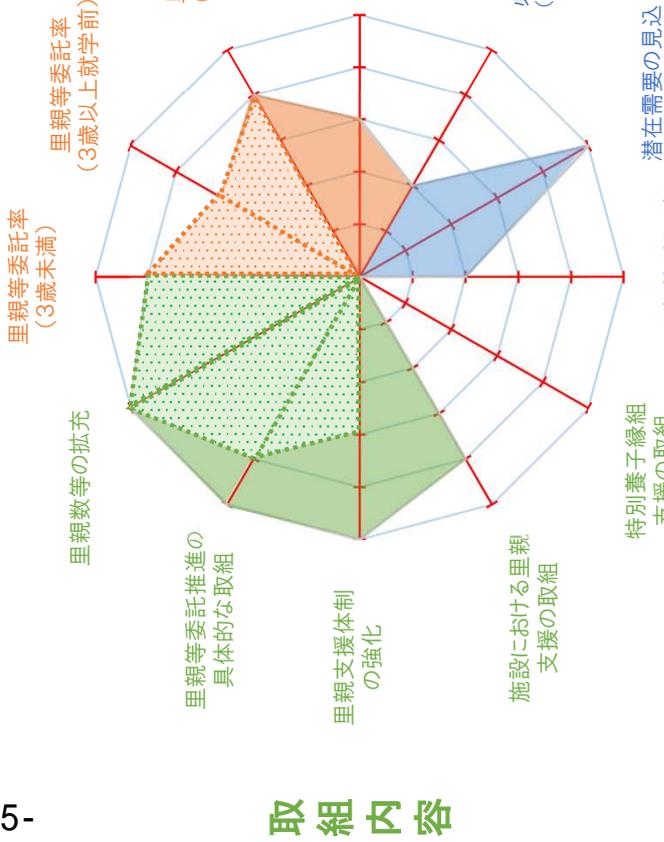
(※2)里親等委託が必要
な子ども数
の見込み方欄
の見方
○：具体的な計
算過程の記載
あり
△：具体的な計
算過程の記載
なし
×：算定して
いない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年度(令和6年度末)・・・56.0%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2～R6)
における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策	里親等委託率	里親等委託率
	具体的な取組	現状	目標
広報 リクルート	様々な広報媒体を活用し、里親制度の周知を目的とした広報啓発活動を積極的に行う。 より多くの市の広報媒体を活用できるよう広報担当課と調整していく。 里親希望者には、里親制度をより丁寧にかつ複数回の説明を行い、社会的養育の理解を促した里親登録をふやしていく。 法定研修に里親支援専門相談員を活用する取組を行う。 施設外の研修は、里親のニーズに合わせ、お参加しやすいテーマや日程を検討し、養育里親の質の向上を図る。 未委託里親に対して、児童相談所とのつながりを継続するために、児童福祉関係の情報を定期的に共有し、里親の異動等による変更の差を生じさせない取組を行う。	平成29年度から児童相談所に里親推進グループを設置し、専任の里親担当職員による啓発活動、人材育成、養育支援といった里親業務を包括的に行っており、民間機関への業務委託は行っていない。	里親等委託率(学童期以降)
研修 トレーニング	里親が安心して子どもとマッチングができるよう、より丁寧に子どもに関する情報を里親へ提供する。 里親委託におけるマッチングが必要となる里親の情報、子どもの情報を収集できるツールを作成を検討する。一時的なマッチング目標を設けることで、マッチングの進捗を客観的に判断できるなど、職員の間での認識を統一する。	当面、児童相談所によるフォロアップ業務の実施体制を維持しながら、里親支援専門相談員がいる施設との協働により業務の実施体制を強化する。また、児童相談所との連携を強化する。また、児童相談所との連携を強化する。また、児童相談所との連携を強化する。	特別養子縁組成立件数
マッチング	里親が安心して子どもとマッチングができるよう、より丁寧に子どもに関する情報を里親へ提供する。 里親委託におけるマッチングが必要となる里親の情報、子どもの情報を収集できるツールを作成を検討する。一時的なマッチング目標を設けることで、マッチングの進捗を客観的に判断できるなど、職員の間での認識を統一する。	当面、児童相談所によるフォロアップ業務の実施体制を維持しながら、里親支援専門相談員がいる施設との協働により業務の実施体制を強化する。また、児童相談所との連携を強化する。また、児童相談所との連携を強化する。	里親等委託率(3歳未満)
訪問 相談支援	里親が安心して子どもとマッチングができるよう、より丁寧に子どもに関する情報を里親へ提供する。 里親委託におけるマッチングが必要となる里親の情報、子どもの情報を収集できるツールを作成を検討する。一時的なマッチング目標を設けることで、マッチングの進捗を客観的に判断できるなど、職員の間での認識を統一する。	当面、児童相談所によるフォロアップ業務の実施体制を維持しながら、里親支援専門相談員がいる施設との協働により業務の実施体制を強化する。また、児童相談所との連携を強化する。また、児童相談所との連携を強化する。	里親等委託率(3歳未満)
施設にお ける里親支 援の取組等	里親が安心して子どもとマッチングができるよう、より丁寧に子どもに関する情報を里親へ提供する。 里親委託におけるマッチングが必要となる里親の情報、子どもの情報を収集できるツールを作成を検討する。一時的なマッチング目標を設けることで、マッチングの進捗を客観的に判断できるなど、職員の間での認識を統一する。	当面、児童相談所によるフォロアップ業務の実施体制を維持しながら、里親支援専門相談員がいる施設との協働により業務の実施体制を強化する。また、児童相談所との連携を強化する。また、児童相談所との連携を強化する。	里親等委託率(3歳未満)

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

里親等委託が必要な子ども数
の見込 (子どものケアニーズを勘案して算定した方法)

計算過程

里親等委託が必要な子ども数
の見込 (子どものケアニーズを勘案して算定した方法)

里親等委託が必要な子ども数
の見込 (子どものケアニーズを勘案して算定した方法)

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【名古屋市】

里親等委託率の数値目標等

実績 (平成30年度末時点)	5 年目 (令和6年度末)		7 年目 (令和8年度末)		10 年目 (令和11年度末)		潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)
	乳幼児		乳幼児		乳幼児			
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上		
子ども数全体(人)	344,927人		337,772人		-		算式1	○
代替養育を必要とする子ども数(人)	81人	137人	100人	151人	596人	616人	(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	○
里親等委託が必要な子ども数(人)	17人	26人	63人	38人	119人	185人	算式2	○
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	21.0%	19.0%	12.2%	25.0%	20.0%	30.0%	算式1・2以外	x
特別養子縁組の成立件数	9件		10件		-			

(※1)潜在的な需要の有無欄の見方
 ○:潜在的な需要の見込みありかつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在的な需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在的な需要を見込んでいない

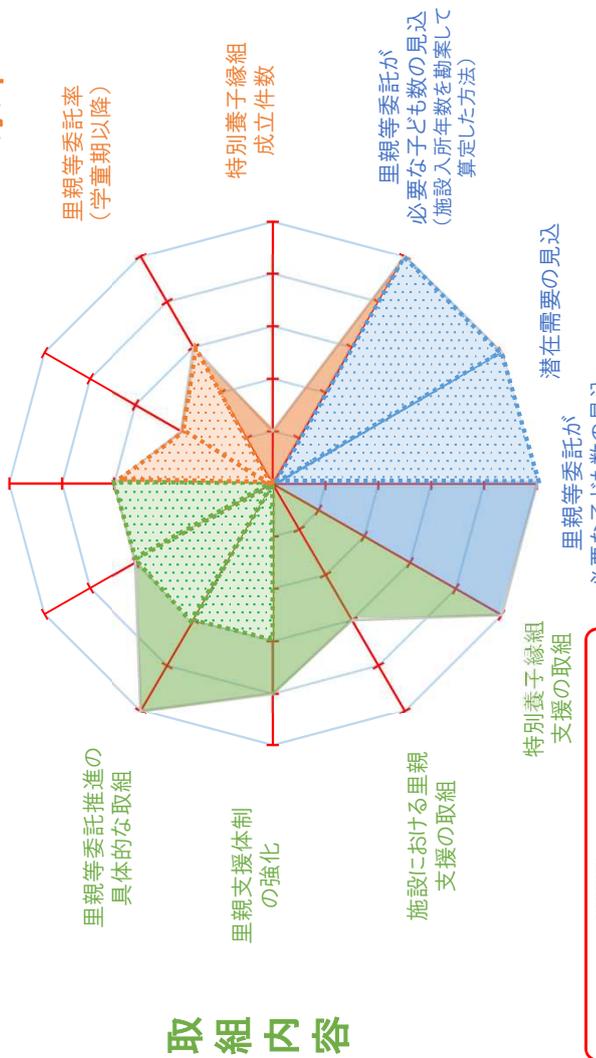
(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・63.3%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策	里親委託推進施策	里親委託推進施策
	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策	里親委託推進施策
現状	・里親制度説明会等の普及啓発事業及び、里親支援専門相談員による里親手への訪問事業等を除き、児童相談所がフォスタリング機関として、里親のマッチング、里親養育への支援等のフォスタリング業務を担っている。	・広報リクルート ・研修トレーニング	・里親への研修については、里親としての経験を踏まえていく中で、体系的に積み上げられる実践的な研修内容となるよう検討し実施する。 ・里親支援の担い手を育成するための研修を検討し実施する。 ・里親レシーバーを中心に、里親養育包括支援機関モデル事業実施機関と連携しながら、里親の意見・要望を反映した効果的な研修等を実施する。
現状	・令和3年10月から民間フォスタリング機関を試行的に設置し、児童相談所と連携しながら、一貫した里親養育支援を総合的に実施する。(里親養育包括支援機関モデル事業の実施) ・令和3年、4年度にかけて、モデル事業を実施したうえで、必要効果の検証やフォスタリング機関の必要数の検討などを行う。	・マツチング	・児童相談所と里親養育包括支援機関モデル事業実施機関が情報を共有しながら、緊密に連携して積極的マッチングを推進する。 ・委託後の里親の孤立を防ぎ、早めに関与が行えるよう、児童相談所や里親養育包括支援機関モデル事業実施機関、里親会、里親支援専門相談員等による相談や訪問支援、里親同士の相互交流等の充実を図る。 ・里親が必要な手続や関係機関との相談が円滑にできるよう、委託前から里親と関係機関の間で顔の見える関係を作るなど、児童相談所、社会福祉事務所、保健センター、施設や里親会等がチームとなった、「チーム養育」に向けた有機的な連携を図る。など
現状	・令和3年、4年度にかけて、モデル事業を実施したうえで、必要効果の検証やフォスタリング機関の必要数の検討などを行う。	・訪問相談支援	・特別養子縁組里親は、縁組可能な児童を待つており、委託後の実親の側に不安を抱えていることから、実親への丁寧な説明と面談を実施していく。 ・里親支援専門相談員による特別養子縁組成立による委託解除後のアフターフォローの実施。
現状	・令和3年、4年度にかけて、モデル事業を実施したうえで、必要効果の検証やフォスタリング機関の必要数の検討などを行う。	・特別養子縁組	・特別養子縁組里親は、縁組可能な児童を待つており、委託後の実親の側に不安を抱えていることから、実親への丁寧な説明と面談を実施していく。 ・里親支援専門相談員による特別養子縁組成立による委託解除後のアフターフォローの実施。

数値目標の水準



網掛け部分 は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【京都市】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの数 見込み方(※2)	目標値 採用
	乳幼児		乳幼児		乳幼児		乳幼児				
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上			
子ども数全体(人)	30,361人	31,755人	27,483人	27,906人	—	—	—	—		算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	31人	55人	35人	46人	34人	45人	288人	43人	279人		
里親等委託が必要な子ども数(人)	—	—	26人	26人	26人	34人	113人	32人	140人		×
里親等委託子ども数(人)	3人	4人	26人	26人	26人	34人	113人	32人	140人		×
里親等委託率(%)	13.1%		75.0%	55.8%	75.0%	75.0%	39.3%	75.0%	50.0%		○
特別養子縁組の成立件数	2件		3件		3件		3件				

(※1)潜在的な需要の有無欄の見方
○：潜在的な見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
△：潜在的な見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
×：潜在的な見込みではない

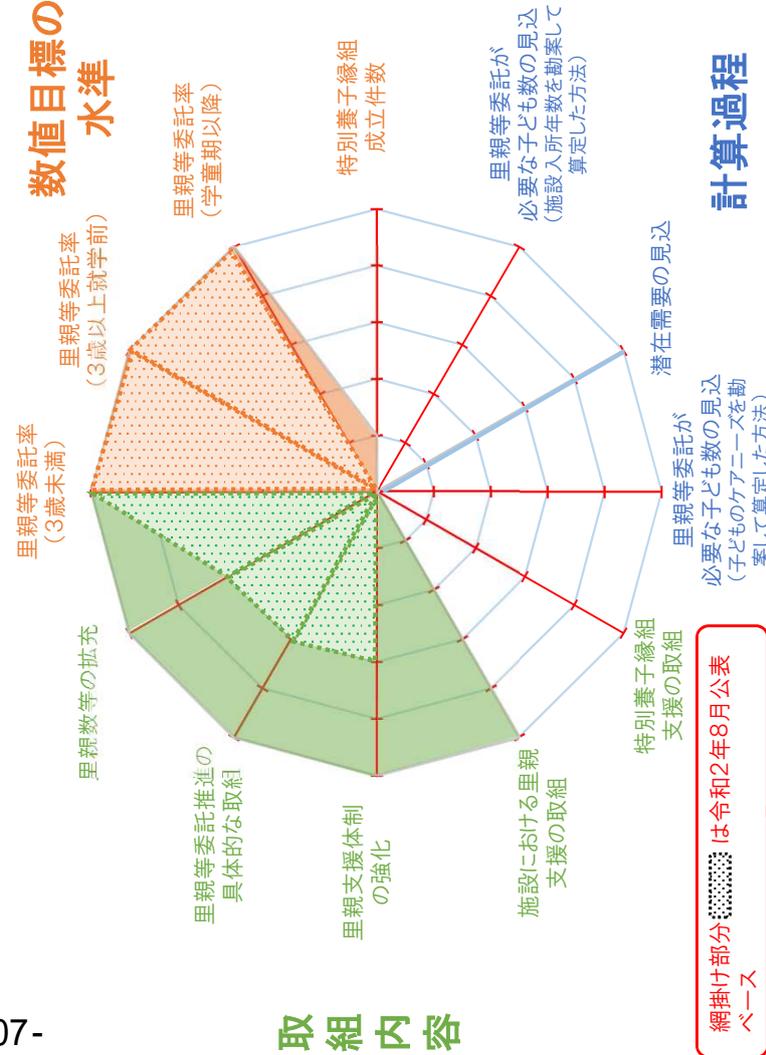
(※2)里親等委託が必要な子どもの数の見込み方欄の見方
○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
△：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
×：算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)…82.0%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

数値目標の水準

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親支援体制 (フォスティング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数、ケアミシェルホームから所数
	現状	<ul style="list-style-type: none"> 里親への包括的な支援を行うフォスティング体制(里親のリクルートから委託後の支援までの包括的な支援体制)を構築している。 主に養育里親への包括的な支援体制(フォスティング体制)を整備し、リクルートから委託後の相談まで、児童相談所を中心とした体制の下で支援を実施している。 令和5年度までは児童相談所に専任職員がおり、急務里親に関する情報をその都度支援機関等から収集して里親選定に当たってきたが、令和2年度から児童相談所の一貫した責任体制の下、専任の職員を配置し、マッチングを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 里親制度について、市民や養親に対する認知向上、理解促進を目的として以下の普及啓発の取組を推進。 <ul style="list-style-type: none"> 商業施設で啓発活動及び制度説明会開催、イベントでのブース出展 市民向け公開講座 地元紙朝日や市政広報誌に特長記事の掲載 市独自のポスター掲示、チラシの作成 啓発動画の作成、テレビ等放映 養育里親の啓発公募 市長対談企画として、「多様な「家族のかたち」」「里親さん同士のつながり」 「すべての子どもと子育て家庭の実績あふれるまち」をテーマに、市長、本市在任の里親1名、映画「朝が来る」河津直実監督の三者対談の実施 基礎研修後、登録研修のほか、令和2年度10月から里親研修・トレーニング事業を開始することとし、未委託里親に対するテーマ別研修や委託里親に対するフォスティング・トレーニングなどを実施。 児童相談所に専任職員を配置し、マッチングの体制を強化するとともに、児童相談所、所属の里親支援専門相談員等による里親支援推進協議会を月2回開催し、施設の協力を得ながらマッチングを実施。
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 主に養育里親への支援を行うフォスティング体制である児童相談所について、里親等支援を行うため、体制の整備、機能強化に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 里親の訪問支援や相互交流を行うとともに、ショートステイ事業も実施することにより、身近な地域で子どもと子育て家庭を支えることができようとする里親支援・ショートステイ事業拠点(養育里親)を開設。 令和2年度から里親専任の担当者も児童相談所に配置し、委託出前への支援を推進させるとともに、市内をプロットに分け(京都市では4プロット)、児童相談所等に配置された里親支援専門相談員(やきょうと)と里親支援・ショートステイ事業拠点(事業委託)を中心とした定時的な訪問や相談支援を実施。 施設に配置された里親支援専門相談員、所属施設の入所児の里子候補の選定、施設内調整、児相・里親候補とのカンファレンス、マッチング支援、委託後のアフターケア、家庭訪問 里親支援体制における里親支援プロット内の委託里親を含む里親家庭への訪問及び電話相談、里親サロンの運営委託直後については、明確な線引きをせず、里親・里子の状況に合わせて柔軟に対応している。 施設側の理解を進めるとともに、施設長が集まる定例会議(施設長会)に児童相談所も出席。 	<p>特別養子縁組支援の取組</p> <p>具体的な取組なし</p>



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【大阪市】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的な見込みが 必要ない方(※2)	潜在的な見込みが 必要ない方(※2)
	乳幼児		乳幼児		乳幼児		乳幼児			
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上		
子ども数全体(人)	62,071人	60,959人	241,504人	59,774人	239,189人	65,234人	60,150人	238,033人	△	
代替養育を必要とする子ども数(人)	186人	194人	788人	196人	796人	188人	196人	796人		
里親等委託が必要な子ども数(人)	186人	194人	788人	147人	398人	141人	147人	398人		○
里親等委託子ども数(人)	18人	27人	150人	57人	215人	77人	84人	270人		○
里親等委託率(%)	9.7%	13.9%	19.0%	29.1%	26.9%	41.0%	42.9%	33.9%		×
特別養子縁組の成立件数	15件		20件		22件		24件			

(※1) 潜在的な見込みが有無欄の見方
 ○: 潜在的な見込みありかつ具体的な計算過程の記載あり
 △: 潜在的な見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×: 潜在的な見込みはない

(※2) 里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○: 具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △: 具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×: 算定していない

数値目標の水準

里親等委託率 (3歳未満)

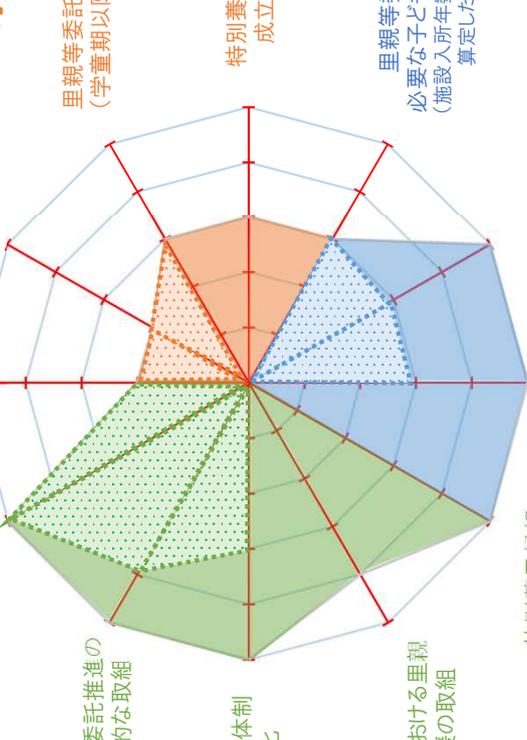
里親等委託率
(3歳以上就学前)

里親等委託率
(学童期以降)

特別養子縁組
成立件数

里親等委託が
必要な子ども数の見込
(施設入所年数を勘案して算定した方法)

潜在的な見込



里親数等の拡充
 里親等委託推進の具体的な取組
 里親支援体制の強化
 施設における里親支援の取組
 特別養子縁組支援の取組
 里親等委託が不要な子ども数の見込(子ども数のケアニーズを勘案して算定した方法)

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親等委託推進施策 具体的な取組	里親等委託率の取組	特別養子縁組支援の取組
広報	里親相談所を兼ねる月1回程度、市内の商業施設等の立ち寄りやすい場所で里親会や里親支援専門相談員と連携して実施。 ・セルソなどとの連携による啓発活動や、市民向け事前講座や電話相談等の啓発イベントを単独、共同で開催して実施。 ・その他、送付物やメールマガジン、啓発グッズ等を作成し、里親相談員や委託先等での配付、利用に活用するとともに、市ホームページやYouTube、Facebook、Twitterを通じて広く発信している。	里親相談所を兼ねる月1回程度、市内の商業施設等の立ち寄りやすい場所で里親会や里親支援専門相談員と連携して実施。 ・セルソなどとの連携による啓発活動や、市民向け事前講座や電話相談等の啓発イベントを単独、共同で開催して実施。 ・その他、送付物やメールマガジン、啓発グッズ等を作成し、里親相談員や委託先等での配付、利用に活用するとともに、市ホームページやYouTube、Facebook、Twitterを通じて広く発信している。	里親会(令和5年度) 151世帯 送付物 56世帯 委託里親会 19か所 ファミリーホーム(今後の目標) 263世帯 送付物 157世帯 委託里親会 23か所 (令和11年度) 372世帯 送付物 291世帯 委託里親会 28か所 ファミリーホーム
研修	里親登録研修のほか、里親登録後の研修として、「里親スキルアップ研修」を年間3回実施するとともに、市委託事業として里親会に委託して研修を実施し、里親スキルアップ研修を行っている。	里親登録研修のほか、里親登録後の研修として、「里親スキルアップ研修」を年間3回実施するとともに、市委託事業として里親会に委託して研修を実施し、里親スキルアップ研修を行っている。	里親登録研修のほか、里親登録後の研修として、「里親スキルアップ研修」を年間3回実施するとともに、市委託事業として里親会に委託して研修を実施し、里親スキルアップ研修を行っている。
マッチング	里親相談所の援助方針で里親、FH委託となったケースについては、児童の状況や里親の状況等、様々な要素を考慮した上で里親担当SV及びOCWで協議を行い、マッチング先を決定し、令和3年度以降については、民間機関が里親相談会やマッチングセンター等において収集した里親情報に関する情報を、随時各とも相談センターが把握し、児童に関する情報を合わせて提供しながら、的確なマッチングを行っている予定。	里親相談所の援助方針で里親、FH委託となったケースについては、児童の状況や里親の状況等、様々な要素を考慮した上で里親担当SV及びOCWで協議を行い、マッチング先を決定し、令和3年度以降については、民間機関が里親相談会やマッチングセンター等において収集した里親情報に関する情報を、随時各とも相談センターが把握し、児童に関する情報を合わせて提供しながら、的確なマッチングを行っている予定。	里親相談所に特別養子縁組も担当する里親担当児童福祉士4名配置し、児童担当児童福祉士と連携して、特別養子縁組の成立に努めている。 ・養子縁組の成立に努めている。 ・養子縁組の成立に努めている。 ・養子縁組の成立に努めている。 ・養子縁組の成立に努めている。 ・養子縁組の成立に努めている。 ・養子縁組の成立に努めている。 ・養子縁組の成立に努めている。
訪問相談支援	里親相談所や児童福祉センター等で訪問相談を実施し、児童の状況や里親の状況等、様々な要素を考慮した上で里親担当SV及びOCWで協議を行い、マッチング先を決定し、令和3年度以降については、民間機関が里親相談会やマッチングセンター等において収集した里親情報に関する情報を、随時各とも相談センターが把握し、児童に関する情報を合わせて提供しながら、的確なマッチングを行っている予定。	里親相談所や児童福祉センター等で訪問相談を実施し、児童の状況や里親の状況等、様々な要素を考慮した上で里親担当SV及びOCWで協議を行い、マッチング先を決定し、令和3年度以降については、民間機関が里親相談会やマッチングセンター等において収集した里親情報に関する情報を、随時各とも相談センターが把握し、児童に関する情報を合わせて提供しながら、的確なマッチングを行っている予定。	里親相談所に特別養子縁組も担当する里親担当児童福祉士4名配置し、児童担当児童福祉士と連携して、特別養子縁組の成立に努めている。 ・養子縁組の成立に努めている。 ・養子縁組の成立に努めている。 ・養子縁組の成立に努めている。 ・養子縁組の成立に努めている。 ・養子縁組の成立に努めている。 ・養子縁組の成立に努めている。 ・養子縁組の成立に努めている。
施設における里親支援	里親相談所や児童福祉センター等で訪問相談を実施し、児童の状況や里親の状況等、様々な要素を考慮した上で里親担当SV及びOCWで協議を行い、マッチング先を決定し、令和3年度以降については、民間機関が里親相談会やマッチングセンター等において収集した里親情報に関する情報を、随時各とも相談センターが把握し、児童に関する情報を合わせて提供しながら、的確なマッチングを行っている予定。	里親相談所や児童福祉センター等で訪問相談を実施し、児童の状況や里親の状況等、様々な要素を考慮した上で里親担当SV及びOCWで協議を行い、マッチング先を決定し、令和3年度以降については、民間機関が里親相談会やマッチングセンター等において収集した里親情報に関する情報を、随時各とも相談センターが把握し、児童に関する情報を合わせて提供しながら、的確なマッチングを行っている予定。	里親相談所に特別養子縁組も担当する里親担当児童福祉士4名配置し、児童担当児童福祉士と連携して、特別養子縁組の成立に努めている。 ・養子縁組の成立に努めている。 ・養子縁組の成立に努めている。 ・養子縁組の成立に努めている。 ・養子縁組の成立に努めている。 ・養子縁組の成立に努めている。 ・養子縁組の成立に努めている。 ・養子縁組の成立に努めている。

網掛け部分は令和2年8月公表ページ

計算過程

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【堺市】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの数の見込み方(※2)	目標値 採用
	乳幼児		乳幼児		乳幼児		乳幼児				
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上			
子ども数全体(人)	19,198人	20,480人	17,891人	18,448人	17,164人	18,021人	16,327人	16,912人	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	○	
代替養育を必要とする子ども数(人)	—	—	51人	52人	50人	52人	50人	51人	算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○	○
里親等委託が必要な子ども数(人)	—	—	38人	31人	37人	31人	37人	30人		○	○
里親等委託子ども数(人)	14人	8人	16人	13人	—	—	23人	19人		○	○
里親等委託率(%)	37.8%	15.6%	31.4%	25.0%	—	—	46.0%	37.3%		×	×
特別養子縁組の成立件数	7件		3件		3件		3件				

(※1)潜在的な需要の有無欄の見方
○：潜在的な見込みありかつ具体的な計算過程の記載あり
△：潜在的な見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
×：潜在的な見込みはない

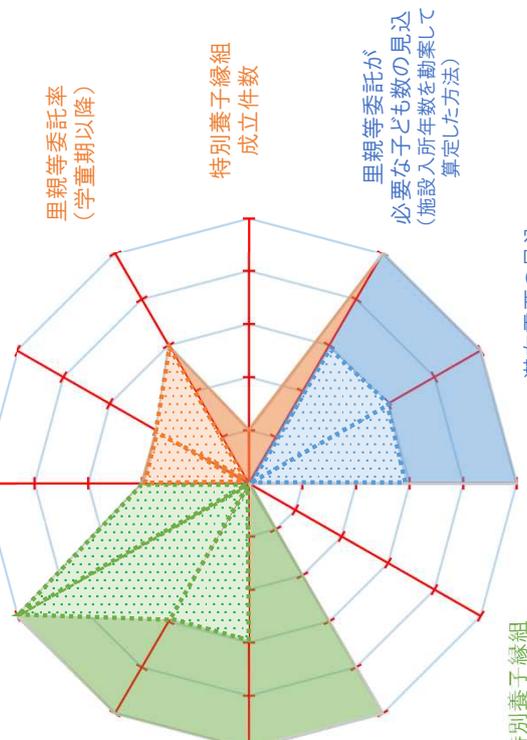
(※2)里親等委託が必要な子どもの数の見込み方欄の見方
○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
△：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
×：算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・47.0%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策	里親から所救
	現状	・子ども相談所をフォスタリング機関に位置づけ、フォスタリング業務を推進している。なお、業務の一部(※)は民間の相談支援機関を活用 ※：里親制度の普及及び里親のルール ・里親登録前研修 ・里親委託中の支援 ・里親委託後の支援 ・里親会への支援 ・週末里親事業(研修、登録、マッチング)	・里親の研修・カンファレンスを有する里親の相談支援機関の活用や連携を伝えることができない里親会と協働し、以下に掲げる取組により、子育て支援や社会貢献に関する取組を中心に取り組む ・短期養育里親を市としては推奨しており、週末里親にも前回の理解を求め、更に啓発していく。養育里親の増進にも繋げていくこととしている。 〔広報紙・リクルートの取組〕 ・商業施設、市本庁舎、区役所庁舎等での相談会の実施やパネルの展示 ・郵便局、コンビニ、駅、地域の商店等でポスターの掲示 ・プロスポーツ試合での普及啓蒙の実施 ・広報紙や雑誌等による啓蒙のほか、HP等のインターネットを活用した啓蒙の実施 ・未委託里親や乳児を希望する里親に、ニーズに合った実技研修を実施し、いつでも受け入れられるよう体制を整備しており、基礎研修、登録前、登録後研修、更新研修、専門里親を含むように加え、未委託里親研修、支援者研修、週末里親希望者研修などを実施した。市内に乳児院がないため、乳児委託を希望する養子縁組希望者に対しては、ニーズにあった研修を受けられるよう、市外の乳児院に依頼して実習を受けようとしている。 〔研修トレーニング〕 ・乳児院や児童養護施設から措置変更を行うケースについては、施設の里親支援専門相談員と専門に連携を取り合い、連携したマッチングを実施。 ・委託中の里親ごとに、児童相談所の担当者を含め、定期的に訪問や連絡を行い、信頼関係の構築に努めるほか、里親支援関係の里親支援専門相談員も定期的な訪問を行い、里親の変化やSOSを適切に把握するようとしている。 ・特に、乳児を委託している里親家庭には、保健センターの保健師が必須に応じて同行するなど、母子保健との連携も実施。 ・未委託里親や短時間里親にレスパイト機能を担ってもらい、養育里親が疲弊して里親委託が不調にならないよう支援する。 ・市内児童養護施設全施設に里親支援専門相談員を配置するほか、市内に乳児院がないため、市外乳児院と連携して実習を実施している。 ・里親支援専門相談員には、里親研修、シンポジウム、地域相談会等に参加していただくとともに、里親委託家庭への訪問の実施、週末里親の調整や施設実習の受け入れ調整などを実施してもらっている。
今後の取組	・里親等のアセスメントや里親認定登録に関する事務、マッチング、委託後の里親支援等のフォスタリング業務を包括的に実施できる民間の相談支援機関を活用する。	・マッチング 相談支援	特別養子縁組支援の取組 ・当市では、当市の里親だけでなく、児童相談所を通じて全国から広く里親を募集している。(令和元年度も5件中3件が当市の里親への委託) ・里親の同意を求める際の工夫や、特別養子縁組の第一段階の児童相談所長による用立ての活用、低年齢での委託などに力を入れて取り組んでいる。

数値目標の水準



計算過程

網掛け部分は令和2年8月公表ページ

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【神戸市】

里親等委託率の数値目標等

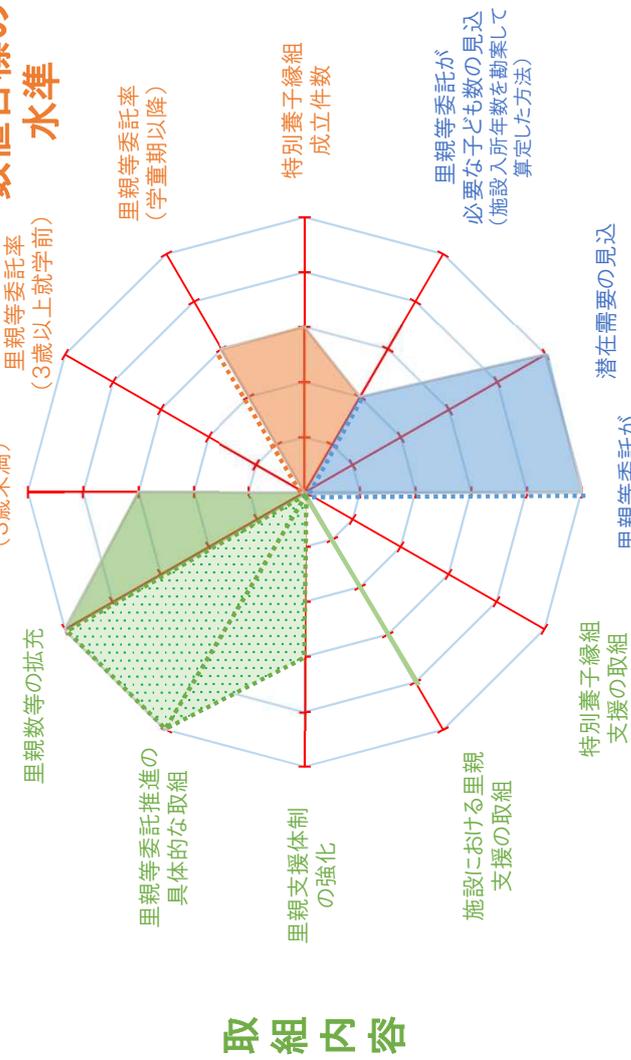
子ども数全体 (人)	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方 (※2)	目標値採用
	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上	乳幼児 3歳未満	学童期以降 3歳以上			
代替養育を必要とする子ども数 (人)	479人	51人	62人	402人	527人	65人	427人	算式1 (注) 施設入所生数を勘案して算定した方法	×		
里親等委託が必要な子ども数 (人)	55人	19人	24人	84人	—	32人	132人	算式2 (注) 子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○		○
里親等委託子ども数 (人)	—	—	—	—	—	—	—				
里親等委託率 (%)	11.5%	38.0%	—	20.7%	—	58.3%	30.9%				
特別養子縁組の成立件数	4件	6件	6件	6件	6件	6件	6件				

(※1) 潜在的必要の有無欄の見方
 ○: 潜在的必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △: 潜在的必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×: 潜在的必要の見込みでない

(※2) 里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○: 具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △: 具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×: 算定していない

(参考) 3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・ — %
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

数値目標の水準



里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策	里親数: ファミリーホームか所数
	具体的取組	
広報	・里親制度の普及のため、公益社団法人家庭養育促進協会へ委託し、10月の里親月間を中心としたシンポジウムの開催、ポスターの掲出、チラシの配布等を実施するとともに、里親支援機関と連携し、各区のイベント等に積極的に参加し、広報活動を強化し、デザイン専門職のクリエイティブデザインやイラストレーター、デザイナー、専門職のクリエイティブデザインと連携し、広告掲載や動画制作を行い、YouTube広告(2年度)を行うなど、さまざまな広報媒体を活用して、里親制度の普及を推進。 ・里親の養育能力を維持・向上させるため、引き続き、こども家庭センターや公益社団法人家庭養育促進協会、里親会等の関係機関と連携して里親を対象とした研修に取り組みるとともに、本委託里親のさらなるスキルアップをめざして「子ども迎えるための準備講座」(トレーニング事業)の内容充実を図る。 ・未就学児童を中心に低年齢児の里親等への委託について、取組みを進める。施設入所している児童についても、特に低年齢児の児童の里親委託が可能なかどうか、施設入所後も施設職員とともに、積極的に検討を進める。 ・こども家庭センターにおいても、里親委託する際のアセスメント力を向上させ、委託後も良好な関係が築くマツチングが行えるように努める。	【実績】 (令和元年度) 登録里親数 133世帯 委託里親数 59人 ファミリーホーム 4か所 (今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 211世帯 委託里親数 127人 ファミリーホーム 5か所 (令和11年度) 登録里親数 — 委託里親数 — ファミリーホーム —
研修	・里親の養育能力を維持・向上させるため、引き続き、こども家庭センターや公益社団法人家庭養育促進協会、里親会等の関係機関と連携して里親を対象とした研修に取り組みるとともに、本委託里親のさらなるスキルアップをめざして「子ども迎えるための準備講座」(トレーニング事業)の内容充実を図る。 ・未就学児童を中心に低年齢児の里親等への委託について、取組みを進める。施設入所している児童についても、特に低年齢児の児童の里親委託が可能なかどうか、施設入所後も施設職員とともに、積極的に検討を進める。 ・こども家庭センターにおいても、里親委託する際のアセスメント力を向上させ、委託後も良好な関係が築くマツチングが行えるように努める。	
マツチング	・里親支援機関と情報共有、連携しながら家庭訪問や里親サロンの開催等による支援を実施。 ・里親支援機関の支援レベルの標準化を行った上で、現在の支援機関の役割分担を活かしながら、それぞれ連携し、一貫した里親支援に繋がるよう取組みを進める。	特別養子縁組支援の取組
訪問相談支援	・里親支援機関の支援レベルの標準化を行った上で、現在の支援機関の役割分担を活かしながら、それぞれ連携し、一貫した里親支援に繋がるよう取組みを進める。	・養子縁組里親として登録希望の里親に対する丁寧な説明を実施。 ・また、望まない妊娠等に対しては、選別して特別養子縁組制度を情報提供を行うようしているほか、望まない妊娠等の対応に当たる乳児院や産婦人科への広報も実施。 ・特別養子縁組が適当な子どもについて、積極的に特別養子縁組を検討し、実親等への働きかけを行っている。
施設における里親支援の取組等	・施設の里親支援専門相談員は、交流中、委託中、委託後の支援(訪問・電話)を実施するほか、各区のイベントでの広報啓発や、月1回実施している里親支援機関連絡会に参加し、情報共有等を実施。	

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

里親等委託が必要な子ども数の見込 (子ども数のケアニーズを勘案して算定した方法)

潜在的必要の見込 (子ども数の見込)

特別養子縁組支援の取組

取組内容

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【北九州市】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (令和元年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)			潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)
	乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降		学童期以降		
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上			
子ども数全体(人)	20,712人	30,431人	19,884人	29,214人	19,552人	28,727人	19,055人	27,997人	83,128人	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	44人	72人	328人	62人	45人	349人	47人	66人	361人	算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	×
里親等委託が必要な子ども数(人)	10人	13人	79人	25人	19人	27人	23人	31人	116人	○	○
里親等委託子ども数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○
里親等委託率(%)	22.7%	18.1%	24.1%	40.3%	42.2%	42.9%	48.9%	47.0%	32.1%	算式1・2以外	○
特別養子縁組の成立件数	5件		3件		—		—			—	—

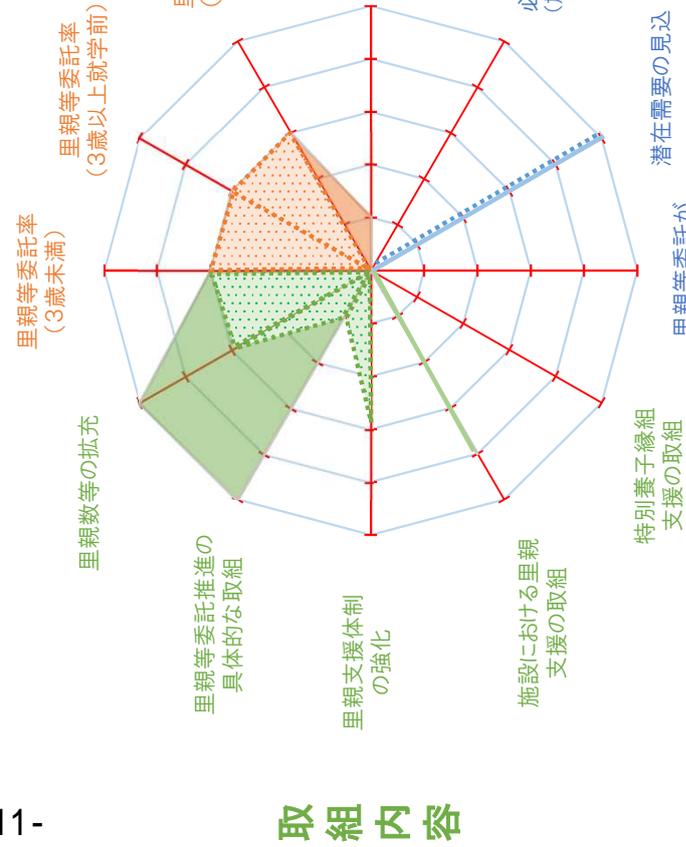
(※1)潜在的な需要の有無欄の見方
 ○:潜在的な需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △:潜在的な需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×:潜在的な需要の見込みはない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・54.2%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親等委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

数値目標の水準



項目	里親等委託推進施策 具体的な取組	里親等委託率の取組
広報 リクルート	子ども総合センターが中心となり、以下の取組により、里親制度の普及啓発を実施 ・北九州市のホームページや市政だよりに里親記事の掲載 ・企業や各種団体へのPRやリーフレットの配布 ・市民センター等への出前講演の実施	里親数:ファミリーホームが所収 《実績》 (令和元年度) 88世帯 42世帯 委託里親数 ファミリーホーム 10か所 (令和6年度) 135世帯 73世帯 委託里親数 ファミリーホーム 10か所 (令和11年度) 175世帯 95世帯 委託里親数 ファミリーホーム 10か所
研修 トレーニング	・登録前研修や更新研修のほか、里親応援セミナー等を実施し、里親の質の向上を図る取組を実施。	特別養子縁組支援の取組 ・特別養子縁組希望者からの相談に対して丁寧に対応し、慎重に選定ができるよう支援を実施。 ・里親の意向確認、養親の選定、養親による監視期間、縁組の成立までの各段階において、実親・養親ともに切れ目なく適切な支援を実施。
マッチング	子ども総合センターの里親支援担当と協議し、委託される児童にとって最適な里親を選定し、児童福祉司も協同して、里親に対して委託予定児童に関する情報を丁寧に説明するなど、不調を減らす取組を実施。	特別養子縁組希望者からの相談に対して丁寧に対応し、慎重に選定ができるよう支援を実施。 ・里親の意向確認、養親の選定、養親による監視期間、縁組の成立までの各段階において、実親・養親ともに切れ目なく適切な支援を実施。
訪問 相談支援	・地区ごとに子ども総合センターの担当職員を配置し、委託後の里親家庭への家庭訪問、電話連絡、来所による面談を実施し、必要に応じて施設の里親支援専門相談員の協力を得ながら実施。 ・また、児童福祉施設等の里親支援専門相談員を配置し、里親サロンへの参加や、里親のレスパイトケアにも取り組んでいる。	特別養子縁組希望者からの相談に対して丁寧に対応し、慎重に選定ができるよう支援を実施。 ・里親の意向確認、養親の選定、養親による監視期間、縁組の成立までの各段階において、実親・養親ともに切れ目なく適切な支援を実施。
施設における里親支援の取組等	・子ども総合センターと施設との連携を密にするよう協議して取り組んでおり、市内5施設の里親支援専門相談員との会議を毎月1回実施し、里親の現状報告、情報共有、新規里親の担当希望者などを進めている。 ・里親支援専門相談員には、里親サロンへの参加や施設入所児童の里親委託の調整のほか、子ども総合センターと連携した里親支援(家庭訪問、電話)、里親のレスパイトケアの調整、里親会行事、研修への参加なども行っている。	特別養子縁組希望者からの相談に対して丁寧に対応し、慎重に選定ができるよう支援を実施。 ・里親の意向確認、養親の選定、養親による監視期間、縁組の成立までの各段階において、実親・養親ともに切れ目なく適切な支援を実施。

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

里親等委託が必要な子ども数の見込(子どものケアニーズを勘案して算定した方法)

潜在的な需要の見込

里親等委託が必要な子ども数の見込(子どものケアニーズを勘案して算定した方法)

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【福岡市】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)				5年目 (令和6年度末)				7年目 (令和8年度末)				10年目 (令和11年度末)				潜在的需 要の有無 (※1)	里親等委託が必要 な子ども数 (※2)	目標 値採 用	
	乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降		乳幼児		学童期以降					
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上						
子ども数全体 (人)	40,886人	40,495人	171,620人	38,577人	39,899人	37,293人	38,765人	181,693人	35,557人	36,888人	35,557人	36,888人	180,114人	36,888人	36,888人	180,114人	算式1	×	算式1	×
代替養育を必要とする子ども数 (人)	26人	52人	300人	35人	42人	33人	39人	316人	30人	36人	30人	36人	313人	36人	36人	313人	算式2	×	算式2	×
里親等委託が必要な子ども数 (人)	—	—	—	27人	32人	25人	30人	185人	23人	27人	23人	27人	184人	23人	27人	184人	算式1・2 以外	○	算式1・2 以外	○
里親等委託子ども数 (人)	14人	33人	134人	27人	32人	25人	30人	185人	23人	27人	23人	27人	184人	23人	27人	184人				
里親等委託率 (%)	53.8%	63.5%	44.7%	77.1%	76.2%	75.8%	76.9%	58.5%	76.7%	75.0%	76.7%	75.0%	58.8%	76.7%	75.0%	58.8%				
特別養子縁組の成立件数	11件				14件				14件				14件							

(※1) 潜在的需
要の有無欄の見方
○：潜在的需
要の見込みあり、かつ
具体的な計算過程の記載あり
△：潜在的需
要の見込みはあるが、
具体的な計算過程の記載なし
×：潜在的需
要を見込んでいない

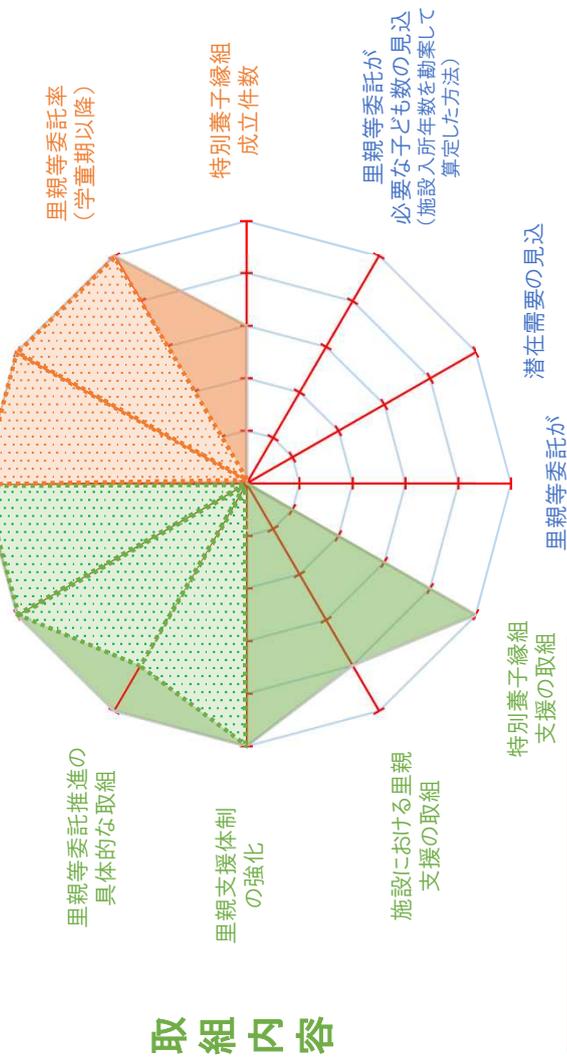
(※2) 里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
△：具体的な計算過程の記載なし
×：算定していない

(参考) 3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を算定した里親等委託率※)
5年目(令和6年度末)・・・92.4%
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)
における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親等委託推進施策	里親等委託推進施策 具体的な取組	里親等委託率 の取組
	現状	・ファミリーホームも含めた里親委託児童数が増加。児童相談所にも里親支援を担当する係を設置し、里親担当児童福祉司4名、里親対応専門員3名を配置。平成28年度からNPOに包括的な委託を行い、乳幼児里親のリクルート事業を開始。その後の養育里親の登録数の増加に繋がった。 ・児童相談所における里親支援の他に、フォスタリング機関による専門的なハントアップ支援を強化し、里親が安心して養育に専念できる環境をサポートする。	・里親制度の広報啓蒙(出前講座の実施) ・現在、児童相談所と民間フォスタリング機関の二機関が里親のリクルートを行っている。今後は、この取組をさらに拡充し、あらゆる手法を駆使して、組織的・計画的に里親のリクルートを継続し受け皿を拡大していく。 ・フォスタリング支援プログラム(里親の養育力向上のための体系的な研修プログラム)、ステップアップ研修、専門里親継続研修の実施。 ・里親委託されている子どもと養親の交流機会や電話による状況把握に努めている者支援体制の構築とその充実を図る。 ・児童相談所として、職員に対して3年以上経験した子どもについて、里親相談所として、改めてアセスメントなどを行う講習を実施し、子どもの状況を見て、改めてアセスメントなどを行う講習を実施。 ・マッチングの際は、児童相談所援助方針会議を経て行が、子どもの情報をフォスタリング機関であるNPOの法人にも共有し、NPO法人が候補した里親も含めて的確な里親が選択されるようNPO法人とも連携を密にしている。 ・委託直後は概ね2週間に一度の家庭訪問や電話による状況把握に努めている。里親相談所における里親支援の他に、フォスタリング機関による専門的なハントアップ支援を強化し、里親が安心して養育に専念できる環境をサポートする。 ・委託児童を養育している里親が休職をとるために、一時的に他の里親やファミリーホーム又は乳児院、児童養護施設などで当該児童を預かることにより里親が行う養育を支援する。 ・施設の里親支援専門相談員と月に1度、児童相談所との活動報告会を開催し、施設に入院中で里親に委託変更の必要が認められる子どもの情報共有や委託後の里親支援専門相談員は、主に施設から里親へ情報共有や委託変更になった里親とのフォローアップ支援を担っている。未委託の里親等にも年に3~4回の学習会開催、養親成立後の里親親子の交流の場の企画・運営を行っている。
今後の取組	・施設における里親支援の取組 ・児童相談所における里親支援の取組 ・里親等委託が必要な子ども数(人) ・里親等委託子ども数(人) ・里親等委託率(%) ・特別養子縁組の成立件数	・里親等委託率(学童期以降) 特別養子縁組成立件数 里親等委託が必要な子ども数(人) 里親等委託子ども数(人) 里親等委託率(%) 特別養子縁組の成立件数	・里親等委託率(学童期以降) 特別養子縁組成立件数 里親等委託が必要な子ども数(人) 里親等委託子ども数(人) 里親等委託率(%) 特別養子縁組の成立件数

数値目標の水準



網掛け部分 は令和2年8月公表
ページ

必要ない子ども数の見込み (子どものケアニーズを勘案して算定した方法)

里親等委託が必要な子ども数の見込み (子どものケアニーズを勘案して算定した方法)

潜在的需
要の見込み

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【横須賀市】

里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)		5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)
	乳幼児		乳幼児		乳幼児		乳幼児			
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上		
子ども数全体(人)	7,694人	8,520人	41,050人	-	-	-	-	-	算式1	X
代替養育を必要とする子ども数(人)	147人	147人	14人	24人	105人	-	17人	33人	(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	算式2	X
里親等委託子ども数(人)	34人	34人	48人	-	-	-	66人	-		
里親等委託率(%)	23.1%	23.1%	33.0%	-	-	-	45.0%	-		
特別養子縁組の成立件数	10件	10件	15件	-	-	-	18件	(累計)		算式1・2以外

(※1) 潜在的必要の有無欄の見方
 ○：潜在的必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり
 △：潜在的必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×：潜在的必要を見込んでいない

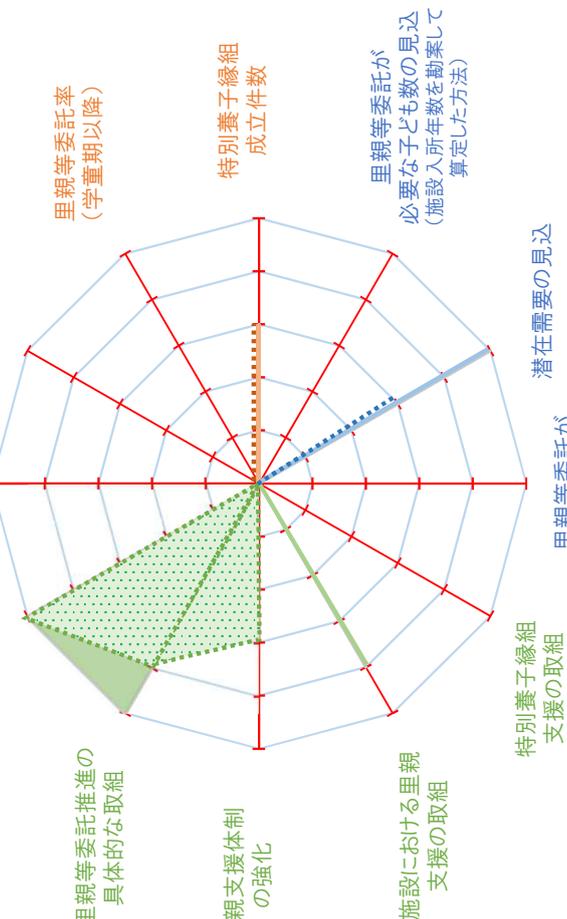
(※2) 里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○：具体的な計算過程の記載あり
 △：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×：算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)… - %
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親等委託推進施策		里親数・ファミリーホームが所収
	里親支援体制(フォスターリング体制)	里親委託推進施策	
現状	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所が里親制度の普及啓発、里親研修、マッチング、委託後の里親家庭への訪問支援など、一連のフォスターリング業務を行っているが、委託支援については、乳児院や児童養護施設と連携して取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市庁舎の増設、市内ファミリーホームの増設、市内商業施設での啓発活動など今まで実施していない新たな取り組みを充実させる。 また、里親委託にハードルを感じる方には、週末里親通称、3日里親やボランティアファミリーの取組等を周知し、社会的養育の理解が進むよう取り組んでいる。 	(算定) (令和元年度) 29世帯 (令和元年度) 13世帯 委託里親数 2か所 ファミリーホーム (今後の目標) (令和6年度) 44世帯 委託里親数 3か所 ファミリーホーム (令和11年度) 68世帯 委託里親数 5か所 ファミリーホーム
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所に加え、児童養護施設等が連携して、里親向け研修を実施する。 児童相談所に見てマッチングを行うとともに、保育所や保健センター、教育機関など、市内の各担当と連携を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所や専門職員、児童養護施設等の里親支援専門相談員を活用して、里親サロンの相談支援、レスパイトケアの調整等、里親への包括的な支援を充実させる。 児童相談所と定期的に協議を行い、登録に向けた動きや、委託に向けた調整なども、特に児童相談所担当と協働している。 また、施設内行事の際、里親制度のパネル掲示、実習生への制度説明なども要する里親支援施設。 里親支援専門相談員は、主に里親サロンの定期的な開催や委託後支援、レスパイト調整、里親会活動などを担っており、 	特別養子縁組支援の取組 施設(特に乳児院)に対する特別養子縁組制度の周知を行っている予定。

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ページ

計算過程

里親等委託が必要な子ども数の見込(施設入所年数を勘案して算定した方法)

取組内容

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【明石市】

里親等委託率の数値目標等

実績 (令和元年度末時点)	5年目 (令和6年度末)		7年目 (令和8年度末)		10年目 (令和11年度末)		潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要ない子ども数の見込み方(※2)
	乳幼児		乳幼児		乳幼児			
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上		
子ども数全体(人)	8,489人	11,510人	30,016人	10,785人	31,107人	10,785人	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法
代替養育を必要とする子ども数(人)	3人	9人	63人	20人	66人	7人	算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
里親等委託が必要な子ども数(人)	3人	9人	39人	7人	41人	7人	○	○
里親等委託子ども数(人)	1人	1人	16人	11人	24人	6人		○
里親等委託率(%)	33.3%	11.1%	25.4%	85.7%	36.4%	85.7%		算式1・2以外
特別養子縁組の成立件数	-		1件		-		1件	

(※1)潜在的な需要の有無欄の見方
 ○：潜在的な見込みありかつ具体的な計算過程の記載あり
 △：潜在的な見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし
 ×：潜在需要を見込んでいない

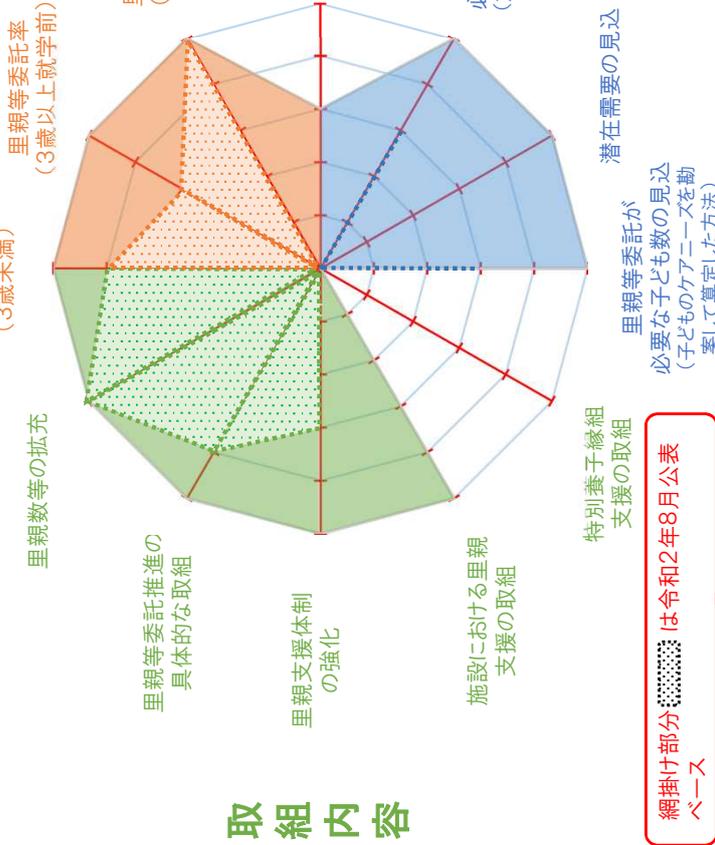
(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方
 ○：具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり
 △：具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし
 ×：算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)
 5年目(令和6年度末)・・・91.7%
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~R6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

里親等委託推進に向けた取組

項目	里親委託推進施策	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームが所収
	里親支援体制 (フォostタラニング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームが所収
現状	・明石こどもセンターは、中核市が設置する児童相談所として、関係機関や地域と連携の見える関係で連携し、それぞれの子どもと子育て家庭の状況に応じて、より早く、適切な支援を行いやすい体制となっており、そのメリットを活かし、明石こどもセンターがフォostタラニング機関として主体的に里親関係業務を担っている。	・市の広報紙・ホームページ・SNS、ポスターの掲出、チラシの自治会巡回等、さまざまな媒体を活用した継続的な啓発 ・原則月に1回、市民向けの里親相談会を開催。地域に出かけていく出張説明会や出前講座等の開催 など ・里親登録にかかる研修の実施(基礎・登録前) ・研修受講に係る費用への支援 ・里親家庭のニーズに応じた勉強会等の開催による養育技術の向上 など	(実績) 42世帯 9世帯 委託里親数 ファミリーホーム 1か所 (今後の目標) (令和16年度) 89世帯 32世帯 委託里親数 ファミリーホーム 1か所 (令和11年度) 104世帯 53世帯 委託里親数 ファミリーホーム 1か所
今後の取組	・今後里親家庭の増加が見込まれることや、明石こどもセンター以外にもさまざまな相談支援の窓口が開かれていることから、明石こどもセンターと地域の関係機関が適切な役割分担と連携の下にフォostタラニング業務を展開していく。	・里親子応援会議の開催による里親家庭と関係機関による取組の策定・共有 ・明石乳児院、児童養護施設カーサワタシ、児童家庭支援センター等の協力による委託前交流支援 ・マッチング期間中の費用に対する里親家庭への支援 ・里親支援専門相談員による相談支援 ・施設や里親相互によるレスパイトケア ・里親家庭に対する養育・家事支援 ・初めて子どもを受け入れる際に必要な費用に対する支援 など ・里親支援専門相談員を中心とし、施設を活用したマッチングやレスパイトの受け入れを実施 ・また、施設児童を受け入れた里親家庭への電話相談や訪問支援を実施。	特別養子縁組支援の取組 ・不妊治療を行っている医療機関や望まない妊娠への対応を行っている望まない産院にリーフレットを送付する等の取組を実施。

数値目標の水準



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

計算過程

里親委託等の推進について

令和3年度予算における里親委託の推進に向けた支援の拡充内容

里親委託・施設地域分散化等加速化プランを策定し、里親委託を推進する自治体の取組を強力に支援するため、里親養育包括支援（フォスターリング）事業の補助率の嵩上げ等を行うとともに、施設と連携した里親養育への支援体制を強化する。

①補助率の嵩上げなど、里親養育包括支援（フォスターリング）事業の拡充

加速化プランに基づく里親委託に向けた取組を強力に推進するため、以下により自治体の取組を支援する。

①補助率の嵩上げ

令和6年度末までの「集中取組期間」において、以下の要件のいずれも満たす場合に補助率を嵩上げ（1/2 ⇒ 2/3）

（要件）

(1) 「3歳未満児の里親等委託率」及び「新規登録里親数」のいずれもが対前年度比で増加見込みであること

(2) 加速化プランにおける計画値が以下の要件のいずれかに合致していること

i 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上を目指す自治体

ii 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して3倍以上の増加を目指す自治体

(3) 加速化プランにおける里親のなり手を増やすための方策として、以下の項目について、事後的に取組状況を検証可能とする具体的な取組内容を策定していること

i フォスターリング体制の構築 ii 里親リクルート iii 研修・トレーニング iv マッチング v 委託後の相談支援

②提案型補助事業の創設（里親等委託推進提案型事業《新規》）

意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を横展開できるよう、提案型補助事業を創設（定額（国10/10相当））

③市町村と連携した里親制度の普及促進等（市町村連携加算《新規》）

市町村との連絡調整に必要な連携コーディネーターの配置等の支援を行い、市町村と連携した里親制度の普及促進や新規里親の開拓等を推進

④障害児養育に係る里親等の負担軽減（障害児里親等委託推進モデル事業《新規》）

障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を創設

⑤自立支援担当職員の配置（里親等委託児童自立支援事業《新規》）

進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う自立支援担当職員を配置し、委託解除前から自立に向けた支援を行う事業を創設

②施設と連携した里親養育への支援体制の強化

施設の専門性・ノウハウを活用し、施設と連携した里親養育への支援体制を強化するため、児童入所施設措置費を改善する。

①里親養育への支援の拡充

里親委託の推進に向けて意欲的に取り組む自治体において、施設と連携した里親養育への支援体制を強化するため、里親養育への支援に積極的に取り組む乳児院・児童養護施設に対して、里親支援専門相談員を追加で配置

②里親等への巡回支援の実施

施設の専門性・ノウハウを活用し、里親やファミリーホーム等への巡回支援を行う児童養護施設等に対して、心理療法担当職員を追加で配置

③ファミリーホームの養育負担の軽減

ファミリーホームの養育負担を軽減するため、児童養護施設等における一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の対象にファミリーホームを追加

※その他、国の実施する里親制度の普及促進に向けた広報啓発費用について、大幅に拡充する。

里親委託に関する加速化プランに基づく財政支援の採択について（概要）

- 各都道府県等から提出された里親委託加速化プランを集計した結果、73自治体中、**35自治体**を財政支援の対象として採択。
- 採択した35自治体のうち、令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率の見込みについて、①75%以上の自治体が**15自治体**（令和2年8月時点では8自治体）、②令和元年度末実績と比較して3倍以上増加した自治体が**20自治体**となっている。
- 今回採択をしなかった自治体については、今後、プランの見直しがあった場合には**追加で採択を行う予定**。

採択可否	自治体名	令和元年度末（実績）				令和2年度末（見込）				令和6年度末（見込）			
		代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	
●	1 北海道	71人	51人	71.8%	63人	43人	68.3%	72人	61人	84.7%			
	2 青森県	30人	7人	23.3%	29人	7人	24.1%	26人	10人	38.5%			
●	3 岩手県	39人	6人	15.4%	30人	8人	26.7%	47人	26人	55.3%			
●	4 宮城県	26人	2人	7.7%	26人	7人	26.9%	26人	10人	38.5%			
●	5 秋田県	19人	3人	15.8%	20人	5人	25.0%	19人	11人	57.9%			
●	6 山形県	17人	6人	35.3%	22人	2人	9.1%	21人	16人	76.2%			
●	7 福島県	39人	27人	69.2%	37人	25人	67.6%	38人	29人	76.3%			
●	8 茨城県	74人	12人	16.2%	71人	18人	25.4%	60人	42人	70.0%			
●	9 栃木県	76人	14人	18.4%	82人	19人	23.2%	81人	43人	53.1%			
	10 群馬県	64人	19人	29.7%	74人	18人	24.3%	77人	26人	33.8%			
	11 埼玉県	179人	33人	18.4%	203人	47人	23.2%	199人	72人	36.2%			
	12 千葉県	110人	35人	31.8%	116人	48人	41.4%	114人	65人	57.0%			
	13 東京都	493人	65人	13.2%	-	-	-	490人	69人	14.1%			
●	14 神奈川県	89人	11人	12.4%	109人	27人	24.8%	106人	37人	34.9%			
	15 新潟県	25人	7人	28.0%	22人	6人	27.3%	22人	9人	40.9%			
	16 富山県	14人	0人	0.0%	13人	2人	15.4%	13人	6人	46.2%			
	17 石川県	22人	5人	22.7%	20人	5人	25.0%	18人	8人	44.4%			
	18 福井県	10人	1人	10.0%	10人	1人	10.0%	12人	4人	33.3%			
●	19 山梨県	34人	17人	50.0%	43人	18人	41.9%	46人	35人	76.1%			
	20 長野県	69人	21人	30.4%	67人	22人	32.8%	59人	24人	40.7%			
●	21 岐阜県	52人	20人	38.5%	55人	19人	34.5%	54人	41人	75.9%			
	22 静岡県	48人	17人	35.4%	44人	13人	29.5%	40人	18人	45.0%			
	23 愛知県	102人	25人	24.5%	153人	0人	0.0%	158人	45人	28.5%			
	24 三重県	53人	15人	28.3%	63人	26人	41.3%	64人	31人	48.4%			
	25 滋賀県	22人	10人	45.5%	23人	8人	34.9%	23人	12人	52.5%			
	26 京都府	24人	3人	12.5%	0人	0人	-	30人	12人	40.0%			
	27 大阪府	132人	30人	22.7%	166人	-	-	165人	-	-			
	28 兵庫県	98人	18人	18.4%	104人	21人	20.2%	104人	39人	37.5%			
	29 奈良県	28人	5人	17.9%	34人	6人	17.6%	33人	9人	27.3%			
●	30 和歌山県	28人	3人	10.7%	36人	5人	13.9%	35人	12人	34.3%			
●	31 鳥取県	22人	1人	4.5%	39人	1人	2.6%	36人	5人	13.9%			
	32 島根県	25人	8人	32.0%	25人	8人	32.8%	25人	9人	36.0%			
	33 岡山県	40人	14人	35.0%	76人	34人	44.7%	70人	53人	75.7%			
	34 広島県	56人	7人	12.6%	55人	10人	17.3%	56人	16人	29.0%			
●	35 山口県	31人	2人	6.5%	30人	7人	23.3%	29人	10人	34.5%			
	36 徳島県	24人	9人	37.5%	29人	9人	31.0%	30人	18人	60.0%			
	37 香川県	23人	6人	26.1%	27人	10人	37.0%	25人	13人	52.0%			

採択可否	自治体名	令和元年度末（実績）				令和2年度末（見込）				令和6年度末（見込）			
		代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	
	38 愛媛県	43人	5人	11.6%	43人	14人	28.0%	50人	14人	28.0%			
●	39 高知県	28人	1人	3.6%	32人	5人	15.6%	32人	5人	15.6%			
●	40 福岡県	86人	13人	15.1%	70人	14人	20.0%	63人	33人	52.4%			
●	41 佐賀県	35人	18人	51.4%	29人	15人	51.7%	28人	21人	75.0%			
	42 長崎県	28人	9人	32.1%	29人	9人	31.0%	29人	18人	62.1%			
●	43 熊本県	20人	0人	0.0%	29人	2人	6.9%	28人	13人	46.4%			
●	44 大分県	35人	19人	54.3%	33人	20人	60.6%	33人	25人	75.8%			
●	45 宮崎県	38人	1人	2.6%	36人	8人	22.2%	34人	13人	38.2%			
	46 鹿児島県	68人	16人	23.5%	59人	12人	20.3%	58人	23人	39.7%			
	47 沖縄県	43人	26人	60.5%	48人	26人	54.2%	47人	27人	57.4%			
●	48 札幌市	60人	23人	38.3%	56人	28人	50.0%	58人	44人	75.9%			
	49 仙台市	23人	4人	17.4%	35人	8人	22.9%	36人	14人	38.9%			
	50 さいたま市	32人	7人	21.9%	35人	11人	31.4%	36人	27人	75.0%			
	51 千葉市	13人	4人	30.8%	20人	5人	25.0%	18人	10人	55.6%			
	52 横浜市	86人	18人	20.9%	120人	29人	24.2%	130人	43人	33.1%			
●	53 川崎市	50人	22人	44.0%	50人	26人	52.0%	52人	39人	75.0%			
●	54 相模原市	26人	8人	30.8%	26人	9人	34.6%	24人	18人	75.0%			
●	55 新潟市	16人	11人	68.8%	12人	7人	58.3%	12人	9人	75.0%			
	56 静岡市	16人	9人	56.3%	16人	7人	43.8%	15人	8人	53.3%			
●	57 浜松市	19人	12人	63.2%	15人	10人	66.7%	16人	12人	75.0%			
●	58 名古屋市	93人	16人	17.2%	96人	27人	28.1%	100人	45人	45.0%			
●	59 京都市	38人	8人	21.1%	37人	11人	29.7%	35人	26人	74.3%			
●	60 大阪市	159人	8人	5.0%	188人	10人	5.3%	188人	48人	25.5%			
	61 堺市	33人	11人	33.3%	51人	12人	23.5%	51人	16人	31.4%			
●	62 神戸市	47人	7人	14.9%	49人	7人	14.3%	51人	19人	37.3%			
	63 岡山市	40人	14人	35.0%	76人	76人	44.7%	70人	53人	75.7%			
	64 広島市	56人	7人	12.6%	55人	10人	17.3%	56人	16人	29.0%			
	65 北九州市	44人	10人	22.7%	44人	11人	25.0%	44人	17人	38.6%			
●	66 福岡市	24人	16人	66.7%	39人	24人	61.5%	35人	27人	77.1%			
●	67 熊本市	27人	5人	18.5%	27人	7人	25.9%	26人	15人	57.7%			
●	68 世田谷区	-	-	-	-	4人	30.8%	26人	20人	76.9%			
●	69 江戸川区	24人	3人	12.5%	24人	3人	12.5%	30人	12人	40.0%			
	70 荒川区	7人	0人	0.0%	11人	0人	0.0%	15人	3人	20.0%			
●	71 横浜市中区	9人	1人	11.1%	10人	0人	0.0%	14人	5人	35.7%			
	72 金沢市	22人	5人	22.7%	20人	5人	25.0%	18人	8人	44.4%			
●	73 明石市	3人	1人	33.3%	5人	2人	40.0%	7人	6人	85.7%			
35	全国計	3,698人	873人	23.6%	3,561人	902人	25.3%	4,106人	1,724人	42.0%			

里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】

1. 事業内容

【令和3年度予算】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

「概ね5年以内に3歳未満児の里親等委託率75%以上」の目標を実現するため、令和6年度末までの期間に限り、目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対して、補助率の嵩上げ（補助率1/2→2/3）を行う。《拡充》

また、市町村との連絡調整に必要な連携コーディネーターの配置等の支援を行い、フォスタリング機関と市町村が連携して里親制度の普及促進や新規里親の開拓等の一層の推進を図る。《拡充》

① 里親制度等普及促進・リクルート事業

里親のリクルートに向けた現状分析や企画立案を行うとともに、それらを踏まえた積極的な広報啓発活動の実施により新たな里親を開拓する。

② 里親研修・トレーニング等事業

里親に対する登録前研修や更新研修を実施するとともに、未委託里親や委託後の里親に対して、事例検討やロールプレイ、実習などのトレーニングを実施することにより、養育技術の維持、向上を図る。また、フォスタリング業務を担当する職員の研修の参加を促進し、資質向上を図る。

③ 里親委託推進等事業

子ども、実親及び里親家庭のアセスメントを踏まえた情報を基に、委託先の候補となる里親家庭の選定、委託の打診と丁寧な説明、子どもと里親の面会等を実施するとともに、委託後の子どもの自立に向けて、子どもや里親等の意向を踏まえた効果的な自立支援計画を作成する。

④ 里親訪問等支援事業

里親家庭等への定期的な訪問や夜間・休日の相談窓口の開設等により、相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親等への援助を行う。また、里親等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上を図る。

里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォスタリング機関が24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へ駆けつけられる緊急対応体制を整備する。

⑤ 里親等委託児童自立支援事業《新規》

フォスタリング機関に進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う自立支援担当職員を配置し、児童養護施設等と同様、里親・ファミリーホームにおいても委託解除前から自立に向けた支援を行う。

⑥ 共働き家庭里親委託促進事業

企業に働きかけ、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりを官民連携の下、共有し、分析・検証し、その成果を全国的に普及拡大する。

⑦ 障害児里親等委託推進モデル事業《新規》

障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を創設する。

⑧ 里親等委託推進提案型事業《新規》

「概ね5年以内に3歳未満児の里親等委託率75%以上」の目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を横展開できるように、提案型補助事業を創設する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（設置予定市区）（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助率

①～⑦の事業：国：1/2（又は2/3）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2（又は1/3）、⑧の事業：国10/10

4. 補助基準額

①	統括責任者加算	1 か所当たり	5,875千円
②	市町村連携加算	1 か所当たり	5,700千円
③	里親制度等普及促進・里親リクルート事業		
	都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1,938千円
	委託して実施する場合	1 か所当たり	1,292千円
	里親リクルーター配置加算	1 か所当たり	5,745千円加算
	新規里親登録件数		
	15件以上25件未満	1 か所当たり	1,305千円加算
	25件以上35件未満	1 か所当たり	1,860千円加算
	35件以上	1 か所当たり	2,415千円加算
④	里親研修・トレーニング等事業		
	都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	7,759千円
	委託して実施する場合	1 か所当たり	5,173千円
	里親トレーナー配置加算（常勤）	1 か所当たり	5,439千円加算
	里親トレーナー配置加算（非常勤）	1 か所当たり	2,604千円加算
	研修代替要員費	1 人当たり	38千円
⑤	里親委託推進等事業	1 か所当たり	6,485千円
	新規里親委託件数		
	15件以上30件未満	1 か所当たり	1,125千円加算
	30件以上45件未満	1 か所当たり	2,880千円加算
	45件以上	1 か所当たり	3,945千円加算
⑥	里親訪問等支援事業	1 か所当たり	9,803千円
	里親等委託児童数		
	20人以上40人未満	1 か所当たり	2,337千円加算
	40人以上60人未満	1 か所当たり	4,304千円加算
	60人以上80人未満	1 か所当たり	7,769千円加算
	80人以上	1 か所当たり	10,486千円加算
	心理訪問支援員配置加算（常勤）	1 か所当たり	5,106千円加算
	心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1 か所当たり	1,552千円加算
	面会交流支援加算	1 か所当たり	2,195千円加算
	夜間・土日相談対応強化加算		
	24時間365日の相談支援体制を整備する場合	1 か所当たり	6,092千円加算
	上記以外	1 か所当たり	2,880千円加算

⑦	里親等委託児童自立支援事業		
	アフターケア対象者10人以上かつ		
	支援回数120回以上の場合	1 か所当たり	2,906千円
	アフターケア対象者20人以上かつ		
	支援回数240回以上の場合	1 か所当たり	5,812千円
⑧	共働き家庭里親委託促進事業	1 自治体当たり	3,749千円
⑨	障害児里親等委託推進モデル事業	1 か所当たり	2,100千円
⑩	里親等委託推進提案型事業	1 自治体当たり	10,000千円



都道府県等における里親等委託推進に 向けた個別項目ごとの取組事例

I 里親等委託推進の取組

1 広報・リクルートの取組

- (1) 企業と連携した広報
 - ・ 企業・団体に向けた広報の実施（浜松市）…………… P 2
- (2) 大学と連携した広報
 - ・ 大学との協働による広報啓発（美大生が里親制度を探求し表現）（秋田県）…………… P 2
 - ・ 大学等の講義での里親制度の説明や里親体験の発表（徳島県）…………… P 3
 - ・ 県内の大学での里親関係の講演及び特別授業の実施（愛媛県）…………… P 3
- (3) 様々な媒体を活用した広報
 - ・ ラッピングバス広告を活用した広報（長野県）…………… P 4
 - ・ ラッピングバス広告を活用した広報（和歌山県）…………… P 4
 - ・ インターネットを使った広報（長野県）…………… P 5
 - ・ 伝える内容を絞った広報（長野県）…………… P 5
 - ・ 重点エリアにおける里親制度の広報（民間への委託事業）（愛知県）…………… P 6
 - ・ 子育て支援事業と連携した里親制度の広報（香川県）…………… P 6
 - ・ マスコミを活用した広報（静岡市）…………… P 7
 - ・ さまざまな媒体を活用した広報（京都市）…………… P 7
 - ・ 養育里親の愛称選定やきょうと里親支援・ショートステイ（愛称：ほっとはぐ）の開設（京都市）…………… P 8
 - ・ 10月の里親月間における「本のまち あかし」との協働事業（明石市）…………… P 8
- (4) ターゲットを絞った広報・リクルート
 - ・ ターゲットを絞った里親リクルート（新潟県）…………… P 9
 - ・ ターゲットを絞った広報（千葉市）…………… P 9

(5) その他

- ・ 里親制度説明会の夜間開催（福井県）…………… P 10
- ・ 出張講座（愛知県）…………… P 10
- ・ 保健師や助産師等、様々な職種との連携（愛知県）…………… P 11
- ・ 子ども虐待対策・里親制度推進監の配置（三重県）…………… P 11
- ・ B型フォスタリング機関による里親支援の取組を促進（里親登録推進事業）（大阪府）…………… P 12
- ・ ターゲットを絞った制度周知やリクルートを効果的に実施（岡山県）…………… P 12
- ・ 1小学校区1里親（静岡市）…………… P 13

2 研修・トレーニングの取組

(1) 登録研修

- ・ 登録前研修一部講義の講師依頼（市町村との連携）（北海道）…………… P 14
- ・ 里親登録希望者に合わせた柔軟な里親基礎研修、里親委託前研修の開催（横須賀市）…………… P 14

(2) 未委託里親への研修

- ・ 里親トレーニング事業（茨城県）…………… P 15
- ・ 受託前後の里親支援の取組（埼玉県）…………… P 15
- ・ 登録直後や未委託の里親を対象に一時里親推進事業（県事業）を活用（岡山県）…………… P 16
- ・ 養子縁組里親対象のサロンの実施（山口県）…………… P 16
- ・ 未委託里親へのトレーニング（徳島県）…………… P 17
- ・ 児童養護施設等において里親から各種ボランティアを募る（宮崎県）…………… P 17
- ・ 未委託里親のためのフォローアップ研修（静岡市）…………… P 18
- ・ 未委託里親を対象とした「子どもを迎えるための準備講座」等（神戸市）…………… P 18

(3) その他

- ・ 法定研修以外にも年間16回の研修を実施（岐阜県）…………… P 19
- ・ 登録後の里親支援研修（愛知県）…………… P 19

3 マッチングの取組

- ・ 児童家庭支援センター（里親支援機関）と協働した委託（措置）里親の選定（静岡県）
- ・ 児童相談所の組織を改編し、「家庭移行推進チーム」を設置（大阪府）
- ・ あらゆる支援機関が参加する里親支援連絡会（京都市）

…… P 20
…… P 20
…… P 21

4 委託後支援の取組

- ・ 里親会（県里親連合会）の訪問支援員、フオスタリング機関の訪問支援等（青森県）
- ・ 全ての委託児童に対して「里親養育支援委員会」（山形県）
- ・ 里親による里親支援事業（ピアサポート事業）（群馬県）
- ・ 里親支援機関による委託推進及び訪問支援事業（千葉県）
- ・ 里親サポーター制度（愛知県）
- ・ 施設から里親委託へ措置変更した際の里親支援専門相談員による委託後支援にかかる財政的な補助事業（三重県）
- ・ 里親子によるP C I Tの実施（広島県）
- ・ 里親等訪問支援事業として家事支援・相談支援を実施（岡山市）
- ・ 里親として初めて子どもを受け入れる際の支援（明石市）

…… P 22
…… P 22
…… P 23
…… P 23
…… P 24

…… P 24
…… P 25
…… P 25
…… P 26

II 特別養子縁組の取組

- ・ 会議体による里親委託及び特別養子縁組対象児童の情報把握（兵庫県）
- ・ 特別養子縁組制度の普及啓発及び縁組成立後のフォローアップの実施（香川県）
- ・ 医療機関と連携した新生児里親委託（特別養子縁組）の推進（愛媛県）
- ・ 市内産婦人科にて特別養子縁組と里親制度に特化したパンフレット配架（相模原市）

…… P 28
…… P 28
…… P 29
…… P 29

Ⅲ 里親支援専門相談員の役割

- ・ 里親支援専門相談員による主体的な活動の実施（栃木県）…………… P 31
- ・ 里親支援専門相談員による里親家庭の支援（東京都）…………… P 31
- ・ 2施設合同の里親サロンの実施（浜松市）…………… P 32
- ・ ブロック単位での里親支援専門相談員による活動（京都市）…………… P 32

参考（里親等委託推進に向けた取組事例）

- ・ 里親等委託推進に向けた取組（大分県）…………… P 34
- ・ 里親等委託推進に向けた取組（福岡市）…………… P 36

I 里親等委託推進の取組

1 広報・リクルートの取組事例

(1) 企業と連携した広報

浜松市：企業・団体に向けた広報の実施

Point

地元企業・団体に勤務する社員・職員に里親制度を知ってもらうことにより、里親を目指す人を増やす効果を期待。

- 浜松市では、平成27年度から地元大手企業、商工会議所、金融機関、総合病院を訪問するなどして、社員・職員向けに里親制度の周知を依頼。食堂など多くの人が集まる場所へのポスター掲示やチラシの配架、または電子掲示板へのチラシのデータ掲示など、各企業・団体において可能な範囲での周知をお願いしている。
- また、人事担当者に直接会う機会がある場合には、社員・職員が里親となり、養子縁組を前提とした里親委託に結びついた場合の育児休暇の取得への配慮などをお願いしている。
- 令和元年度は15社・団体へ依頼したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、直接の訪問はできず、避け、電話で依頼し、チラシ・ポスターの送付などをお願いしている。
- 各企業・団体の理解で快く受け入れていただけており、現在まで続けることができている。

2) 大学と連携した広報

秋田県：大学との協働による広報啓発（美大生が里親制度を探索し表現）

秋田公立美術大学生が、乳児院の見学や職員との対話を通じて里親制度の意義や本質を探究し、デザイン思考を駆使してポスターに表現。デザイン性の高い広報物（ポスター）で、広く里親制度への関心を高めるとともに、潜在的な里親への働きかけとしている。

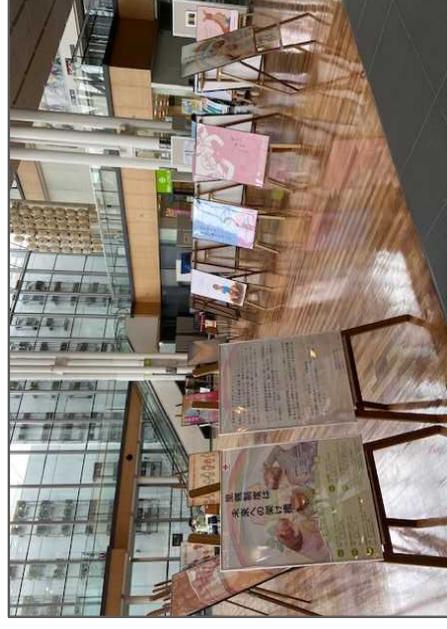
Point

- 秋田赤十字乳児院では、秋田県がフォスタリング業務を委託する以前の平成30年から秋田公立美術大学と連携し、里親制度の普及啓発事業に独自に取り組んでいる。
- 令和2年度からは、フォスタリング業務の本格委託を契機に、秋田県、秋田赤十字乳児院、秋田公立美術大学の三者において連携を強化し、美大生がデザインしたポスターをトリガーに里親制度の普及啓発に傾注している。
- 具体的には、従来からの市役所等公共ホールに加え、ショッピングモールへの協力を得てポスター展を開催し、**県民の目に触れる機会の増加**につなげている。この取組は、話題性から報道機関の取り上げ頻度も高い。
- 今後の展開としては、**市町村と連携し、ポスター展の全県展開や集客の高い民間商業施設での開催**、さらには、**市町村イベントとタイアップし、『ポスター展示＋制度説明コーナー』**といったブース出展により、里親制度への県民の関心を高めていきたい。

【配布したチラシ】



【秋田拠点センターアルヴェ】



1 広報・リクルートの取組事例

(2) 大学と連携した広報

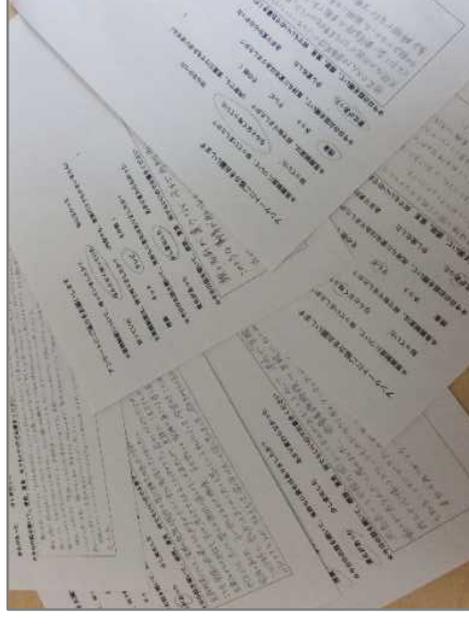
徳島県：大学等の講義での里親制度の説明や里親体験の発表

Point

社会的養護に関わりのある仕事に就く予定の学生を対象に、大学のカリキュラムに里親制度を設けることで、学生時から里親制度や子どもの養育に関する知識や理解を深めてもらう。

- 徳島県では、平成27年から、こども家庭支援センターひかりが主体となって、**医療や教育、福祉関係の大学や専門学校で、学生に対して里親制度についての講義を実施**。制度説明に加えて、里親による体験談の発表も実施することで、社会的養護における里親制度の意義をリアルに感じてもらえるようになっている。令和元年度は5つの学校において計8回開催した。
- 学生時から、里親制度への理解を深めてもらうことで、専門の職に就き、実際に里親里子と関わる機会に遭遇した際に、支援をスムーズに行うことが可能になる。また、里親制度が社会に自然と浸透するためには、**幅広い世代、特に若者に理解を深めてもらうことも重要**であるため、大学等での講義を継続している。
- 講義後のアンケートには、「**血のつながりだけが全てではないとわかった**」、「**なんとなく聞いたことがあった里親制度をきちんと理解できた**」等といった内容が書かれており、学生に理解を深めてもらう機会になっている。

【講義後学生アンケート】



愛媛県：県内の大学での里親関係の講演及び特別授業の実施

Point

保育士・教師を目指す学生への児童相談所の現場の理解促進。

- 愛媛県では、児童相談所の里親養育支援担当児童福祉司が、**県内の福祉系学科がある2大学及び教育系学科がある1大学等で講演、特別授業を実施**している。
- 令和2年には、福祉系学科がある大学等では**保育士養成課程の一部**として、教育系学科がある大学では**特別支援教育の中で**社会的養護、里親委託、養子縁組等について講話した。
- 福祉系学科がある大学からは児童相談所において**インターンの受入れも実施**している。
- 他の大学や専門学校のほか、市町、その他里親制度に関心のある者等からの講演依頼に随時対応している。また、講演等の機会がより多く創出されるよう積極的に周知に努めている。

【福祉系の学科がある大学での特別授業の実施状況】



1 広報・リクルートの取組事例

(3) 様々な媒体を活用した広報

長野県：ラッピングバス広告を活用した広報

Point

ラッピングバスが上田市内を運行することにより、多くの方の目に触れる機会を増やすことで里親の広報啓発・リクルートにつなげる。

- 長野県では、フォスタリング業務を委託している、うえだみなみ乳児院が、里親月間に合わせた令和2年10月1日から1年間、上田市内を運行する路線バスにラッピング広告を実施している。
- ラッピングバス広告は、里親募集のチラシやポスターでも使用している赤ちゃんの写真を中心としたインパクトのあるデザインにすることで、広告注目率を高めている。1年間を通じて市内で運行されることで、反復的・継続的な地域密着型の広告展開となっている。
- また、ラッピングバスへの注目度を上げるとともに幅広い周知となるための工夫として、SNSを活用して、ラッピングバスを見かけたらSNSに投稿してもらおうと呼び掛けている。

【ラッピングバス広告】



和歌山県：ラッピングバス広告を活用した広報

Point

和歌山市内を運行するバス1台の側面にラッピング広告を掲出し、市内全域における里親制度の周知を図る。

- バス車体には、社会的養護を受けている子どもが描いた絵を採用し、里親と子どもとのつながりや里親制度が子どもの福祉のための制度であることを表現するようデザインとし、里親制度の普及啓発を実施している。
- また、里親月間中は、車内ポスターも掲出（バス8台分）。バスを利用される方に、里親制度を知ってもらえるよう、養育里親や養子縁組里親、週末里親のことなどいろいろななかたの里親制度があることを伝え、周知を図った。
- 費用は、バスラッピングと車内ポスター掲出で60万円。

【ラッピングバス広告】



【車内ポスター】



1 広報・リクルートの取組事例

(3) 様々な媒体を活用した広報

長野県：インターネットを使った広報

Point

インターネットのホームページ上に里親募集広告を掲載し、興味を持った方が手軽に情報を得られるようにすることで里親の広報啓発・リクルートにつなげる。

- 長野県ではフォスタリング業務を委託している、うえだみなみ乳児院が、令和2年9月中旬から約半年間、インターネットのホームページ上に東信地域限定で里親募集広告を掲載している。
- 広告をクリックすると、うえだみなみ乳児院のホームページに移動するようになっており、令和元年に施設が独自に制作した里親啓発コミュニケーションや里親制度についての情報を閲覧できるようになっている。
- 広告のデザインは、目に留まるものになるよう色合いなどを工夫をしている。
- 広告の開始以降、施設ホームページの閲覧件数がそれまでの約4.2倍（10月～12月：延べ6,583回）に増加しており、里親制度についての問い合わせにもつながっている。

【インターネット広告】



長野県：伝える内容を絞った広報

Point

幅広い住民に興味を持ってもらえるよう、具体的に分かりやすい内容の募集チラシ・ポスターを作成し、里親の広報啓発・リクルートにつなげる。

- 長野県では、フォスタリング業務を委託している、うえだみなみ乳児院が、「0～2歳の赤ちゃんを短期間」という文言を強調し、具体的に分かりやすい内容にした募集チラシを作成した。
- チラシは幅広い住民に興味を持ってもらうためのもので入口であり、詳しい情報はその後知ってもらいたいという考えから、情報を網羅して記載するのではなく、伝えたいことが前面に出されるように工夫をした。
- また、赤ちゃんの写真を大きく入れることで目に留まりやすく、文言もイメージしやすいものにした。チラシ・ポスターを活用して、スーパーやコンビニ、飲食店などに掲示したり、市町村の協力を得て地域の回覧に入れていただくなどの取組を行い、広く周知を図っている。
- 「これなら自分にもできそうだ」と思っていたことで、具体的な問い合わせにつながっている。

【里親募集チラシ】



1 広報・リクルートの取組事例

(3) 様々な媒体を活用した広報

愛知県：重点エリアにおける里親制度の広報（民間への委託事業）

Point 興味関心を得るツールとしてマスクケースを作成し、里親のリーフレットと共に重点エリア内の商業施設等において配布・設置し、里親制度の啓発を展開。

- 愛知県では、令和2年度から社会福祉法人中日新聞社会事業団へ里親制度の啓発及び研修の一部を委託し、**県内2市**（日進市、長久手市）を**里親啓発を行う重点エリアと位置付け**、民間のノウハウ、地域とのつながりを活かした啓発を展開している。
- 本事業は、委託可能な養育里親を増やしていくことを目的に、「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」でも効果的な手法として紹介されている「**地域を絞り、集中的に繰り返し情報発信をすること**」を実践するとともに、新型コロナウイルス感染拡大に伴いマスク着用が増えている**社会情勢を捉え、多くの方の興味関心を得るツールとして、マスクケースを作成し、里親リーフレットと共に商業施設での配布、設置を実施している。**

〈主な事業の内容〉

- ・マスクケース及びリーフレット等の配布・設置
- ・休日・夜間開催の体験発表会（重点エリア内で毎月）
- ・休日開催の基礎研修及び登録前研修
- ・体験発表会の日時の啓発に新聞記事、新聞広告を活用

【マスクケース】



【体験発表会チラシ】

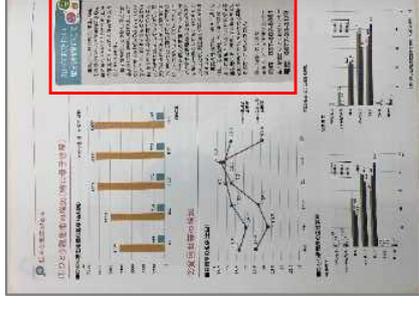


香川県：子育て支援事業と連携した里親制度の広報

Point 「縁結び・子育てサポーター」に里親制度を知ってもらうことにより、結婚や子育てを考えている方々への里親制度啓発につなげる。

- 香川県では、平成27年度から地域の美容院・理容院・サロン等において、店舗スタッフが、顧客である子育て中の保護者等と交流の機会を持つ場があることを活用し、認定講習を受けたスタッフから顧客に結婚支援や子育て支援についての情報提供を行う「**縁結び・子育て美容-eki**」事業を実施している。
- また、令和元年度からは保険外交員の方にも幅を広げ、進学・結婚・出産等のライフイベントのタイミングで結婚を希望する方やその親御さん、子育て中の保護者と交流の機会があるということで、「**縁結び・子育てサポーター**」として協力をいただいている。（令和元年度未現在の認定店舗数累計429店舗）
- **里親制度の広報にあたっては同事業を活用し**、「縁結び・子育て美容-eki」認定講習会テキストや認定店舗のほか、子育て家庭が利用する施設等に配布する「縁結び・子育て美容-eki新聞」に里親制度について掲載し、広く県民への周知を図っている。

【「縁結び・子育て美容-eki」サポーター認定講習会テキストへの掲載】



1 広報・リクルートの取組事例

(3) 様々な媒体を活用した広報

静岡市：マスコミを活用した広報

Point

普及啓発事業をマスコミに取り扱っていただき、分かりやすく市民に伝える。

- 静岡市では、地元放送局のアナウンサーに里親家庭支援センターの広報大使に就任していただき、テレビ、ラジオで里親制度や一日里親体験などの行事を広報している。
- ポスター、チラシに積極的に広報大使や地元 J 1 サッカーチームのマスコットを掲載している。
- 贈呈式や里親月間記念講演会、制度説明会などをマスコミに取り扱っていただくため、開催日程を事前にマスコミに情報提供している。
- 令和 2 年度実績として、地元放送局で里親特集の放映が 2 回あった。NHK 名古屋放送局でも東海地区及び全国 E テレで里親特集が放映された。またラジオ番組では、当センター職員と番組司会者による里親制度や行事の P R などを行った。

【静岡市里親家庭支援センターチラシ】



京都市：さまざまな媒体を活用した広報

Point

ポスターの作成・市交通局のバスや地下鉄の車内吊り、啓発等動画の作成・TVCM 放映などさまざまな媒体を活用し、市民への里親制度啓発につなげる。

- 京都市では、10月の里親月間を中心に、さまざまな手法・媒体等を活用し、里親制度啓発を実施している。
- ① 市オリジナルのポスターを作成し、市交通局のバス・地下鉄の車内吊り、J R 駅構内等で掲示
- ② 市オリジナルの啓発動画等を作成し、TVC M・ラジオ C M・映画「朝が来る」上映前 C M としての放映、駅のデジタルサイネージを用いたの放映等
- ③ 地域の生活情報紙（リビング京都）に里親制度の記事掲載
- ④ 市広報紙（市民しんぶん）に記事掲載（里親制度の特集）し、市内全戸に配布
- ⑤ 里親月間に商業施設（イオンモール 2 カ所等）での啓発活動及び制度説明会の実施
- ⑥ 各種イベントでのブース出店 <令和 2 年度は中止>
- ⑦ 市民向け公開講座の実施（里親会に委託；里親会と里親支援機関の共催）
- ⑧ 里親に関する専用ウェブサイトの制作
- ⑨ 市長対談企画として、「多様な”家族のかたち”」里親さん同士のつながり「すべての子どもや子育て家庭の笑顔あふれるまち」をテーマに、市長・本市在住の里親 1 名・映画「朝が来る」河瀬直美監督の三者対談の実施（後

日、

地域の生活情報紙に記事掲載）

【オリジナル啓発ポスター】



【オリジナル啓発動画】



1 広報・リクルートの取組事例

(3) 様々な媒体を活用した広報

京都市：養育里親の愛称選定やきょうと里親支援・ショートステイ（愛称：ほっとはぐ）の開設

Point

養育里親の愛称選定や新たな支援拠点の開設を実施し、また、市長の記者会見を通じて発表することで、広い世代において里親制度の社会的認知度を高め、制度への理解を広める。

- 京都市では、多くの方に親しみを持ってもらいたくことで里親制度がなじみ深いものになること、特に養育里親の更なる充実に目指すことを目的に、**養育里親の愛称を募集**したところ、456点の応募をいただき、里親支援機関などの関係者による意見聴取等を踏まえ、「**はぐくみさん**」を選定。
- 市情報誌（GOGO土曜塾）において、「はぐくみさん」募集の記事を掲載し、市内の幼稚園、保育所、学校等を通じて、保護者に配布するとともに、より多くの人に「はぐくみさん」を知ってもらうために、市オリジナルのポスターや啓発動画等においても「はぐくみさん」を記載し、周知を図っている。
- 里親の訪問支援や相互交流を行うとともに、ショートステイ事業も実施することにより、身近な地域で子どもと子育て家庭を支える「**きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点（愛称：ほっとはぐ）**」を開設。
- 養育里親の愛称選定及びきょうと里親支援・ショートステイ事業拠点」の開設を、市長の記者会見を通じて発表。

【里親支援事業交流スペース】



【ショートステイ事業子ども部屋】



明石市：10月の里親月間における「本のまち あかし」との協働事業

Point

「本のまち あかし」を推進する本市ならではの取組として、里親月間中に市内書店等と協働し、ブックカバ―やしおりの配布を行い、里親制度啓発につなげる。

明石市では、年間通じて里親啓発活動を行っているが、10月の里親月間で更に広く市民に里親制度を周知し、里親家庭を増やす契機とするため、あかし市民図書館や市内書店等とタイアップし、里親啓発活動を行っている。

- **明石市オリジナル里親啓発特製ブックカバ―・しおりの配布**
 - ・特製ブックカバ―：市内書店4店舗において、書籍を購入した方のうち希望者に配布。
 - ・特製しおり：市内書店4店舗、あかし市民図書館、明石市立西部図書館、子育て支援センター5か所、こども夢文庫8か所の施設利用者に配布。
- **里親啓発関連図書の特設コーナー設置、パネル展示等の開催**
 - ・市内書店、あかし市民図書館、明石市立西部図書館において、社会的養護に関する本の特設コーナーを設け、書店や図書館が保有する書籍の中で里親制度等の関連書籍を展示。
 - ・あかし市民図書館、明石市立西部図書館において里親に関するパネル展示や、市オリジナル作成の里親啓発DVD上映会を開催。

【特製しおり】



【特製ブックカバ―】

1 広報・リクルートの取組事例

(4) ターゲットを絞った広報・リクルート

新潟県：ターゲットを絞った里親リクルート

Point

施設や保育所のOB・OG等養育経験のある方にターゲットを絞ったリクルートにより、即戦力となる里親の確保につなげる。

- 新潟県では、直近5年間、年平均30組程度の新規里親登録がある。社会的養護を必要とする子どもにおいては、家庭的養育環境の提供とともに、個別のニーズに応じた支援が求められており、里親トレーニング事業による里親向け研修の強化とともに、**里親リクルートにおいては、即戦力となる里親の確保を図っている。**
- また、新潟県は広大な面積を有しており、地理的な特色からも、各地域の状況に応じた里親リクルートが必要である。特に、**社会資源の乏しい郡部においては、長期間の委託が可能な里親の確保のみならず、一時保護委託を含めた緊急的または短期間の受入れが可能な里親の確保が必要**な状況にあると捉えており、**経験者をターゲットにリクルートを行うことにより、養育の質が確保され、里親委託に直結しやすい**と考えている。
- よって、地域事情に応じて、保育所や学校教職員、福祉行政職等のOB・OG等を即戦力となり得るターゲットとして、関係機関の会合参加時に制度の周知を図ることや退職時の所属へ仲介を依頼するなどして、個別の働きかけにより新規里親リクルート及び一時保護委託先の開拓を図っている。

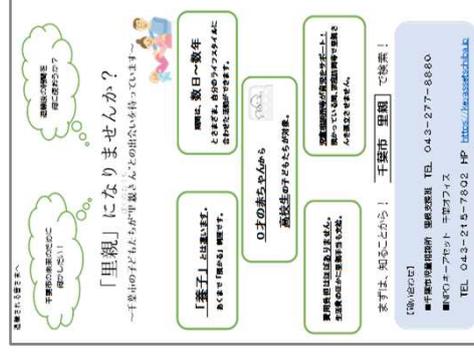
千葉市：ターゲットを絞った広報

Point

退職職員の配布資料に里親募集チラシを同封することで、福祉や教育分野の退職者の里親登録につなげる。

- **退職という第2の人生を考えるタイミングにおいて、里親制度の周知をすることにより、「何か社会貢献したい」「千葉市のために時間がある今なら何かできよう」という方を捉え、登録につなごうとする取組。**
- また、市の職員には、**保健師、保育士、教員などの専門性を持った方々も含まれており、そのような方々の力を発揮していただければ、より幅広い里親委託が可能**となることも期待している。
- 今年度は新型コロナウイルスの影響により退職者向け説明会が中止となったためチラシ配布のみとなったが、説明会を開催する場合には、説明の時間をいただくことも検討していた。

【里親募集チラシ】



1 広報・リクルートの取組事例

(5) その他の広報

福井県：里親制度説明会の夜間開催

Point

夜間開催により、参加希望者の利便性を図ることで、参加者の増加、里親登録者の増加につなげる。

- 福井県では、毎年10月の里親月間に里親制度説明会を開催していたが、主に平日昼間の開催であったため参加者数が頭打ちの状況が続いていた。
- そこで令和2年度は、登録者数の増加につなげることは勿論、少しでも多くの方に制度を知ってもらうことも目的とし、参加者の利便性も考慮して**全て夜間の開催とし、開催回数もこれまでの2倍に増やした。**
- 開催にあたっては、**全乳児院・児童養護施設の里親担当者**に運営や体験談発表について**協力依頼**し、県だけではなく**関係機関が連携して登録者数増加に取り組む必要があるとの意識**を持てるよう働きかけた。
- 各市町の広報誌への掲載のほか、里親支援専門相談員の協力のもと、スーパーや公共施設、病院等にチラシの設置や掲示を行い、研修、会議、出前講座等でのチラシ配布、県、市町、各施設の掲示板や回覧を活用するなど、**様々な場面で説明会の周知**を図った。
- その結果、令和2年度の1会場あたりの参加者数が約2倍に増加。制度説明会を経て里親登録を希望し研修を受講する方も増加している。

【R2年度里親制度説明会の様子】



【里親募集チラシ】

愛知県：出張講座

Point

民生委員や青年会議所等の集まりに出向き、里親制度の説明、受講者と里親のグループワーク等を実施し、里親制度の啓発を実施。

- 愛知県では、市役所、民生委員、ファミリーサポートの担い手、青年会議所等の集まりへ出向き、「出張講座」を実施している。商業施設においては、オープン形式の出張講座も実施。
- 出張講座は、里親の担い手となり得る可能性がある団体等から開拓し、開催の調整を行う場合と、団体等からの依頼を受けて開催する場合がある。
- 出張講座では、里親制度の説明、本県及び参加者が暮らす地域における社会的養育の現状に関するクイズ、グループワーク等を実施しており、**社会的養育の現状を正しく理解し、自分にできることを考えていただける機会**となるように取り組んでいる。
- 特に**グループワークでは、実際に里親として活動している方にも参加をしていただき、受講者が里親と直接話しをする機会を設けるように企画**しており、具体的に里親として活動するイメージを持ってもらうことで、里親登録につなげられるように働きかけを行っている。

【出張講座の様子】



【出張講座チラシ】



1 広報・リクルートの取組事例

(5) その他の広報

愛知県：保健師や助産師等、様々な職種との連携

Point 子どもや里親に直接関わる機会が多い、様々な職種の方へ、里親制度への理解を深めてもらい、子どもや里親を支援する体制を構築。

- 愛知県では、里親委託等推進委員会（本委員会）の構成員として、愛知県助産師会や愛知県市町村保健師協議会の方に出席をいただいております。里親支援について連携を図っています。
- このつながりで、保健師や助産師の集まり等にも参加をさせていただき、里親制度、本県における里親委託の状況等について周知を行っている。
- また令和2年度は、愛知県産婦人科医会と連携し、子どもを安全で温かい家庭で育てていく一つの選択肢として、「特別養子縁組」の制度があることや相談の窓口等について、医療に従事する方に知ってもらい、適切な支援につなげられるように、里親のリーフレット等を配布することで周知を行った。（県内154カ所）

【里親制度啓発用リーフレット】



三重県：子ども虐待対策・里親制度推進監の配置

Point 子ども・福祉部に「子ども虐待対策・里親制度推進監」を設置し、市町や施設等と連携し、里親制度の啓発につなげる。

- 三重県では、増加する児童虐待に対応するため、本庁に「子ども虐待対策監」を新設し、児童相談センターと連携し、危機管理対応や市町支援に取り組んできました。
- 平成27年度から、三重県家庭的養護推進計画に基づき、里親委託の推進をはじめとする家庭的養護の取組が拡充・強化されることに伴い、「子ども虐待対策監」の所掌業務に「家庭的養護の推進」を追加し、名称を「子ども虐待対策・里親制度推進監」に変更した。
- また、児童相談センターに配置されている里親委託推進員や里親専任職員等とともに、市町や児童養護施設等と連携し、里親制度のPRを行うなど、里親の新規開拓を進めている。
- さらに、これまでの子ども虐待対策として、市町との連携が図られており、里親制度のPRも効果的に行っている。

【里親業務における人材配置の経緯について】

- ・平成18年4月 児童相談センターに里親委託推進員を配置
- ・平成25年4月 本庁に子ども虐待対策監を設置
児童相談センターに家庭的養護支援嘱託員を配置
- ・平成27年4月 本庁に子ども虐待対策・里親制度推進監を設置
児童相談センターに里親専任職員を1名増員
- 平成29年4月 北勢児童相談所に里親専任職員を配置
中勢児童相談所に里親専任職員を配置

1 広報・リクルートの取組事例

(5) その他の広報

大阪府：B型フオスタリング機関による里親支援の取組を促進（里親登録推進事業）

Point

里親支援に取り組む児童養護施設等に対し、里親制度の普及啓発活動等を行うための必要経費を支援するとともに、里親の新規登録数に応じ加算措置を講じることで、施設における里親支援の取組を促進。

- 対象は里親支援専門相談員を配置し、B型フオスタリング機関として指定した児童養護施設等。
- 実績に応じた加算の仕組みとして、**新規登録里親数に応じ委託料を府が支援機関に支弁**。また、里親登録に向けた**広報啓発活動やリクルート活動（家庭調査・面接など）の実績**に応じ、上限の範囲内で美費分を支弁。
 - ① 新規登録里親数に応じた報酬の加算
B型フオスタリング機関がリクルートした里親候補者のうち、里親登録された実績数（単価：1件あたり25万円）
 - ② 里親登録に向けた取組み
 - (i) 広報啓発に係る諸経費【1機関あたり上限20万円】
対象経費例：広報イベント会場料、資料作成代、消耗品費など
 - (ii) 里親のリクルート活動に係る経費【単価：1家庭あたり5万円】
B型フオスタリング機関がリクルートした里親相談所とガイダンス実施後、登録前調査を実施した実績数

【大阪府内で活用している里親ロゴマーク】



岡山県：ターゲットを絞った制度周知やリクルートを効果的に実施

Point

子どものための里親制度を、県民へ幅広く周知するリクルートと、市町村の子どもの支援者等へターゲットを絞って周知するリクルートを並行して実施。

- 岡山県では、子どものための里親制度を県民に対して幅広く周知するリクルートと、市町村の子どもの支援者（保育士や保健師、相談員等）にターゲットを絞って周知するリクルートを並行して実施している。
- ターゲットを絞って周知するリクルートは、市町村要保護児童対策地域協議会等で、制度説明と併せて里親から体験談を直接伝える等の方法と、市町村の子どもの支援者に児童福祉司等が個別に声をかけて、里親制度の周知や理解を促す方法によるリクルートを並行して行っている。
- ターゲットを絞ってリクルートするためには、児童福祉司等のソーシャルワーカーが、「身近な地域で子どもの育ちのニーズを満たす社会資源である里親を増やす役割を担っている」との認識を持ってもらうこと、そして市町村の要保護児童対策調整機関の調整担当者（ソーシャルワーカー等）に里親制度の理解を促し、計画的な研修会等の開催や個別のリクルートの開催を実施していくことが重要である。

【里親制度パネル展の様子】



1 広報・リクルートの取組事例

(5) その他の広報

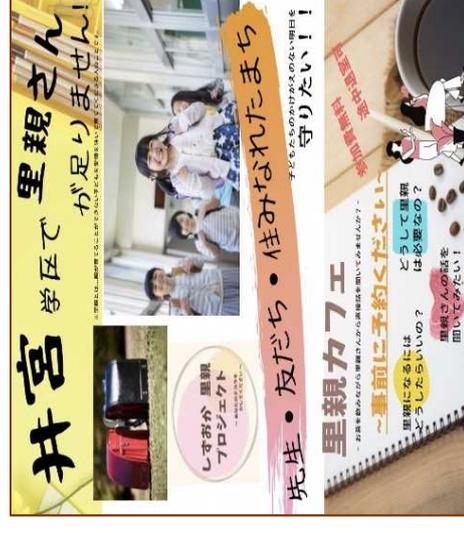
静岡市：1小学校区1里親

Point

里親空白地域に1里親以上を配置するため、里親カフェを実施

- 静岡市では、1小学校区に少なくとも1つの里親家庭がある状態の実現に向けて取組を行っている。現在86小学校区の内、43小学校区に里親家庭がある。里親家庭がない43小学校区に重点的にリクルート活動を実施している。
- 里親制度や里親による養育の現状について、気軽にコーヒーを飲みながらエピソードを交えて参加者とともに話すことができる場として里親カフェを設けている。

【里親カフェチラシ】



2 研修・トレーニングの取組事例

(1) 登録研修

北海道：登録前研修一部講義の講師依頼（市町村との連携）

Point

市町村保健師に研修の講師を担ってもらったことにより、受託後の効果的な支援につなげる。

- 北海道の一部児童相談所では、登録前研修の一部（小児医学）講師を、受講者の居住する自治体の母子保健担当保健師に依頼して実施している。
- 登録前研修については、基本的に集団開催だが、**市町村保健師に講師を依頼する小児医学は、受講者の居住地ごと、少人数で複数回、開催している。**（右図参考 R1、R2岩見沢児相開催実績 8市町で計11回実施）
 - ① 日程調整 市町村母子保健担当保健師に電話にて依頼。日時・場所を調整。
 - ② 開催場所 母子保健担当課がある建物内や乳幼児検診などを行える会場で実施できるよう配慮。
 - ③ 資料の作成 各講師が作成。市町村ごとに、地域の実情に即した資料を提供。
ex) 研修資料、市町村予防接種予診票、市町村の母子保健事業・子育て支援事業の紹介、母子健康手帳等
 - ④ 実施体制 児童相談所の里親養育支援児童福祉司も立ち会い、受講者・講師・児相の3者で実施。

【受講者の声】

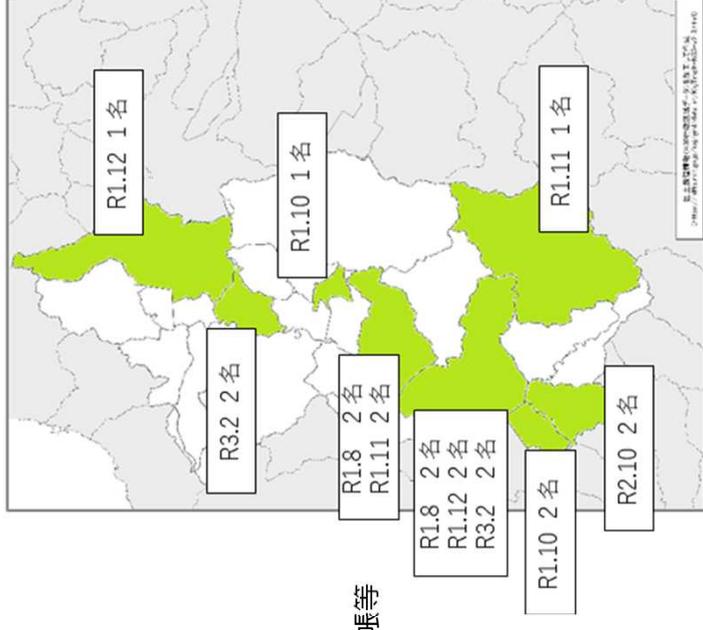
登録後、半年で養子縁組前提の乳児を受託したAさん

- ・事前に保健師に名前を覚えてもらえた。
- ・受託後も事あるごとに気にかけてもらった。
- ・受託前から保健師さんを知っていたので、困りごとがなくても、気軽に相談できる。
- ・何か不安なことがあったら、まずその保健師さんを思い出す。

⇒結果として、

里親が困りごとを気軽に相談できる体制が地域で構築され、安心して養育できる環境づくりに貢献している。

【空知管内の状況】



横須賀市：里親登録希望者に合わせた柔軟な里親基礎研修、里親委託前研修の開催

Point

研修前からの丁寧なアセスメントにより、より里親登録の可能性の高い方を把握するとともに、研修体制を柔軟にすることで確実に里親委託につなげる。

- 横須賀市では、里親候補者へのアセスメントを、担当を変えながら何回も丁寧に実施しており、その中で里親登録者が出てくれば、基礎研修、里親委託前研修を、年間実施回数を決めずに、里親希望者の状況に応じて随時、柔軟に実施している。
(対応方法)
 - 1. 里親希望者の面接は随時実施。
 - 2. 希望者について里親担当で毎週ミーティングを実施。面接は2人1組で、複数回、面接者を変えて対応する。
→可能な限り様々な視点で面接を行い、里親候補として進むことができるかを判断。必要時、家庭訪問を実施。
 - 3. 基礎研修の受講候補者について、所内協議を行い（所長、課長への報告）、対象者へ案内を送付する。
 - 4. 基礎研修受講後、再度、里親としての登録の意思を確認する。
- また、里親登録者が出てきた場合にすぐに対応できるように、**児童福祉審議会の審査も毎月実施できる体制を確保している。**

2 研修・トレーニングの取組事例

(2) 未委託里親への研修

茨城県：里親トレーニング事業

Point フォスタリングチェンジ・プログラム等の実施により、「委託里親」・「未委託里親」における

養育技能の向上を図る。

○ 茨城県では、平成30年度から里親トレーニング事業の一環として、里親が子どもとの間に肯定的な関係性を築き、子どもの問題行動に対処するための養育技能の向上を目的に「フォスタリングチェンジ・プログラム」、「スキルアップ」を実施している。

○ 「フォスタリングチェンジ・プログラム」、「スキルアップ」は、子どもの視点を重視し、子どもの問題行動をどう理解するかを意識したものであり、里親に個別の「答えを与えるプログラム」ではなく、里親が「自分で問題を見つけているための方法や考える枠組を与えるプログラム」である。

○ 令和元年度の受講者は、委託里親向けの「フォスタリングチェンジ・プログラム」が12組、未委託里親向けの「スキルアップ」が11組であり、令和2年度からは、里親が受講しやすい時期、場所も考慮したうえで、実施場所を県内1箇所から2箇所に増やしている。

○ 週1回3時間、グループでのセッションを12回（約3か月）継続して実施し、また、1グループは、里親8名までと、ファシリテーターは2名で行っている。

埼玉県：受託前後の里親支援の取組

Point 里親登録後、未委託時から委託直後まで先輩里親によるピアサポートを実施することで

委託可能な里親の拡大を図り、安心して委託できる・受託できることを目指す。

○ 埼玉県では、平成30年度から、里親等委託率の向上を図るため、児童を委託する前から委託した後まで先輩里親が里親を支援する「里親しかりサポート（受託前後の里親支援事業）」を（一社）埼玉県里親会に委託して実施している。

○ 委託前の里親に対しては、未委託スキルアップ支援を実施。子育て経験のない者が多いことから、児童を受託中の先輩里親宅を数回訪問し、養育体験を聞くなど里親同士の交流を通じて受託後の生活をイメージしてもらい、養育に対する不安解消を図り、新規委託に繋げている。

○ また、新規に委託した里親に対しては委託直後支援を実施。委託直後は不安になりやすいことから、先輩里親が委託直後の里親を定期的に訪問し、里親との交流を持ちながら養育に関する相談に応じることで、里親の孤立化を防ぎ不調解除の抑止を図っている。

○ 令和元年度からは、委託に向けた交流を開始した里親も支援対象に加え、未委託時から委託直後まで切れ目のない支援を実施している。

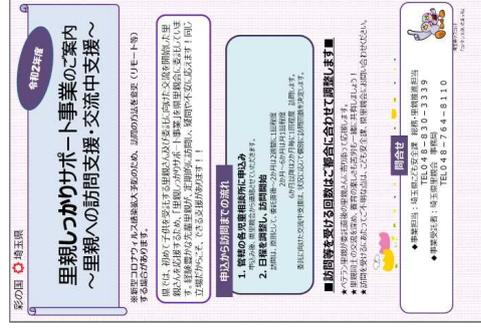
○ 先輩里親が同じ立場として支援を行うことは、里親同士のつながりを醸成するほか、先輩里親にとっても、自身の養育体験の振り返りは自信につながる。受託児童の成長を改めて実感する機会となっている。

○ 支援は希望したものに実施している。

【フォスタリングチェンジ・プログラムでのファシリテーターと里親の様子】



【「里親しかりサポート」案内チラシ】



2 研修・トレーニングの取組事例

(2) 未委託里親への研修

岡山県：登録直後や未委託の里親を対象に一時里親推進事業（県事業）を活用

子どもたちが必要なニーズを満たされとともに、子どもの養育や関係機関との連携のあり方をイメージすることで、里親のモチベーション低下を防止する。

Point

- 岡山県では、子どものための里親制度を推進するため、登録直後や未委託の里親を対象に、一時里親推進事業（県事業）を活用している。この事業は、施設を利用している子どもたちが、里親家庭での生活体験を通じて、施設では満たすことが難しい育ちのニーズを満たすことや、一時保護を必要とする子どもたちが、短期間（1泊や2泊から）生活できる環境を提供することを目的としている。
- 一時里親推進事業（県事業）は、子どもの育ちに必要なニーズを満たすとともに、短期間の養育経験を通じて、里親が実際の子どもの養育や、児童相談所や施設等の関係機関との連携のあり方をイメージできることで、委託までのモチベーション低下の防止に繋がっている。
- また、この事業の実施を通じて、児童相談所としても里親の特徴（強み等）のアセスメントを可能としており、多様で複雑な育ちのニーズを有する子どもとのマッチングに役立っている。

【里親制度パンフレット】



山口県：養子縁組里親対象のサロンの実施

養子縁組里親に特化したサロンを開催することにより、養子縁組特有の実践例・課題を共有し、モチベーションの維持につなげる。

Point

- 山口県では、令和2年度に設置したフオスティング機関が、養子縁組里親対象のサロン「COCOかふえ」を開催している。これは、県央部の施設が平成27年度から個別に開催していたものを引き継ぎ、フオスティング機関の設置を機に、全県規模でのサロンに発展させたものである。
- 県下に5か所の児童家庭支援センターがある利点を生かし、各センターを会場としている。民間機関を活用することによって、親しみやすい雰囲気をつくり、参加の裾野が広がっている。
- また、養子縁組成立後に里親登録を取り消した方も参加可能とし、養子縁組家庭に継続して関わりを持つことが可能となる（フオスティング業務に付随して実施）。
- 年6回の開催のうち、5回は託児を設置し、大人だけの茶話会形式、1回は家族交流会として屋外で子どもを含めた交流を行っている。家族交流会は、養子として育つ子どもたち同士のつながりを自然と作っていくことも期待して実施している。
- 未委託里親は、子どもを迎えている里親から、委託を待っている間の思いに共感してもらったり、実際に子どもを迎えて育てている様子を目にするなどで、自身の今後をイメージし、モチベーションを維持することにつながっている。
- 子どもを迎えた里親が、未委託里親に対し、自らの経験を話すだけでなくとまらさず、自身の子どもとのふれあい等の養育体験の機会を提供でき、先輩里親からのサポート体制の構築にもつながっている。

【「COCOかふえ」スタンドと案内チラシ】



2 研修・トレーニングの取組事例

(2) 未委託里親への研修

徳島県：未委託里親へのトレーニング

Point

実践的な研修プログラムにより、里親と未委託里親の良好な関係を形成し、里親同士がサポートしあえる体制を構築する。

- 徳島県では、こども家庭支援センターひかりが主体となって、未委託里親トレーニングを実施しており、プログラムは全6回（①オリエンテーション・事例検討、②委託のある里親家庭での実習、③怒鳴らない子育て練習法講座、④児童養護施設の子どもたちとのふれあいボレーリング、⑤幼児安全法、⑥ライフストーリーワーク・未委託トレーニング振り返り）。
- 中でも、未委託里親が委託のある里親家庭での実習を行うプログラムにおいては、未委託里親の性格や委託のニーズ、委託予定の里子の年齢や性別等を勘案し、実習先の里親を丁寧に選定している。実習を通して里親同士が交流し、連絡先を交換する等により、個人的につながることがあり、実際に里子の委託を受けた場合に、**新米里親がベテラン里親へ相談しやすい体制の構築**につながっている。
- 児童相談所やフostリング機関等も里親支援を行うが、里親同士でなければ理解できない悩みもあるため、新米里親へのピアサポートは非常に重要である。未委託里親トレーニングという既存のシステムを利用しながら、里親同士がサポートしあえる体制づくりを行っている。

宮崎県：児童養護施設等において里親から各種ボランティアを募る

Point

里親が児童養護施設や乳児院でボランティアを行うことにより、将来の里親委託につなげる。

- 宮崎県では、県内の児童養護施設や乳児院（以下「施設」という。）において、里親がボランティアを行う仕組みを構築している。
- 令和元年度に県内の全ての施設に対して、里親のボランティア受入れに関し調査を行ったところ、全ての施設から「積極的に取り組みたい」「機会があれば取り組みたい」との回答があった。なお、5施設は、すでに里親をボランティアとして受け入れたことがあった。
- **施設での里親のボランティア受入れについては、里親・施設双方にメリットが期待できる**ため、今後、積極的に実施していくこととしている。

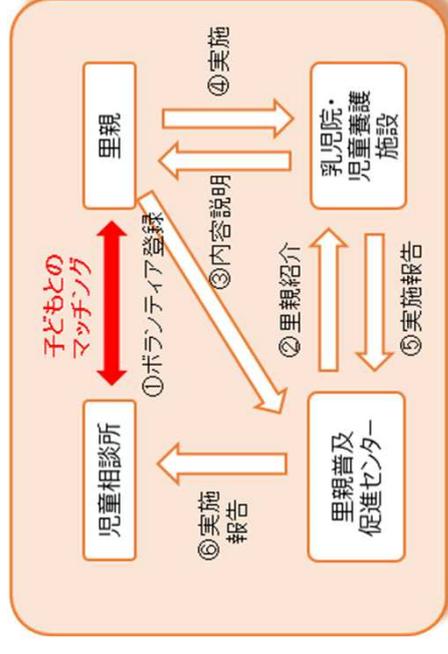
【期待されるメリット】

- ・将来委託を希望する里親と施設が社会的養護に対する共通理解を共有する。
- ・施設（里親支援専門相談員）が里親の養育力や子どもとの相性を知る機会になり、ひいては、将来の里親委託につながる。
- ・里親が施設職員や子どもとふれあう機会を多く持つことで養育力の向上につながる。

【幼児安全法の講義風景】



【里親ボランティアの流れ】



2 研修・トレーニングの取組事例

(2) 未委託里親への研修

静岡市：未委託里親のためのフォローアップ研修

Point

受託準備としてグループワーク、実習、関係機関への見学等実践的な研修を行う。

○ 静岡市では、未委託里親のための様々な実践的なメニューを取り入れた研修や実習、各種サロンへの参加などを実施している。

- ① 里親家庭への訪問
- ② 保育園での保育参加
- ③ 保健福祉センターの見学
- ④ プレ・レスパイトケアを利用した養育体験
- ⑤ レスパイトケアを利用した養育体験
- ⑥ 里親宅における実習
- ⑦ 乳児院ボランティア体験
- ⑧ 子育て支援センターの見学

○ その他、**里親サロン、ちびっこサロン**（乳幼児里親、未委託里親が集い、養育についての情報交換や里子同士の交流を図る）、**里親会の行事**（キャンプ、クリスマス会等）に参加し、交流を図っている。

【里親サロンの様子】



神戸市：未委託里親を対象とした「子どもを迎えるための準備講座」等

Point

未委託里親が子どもを委託された際に直面する様々な状況に対応できるように講座、面談、実習を実施、養育の質を確保し、委託可能な里親を育成する。

○ 神戸市では、未委託里親を対象とした研修として、**未委託里親が子どもを委託された際に直面する様々な状況に対応できるように講座、面談、実習を実施、養育の質を確保し、委託可能な里親を育成する**を目的として、個別面談、実習を実施している。

○ 講座の内容は「愛着」「発達特性」「先輩里親の話」などをテーマに、講義に加え、グループワークでは事例検討や意見交換を行い、参加者の交流だけでなく、里親支援専門相談員や里親会のスタッフも加わることで、横のつながりや**チーム養育の重要性**を感じてもらう機会になっている。

○ **講座受講後には個別にふりかえり面談**や、希望者には施設での実習を行っている。面談では、講座のふりかえりシートから、それぞれの里親制度への理解度や子どもの行動に対する受けとめ方の特性などを確認し、**参加者の自己覚知**につなげている。

実習は、講座や面談で得た学びや思いを実際の子どもの年齢や性別、発達状況などの幅が広がったと話される里親も多数おられる。

○ 講座や実習を受けたことで希望する子どもたちの年齢や性別、発達状況などの幅が広がったと話される里親も多数おられる。

○ 講座、面談、実習を通して得た**里親のアセスメント情報をマッチングに活かし、委託後の安定した養育につなげる**ことを目指している。

【アンケートとふりかえりシート】



3 マッチングの取組事例

静岡県：児童家庭支援センター（里親支援機関）と協働した委託（措置）里親の選定（マッチング）

Point

中央児童相談所と児童家庭支援センター「はるかぜ」（里親支援機関）が、お互いの情報を共有し、子どもに適した里親を選定。児童家庭支援センター（里親支援機関）が児童相談所の「里親選定委員会」に参加することにより、委託（措置）後の養育支援につながっている。

- 静岡県では、平成29年度から、児童家庭支援センターを里親支援機関（A型）に指定し、里親制度の普及啓発、リクルート、登録前研修の実施、訪問支援、未委託里親を対象とした研修、里親サロン支援などを内容とする「里親養育援助事業」を委託することにより、里親支援の充実を図っている。
- それまで、登録里親に関する情報、委託候補児童の情報は児童相談所が把握していたことから、児童家庭支援センター（里親支援機関）は、委託する里親の選定（マッチング）に当たって、判断材料に乏しかった。
- そこで、児童相談所が把握している里親のこれまでの受託状況や養育に関する情報を里親の了承を得て児童家庭支援センターに提供するとともに、新規里親については、児童家庭支援センター（里親支援機関）が登録前から関わりを持つことで里親に関する情報を蓄積できるようにした。
- 加えて、児童相談所が把握している里親への措置（委託）が適当と判断した子どもの情報についても、児童家庭支援センター（里親支援機関）へ提供することで、児童相談所と児童家庭支援センター（里親支援機関）との間で里子、里親双方の情報が共有され、里親の選定に当たり相互の情報が有効に活用されるようになった。
- 令和3年度からは、里親の選定（マッチング）に当たり、児童相談所長出席のもと「里親選定委員会」を開催し、児童相談所と児童家庭支援センター（里親支援機関）が意見を出し合い、里親候補者を選定する取組を行っている。
- 里親選定委員会に児童家庭支援センターが参加することで、児童相談所のアセスメントや養育の意図などが共有でき、里親と里子双方への支援について具体的なイメージが持てることとなり、児童家庭支援センターによる里親に対する効果的な養育支援・モニタリングにつながっている。

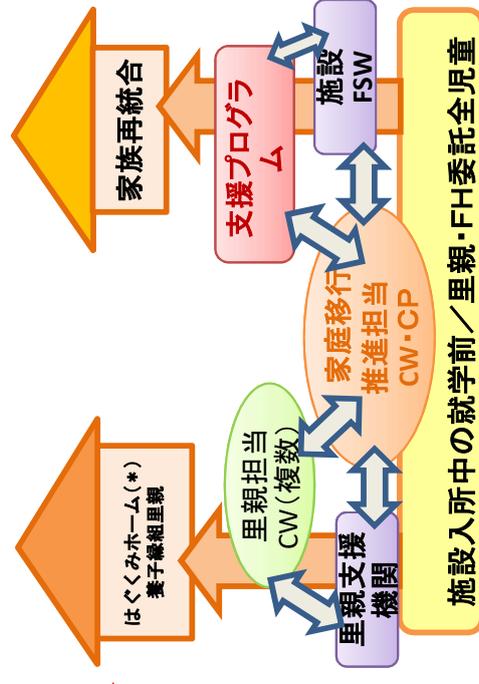
大阪府：児童相談所の組織を改編し、「家庭移行推進チーム」を設置

Point

各児童相談所に「家庭移行推進チーム」を設置。里親担当職員のほか、児童福祉司、児童心理司を配置し、施設入所中の就学前児童、里親委託、FH委託児童を担当。施設入所児童については、家庭引き取りが可能な場合には、再統合の取組をすすめ、難しい場合には特別養子縁組や里親委託へつなぐことを検討する。

- 「家庭移行推進チーム」においては、家庭移行推進を担当するSVを配置し、里親ソーシャルワークの進捗管理を行いながら、チーム内でのSV体制を確保。里親担当者は複数配置している。
- また、家庭移行推進担当児童心理司を配置し、家庭移行を推進させるために、子どもと保護者のアセスメントを強化し、児童福祉司と児童心理司によるチームアプローチによる支援を充実させる。また、特に里親委託中の子どもたちについて、児童心理司の関わりを強化する。
- 里親支援については里親担当職員と児童心理司が連携、その上で里親支援機関とも連携して実施する。

【家庭移行推進チーム イメージ図】



(＊) はぐくみホームとは養育里親の愛称です。

3 マッチングの取組事例

京都市：あらゆる支援機関が参加する里親支援連絡会

Point

里親に関する情報・課題を共有することで、里親登録から、研修トレーニング、マッチング、委託後支援まで、各段階に応じた支援を関係機関が連携・協働して実施する。

- 京都市では、児童相談所、各施設の里親支援専門相談員（以下、「里専」という）、「きよと里親支援・ショートステイ事業拠点」、本市が里親研修トレーニングを委託している事業者が参加する**里親支援連絡会を月に2回開催**している。
 - 1 回目：児童相談所と里専の双方が**里子候補をリストアップ**（年度当初に作成したものを随時リニューアル）。
 - 2 回目：**担当する地域（ブロック）の登録後の未委託里親の状況や、里親委託後の里親世帯の状況**について情報共有する。
- 上記の他に、広報・啓発方法などを議論し、里親月間では、里親支援連絡会が中心になり、ショッピングモールで制度説明会を実施するなど積極的な広報啓発活動を行っている。
- 当会議の開催により、児童相談所と里専等の連携だけでなく、里子出身施設の里専と地域の里親を支援する里専の連携を図るなど、関係機関が連携・協働して里親支援を提供する仕組みを構築している。

【ショッピングモールでの制度説明会】



4 委託後支援の取組事例

青森県：里親会（県里親連合会）の訪問支援員、フォスタリング機関の訪問支援等

Point

関係機関による定期的な訪問支援や相互交流により、顔の見える関係をつくり、里親家庭における養育を支える。

- 青森県では、里親としての養育経験が通算3年以上又は専門里親である先輩里親が訪問支援員となり、里親家庭を定期的に訪問し、里親からの相談に応じている。新たに里子の委託を受けた里親家庭については、委託開始直後に訪問するようしており、継続的に委託を受けている里親家庭については、概ね3ヶ月に一度は訪問することとしている。
- また、フォスタリング機関では、児童相談所と連携し、里親家庭への訪問支援や相互交流のための里親サロンを開催している。里親サロンでは、親子での制作活動や里親養育に関する勉強会など、各機関においてテーマを決め、定期的に開催している。



【里親サロンの様子】

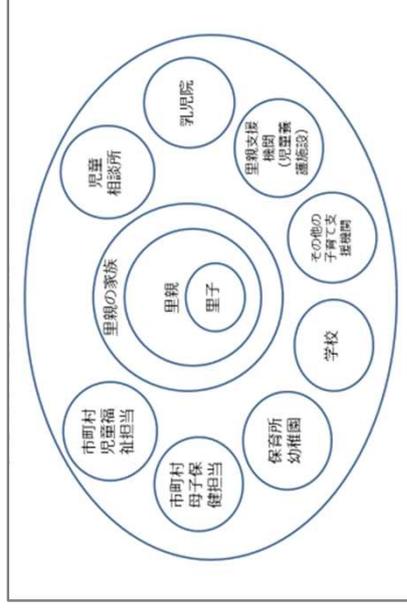


山形県：全ての委託児童に対して「里親養育支援委員会」

Point

里親委託にあたり、児童ごとに「里親養育支援委員会」を設置し、里親だけでなく児童相談所や関係機関も一緒に委託児童の育ちを支えていく。

- 山形県では、平成29年度から、里親委託をはじめケースごとに、児童相談所が中心となって、里親の住んでいる市町村の児童福祉及び母子保健担当職員、委託児童が通うことになる学校や保育所・幼稚園等の先生、地区担当の里親支援専門相談員など、里親による養育を支えていくことになる関係者をメンバーとした「里親養育支援委員会（〇〇さんの育ちを支援する会）」を設置して、連携して継続的な支援を実施している。
- この委員会は、『里親と一緒に委託児童の育ちを支えるチーム』というイメージで、定期的に開催する会議には里親も（必要に応じて委託児童も）参加することとしている。この活動を通して、子どもの成長発達の基盤である『安心・安全』が保障されること、そして、里親が関係者から『支えられている』『護られている』と感じられることで、里親と委託児童の間の『護り、護られている』という関係性（愛着関係）の構築を促すことを目指している。
- 委託前に第1回の委員会を開催することで、里親と関係者との間で『顔の見える関係』を構築することができ、里親が相談しやすくなっている。この結果、里親の養育困難や不安、里親と委託児童の関係性の悪循環等を早期にキヤッチすることが可能となるとともに、関係者が連携して支援することも可能となっている。



【里親養育支援委員会のイメージ】

4 委託後支援の取組事例

群馬県：里親による里親支援事業（ピアサポート事業）

Point

同じ「里親」の立場からの支援により、支援のスキマをフクロー。

今後増えていく「里親」が支援側にも回ることで、継続的な里親支援体制を構築。
研究発表では、里親登録数や委託児童が増加する一方で、里親支援機関の数が里親や委託児童の支援を担う形で

は、
将来に渡り継続性のある支援体制の構築が困難なることを懸念して、令和2年度から「**里親ピアサポート事業**」と称し、
里親のマンパワーを活用した里親支援事業を、里親会への委託により実施している。

- 本事業では、「**サポート里親**」を中心とした里親5組が1グループを構成し、緩やかな支援の輪を形成。グループにはベテラン里親から未委託里親までを偏らないようコーディネートし、同じ「里親」だからこそ対応できる里親ならではの相談対応や、レスパイト・ケアの調整、横のつながりの形成等の役割を担って貰っている。個々の対応をグループに委ねているため、**土日・祝日を含めた支援・対応も可能**となっている。
- また、2か月に1回、「**サポート里親会議**」を開催し、サポート里親同士の情報交換・情報提供や、サポート里親自身の支援を行っている。

- 令和2年度は、モデル的に5グループにより実施。令和3年度以降、順次、グループ数を拡大して実施する予定。

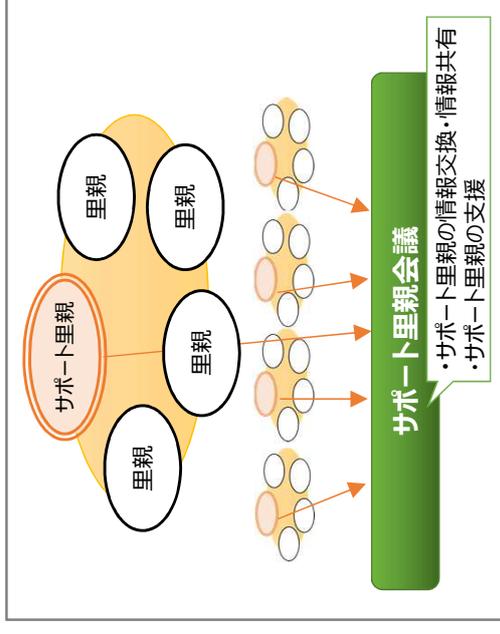
千葉県：里親支援機関による委託推進及び訪問支援事業

Point

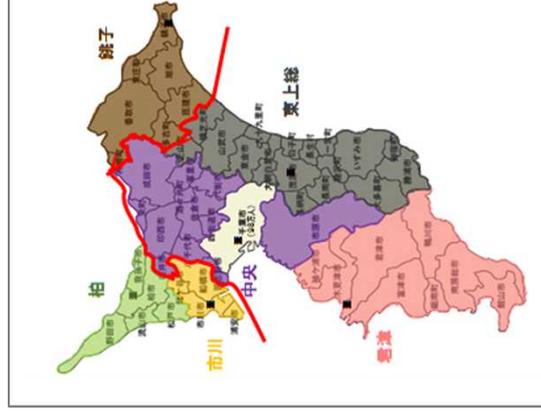
県内を北部地域と南部地域に分割して訪問支援事業を委託することにより、里親に対してきめ細やかな支援を行う。

- 千葉県では、平成29年度より、里親が悩みを抱えて孤立してしまわないよう、**直接里親を訪問して養育に関する適切な指導や助言を行う事業を委託**している。地域ごとの実態に合わせた支援を行うため、**人口比等を考慮し北部地域と南部地域に事業を分割**している。訪問支援件数は、併せて年間150件程度となっている。
- 児童相談所と委託事業者に加え、**定期的に児童家庭支援センターの里親支援専門相談員も交え、近況報告をすること**で各里親に関する**情報共有を密**にしている。今年度は北部南部両地域に児童家庭支援センターを設置している事業者に委託しており、より細やかな支援が可能となっている。
- **令和2年度より事業者心理職員を配置**できるよう**事業予算を拡大**し、特に専門性が高い支援を必要とする里親家庭に対してもきめ細やかな支援を行っている。

【「里親ピアサポート事業」のイメージ】



【赤線で県内を北部と南部に分割】



4 委託後支援の取組事例

愛知県：里親サポーター制度

Point

里親制度の啓発活動、養育援助、研修等の託児をとおして里親を応援していただく「里親サポーター」を養成

- 愛知県では、令和元年度より「里親サポーター」の制度を立ち上げ、里親制度の啓発活動、里親へのヘルパー、研修時の託児等により里親を応援していただく方を養成、登録し、活動を展開している。
- 里親サポーターの登録には、県が主催する里親サポーター養成講座の受講を必要としており、それ以外の資格要件等には特に設けていない。
- 養成講座は、県が主催する里親体験発表会の後に開催しており、里親の体験発表を聞いて、関心を持った方が、当日でも参加ができる仕組みとなっている。また養成講座の受講を修了した後に、サポーターとしての登録するかを決めることができるようにしている。
- 令和元年度は、養成講座を8回開催し、里親サポーターへの登録者が122名であった。
- 今後は、里親サポーターの活動を充実させるとともに、活動をおとして、里親制度への関心や理解を深めてもらうことで、将来の里親登録候補者として、育成していくことを目指している。

【里親サポーター募集リーフレット】



三重県：施設から里親委託へ措置変更した際の里親支援専門相談員による委託後支援にかかる財政的な補助事業

Point

施設入所児童の里親委託にインセンティブを付加し、積極的な措置変更による里親委託の推進を図る。

- 三重県では、平成27年度に策定した三重県家庭的養護推進計画に基づき、里親委託を推進するため、「施設入所児童里親委託推進事業費補助金」を創設した。
- これまで、施設入所児童を里親委託した場合、施設入所児童の現員が減り、施設運営が厳しくなることがあるため、施設側の積極性が働きにくい状況であった。
- このため、施設入所児童の里親への積極的な措置変更による里親委託の推進と、里親委託後のフォロー活動の充実のための補助を行うことにより、施設入所児童の里親委託にインセンティブを付加し、促進を図る。

- ・補助基準額 年額2,250,000円
- ・補助対象経費 給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費
- ・補助率 前年度に入所児童を里親に措置変更した人数 1人：1/3、2人：2/3、3人以上：3/3

【これまでの補助金の実績】

- ・平成27年度 5施設 8,245,000円
- ・平成28年度 5施設 7,241,000円
- ・平成29年度 6施設 11,313,000円
- ・平成30年度 6施設 6,617,000円
- （1人：2施設、2人：3施設、3人：1施設）
- ・令和元年度 5施設 6,614,000円
- （1人：2施設、2人：2施設、3人：1施設）
- ・令和2年度 3施設 3,306,000円
- （1人：2施設、2人：2施設）

（これまでの用途）
里親支援専門相談員の活動補助者の人件費、入所児童と里親との交流会の開催など

4 委託後支援の取組事例

広島県：里親子によるPCITの実施

Point

愛着をはぐくむ学びを通じて、里親さんとともに歩む支援に取り組む。

- 広島県では、中途養育特有の難しさを伴う里親の子育てに対し、平成29年度より医師らによるチームでPCIT (ParentChild-Interaction-Therapy：親子相互交流療法) に取り組み、複数の里親家庭への支援に活用している。
- PCITは、愛着関係を築く第一段階、効果的なしつけのスキルを親子で獲得する第二段階に分かれており、実施の効果として、里親・里子の関係に明らかな良い変化があり、里親の悩みの解消や里親・里子の関係性の改善があり、暮らしが安定するといったことが実感として確認されているが、行動尺度を用いた評価においても、セッションが進むにつれて里子の問題行動が減ることが確認されておりエビデンスも得られている。
- ただ、実施には時間と労力がかかり、実施者数が限られるため、これとは別に子どもとの関わりのコツをグループで学ぶ「フォースタリングチェンジ・プログラム」も提供し、より多くの里親さんが学べる2層構造の濃淡のある支援を提供している。
- 里親が一人で悩みを抱えないよう、里親さんの気持ちを支え、一緒に育てていく仲間として里親さんとともに歩む支援として実施している。

【説明資料と室内の様子】



岡山市：里親等訪問支援事業として家事援助・相談援助を実施

Point

里親委託を推進するに伴い、増加が予想される里親不調を防ぐため、子どもを養育している里親家庭に援助者を派遣し、家事援助、相談援助を行う。

- 岡山市では令和2年度から、希望する里親の申請に基づき、訪問援助者として事前登録した人が里親家庭を訪問し、育児相談や家事等の援助を行う里親等訪問支援事業を実施している。
- 援助内容としては、養育に関する相談を行う相談援助と家事などを支援する生活援助がある。生活援助では、食事の支度、掃除、買い物の援助のほか、里親の妻子又は委託児童の学校行事への参加や通院への付き添い、保育園等への送迎などで援助を受けることができる。生活援助の利用にあたっては、新規に児童を委託する場合には隣地域在住の援助者を紹介しておき、援助が必要となった場合に円滑に利用できるよう努めている。
- また、援助者に対しては、里親登録研修の受講を促すこととし、里親家庭の現状とあわせて里親制度についても理解を深めてもらい、里親リクルートとしての効果を期待している。

4 委託後支援の取組事例

明石市：里親として初めて子どもを受け入れる際の支援

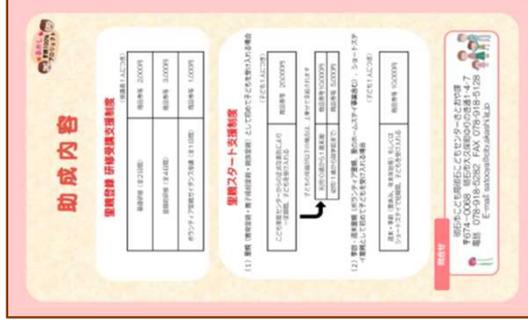
Point

里親・ボランティア里親・ショートステイ里親として初めて子どもを迎え入れる時に、子どもに適した環境を整えるために必要な物品等の購入費用の一部を助成することで、里親の負担を軽減し、里親の確保につなげる。

明石市では、里親やボランティア里親の方、里親等が必要とする子どもたちのために、独自の支援制度を行っている。

- 1 **里親スタート支援**
 - ・里親（養育里親・養子縁組里親・親族里親）として児童福祉法第27条措置に基づいて、一定期間初めて子どもを受け入れる場合：子ども1人につき、**QUOカード20,000円** さらに、子どもの年齢が以下の場合には**上乗せで支給**。
乳児（0歳から1歳未満）：QUOカード10,000円、幼児（1歳から就学前まで）：QUOカード5,000円
 - ・ショートステイ里親、ボランティア里親として初めて子どもを受け入れる場合：**子ども1人につき、QUOカード10,000円**
- 2 **市内施設無料利用支援制度**
里親子（ボランティア里親含む）が対象施設を利用する際の料金が無料。
対象施設：明石市立天文学館、明石市立文化博物館、親子交流スペース「ハレハレ」、明石海浜プール
- 3 **子育て用品の無料レンタル**
ベビーカーやチャイルドシート等、子育て用品のない里親家庭には、明石こどもセンターより無料で貸し出し。

【「あかしの里親支援」チラシ】



Ⅱ 特別養子縁組の取組

兵庫県：会議体による里親委託及び特別養子縁組対象児童の情報把握

Point

**支援を要する妊婦が受診する病院と、児童相談所がスムーズに情報連携するた
め、**

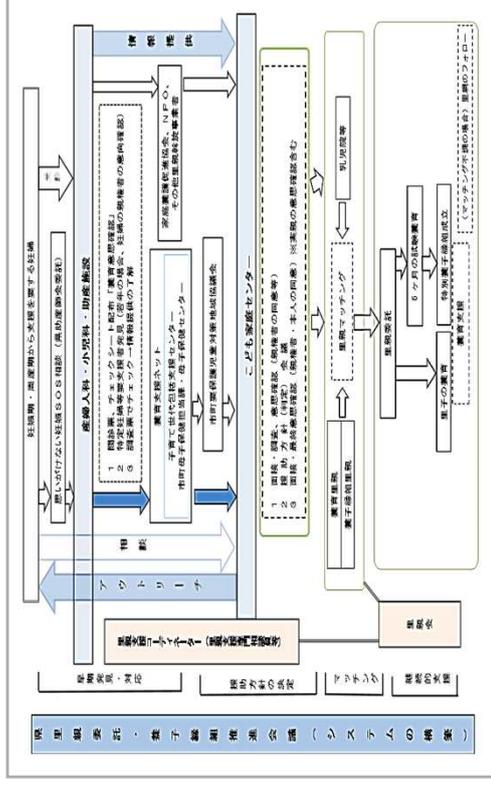
- **特別養子縁組をメンバーに組み込んだ会議体を設置し、システムフローを構築。**
の下、実親の意思を尊重することを前提としたソーシャルワークの視点に加え、妊娠中からの相談、支援及び出産
産後のケアを必要とする。
- そのため一般的な里親委託以上に**関係者相互の意思疎通**の重要性が高く、行政は実親、医療機関、里
親等の多様な関係者に対するきめ細やかな働きかけが不可欠となる。
- 兵庫県では、平成28年度から行政や産婦人科医、小児科医、保健師等で構成される「**里親委託・養子
縁組推進会議**」を設置した。

○ 「里親委託・養子縁組推進会議」において、思いがけない妊娠や若年妊娠で出産後もリスクを抱える母子等
について、産婦人科医等の医療機関と子ども家庭センター（児童相談所）が緊密に連携し、早い段階で里親
委託、特別養子縁組へ繋ぐ仕組み（ひょうご里親委託・養子縁組推進システムフロー）を構築している。

【県子ども家庭センターが関わった特別養子縁組成立件数】

H27年度：2件 H28年度：10件 H29年度：11件 H30年度：10件 R元年度：12件

【ひょうご里親委託・養子縁組推進システムフロー】



香川県：特別養子縁組制度の普及啓発及び縁組成立後のフォローアップの実施

Point

**「特別養子縁組制度講演会」や「里親・養親サロン」の実施により、特別養子縁組に
特化した啓発やフォローアップを展開する。**

- 香川県では、平成29年度から特別養子縁組に関心のある方、医療関係者、児童相談所職員等を対象として、特別
養子縁組制度の理解促進や養子縁組里親の登録促進を目的とした「**特別養子縁組制度講演会**」を実施している。
- また、養子縁組里親登録者や特別養子縁組が成立した養親が参加し、意見交換や情報交換等を行う「**里親・養親
サロン**」を継続的に開催しており、養子縁組里親及び養親の交流促進の機会としている。
- 講演会やサロンにおいては、特別養子縁組が成立した養親自身に縁組成立前後の体験談等を語っていただくことや、
県が作成する啓発リーフレットに「養親の声」としてメッセージを掲載いただくことにより、**養親の声が直接届く**よう工夫し
ている。



【特別養子縁組制度講演会の開催】

愛媛県：医療機関と連携した新生児里親委託（特別養子縁組）の推進

Point

新生児里親委託、特別養子縁組の推進。

- 愛媛県では、特に新生児里親委託について、平成25年度から力を入れており、直近8年間で24件の委託を実施し、うち22件は特別養子縁組が成立している。
- 県内の病院等と連携した取組みを推進し、その病院の一つでは、平成27年から医師や助産師らが新生児委託のための院内チームを組み、生みの親と育ての親の双方を手厚く支援するとともに、**里親の育児訓練のための入院設備を完備**して対応している。
- 令和2年度の取組みとして、県外の病院からの新生児里親委託の受入れもを行っている。

【里母・里母の母と新生児との初対面の様子】



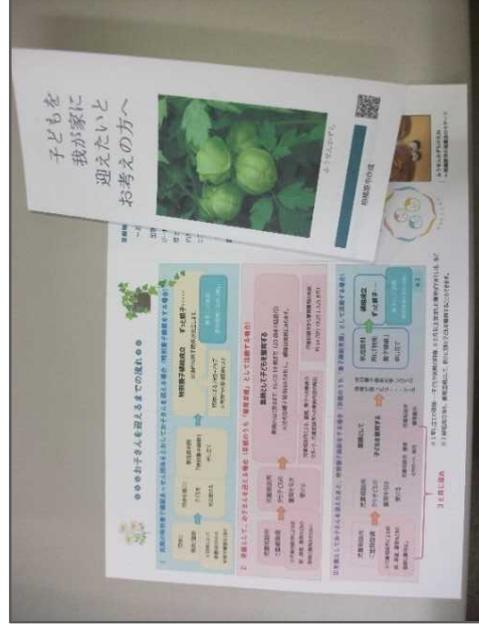
相模原市：市内産婦人科にて特別養子縁組と里親制度に特化したパンフレット配架

Point

不妊治療に関わる人への周知として、特別養子縁組と里親制度に特化したパンフレットを作成し、市医師会に相談の上、市内の産婦人科に配架してもらった取組みを実施中。

- 相模原市では、長年の懸案であった、不妊治療医療機関との連携を進めるため、市「不妊・不育専門相談」事業の担当者との意見交換や不妊カウンセラーからの意見聴取を経て、連携方法の検討を行った。
- 検討の結果、①特別養子縁組と里親制度の関係性がわかりやすい内容のパンフレットの配架、②パンフレットにQRコードを入れて、紙を手にとらずともインターネットで情報が得られる工夫をする、の2点から連携を開始することとした。そのうえで、市医師会事務局と調整を図り、今年度末に、パンフレットを市内産婦人科で配架していただけるよう作業中である。
- なお、令和2年に厚生労働省から「不妊に悩む方への特定治療支援事業」要綱改正で、指定医療機関に、里親・特別養子縁組制度の普及啓発や関係者との連携を実施することが望ましいとの考え方が出されており、この**パンフレット配架を医療機関との連携のきっかけ**としていきたいと考えている。

【特別養子縁組・里親制度パンフレット】



Ⅲ 里親支援専門相談員の役割

栃木県：里親支援専門相談員による主体的な活動の実施

Point

各乳児院・児童養護施設の里親支援専門相談員による「里親支援専門相談員部会」を設置し、定期的な情報共有の実施等により里親等委託を推進。

- 県内の乳児院及び児童養護施設等で構成される栃木県児童養護施設等連絡協議会の中に、各乳児院及び児童養護施設の里親支援専門相談員を中心とする「里親支援専門相談員部会」を設置している。
- 部会の主な活動として、定期的（年6回程度）会議を開催。各施設におけるマッチング等の取組状況の共有、事例検討、他自治体等への視察研修等を実施し、里親等委託の推進を図っている。
- 部会には、テーマによって児相職員やこども政策課職員も参加し、情報共有や意見交換等を実施している。
- また、部会独自のチラシ「里親支援専門相談員部会だより」の作成・配付や各市町が行う福祉祭り等でのPR等、**児相、里親会及び市町と連携した普及啓発活動**に加えて、**児相が実施する里親を対象とした研修への協力**（専門相談員が行う支援についての説明、研修当日の託児等）等を実施している。

【他県の里親支援専門相談員との意見交換会の様子（R元年度）】



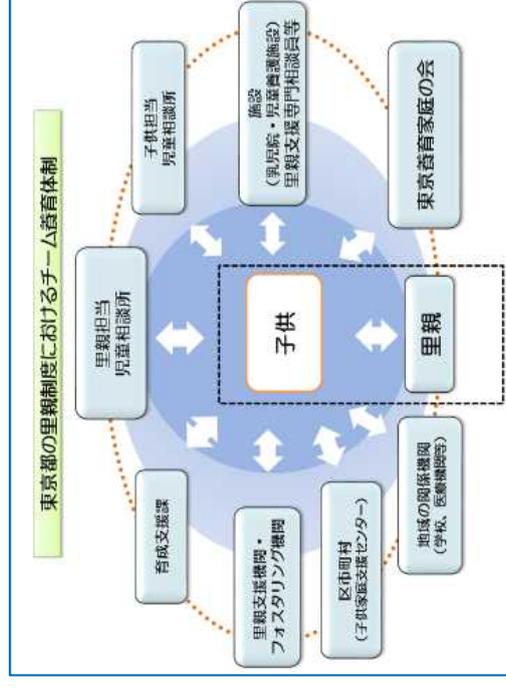
東京都：里親支援専門相談員による里親家庭の支援

Point

里親が地域で孤立することなく子供を養育していくことができるように、東京都では「チーム養育」を大切にしている。

- 東京都では、平成30年1月から、里親家庭の支援にあたり「**チーム養育体制**」を取り入れている。
- これは、児童相談所の進行管理のもと、関係機関がチームで養育を行う体制であり、里親についても、このチームの一員として連携して子供の養育をしていくという考え方がこの体制の根幹にある。
- チームの中でも施設職員である**里親支援専門相談員による里親家庭の定期的な訪問**は、この制度の柱の一つとなっている。
- 子供の気持ちも養育者としての苦労も理解することができる施設の職員による支援は、**里親に寄り添った支援も可能であるとともに、里親を地域に結び役割も果たしている。**
- 併せて、子供が通う学校や地域の里親制度に対する理解が進むよう、関係者が一体となって普及啓発にも取り組んでいる。

【東京都の里親制度におけるチーム養育体制】



浜松市：2施設合同の里親サロンの実施

Point

2つの児童養護施設合同での里親サロン開催により、里親・里子と施設職員の相互交流と里親支援の輪を広げる。

- 浜松市では、里親支援専門相談員を配置している2つの児童養護施設が合同で里親サロンを開催し、2施設の連携、里親・里子の相互交流の促進を行うことにより、里親支援の一環となるよう実施している。
- 児童養護施設を運営する社会福祉法人が経営するカフェを活用して、明るい雰囲気の中、和気あいあいと皆でレクリエーションを行ったり、グループトークを行ったりして交流の輪を広げた。
- 平成30年度2回、令和元年度1回実施したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施できていない。
- 参加者からは、「話したかったことを聞いてもらえてスッキリしました。」「寮の先生たちのお話はとても参考になりました。」「有意義な時間で非常に満足です。参考になる話を色々いただきました。」「などの声寄せられた。
- 2施設の里親専門相談員が、相互の連携を図り、里親支援につなげることができた。

【会場のカフェ】



【サロンの様子】



京都市：ブロック単位での里親支援専門相談員による活動

Point

市内を4つのブロックに分け、各ブロックを複数の施設の里親支援専門相談員が担当することで、里親世帯への訪問などの活動を協力して行う。

- 京都市では、本市所管の全ての乳児院（2施設）及び児童養護施設（7施設）に里親支援専門相談員（以下、「里専」という）を配置しており、市内を4ブロックに分けて、ブロック内の未委託里親を含む里親家庭への訪問や、里親サロンの開催などを、各ブロックの里専や「きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点」の支援員が協力して行っている。
- 施設等の垣根を越えて里専等が協力し合えるチームを作ることで、施設の里専が単独で活動するよりも、様々な活動を行いやすい。里親支援の経験があまりない者が里専になった場合でもフォローでき、継続した活動を行うことができる。
- また、市内をブロックに分けたことにより、活動単位を小さくでき、地域に密着した取組が容易となる。里親世帯への訪問や里親サロンの開催など、里親と支援機関の間で「顔の見える関係」を作りやすくなる。

【里親サロン】



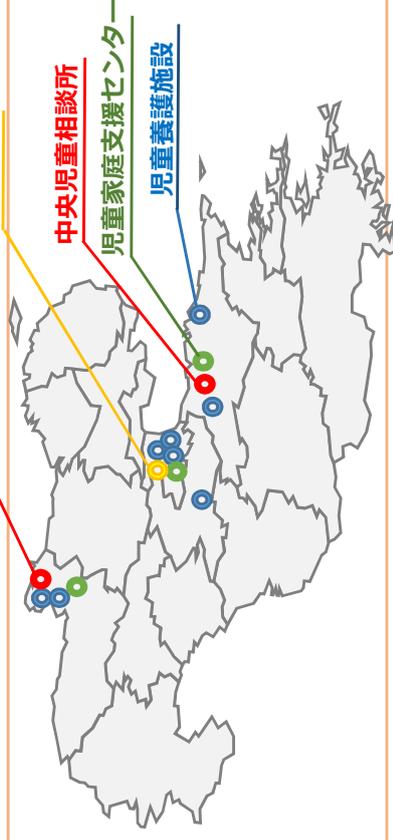
参 考

(里親等委託推進に向けた取組事例)

大分県における里親等委託推進に向けた取組

① 地域の特徴

- ・大分県は、18歳未満人口が約17万人の県であり、2013(H25)年度から2018(H30)年度までは、子どもの人口が減少する一方で、代替養育を必要とする子どもは2018(H30)年度末時点で501人おり、代替養育を必要とする子どもの数の子ども人口に占める割合は0.3%に近づいている。
- ・児童虐待対応件数は年々増加傾向であり、2018(H30)年は2013(H25)年の1.87倍に増加。
- ・**全国に先駆け2002(H14)年以降、里親委託を積極的に推進した結果、当時1.2%であった里親委託率は、2006(H18)年度末に10.9%、2016(H28)年度末には30.6%まで上昇。**
この間、**2006(H18)年から2016(H28)年までの増加率(19.7%)は全国4位。**



② フォスタリング体制

児童相談所の里親担当職員の配置状況

- ・専従職員6名（全員中央児相に配置）

里親支援専門相談員の配置状況

- ・乳児院 1か所 / 1か所
- ・児童養護施設 8か所 / 9か所

※里親支援専門相談員の主な役割

- ①委託中の里親支援のための里親宅や里親サロンの定期的な訪問
- ②研修でのファシリテーターとして里親同士の交流促進や助言

フォスタリング業務の実施機関

実施機関	リクルート	研修トレーニング	マッチング	委嘱支援交流	国庫補助
中央児童相談所	●	●	●	●	●
児童家庭支援センター (3)				●	
里親会				●	●

里親支援専門相談員

実施機関	リクルート	研修トレーニング	マッチング	委嘱支援交流
乳児院 (1)		●	●	●
児童養護施設 (8)		●		●

③ 基礎情報

	平成25年度末	平成30年度末	令和6年度末 (目標)	
			(全体)	(3歳未満)
登録里親数	127世帯	180世帯	230世帯	-
里親等委託児童数	130人	166人	190人	25人
代替養育が必要児童数	463人	501人	498人	33人
里親等委託率	28.1%	33.1%	38%	75%

取組の概要 (詳細は次頁参照)

里親制度の普及啓発とリクルートによる里親登録者の確保

- ・市町村・民間団体等と協働し、認知度向上に向け積極的なアプローチを実施

里親の育成と養育力の向上

- ・体系的な研修やトレーニングプログラムの充実により、里親の養育力を向上

マッチング及び里親支援の充実

- ・児童養護施設や乳児院に里親支援専門相談員を配置し、マッチングの段階から、施設の専門性を活かした養育支援を実施

→ 2013(H25)年度から2018(H30)年度の里親新規登録が年平均10組増加

大分県のアオスタリング事業の取組

- 中央児童相談所をアオスタリング業務実施機関と位置づけ、児童福祉司（里親担当）や里親委託推進員、里親リクルート活動を集中的に配置することで、マッチングから委託後支援まで児童相談所職員による丁寧な対応が可能となっている。また、児童相談所里親担当職員と里親支援専門相談員の定期的な情報共有により、児童相談所の子も担当職員へのスムーズな情報提供が可能となり、円滑な委託後フォローに繋がっている。
- 長年積み重ねてきた市町村や民間機関との協力関係により、幅広く、きめ細かな普及啓発・リクルート活動が可能になり、里親登録者の絶対数の増加に繋がるとともに、未委託里親も含めた任意のスキルアップ研修の充実やアオスタリングチェンジングプログラムの実施により、養育里親の確保を図っている。
- 児童相談所職員、里親支援専門相談員、里親の顔の見える関係を構築し、丁寧なマッチングを行うとともに、定期訪問や里親サロンや里親サロンの開催等により、里親の養育の悩みや不安、喜び等を共有して、適時適切な委託後支援を実施し、里親が安心して養育できる環境づくりに取り組んでいる。

1. 普及促進・リクルート事業の取組

- ・**県内全市町村で里親募集説明会を開催**し、長期里親だけでなく、短期里親への案内も実施（令和2年度35回）
- ・里親中央フォーラムを開催し（年1回）、里親や里親養育経験者のトークショーなどを交えた普及啓発を実施
- ・民間機関の協力による広報誌での特集連載（グリーンコープ生協会報、印刷会社発行の生活情報誌）
- ・地域で先輩里親の体験談等が聞ける座談会（里親カフェ）を実施（県内6地区×1回）
- ・出前講座として、教員、民生委員の研修会、不妊治療医療機関などに児相職員が出向いて、里親制度や特別養子縁組制度の説明会を実施
- ・大分県産婦人科医会との連携

2. 里親研修・トレーニング事業の取組

- ・里親の養育力向上を目的に、法定研修とは別に、**未委託里親も含めてスキルアップ研修を年4回実施**（養育で困りそうなテーマを選定して、グループワークを取り入れ、里親専門相談員や先輩里親がアドバイス）
- ・**児童養護施設・乳児院の協力**を得て、施設の里親支援専門相談員が研修のグループワークに参加、養育の専門性やノウハウを里親に伝達
- ・児相職員が未委託里親家庭を定期的に訪問し、研修の参加等を働きかけを実施
- ・里親、FHの補助者、地域小規模児童養護施設の職員等を対象としたアオスタリングチェンジングプログラムを実施

3. 里親委託等推進事業（マッチング）の取組

- ・児相職員の定期訪問により里親の意向や状況把握を行い、里親と子どもの状況に応じたきめ細かなマッチングや里親応援会議を実施
- ・児相職員、里親支援専門相談員、里親の顔の見える関係を構築し、円滑なマッチングを実施
- ・児童養護施設や乳児院に里親支援専門相談員を配置し、**マッチングの段階から、施設の専門性を活かした養育支援を実施**
- ・委託解除後訪問により、次の委託に向けた意向等を必ず確認

4. 里親訪問等支援事業の取組

- ・初期支援の重要性を踏まえ、委託後6か月間は、児相職員を中心に定期訪問・電話による計画的な支援を実施
- ・児童養護施設や乳児院に里親支援専門相談員を配置し、里親家庭を訪問し、養育相談を実施。里親レスパイトも積極的に活用。
- ・里親会が里親サロンを地域ごとに定期開催し、他の里親と養育の悩みや喜びを共有。**里親支援専門相談員も参加し助言等を行う。**
- ・情報共有のため、**児童相談所と里親支援専門相談員が月1回の定期連絡会を開催**、個々のケースを共有し、必要に応じて、ケースワーカーに繋ぐなど、関係機関と連携した支援を実施

（里親募集説明会の案内）



（里親カフェの様子）



福岡市における里親等委託推進に向けた取組

① 地域の特徴

- 福岡市は、18歳未満人口が約24万人の都市であり、そのうち、代替養育を必要とする子どもが平成30年度末時点で約380人いる。
- 児童虐待相談対応件数は年々増加傾向であるが（H25:415件 → H30:1,908件）、子どもの家庭復帰を促進し、できる限り家庭から分離せずに社会で養育するという方針に転換した結果、**代替養育が必要ない児童数は減少傾向**にある。
- 地域の特色として、福岡市は従前から**NPO法人との共働関係にある地域**であり、NPO法人との共働による里親制度の普及や啓発や民間フオスタリング機関と協力した里親委託による家庭養育推進を図っており、**乳幼児から児童養護施設への措置変更は減少**している（H25: 8人 → H30: 0人）

② フオスタリング体制

児童相談所の里親担当職員の配置状況

- 専従職員 7名

里親支援専門相談員の配置状況

- 乳幼児院 2か所 / 2か所
- 児童養護施設 1か所 / 3か所

※里親支援専門相談員の主な役割

- 未委託の養子縁組里親を対象とした研修の実施
- 縁組成立後の里親家庭を対象とした交流の場の運営

実施機関	リクルート	研修トレーニング	マッチング	委託支援交流	国庫補助
こども総合相談センター-あがび館（児童相談所）	●	●	●	●	●
NPO法人キーンアセット	●	●	●	●	●
子ども家庭支援センター「SOS子どもの村福岡」		●		●	
子ども家庭支援センター「はぐはぐ」				●	

里親支援専門相談員

実施機関	リクルート	研修トレーニング	マッチング	委託支援交流
乳幼児院（2）		●		●
児童養護施設（1）		●		●



③ 基礎情報

	平成25年度末	平成30年度末	令和6年度末（目標）	
			（全体）	（3歳未満）
登録里親数	130世帯	221世帯	403世帯	-
里親等委託児童数	147人	181人	242人	27人
代替養育が必要ない児童数	461人	378人	390人	35人
里親等委託率	31.9%	47.9%	62.1%	77.1%

取組の概要（詳細は次頁参照）

乳幼児里親の開拓・充実を図る方針の策定

- 以前は、**2歳未満の乳児のほとんどを乳幼児院に措置**していたが、子どもたちの心身の発達においては、乳幼児期の愛着関係が重要であり、特定の大人による養育が必要だと結論づけ、**2016年に乳幼児が出来る限り家庭で養育されるように上記方針を策定**。

児童相談所とNPO法人の2本柱で里親委託を推進

- 児童相談所の業務量等を踏まえ、行政の力だけで里親委託を推進するには限界があるため、NPO法人と強力で連携し、**行政と民間の2本柱で攻めのリクルート等を実施**

→ **乳幼児の里親等委託率はH29末の29.2%からR1末に69.9%に上昇**

福岡市のフオスタリング事業の取組

- 福岡市では、こども総合相談センター（児童相談所）を公的フオスタリング業務実施機関、NPO法人キーマアセットを「乳幼児を受託する養育里親」に関する民間のフオスタリング業務実施機関（福岡市の委託業務）と位置づけ、それぞれの強みを活かした明確な役割分担と連携のもとフオスタリング業務を展開。
- 平成17年度から子どもの権利擁護等の取組を展開するNPO法人と共働し、子ども・子育て支援等に関する民間団体（20団体ほど）に幅広く呼びかけ実行委員会方式により普及啓発の在り方を検討。年2回のフォーラムは定着している取組のひとつ。ネットワークができたことにより、実行委員でもある市社協が実施するファミリーサポーター研修において里親制度の案内を実施するなど、子育て支援に関心の高い市民への普及啓発の機会につながっている。
- 児童相談所においては里親担当職員の体制を充実させるとともに、施設入所児童を担当する係において、入所児童それぞれの現状やニーズを改めて見直し、保護者へアプローチしたり、里親委託に措置変更していくなど地道な取組みの結果、「家庭養育優先」の具現化が図られてきた経過があり、所内全体としての風土づくりが重要。

【こども総合相談センター】（福岡市児童相談所）

- ◆市民との共働による普及啓発（H17～）
NPO法人との共働による実行委員会方式（ファミリーシップふくおか）による普及啓発
→「新しい絆フォーラム」の開催（年2回）
広く市民へ感動とともに里親制度を伝える



里親委託率UP
H16 6.9%→R1 52.5%

◆里親研修の実施

- ・基礎研修、登録前研修を年4回実施
- ・里親支援専門相談員の協力を得て施設での実習実施
- ・養育里親の養育力向上を目指した「フオスタリングチエンジプログラム」の実施（NPO法人SOS子どもの村との共働事業）

【NPO法人 キーマアセット】

◆攻めのリクルート活動（H28～）

- 《リクルート先》
複合商業施設、カフェ・区役所
スーパーマーケット、バス車内広告
市役所のイベント等



◆アセスメント・トレーニングブック”Journey to Foster”を活用した研修の実施

- ・一貫性のある研修の提供
- ・アセスメントとトレーニングを一緒に行う
- ・開催の時期や曜日・時間帯など里親候補者に合わせた柔軟な研修体制



【両フオスタリング機関の相互連携によるマッチングと委託後支援の取り組み】

- ・こども総合相談センターとキーマアセットの定例事業報告会（月1回）の実施 → 里親候補者ならびに登録里親の情報共有
- ・乳幼児の保護は、一時保護委託も含めてまずは里親委託を検討
- ・マッチングに関してはその都度協議しながら、子どもに最も適した里親の選定を行う
- ・リクルートから委託後支援まで、一貫してキーマアセットが担当 → 里親との信頼関係を重視
- ・実親との面会交流が必要な場合は、里親をフォローしながら積極的に進め家族再統合を目指す

子家発0820第4号
令和3年8月20日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
（公印省略）

社会的養護自立支援事業を活用した自立支援に関する取組の強化について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合については、「社会的養護自立支援事業」を活用し、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することができることとなっています。

今般、社会的養護自立支援事業の実施状況について、別添のとおり、取りまとめを行いました。居住費や生活費の支援については、多くの自治体で実施されている一方、就労相談の支援等については、一部の自治体での実施に留まっているほか、自立支援を統括する支援コーディネーターが配置されている自治体は全体の半数程度となっています。

このように、現状としては、自治体により取組状況の差が生じているところですが、事業の対象となる者が必要な支援が受けられないことがないように、各自治体におかれましては、社会的養護自立支援事業を積極的に活用していただきますよう、お願いいたします。その際、令和3年度予算で新設した医療連携支援や、法律相談支援、退所後生活体験支援の実施についても、改めてご検討いただき、個々の状況に応じて適切な支援が実施できるよう、体制整備を進めて下さい。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

社会的養護自立支援事業の実施状況（令和2年度）

		支援コーナー データ	居住費 支援	生活費 支援	学習費 支援	生活相談 支援	就労相談 支援
北海道	愛媛県	○	○	○	○		
青森県	高知県	○	○	○	○		
岩手県	福岡県	○	○	○	○		
宮城県	佐賀県	○	○	○	○		○
秋田県	長崎県	○	○	○	○		
山形県	熊本県	○	○	○	○		○
福島県	大分県	○	○	○	○		
茨城県	宮崎県	○	○	○	○		
栃木県	鹿児島県	○	○	○	○		○
群馬県	沖縄県	○	○	○	○		○
埼玉県	札幌市	○	○	○	○		○
千葉県	仙台市	○	○	○	○		○
東京都	さいたま市	○	○	○	○		○
神奈川県	千葉市	○	○	○	○		
新潟県	横浜市	○	○	○	○		○
富山県	川崎市	○	○	○	○		○
石川県	相模原市	○	○	○	○		○
福井県	新潟市	○	○	○	○		
山梨県	静岡市	○	○	○	○		
長野県	浜松市	○	○	○	○		
岐阜県	名古屋市	○	○	○	○		
静岡県	名古屋市	○	○	○	○		○
愛知県	名古屋市	○	○	○	○		○
三重県	堺市	○	○	○	○		○
滋賀県	神戸市	○	○	○	○		
京都府	岡山市	○	○	○	○		
大阪府	広島市	○	○	○	○		
兵庫県	北九州市	○	○	○	○		
奈良県	福岡市	○	○	○	○		
和歌山県	熊本市	○	○	○	○		
鳥取県	横須賀市	○	○	○	○		
島根県	金沢市	○	○	○	○		
岡山県	明石市	○	○	○	○		
広島県	世田谷区	○	○	○	○		
山口県	江戸川区	○	○	○	○		
徳島県	荒川区	○	○	○	○		
香川県	実施自治体数	66	34	53	29	47	22

※ 上記の実施状況は、国庫補助（令和2年度交付決定ベース）の執行状況をまとめたものとなっている。このため、国庫補助を受けずに、同様の支援を実施している場合があることに留意が必要。

（参考）本事業の実施主体：都道府県・指定都市・児童相談所設置市（令和2年度：73自治体）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査」

実施概要

(1) 調査目的

- 社会的養護においては、児童養護施設等への入所措置や里親委託等を解除された者（以下、「措置解除者等」）に対する自立支援の充実を図ることが求められている。自立支援の充実を図るためには、解除者の実態を把握することが必要であることから、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業においては、実態把握に関する既往調査の分析や自治体等の取組に関する調査・検証が行われ^{※1}、令和元年度同調査研究事業においては、モデル自治体における実態把握調査や実態把握に必要な自治体の具体的な体制・対応等に関する調査・検証が行われた^{※2}。
- 本調査研究は、これまでの調査研究で得られた成果等を踏まえて、措置解除者等の実態把握について全国調査を実施するとともに、支援ニーズを分析・整理し、自立支援の充実に資することを目的として実施した。

※1 「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する調査研究」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

※2 「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握の在り方及び実態把握に当たり必要な体制等に関する調査研究」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

(2) 実施内容

○ 実態把握調査

全国規模で、措置解除者等の生活状況や生活上の課題、支援ニーズ等を把握・整理することを目的として、措置解除者等を対象とした調査（本人記入調査）と措置解除者等の養育施設等を対象とした調査（施設職員・里親家庭記入調査）の2つのアンケート調査を実施した。



○ 児童相談所設置自治体調査

実態把握調査実施にあたっての情報収集、また、自治体における自立支援施策や当事者参加の実施状況等を把握・整理することを目的として、都道府県、政令市、児童相談所設置自治体を対象にアンケート調査を実施した。

○ 検討委員会の設置

学識経験者、養育者、自治体、社会的養護の経験者等の委員で構成された検討委員会を設置。年度内に4回開催し、調査への助言を受けた。

○ 当事者委員会の設置

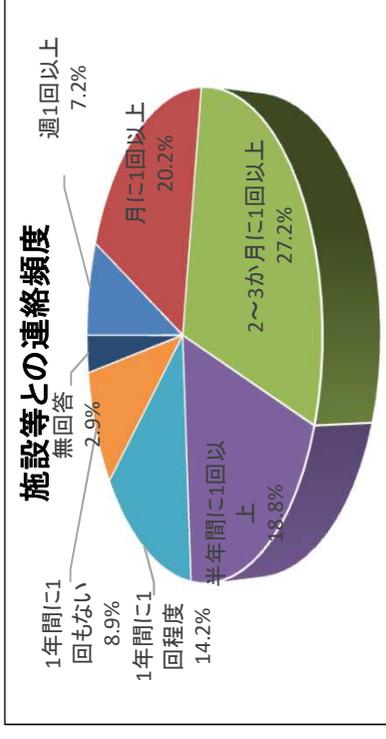
社会的養護の経験者、検討委員会の学識経験者委員で構成された当事者委員会を設置。年度内に4回開催し、当事者としての立場から調査への助言を受けた。

調査のポイント②(本人記入調査)

○生活していた施設等とのつながり

直近1年間の施設等との連絡頻度は、「2～3か月に1回以上」が27.2%、「月に1回以上」が20.7%、「半年間に1回以上」が18.8%で多かった。

退所から時間がたつほど、連絡頻度は減少する傾向が見られた。(n=2,980)



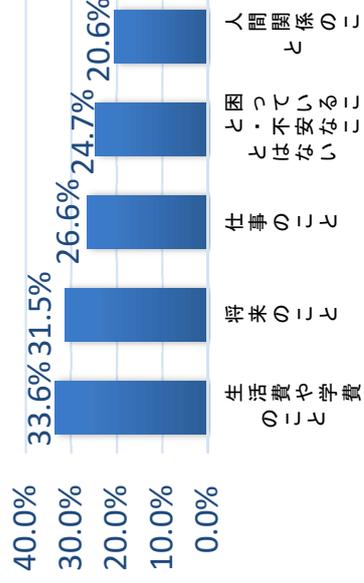
○不安や心配なこと

- 退所に向けての不安や心配だったことは、「生活費や学費のこと」が47.0%、「仕事のこと」が38.8%、「将来のこと」が35.8%で多かった。
- 現在困っていることや不安なことは、「生活費や学費のこと」が33.6%、「将来のこと」が31.5%、「仕事のこと」26.6%で多かった。(n=2,980)

退所に向けて、不安や心配なこと(上位5件,複数回答)



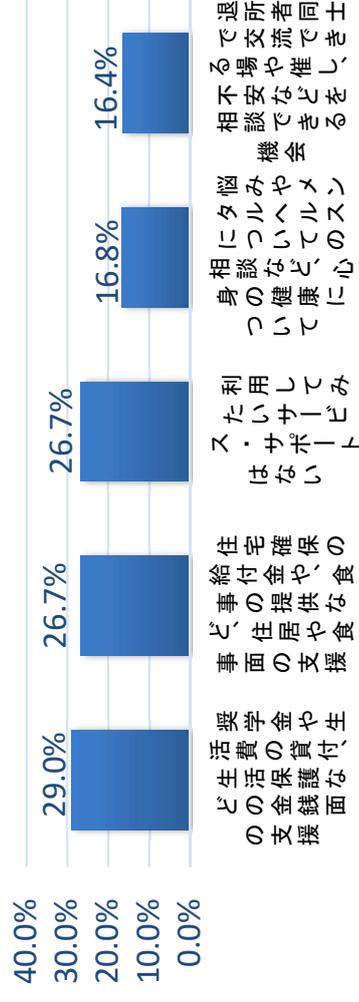
現在の暮らしの中で、困っていることや不安なこと、心配なこと(上位5件,複数回答)



○公的なサポートへの意見・要望

今後利用してみたいサポートやサービスでは、「奨学金や、生活費の貸付、生活保護などの金銭面に関する支援」が29.0%、「住宅の確保に活用できる給付金や、食事の提供など、住居や食事・食料に関する支援」が26.7%で多かった。(n=2,244)

今後利用してみたいサポートやサービス(上位5件,複数回答)



主な調査結果

施設職員・里親家庭記入調査

- **回収率**
調査対象者数20,690人に対し、有効回答数は13,651件（有効回答率66.0%）であった。
- **本人記入調査の案内状況**
本人記入調査を案内状況は、「案内した」が53.8%、「案内していない・案内できない」が45.1%であった。案内できていない理由の約6割は「住所・連絡先が不明」であり、「その他」の具体的内容としては、「調査対象者等の回答拒否」、「調査票送付の手段なし」、「調査対象者の生活状況の勘案」が多かった。
- **措置解除時の状況**
措置解除時の学歴は、「高校卒業」が49.0%、次いで「中学校卒業（17.9%）」が多かった。措置解除時に施設職員・里親家庭が心配していた点は、「実親・親戚との関係」が50.2%、「就職・就業の継続」が45.0%、「人間関係」が43.5%が多かった。措置解除後の進路は、「就職」と「当時の勤務先に継続して就労」を合わせた割合が49.9%、「進学」と「当時の進学先に継続して進学」を合わせた割合が35.6%であった。
- **現在の状況**
措置解除者等の最終学歴（最後に通った学校）について、学校の種類は「全日制高校」が51.7%と半数を占めた。学校の卒業等の状況は、「卒業」（56.4%）、「中退」（17.5%）、「在学中」（14.4%）の順に多かった。現在の就労状況は、「働いている」が55.1%、「働いていない」が15.8%であった。現在施設職員・里親家庭が心配していることは、「就職・就業の継続」が36.8%、「実親・親戚との関係」が33.1%、「人間関係」が28.6%であった。
- **施設との交流・支援状況**
直近1年間での交流頻度は、「1年に1回もない」が31.1%で最も多く、次いで「半年間に1回以上」が18.6%であり、退所から時間がたつほど低下する傾向が見られた。施設等や自治体が提供するアフターケア・サービスの利用状況は、サービスを「受けている」が49.2%、「受けていない」が29.5%、「わからない」が19.5%であった。

児童相談所設置自治体調査

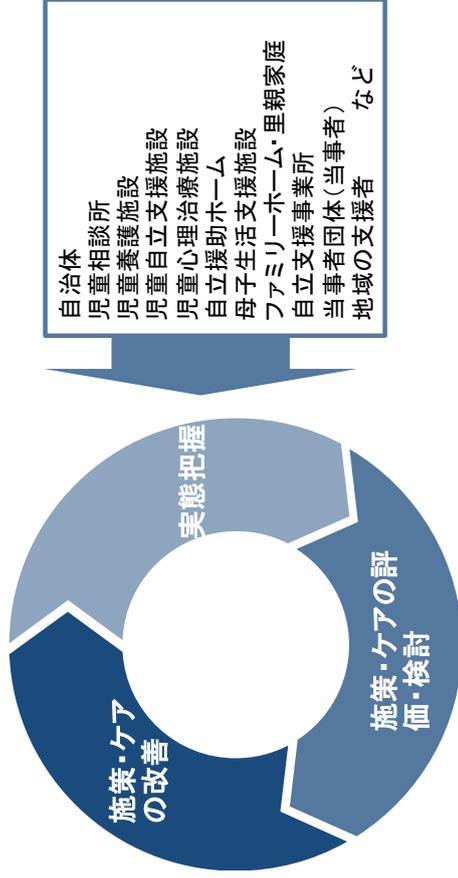
- 調査対象である73自治体から回答が得られ、回収率は100%であった。
- 社会的養護自立支援事業の実施事業は、「居住に関する支援」が79.5%、「生活費の支給」が78.1%、「生活相談の実施」が69.9%が多かった。また、自治体独自で自立支援のための事業を「実施している」割合は38.4%であった。
- 社会的養育推進計画の策定や自立支援の施策検討における措置解除者等の参画が「ある」のは53.4%であった。当事者参画の課題は、「どのような措置解除者等に依頼したらよいかわからない」が41.1%、「措置解除者等の参画方法がわからない」が20.5%、「措置解除者等の参画にあたっての倫理的配慮の方法がわからない」が20.5%であった。

今後の課題と提案

支援の枠組みに組み込まれた、継続的な実態把握の必要性

- 実態把握調査の実施により、措置解除者等の生活状況や課題が明らかになった。回答者からも、意見を述べる場が設けられたことへの感謝や回答を今後活かしてほしいという期待が寄せられている。
- 本来、実態把握調査は単独で行うものではなく、調査実施を契機として、社会的養護及び自立支援に向けた取組を評価・改善するPDCAサイクルを回すことが期待されている。
- 生活実態については経年で把握する意義が大きいことから、国が制度化することで、国や措置自治体が5年、10年といった定期的なスパンで継続的に実態把握を行うとともに、制度・政策、支援のあり方を検証し、改善・創設する体制構築が求められる。

実態把握と施策・ケアのサイクル



(出所)「自治体による施設退所者等の実態把握のための手引き」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

意思決定プロセスに参加する「当事者参画」の推進

- 児童相談所設置自治体の約半数は、主にヒアリング調査、アンケート調査で当事者参画に取り組んでいた。調査により当事者の意見を聴き、施策等に反映することは重要だが、「参画」といった場合には、施策・取組等の検討・決定プロセスへの参加という踏み込んだ形での実施も必要である。また、自治体からは、当事者参画の課題として、当事者の依頼方法、参画方法等が挙げられている。
- 今後の当事者参画推進のため、国においては、当事者の意見を施策・取組等に活かす制度的枠組について議論を深めるとともに、当事者参画の在り方やノウハウを情報収集し発信することが期待される。

地域単位・地域横断での措置解除後の継続的な支援体制の充実

- 実態把握調査によって、措置解除者等の生活には多くの困難や課題があることが明らかになった。自立支援の観点からは、措置解除という一定年齢で支援を終結するのではなく、より長期的に見守り、必要に応じて支援を行う仕組みを構築することが必要である。
- 自治体、施設等においては現在、体制整備状況に地域間格差が生じているとされるが、国の制度(社会的養護自立支援事業や施設等への自立支援担当職員配置に関する予算措置等)を活用し、継続的な支援体制を構築する必要がある。
- また、地域の関係者による支援ネットワークや自立支援に向けた定期的な協議・ケース検討の機会の設置など実効性のある体制の構築、住み慣れた地域を離れた場合でも継続した支援を受けられるよう全国的な支援環境の整備や自治体間の連携も求められる。

社会的養護経験者の 自立支援に関する取組事例集

令和2年3月16日
厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課

目次



ひと、くらし、
みらいのために

I. 児童養護施設等を活用した自立支援

1. 施設職員や里親による訪問支援の実施（山梨県）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

II. 民間団体等を活用した自立支援

1. 低額な住居の提供及び居場所作り等（埼玉県）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
2. ソーシャル・スキル・トレーニングの実施等（大阪府）・・・・・・・・ P10
3. 入所中から退所後を見据えた支援の実施（広島県）・・・・・・・・ P13
4. NPO法人と連携した退所者支援の実施（佐賀県）・・・・・・・・ P17

-571-

III. 他分野との連携

1. 総合相談窓口によるワンストップ対応（大分県）・・・・・・・・ P22
2. 青少年育成団体を活用した生活相談等の実施（京都市）・・・・ P25

IV. その他

1. 大学等進学支援の実施（福岡県）・・・・・・・・・・・・・・・・ P31

＜児童養護施設等を活用した自立支援＞

1. 山梨県

施設職員や里親による訪問支援

POINT ● 施設職員や里親による退所者に対する訪問支援の実施

1. 基礎情報

＜地域の特徴＞

- ・ 児童虐待相談対応件数は年々増加。644件(H20)→1,492件(H30)
- ・ 虐待等により家庭分離した子ども約7割は児童養護施設に入所している。
- ・ 施設退所後、就職した子ども約半数は1年以内に退職又は転職。
- ・ 退所者支援については、県の単独事業として、施設職員や里親に児童の生活相談や援助を委託し、その際にかかる交通費を補助している。
- ・ R2年度より「社会的養護自立支援事業」を実施予定。

＜措置解除児童数（平成30年度中）＞

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	40人
児童心理治療施設	0人
児童自立支援施設	5人
自立援助ホーム	0人
里親	6人
ファミリーホーム	2人

＜社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）＞

内容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	無	無	無	無	無	無	無

＜社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容＞

・なし

1 施設職員や里親による退所者に対する訪問支援

施設入所者の約7割の最終学歴は高校卒で、退所後、就職した者の約半数は1年以内に転職又は退職を経験している。
 保護者がいない又は保護者からの養育拒否により生活基盤が脆弱なため、やむなく離職や中途退学となるケースが多く、社会的自立に向けた支援が必要となる。

⇒ 県単独事業として、「**児童福祉施設退所児童等自立定着支援事業**」を実施。

事業内容：施設又は里親と県との間で委託契約を締結し、児童の居住先や職場等を訪問して仕事や生活のアドバイスをするなどの相談援助を行ってもらい、その際にかかる交通費・宿泊費を負担する。

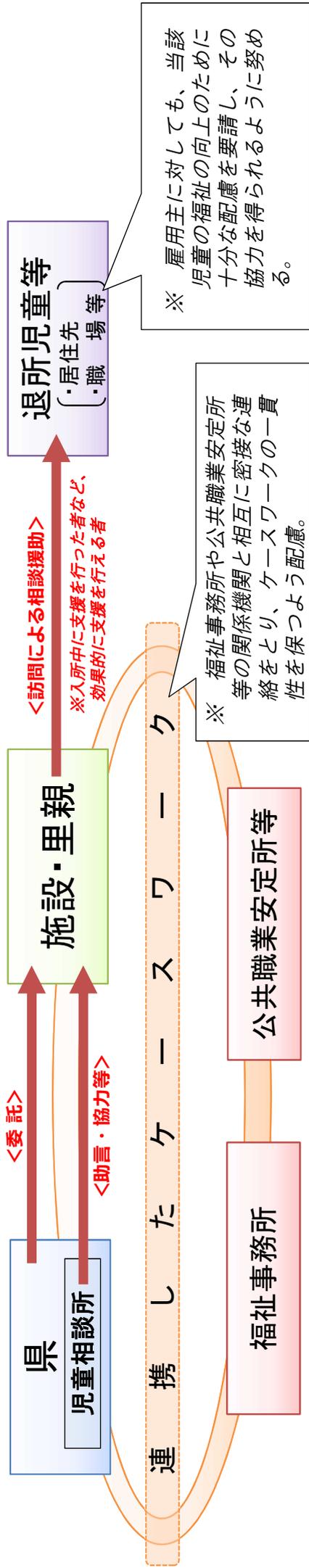
対象児童：児童福祉施設（保育及び障害福祉に関する施設を除く）を退所した児童又は里親やファミリーホームへの委託が解除された児童

<平成30年度事業実績>

実施施設数	6か所
児童数	24人
訪問件数	延べ115回

委託契約額：距離×37円×支援実施回数、公共交通機関の料金×支援実施回数

<事業イメージ>



CHECK! <期待される効果、取組効果>

- 措置解除後の児童は、仕事に失敗したり、人間関係で悩んだりすることが多く、バックボーンが少ない児童にとっては、施設職員の訪問が大きな支えとなっており、退所後1年未満の不安定な時期をカバーすることで、自立の可能性は大きくなる。

＜民間団体等を活用した自立支援＞

1. 埼玉県

低額な住居の提供及び居場所作り等



- ① 就労支援「未来へのスタート応援」事業の実施
- ② 進学支援「希望の家」事業の実施
- ③ 生活支援「退所者等アフターケア事業所」の設置

1. 基礎情報

＜地域の特徴＞

- ・ 本県では児童養護施設の退所児童等（高校卒業者）が例年70名～90名おり、年により20～28%が大学・専門学校等に進学している。
- ・ 上記の進学率の向上や、就職者の離職の防止、再就職支援が課題である。
- ・ 退所者支援は施設の取組では限界があり、国の補助事業を活用した退所者等支援に取り組んでいる。
- ① 入所児童に対する自立イメージの喚起、就職者の就労継続支援のための「未来へのスタート応援事業」
- ② 進学者に対する住居・生活支援として「希望の家事業」
- ③ 退所者の孤立感の解消や幅広い支援につなげていく「退所者等アフターケア事業所」の運営

＜措置解除児童数（平成30年度中）＞

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	158人
児童心理治療施設	4人
児童自立支援施設	23人
自立援助ホーム	13人
里親	50人
ファミリーホーム	7人

＜社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）＞

内容	社会的養護自立支援事業					
	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	有	有	有	有	無	有

＜社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容＞

※ 埼玉県における当事業は、措置解除後から退所までのリーディング支援を中心としている。退所後の主な支援は、県の単独事業として別途実施（取組内容1～3を参照）。

1 就労支援「未来へのスタート応援事業」の実施（H26年度開始）

- 県単独の委託事業として、児童養護施設等に入所している者及び退所した者等を対象とした**就労支援「未来へのスタート応援事業」を実施**。（令和元年度は、一般社団法人 青少年自助自立支援機構に委託）

（事業内容）

- ・ 退所者と相談・支援業務を専門の職員（支援員）が相談をしながら、自立支援（就労支援、住居支援）を行う。
 - ※ 就職先の調整や面談の同行、ハローワーク等への同行、住居探しなど
- ・ 施設等児童を対象に就労意識を高めるセミナーの開催
 - ※ 複数企業による合同企業説明会、模擬面接や履歴書の書き方、銀行員によるお金の管理の仕方、前向きな思考や怒りのコントロールの仕方など
- ・ 同じ境遇を経験してきたユース（社会的養護経験者）たちとの交流
 - ※ 座談会形式の交流会や、SNS等のツールの活用



（事業実績）

	H28	H29	H30
退所者の個別支援	9人	25人	50人
セミナー	45回、402人	30回、296人	29回、662人
交流会	—	—	4回、41人



＜期待される効果、取組効果＞

- 就労者等に対する就労継続・再就職のサポート
- 退所者同士の繋がりによる施設退所後の孤独の軽減と安心の提供

2 進学支援「希望の家事業」の実施（H27年度開始）

- 県単独の委託事業として、児童養護施設等を退所し、**大学等へ進学する者を対象とし、低額な住居及び支援員による相談支援等を提供する「希望の家事業」を実施。**（令和元年度は、埼玉県社会福祉士会に委託）
 - ※ 民間アパートを借り上げ、進学者に低額で提供。
 - ※ 社会福祉士である支援員がマンツーマンで様々な生活相談を実施。
 - ※ 県内4か所に設置、16人利用可能。（4カ所×4人）

（支援体制）

- ・ 担当支援員による面談（月1回程度）
- ・ 週末に事務所に支援員が在籍し、進学者からの相談を受付ける。
- ・ 進学者と携帯電話の連絡先（メールやLINE）を交換し、緊急時の連絡等に対応。

（支援内容）

- ・ 学費と生活費に関する金銭相談
- ・ 家族や交友関係、学校生活に関する生活相談
- ・ 進路や求職活動に関する相談
- ・ 光熱水費、保険等の諸制度の手続き 等



＜期待される効果、取組効果＞

- 経済的な理由により進学を断念する退所者へ進学のチャンスを提供する。
- 生活相談等のサポートにより、安心して学校生活を送ることができている。

2. 取組内容

3 生活支援「退所児童等アフターケア事業所 クローバーハウス」の設置（H29年度開始）

- ・ 県単独の委託事業として、**施設退所者が気軽に立ち寄り寄られる場所を設置し、仕事や生活の中での悩みや相談に応じるとともに、仲間と交流できる居場所を提供する「退所児童等アフターケア事業」を実施。**（令和元年度は一般社団法人 青少年自立支援機構に委託）

※ JR浦和駅そばに事業所を開設。

（相談支援）

- ・ 支援員による退所者や施設職員からの就学、就労、生活全般、人間関係等の相談に対応

（利用時間）

- ・ 金、土、日（12時～20時）開所
※18時から夕食提供

（支援者との交流の場）

- ・ 社会的養護へ支援をしてくれる個人、団体の方々や退所者との交流の場の提供

クローバーハウスは児童養護施設退所者や里親出身者などのアフターケア事業です。

一般社団法人青少年自立支援機構（コンパスナビ）は2019年度より埼玉県福祉部子ども安全課より「児童養護施設退所者等アフターケア事業」を委託し、「クローバーハウス」を運営しています。

『クローバーハウス』とは、児童養護施設や里親のもとを巣立った若者たちの居場所、交流場所、相談場所となるものです。夕食の提供をはじめ、様々なセミナーやイベント開催を通じて、孤独感や不安をかかえている若者の心の拠り所になることを目指しています。

いろいろなイベントや教室をやるよ！

お誕生日のみんなを集めてボードゲーム カードゲーム パースデーパーティ

裁縫 着付け

お金の使い方 ビジネスマナー セミナー

普通教室

料理教室

フラワーアレンジメント

ネイルメイク教室

クロット 占い

書

読書

お金の使い方を学ぶ

お誕生日のみんなを集めてボードゲーム カードゲーム パースデーパーティ

裁縫 着付け

お金の使い方 ビジネスマナー セミナー

普通教室

料理教室

フラワーアレンジメント

ネイルメイク教室

クロット 占い

書

読書

お金の使い方を学ぶ

～100円、3冊で1冊無料のスタンプも発行よ



＜期待される効果、取組効果＞

- 退所者等に気軽に相談・集いの場を提供し、不安や悩みのサポート。

＜民間団体等を活用した自立支援＞

2. 大阪府

ソーシャル・スキル・トレーニングの
実施等

POINT ● 民間団体を活用した退所後支援の実施

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- 大阪府における18歳未満の人口は、約84万人であり、そのうち要保護児童が約1,600人（0.2%）。
- 要保護児童はここ数年1,600人程度で横ばいとなっている一方で、児童相談所における一時保護件数が激増している。
- 大阪府所管で、児童養護施設が25か所、児童心理治療施設が3か所、児童自立支援施設が2か所と、府の社会的養護において、施設は大きな役割を担ってきた。
- 高校卒業し退所者する児童数は、平成29年度は、約70人おり、退所者支援は大きな課題となっている。

<措置解除児童数（平成29年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	201人
児童心理治療施設	18人
児童自立支援施設	53人
自立援助ホーム	7人
里親	42人
ファミリーホーム	6人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内容	社会的養護自立支援事業				
	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給
実施の有無	有	有	有	有	有
					就労相談の実施

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

- （福）大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部に対し、大阪府、大阪市、堺市がそれぞれに委託を行い、共同で実施。
- 退所後の生活上の問題、並びに、就学・就労に関する問題について、施設・里親等と連携した相談支援。
- 対象者が気軽に集まれる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等を行うための支援。

2. 取組内容

1

民間団体を活用した退所後支援の実施

- ・ 大阪府、大阪市、堺市のそれぞれが「社会福祉法人 大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部」に委託し、退所後支援等を実施。
- ・ 相談支援やフリールームの設置を始め、ソーシャルスキルトレーニング（社会生活技術）講習会や雇用主・支援企業（者）等への感謝状贈呈等を実施。

アフターケア事業部でしていること



フリールーム

テレビ、DVD、パソコンが設置されていて自由にインターネットもでき、お話しできる、ほっと一息するためのスペースです。



コミュニケーションルーム

お仕事、生活上の悩み、法律相談等、何でもOK！
お手紙、電話、E-mail、来室、訪問など、ご希望の方法で相談のります。



研修室

そらまめ～るの飛行（通信）
楽しい行事のご案内などもしています。
・ クリスマスマフレスメント派遣

ソーシャル・スキル・トレーニング (自立生活技術講習会)

施設入所中等の子どもたちを対象に（年間12回～13回）開催しています。「ビジネスマナー」や「身だしなみセミナー」など、講義や実習を通して社会に出る上で必要なスキルを学びます。

アフターケア事業部の利用について

月曜日～金曜日 10時～17時まで

お仕事などの都合などで、時間中にご来室が難しい方は、あらかじめお電話などをお願いできれば、平日の時間の延長や土曜日など、柔軟に対応いたしますので、ご連絡お待ちしております。

ぎょうじ

- ・ 初就職祝い会&お楽しみ会
- ・ お盆休みお食事会
- ・ 夏休み職場体験
- ・ 雇用主様・支援企業（者）様への感謝懇談会（休年動議書表彰）
etc
- ・ 講演会

2024年度 退所後支援アフターケア事業部 自立生活技術講習会

「ソーシャル・スキル・トレーニング」
一歩を引いて進める経験を通して、心豊かな暮らしを。

日	日	期	時間	場所	内容
第1回	7月7日	9:30~12:00	大阪府立産業センター 12:50~15:00	ビジネスマナー 14時~16時	就職活動に必要な基礎知識（面接、履歴書の書き方、自己PRの作成）を学ぶ。また、就職活動中のマナーや面接時の対応についても学ぶ。
第2回	8月18日	9:30~12:00	大阪府立産業センター 12:50~14:15	ビジネスマナー 14時~16時	就職活動に必要な基礎知識（面接、履歴書の書き方、自己PRの作成）を学ぶ。また、就職活動中のマナーや面接時の対応についても学ぶ。
第3回	9月8日	9:30~13:00	大阪府立産業センター 13:00~14:30	ビジネスマナー 14時~16時	就職活動に必要な基礎知識（面接、履歴書の書き方、自己PRの作成）を学ぶ。また、就職活動中のマナーや面接時の対応についても学ぶ。
第4回	10月18日	9:30~13:00	大阪府立産業センター 13:00~14:30	ビジネスマナー 14時~16時	就職活動に必要な基礎知識（面接、履歴書の書き方、自己PRの作成）を学ぶ。また、就職活動中のマナーや面接時の対応についても学ぶ。
第5回	11月18日	9:30~13:00	大阪府立産業センター 13:00~14:30	ビジネスマナー 14時~16時	就職活動に必要な基礎知識（面接、履歴書の書き方、自己PRの作成）を学ぶ。また、就職活動中のマナーや面接時の対応についても学ぶ。
第6回	12月8日	9:30~13:00	大阪府立産業センター 13:00~14:30	ビジネスマナー 14時~16時	就職活動に必要な基礎知識（面接、履歴書の書き方、自己PRの作成）を学ぶ。また、就職活動中のマナーや面接時の対応についても学ぶ。
第7回	1月12日	9:30~13:00	大阪府立産業センター 13:00~14:30	ビジネスマナー 14時~16時	就職活動に必要な基礎知識（面接、履歴書の書き方、自己PRの作成）を学ぶ。また、就職活動中のマナーや面接時の対応についても学ぶ。
第8回	2月10日	9:30~13:00	大阪府立産業センター 13:00~14:30	ビジネスマナー 14時~16時	就職活動に必要な基礎知識（面接、履歴書の書き方、自己PRの作成）を学ぶ。また、就職活動中のマナーや面接時の対応についても学ぶ。
第9回	3月10日	9:30~13:00	大阪府立産業センター 13:00~14:30	ビジネスマナー 14時~16時	就職活動に必要な基礎知識（面接、履歴書の書き方、自己PRの作成）を学ぶ。また、就職活動中のマナーや面接時の対応についても学ぶ。
第10回	4月10日	9:30~13:00	大阪府立産業センター 13:00~14:30	ビジネスマナー 14時~16時	就職活動に必要な基礎知識（面接、履歴書の書き方、自己PRの作成）を学ぶ。また、就職活動中のマナーや面接時の対応についても学ぶ。
第11回	5月10日	9:30~13:00	大阪府立産業センター 13:00~14:30	ビジネスマナー 14時~16時	就職活動に必要な基礎知識（面接、履歴書の書き方、自己PRの作成）を学ぶ。また、就職活動中のマナーや面接時の対応についても学ぶ。
第12回	6月10日	9:30~13:00	大阪府立産業センター 13:00~14:30	ビジネスマナー 14時~16時	就職活動に必要な基礎知識（面接、履歴書の書き方、自己PRの作成）を学ぶ。また、就職活動中のマナーや面接時の対応についても学ぶ。
第13回	7月10日	9:30~13:00	大阪府立産業センター 13:00~14:30	ビジネスマナー 14時~16時	就職活動に必要な基礎知識（面接、履歴書の書き方、自己PRの作成）を学ぶ。また、就職活動中のマナーや面接時の対応についても学ぶ。

○対象

- ・ 来春に施設を出て就職予定の子どもたち、及びそれに備えた子どもたち（中3、高1、高2、高3、支援学校生、職業能力開発校生など）
- ・ 施設職員（付添や見学ではなく、子どもと一緒に参加）

○内容（全13回）

- ・ 仕事をすることで必要なポイントを絞った講習の後、ロールプレイを試み、自分自身に必要なものは何かを考える場をもつ。
- ・ グループディスカッションでは、他の参加者の意見から、自身を客観的に捉え直し、また社会で孤立してしまわないよう、お互い励まし合える関係作りを目指す。
- ・ スマートフォンの使用に潜む危険性についてなど、毎年度、時宜に沿った内容を検討。

- ### <期待される効果、取組効果>
- 施設を出て就職を目指す子どもが、自活するための予備知識の講習と、体験学習を基本に、心構えを身につける。



＜民間団体等を活用した自立支援＞

3. 広島県

入所中から退所後を見据えた支援の実施



- 社会的養護自立支援事業を活用した居住の場の提供、居住費・生活費の支援
- NPO法人を活用した生活相談支援

1. 基礎情報

<地域の特徴>

・ 広島県（広島市は除く。）は、18歳未満の人口が659千人うち要保護児童が505人（0.08%）

・ 要保護児童はここ数年は横ばいとなっている。

・ 広島県の面積は8,480km²と広大で、東西の長さは132km、南北の長さは119kmである。退所者支援を担っている児童養護施設は西部に1か所、東部に1か所である。

・ 退所者支援については、主として児童養護施設が担っている。

<措置解除児童数（平成30年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	78人
児童心理治療施設	13人
児童自立支援施設	12人
自立援助ホーム	8人
里親	15人
ファミリーホーム	0人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内容	社会的養護自立支援事業				
	支援コーナー ターによる継続支援 計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給
実施の有無	有	有	有	有	無
					就労相談の実施

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

- ・ 特定非営利活動法人どりいむスイッチに委託して実施
- ・ 開所日：週5日以上、火～金13時～18時まで、土13時～20時の間、日・祝日不定期
- ・ 児童養護施設等の退所児童等に対し、入所から退所後を通じて、生活や就労に関する情報提供、研修、個別の相談等を行うことにより、退所児童が就労、学業を継続し、地域社会における社会的自立の促進を図る。等

1

社会的養護自立支援事業を活用した居住の場の提供、居住費・生活費の支援

- 措置解除後、生活のリズムが乱れ、安定した就学や就労が継続できない場合があった。
 - 措置解除により、支援が途切れ、自立した生活に支障をきたすことがあった。
- ⇒ **児童養護施設や里親等を活用した退所者支援の実施**（社会的養護自立支援事業を活用）。

＜具体的な支援内容＞

- こども家庭センター（児童相談所）に配置する支援コーディネーターによる継続支援計画の作成
- 施設や里親宅において居住の場を提供
- 職業的自立に向けての就労・就学の継続支援（食事の提供など日常生活上の支援、自立生活への不安や悩みの相談等）の実施
- 金銭管理、自炊等基本的な生活習慣を身に着けさせる。
- 関係者（子ども家庭センター職員、里親、施設職員、学校関係者等）で情報共有をしながら、連携して対象者が安定した生活を送れるよう支援を実施

（様式第1号）

継続支援計画表

ア助ナ 子供氏名	性別	男・女	生年 月日	生年 月日	【初年度月日】	年	月	日	（歳）
保護者氏名	続柄		生年 月日	生年 月日		年	月	日	（歳）
施設・里親等									
子供本人の意向									
保護者の意向									
施設・里親等の意見									
措置解除後の施設 の選択、理由									
【補助方針】									
（居住に関する支援及び生活費の支給：有 無）									
子ども本人									
【長期目標】									
支援上の課題	援助目標	援助内容	評価(内容・期日)						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
【長期目標】									
支援上の課題	援助目標	援助内容	評価(内容・期日)						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
【特記事項】									
所属	担当者	次期実施時期	年	月	日				
次期実施									



＜期待される効果、取組効果＞

- 就学中の場合、卒業まで引き続き措置されていた施設や里親宅で安定した生活を送ることができ、学業に取り組むことができる。
- 就労中の場合も安定した生活を送ることで、就労継続の支援を行うことができ、離職した場合も、新たな就労へ向けての支援が可能となる。

〈民間団体等を活用した自立支援〉

4. 佐賀県

NPO法人と連携した退所者支援の実施



- 早い段階から相談しやすい環境づくり
- NPO法人事業との連携
- 対象者の希望に応じた居住支援

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- ・ 代替養育を受けている児童の数は近年減少傾向にあり、平成30年度末時点で251人（18歳未満人口に占める割合は0.182%）。
- ・ 児童相談所は2箇所。そのうち、北部児童相談所は平成30年10月に設置。
- ・ 県内には6つの児童養護施設があり、定員も24～45人と小～中規模施設が主になっている。
- ・ 児童相談所、児童養護施設ともに多忙であり、退所者支援に関しては取組に課題があった。
- ・ 2016年に首都圏を中心に退所者支援を行っていたNPO法人ブリッジフオースマイルを佐賀県に誘致。2018年度から社会的養護自立支援事業を委託。

<措置解除児童数（平成30年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	54人
児童心理治療施設	4人
児童自立支援施設	12人
自立援助ホーム	0人
里親	13人
ファミリーホーム	3人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内容	社会的養護自立支援事業				生活費の支給	居住に関する支援	学習費等の支給	就労相談の実施
	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	生活相談の実施	生活費の支給				
実施の有無	有	有	有	無	無	無	無	有

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

- ・ NPO法人 ブリッジフオースマイルに委託。
- ・ 各施設等への訪問やアクセスのしやすさを考慮し、佐賀市内に退所者等のための巣立ち応援拠点「さが・こんね」を開設
- ・ 電話相談受付（12:00～22:00（土曜日及び開放日は除く））や面談の場所としての活用のほか、毎週水曜日（14:00～18:00）、日曜日（14:00～20:00）は開放日としており、対象者（入退所者及び関係者等）が気軽に集まり意見交換等を行う場所として提供している。
- ・ 必要に応じて県外就職者等へのアウトリーチ型支援を実施。

1 早い段階から相談しやすい環境づくり

- 施設等に入所中または退所した子どもたちが気軽に立ち寄れる・帰ってこれる場所を提供し、困ったときにいつでも相談ができる関係を構築していただくための、**子どもたちの居場所として、退所者等のための巣立ち応援拠点「さが・こんね」を設置。**

- 生活相談や就労相談などのプライベートな悩みについては、信頼できる大人でなければ気軽に相談できないこと、また、「さが・こんね」に来ることが困難な遠方の施設入所児童への対策が必要であったことから、**月に1度、各施設に相談窓口を設置し、交流や相談を受け付ける「出張居場所事業」を実施。**

- 施設等に入所中の中高生を対象としたキャリア準備講座（就職や進路などのキャリアについて考えるセミナー）やインターンシップ、高校三年生を対象とした巣立ちプロジェクト（一人暮らし準備セミナー）など、**入所中からの自立支援を実施。**

佐賀の里朝家庭や退所者等に寄り添う子どもたちに笑顔を！

Bridge For Smile
NPO法人ブリッジフォースマイル

ブリッジフォースマイルは、里朝家庭や退所者等施設で生活している子どもたちの自立支援をしているNPO法人です。2018年8月より佐賀県「18歳の巣立ち応援事業」を受託しました。

巣立ちセミナー
高校3年生に向けて、入所から卒業までの生活スキルを身につけてもらうためのセミナー形式の講座を実施しています。参加費は無料です。お申し込みは0900-9000000までお電話ください。

キャリア準備講座
早い段階に就労体験や職業観を養い、将来の夢や進路について考えるセミナーです。県内の企業様にご協力いただき、実際の仕事の内容ややりがいを、どんな人に向いているかなどを相談することができます。

就労体験インターンシップ
県内の企業様にご協力いただき、子どもたちが2～5日間の職業体験をすることができます。実際に労働や責任を体験したり、自分でパンを作ってみたり、とても楽しい研修です！

主な事業内容
入所中も退所後も支援に立ち寄れる居場所「さがこんね」の運営
退所後のアフターケア（生活相談、就労支援、個別相談、就労相談、退所後のアフターマンサポートやイベント開催、居場所運営など）
その他、継続支援計画の作成、個別支援、就労相談、生活相談、退所後のアフターマンサポートやイベント開催、居場所運営など

さがこんね
に、遊びにこんね！

居場所事業「さがこんね」
入所中も退所後も支援に立ち寄れる居場所「さがこんね」の運営
退所後のアフターケア（生活相談、就労支援、個別相談、就労相談、退所後のアフターマンサポートやイベント開催、居場所運営など）
その他、継続支援計画の作成、個別支援、就労相談、生活相談、退所後のアフターマンサポートやイベント開催、居場所運営など

出張居場所事業
県内6箇所に月に1回出張しています。中高生から進路や進路の相談を受けたり、BASのプロプログラムを案内しています。

ポランティア活動と参加条件
県立カネサカセンターキャリア準備講座（集合型セミナー）
「自立サポーター」184名（主催者）
「退所後のアフターマンサポート」
「さがこんね」居場所サポーター（退所後の伴走、相談支援）
「自立サポーター」スタッフ養成講座（全3回）の受講が必要
希望者のみには見学・体験（1日）形式の振り廻り面談の上、サポーター登録します

CHECK! 期待される効果、取組効果>

- 普段から交流や相談を受けていることで、より実効性のある継続支援計画の策定、支援が可能となる。また、なにか困りごとがあった際の相談先の選択肢として意識付けができ、また、相談しやすい環境を構築できる。
- 入所中から退所後まで関係が続くことで、退所者の孤立を防ぐことができる。
- 施設職員との信頼も得ることができ、こども本人からの相談だけでなく、施設職員を経由した相談も受けることができる。また、施設職員と退所後のこどもの状況情報を共有することができることから、必要に応じた効果的な支援が可能となる。

2 NPO法人事業との連携

- 2016年に佐賀県に拠点を置いてから県が事業を委託する2年間は、NPO法人が独自に退所者支援を行っており、**県事業では対応が難しいところについては、NPO法人事業として継続し、必要に応じて連携**している。

- 具体的には、**自立ナビ（ボランティアスタッフと退所者がペアを組み、月に1度は顔を合わせて近況報告）**や巣立ちプロジェクトプログラム（一人暮らし準備セミナーの参加状況に応じて、退所後に一人暮らしに必要な家電等をプレゼント。家電等については、NPO法人への寄付物品により調達）などを実施。

- 自立ナビでは、ボランティアスタッフからの情報提供等により県事業での支援につなげたり、巣立ちプロジェクトプログラムでは、退所に向けたアルバイト等で忙しい状況であっても参加しやすいと評価されている。

- このほか、「さが・こんね」の開放日には、NPO法人のボランティアスタッフが訪れ交流するなど、様々な経歴を持つ大人との交流は、将来の進路選択や自立に向けたよい刺激となっている。



＜期待される効果、取組効果＞

- **県事業における制約や予算の都合上対応が難しいものであってもNPO法人と連携すること**で、よりよい事業展開が可能となる。

自立ナビのご案内

ブリッジフォースマイルは、皆さんが施設を退所した後も繋がってみたいと思っています！

『自立ナビ』は、これからも皆さんと繋がっていくためのプログラムです。

基本的には月に1回、ペアを組むサポーターさんと会って、

- ・カフェなどで雑談や相談をしたり、
- ・好きな食べ物を一緒に食べに行ったり、
- ・ウィンドウショッピングを一緒にしたり、
- ・趣味のイベントや温泉へ行ったり、
- ・20歳をこえたらお酒を飲みに行ったり、

などなど、皆さんの好みに合わせて色々なことができます。



※毎月1000円の面談補助費がでます。飲食費、交通費、レジャー費など

- ・気になる人は、自立ナビをしているサポーターさんや事務局スタッフに訊いてみましょう！同じ施設の先輩が利用していることもあるので、聞いてみるのもいいかもしれませんよ。
 - ・帰ったら職員さんに、こんなプログラムがあるらしいよ、と伝えておいてください。
 - ・希望する人は、巣立ち最終回(1月)で申込書を書いていただく予定です。
- その際、サポーターさんの自己紹介シートを見ながらペアを組みたい人を選んでもらいます！



3 対象者の希望に応じた居住支援

- ・ 社会的養護を受けていたことの中には、親権者に頼れず、未成年であることや連帯保証人が立てられないこと、家賃保証会社の審査が通らないことなどから住居が確保できず、やむなく県外の寮付きの事業所へ就職せざるを得ない者もいる。
 - ・ また、こうしたこともが、解雇・離職・退職となった場合は寮からの退去（以下、「離職退去者」という。）を余儀なくされており、その後の住居の確保について苦慮している現状があった。
- ⇒ このような状況を解消するため、関係各所と調整を行い、民間住宅については、社会的弱者への居住支援を実施している「**一般社団法人すまいサポートさが**」と**賃貸保証や家賃保証を実施している「ナツプ賃貸保証株式会社」の協力を得て、連帯保証人が確保できなくても住居が確保できる仕組みを構築（※）**。
- 離職退去者に限定されるものの、県営住宅に関しても関係部局の協力により、住居が確保できる仕組みを構築することができた。

※ 居住支援実施の流れ

- 
- (1) 利用希望者が県事業の窓口へ連絡
 - (2) 県事業の窓口から一般社団法人すまいサポートさがへ連絡
 - (3) 一般社団法人すまいサポートさがによる面接
 - (4) 物件選定、確保
 - (5) 使用者契約



＜期待される効果、取組効果＞

- 親権者に頼れないばかりに、やむなく見知らぬ県外への転出を選択せざるを得ないことも、県内に残るといふ選択肢を与えられることで、進路選択の幅を広げることができる。
- 県外に就職したこともでも、県内に戻ってやりなおす機会を与えることができる。

＜他分野との連携＞

1. 大分県

地域若者サポートステーションを活用した
アフターケアの実施



- 社会的自立に様々な悩みを抱える青少年及びその家族への総合相談窓口「おおいた青少年総合相談所」によるワンストップ対応

1. 基礎情報

＜地域の特徴＞

- 18歳未満の人口が172,074人うち要保護児童が501人(0.29%) (H31.3.31現在)
- 退所者支援については、NPO法人に委託して「社会的養護自立支援事業」を実施している。
- 児童養護施設の職業指導員と児童アフターケアセンターおおいたとで毎月連絡会を開催し、退所児童の就労自立相談援助について連携した支援を行っている。
- ひきこもり、就労、児童養護施設等退所後の自立など、青少年が抱える様々な悩みに対応する総合的な相談窓口として「おおいた青少年総合相談所」を設置しワンストップで対応している。

＜措置解除児童数（平成29年度中）＞

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	52人
児童心理治療施設	3人
児童自立支援施設	8人
自立援助ホーム	2人
里親	27人
ファミリーホーム	6人

＜社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）＞

内容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	有	有	有	無	有	無	無

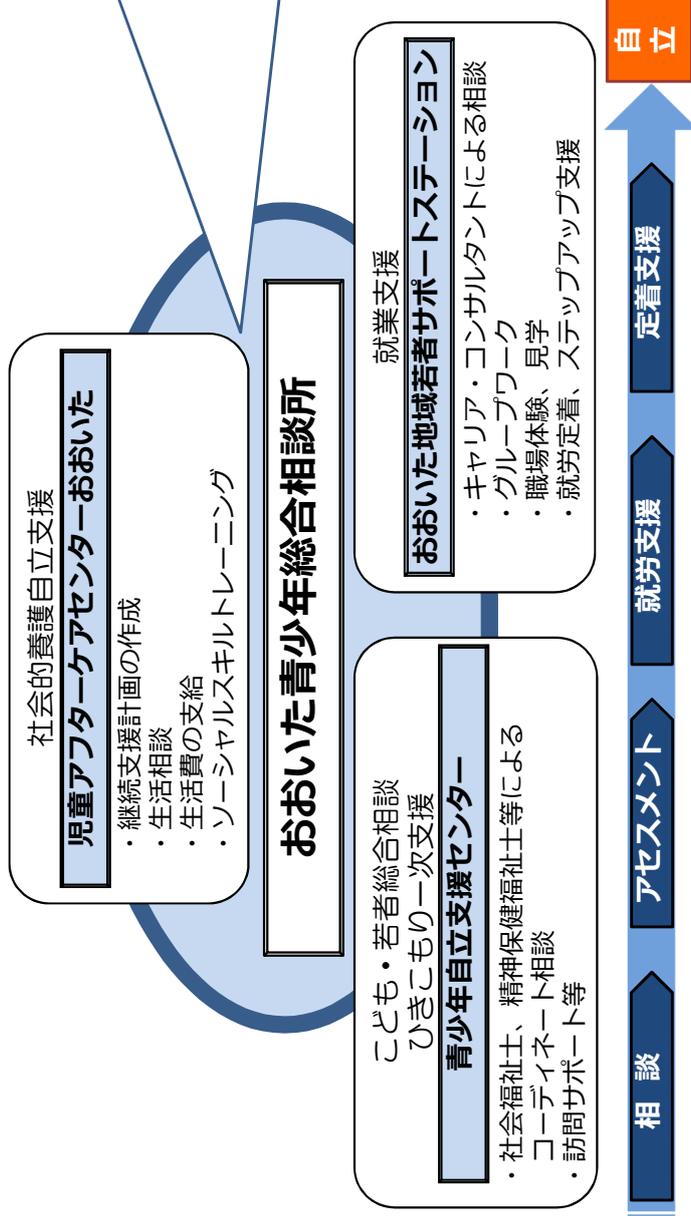
＜社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容＞

- NPO法人 おおいた子ども支援ネットに委託し実施。支援機関名「児童アフターケアセンターおおいた」
- 平日9：30～17：30までの間、児童養護施設等の退所者を対象として職員による相談を実施する場を設けている。
- 家庭や職場への訪問、役場等への同行支援等、アウトリーチも行っている。

2. 取組内容

1 社会的自立に様々な悩みを抱える青少年及びその家族への総合相談窓口「おおいた青少年総合相談所」によるワンストップ対応

- ひきこもり、就労、社会的養護自立支援等、青少年が抱える悩みには、相談内容に応じ各支援機関が対応してきた。しかし、相談機関が分散していたため、支援が途切れる恐れがあった。
- 平成25年に県内で発生した少年による集団暴行事件を受けて大分県青少年対策本部会議で策定された対策に基づき、**青少年への切れ目のない支援を行うため分散していた3機関を1箇所に集約し、相談窓口をワンストップ化するための「おおいた青少年総合相談所」を平成26年に設置した。**



取組事例

児童アフターケアセンターが他のセンターと連携をしながら以下の取組を行っている。

- ▶ 各センターの専門家のアドバイスを支援に活用している。
- ▶ 社会資源の情報共有によりニーズに応じた支援を行っている。
- ▶ キャリアコンサルタントの助言のもと就労準備を行い、就職につないでいる。
- ▶ 就職後も生活面、就労面、両方の相談に応じることで、就労を継続している。
- ▶ 退職後も生活面や就労面の相談に応じ、孤立せず、社会復帰に向けた準備を行っている。

＜期待される効果、取組効果＞



- 1 か所集中により利用者の物理的・心理的負担が軽減し、継続的な支援ができる。
- 連携の緊密化、専門家の集約により支援機能の強化につながっている。
- 生活や就労の相談段階から定着まで一貫した支援を行い、自立した生活につながっている。

＜他分野との連携＞

2. 京都市

青少年育成団体を活用した生活相談等 の実施

京都市の取組



- 入所中から退所後までを総合的に支援する「自立支援コーディネート事業」の実施
- 施設・里親宅から大学等に通学する児童に対して「居住・生活支援事業」を実施
- 青少年育成団体が相談援助・講習会・講習会・交流事業を行う「生活相談等支援事業」の実施

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- ・ 児童人口に対して施設が充実しており、里親への委託率が低い。
- ・ 施設入所者数は年々減少している。
- ・ 平成29年に「児童養護施設等退所者の生活状況及び支援に関する調査」を実施。
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000227765.html>)
- ・ 市独自の制度によって退所後支援を早くから実施しており、約7割の退所者が施設と日常的な連絡を取り合う等、施設が大きな社会資源となっている。
- ・ 自立支援コーディネーターを児童養護施設7箇所及び児童心理治療施設1箇所
所に配置（各施設に委託/兼任）している。
- ・ 退所に向けた一人暮らしの練習の居室及び退所児同士の交流、退所児の相談
援助を行う設備の整備等に対して、1施設につき最大750万円を支援している。

<措置解除児童数（平成30年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	50人
児童心理治療施設	5人
児童自立支援施設	12人
自立援助ホーム	5人
里親	12人
ファミリーホーム	1人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内 容	社会的養護自立支援事業					就労相談の実施
	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	
実施の有無	有	有	有	有	有	無

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

委託先（公財）京都市ユースサービス協会（青少年育成団体）

- 支援内容：① 入所児童向け講習会（地域生活を始めるうえで必要な知識等をつけるための講習会を措置委託中から実施）
② 相談支援と交流事業の実施（各青少年活動センターを「分かりやすい相談窓口」とするとともに、退所者が孤立しないよう月1回交流事業を実施）

1 入所中から退所後までを総合的に支援する「自立支援コーデイネーター事業」の実施

- 市独自制度での金銭支給はあるものの、社会的養護自立支援事業を開始するまで退所者支援は統一されておらず、各施設の努力に頼らざるを得ない状況にあり、その支援体制が確立できていなかった。
- ⇒ 児童養護施設7箇所、児童心理治療施設1箇所に**自立支援コーデイネーターを1名ずつ配置し、施設等退所者が日々の生活で抱える不安や悩みについて相談に応じるとともに、退所後の自立に向けて、入所中から退所後を見据えた計画的な支援を実施する。**

- ① 事業説明・状況把握等 義務教育が終了した段階で事業趣旨を説明し、同意書を徴取。対象者と支援機関等からの情報提供に基づき、アセスメントと課題を把握する。
- ② 関係者会議の開催 継続支援計画を策定するために関係機関を集めた会議を主催し、状況とニーズを多面的に把握し、課題の確認と目標設定を行う。
- ③ 継続支援計画の作成（見直し） . . . 目標達成のための具体的な支援内容や方法、活用制度を定めた計画を策定する。
- ④ 支援の実施 各支援機関による支援状況を把握し、継続支援計画に基づく支援を行う。社会的養護自立支援事業の経費や事業費等の申請等を行う。
- ⑤ 支援の見直し 状況（大学進学、就職、中退、退職等）に応じて継続支援計画の見直しを適宜行う。
- ⑥ 支援の終結 対象者の生活が安定し社会的自立を達成する、目標を達成する等の場合、関係者会議において支援終了を確認のうえ、終結。



＜期待される効果、取組効果＞

- 入所中から対象者を取りまく全体像を把握する核として、積極的に社会資源にはたらきかけることで、効果的な支援を行うことができる。
- 退所者支援の役割を担う職員が明確化され、支援体制が確立された。

◆ 施設・里親宅から大学等に通学する児童に対して「居住・生活支援事業」を実施

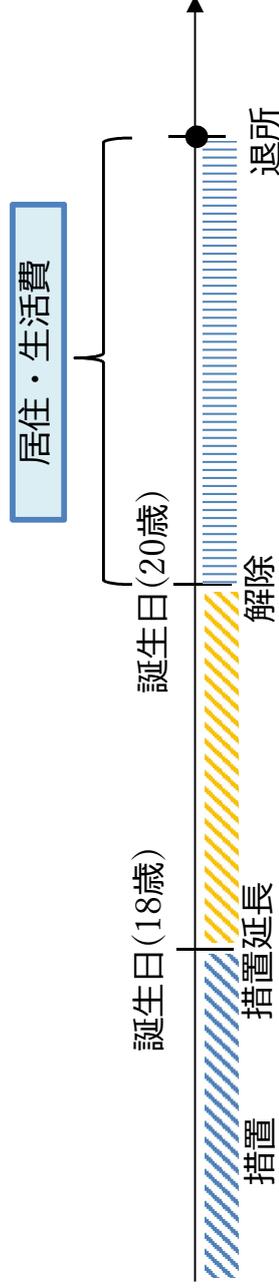
【概要】

退所後に頼れる大人がない場合でも、安定した生活が送れるよう、大学等に進学し支援が必要な、措置解除後も施設等で居住を続ける者等に対し、**居住・生活費を施設等を通じて原則22歳まで支給**する。

＜平成30年度実績 2,512,290円（4人）＞

● 施設居住型支援

措置委託解除後も引き続き、里親等の居宅、児童養護施設等における居住の場の提供や、食事の提供などの日常生活上の支援、生活費の至急等を実施することにより、対象者の社会的自立のために必要な安定的な住まいや生活を確保するための支援を行う。＜支給金額 109,230円/月＞



● 一般賃貸住宅居住型支援

支援対象者のうち、施設等を退所後に、一般賃貸住宅に居住し就学していたが、疾病等やむを得ない事情により中退した者が一般賃貸住宅に居住する場合に、施設等において自立生活への不安や悩み等の相談に対応し、生活費の支給を行う。（支給金額 50,000円/月）



＜期待される効果、取組効果＞

- 在学中の生活費の経済的不安が減少し、安心して勉学に集中できる。
- 退所後の悩みの相談、施設内で自立生活の練習等ができるため、退所後の生活への不安が軽減する。

3 青少年育成団体が相談援助・講習会・交流事業を行う「生活相談等支援助事業」の実施

【概要】

必要な知識等を学ぶための支援を入所中から実施するとともに、生活上の困りごと等に対する相談援助や、孤立を防止するために同じ境遇を持つ者同士が交流できる場を提供する。

また、施設等の職員に対し、**活用できる支援策の理解を深めるための研修等を実施**することにより、児童処遇の強化を図る。

「分かりやすい相談窓口」としての青少年活動センター（市内7箇所）での相談援助

入所児童向け講習会

入所中から、退所後に社会生活を送るうえで必要な一般知識等を身につけられるよう講習会を実施。

交流事業「いこいな」

参加者同士がともに食事やその準備、片付けをしながら仲間と語り、安心して過ごせる場を提供。

施設等職員向け研修会

対象施設職員に対し、自立支援のために活用できる施策の理解を深める研修実施による支援の強化。

CHECK!

<期待される効果、取組効果>

- 施設以外の社会資源、制度、場等を知ること、**悩みを相談できる力がつく。**
- 交流事業の参加者から**生活の悩みが出ることも多く、施設と青少年活動センターが情報共有をしながら支援を行っている。**

4 その他の市独自制度

一時的経費支給事業（社会的養護自立支援事業）

- ・ 就職又は大学等に進学した際に、衣服類や家具什器等の購入経費として、80,000円を支給する。
- ・ 自立に向けた就職活動に要する経費として、原則6箇月以内を上限に月額5,000円を支給する。

＜平成30年度実績 1,209,660円（16人）＞

児童養護施設退所児童等進学支援事業

- ・ 児童養護施設及び母子生活支援施設入所中又は里親委託中で高校等の卒業を控えた児童が、経済的困窮を理由に進学を諦めたり、中退することがないよう、学業により専念できる環境を整備する。

- ・ 支給金額：年間学費（各種免除後）×50%（上限36万円／人・年）

＜平成30年度実績 1,543,100円（6人）＞

児童養護施設等退所者修学費支給事業

- ・ 大学等在学中も安定した給付を行うことで、退所者が修学後も経済的に困窮しないよう支援する。
- ・ 支給金額：2万円／月（24万円／年）

＜平成30年度実績 2,740,000円（12人）＞

児童養護施設等退所児童自立拠点確保事業

- ・ 自立の拠点となる居宅を借り上げるとともに、当該居宅を訪問することにより、児童の自立促進のための生活指導、その他日常生活における相談援助及び助言指導を行う。（※退所後2年間で上限）
- ・ 支給金額：事業を実施する児童養護施設に対し、対象児童1人当たり月額上限30,000円を支給

＜平成30年度実績 3,030,000円（9人）＞



＜期待される効果、取組効果＞

- 措置費や社会的養護自立支援事業等の不足分を補い、自立生活を支援する。

<その他>

1. 福岡県

大学等進学支援の実施



● 施設入所児童大学等進学支援事業の実施

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- ・ 県総人口5,034,465人、児童数は802,903人うち要保護児童が1,538人（0.19%）。
- ・ 県所管人口2,555,018人、児童数は425,293人うち要保護児童が697人（0.16%）。
- ・ 政令市人口2,479,447人、児童数は377,610人うち要保護児童が841人（0.22%）。
- ・ 相談支援機関として、NPO法人そだちの樹に業務委託している。
- ・ 退所者支援については、県の単独事業として「施設入所児童大学等進学支援事業」を実施している。

<措置解除児童数（平成29年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	114人
児童心理治療施設	4人
児童自立支援施設	14人
自立援助ホーム	2人
里親	33人
ファミリーホーム	10人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	有	有	有	有	有	無	有

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

- ・ NPO法人「そだちの樹」に委託して実施。
- ・ 児童福祉や法律等の専門スキルを持つスタッフを配置し、施設に入所中から退所後まで一貫した相談支援、生活支援、就労支援を行い、施設退所後の継続支援計画を関係者協議の作成している。また、退所者の意見交換の場を提供することで、退所者の居場所づくりを進めている。

1 施設入所児童大学等進学支援事業の実施

- 県の単独事業として、児童養護施設等に入所している児童のうち、大学等進学にあたり保護者等から経済的支援が望めない者に対し、**大学等進学にかかる受験料及び入学金を支給する「施設入所児童大学等進学支援事業」を実施。**

(1) 対象者

ア 里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホーム（以下「対象施設」という。）に措置されている児童等

イ 対象施設への措置を解除された児童等であって、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者

ただし、「社会的養護自立支援事業等の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、措置解除後、自立のための支援を継続して受けており、原則として、支援コーデイネーターによる継続支援計画が作成されている者に限る。

(2) 対象経費

大学等受験料、大学等入学金（上限：30万円、実費額と上限額を比較して低い方）

※ この事業の補助金は、1回限り申請できるものとし、過去に補助対象となった児童等については、対象外である。

＜事業実績＞（事業開始：H28年度）

年度	H28	H29	H30
申請者数	7人	10人	11人
支給額	603,800円	1,329,800円	1,395,600円

参考：児童養護施設等に入所している児童の進学率

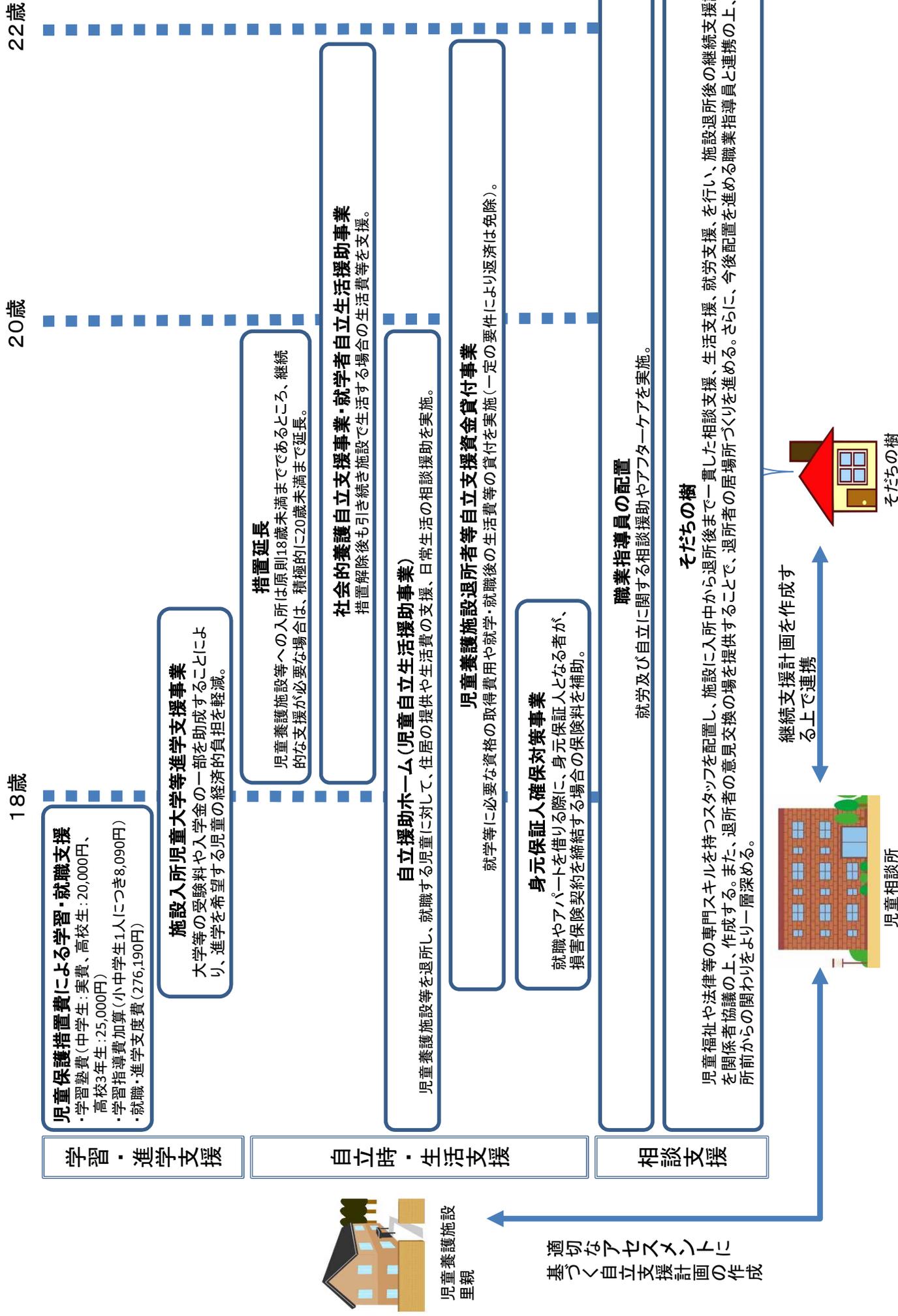
年度	H28	H29	H30
卒業者数	42人	33人	39人
進学者数	6人	8人	13人
進学率	14.3%	24.2%	33.3%



＜期待される効果、取組効果＞

- 進学希望者の経済的な負担を軽減し、児童の自立を支援する。

自立支援機能の強化に係る体系図



令和元年度養子縁組民間あっせん機関実態調査結果

○調査の趣旨

「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」（平成28年法律第110号。以下「法」という。）に基づく養子縁組あっせん事業の、令和元年度における実態を把握する。

○調査方法

法第2条第5号に規定する民間あっせん機関（以下「民間あっせん機関」という。）を所管する全国の70自治体（47都道府県、20指定都市、3児童相談所設置市）を通じて調査を実施した。

○調査対象

調査日（令和2年7月10日）時点で法第6条第1項の許可を受けている民間あっせん機関

○対象期間

平成31年（2019年）4月1日～令和2年（2020年）3月31日
（当該民間あっせん機関が法附則第2条に基づき経過措置の対象であった期間を含む。）

1 事業者について (概要)

法人の名称	法人の種類別	代表者名	事業所名	所在地	許可年月日	責任者の資格
医療法人社団弘和会	医療法人	森 泰宏	産科婦人科病院	北海道	2018/9/28	医師
特定非営利活動法人NPO Babyほけつと	特定非営利活動法人	岡田 卓子	特定非営利活動法人NPO Babyほけつと	茨城県	2018/10/1	社会福祉士
医療法人さずな会	医療法人	鮫島 浩二	医療法人さずな会 さめじまボンディングクリニック	埼玉県	2018/6/15	医師
一般社団法人 命をつなぐゆりかご環の会	一般社団法人	大羽賢 秀夫	命をつなぐゆりかご事務局長	埼玉県	2018/6/5	看護師
特定非営利活動法人 環の会	特定非営利活動法人	星野 寛美	特定非営利活動法人 環の会	東京都	2018/9/26	社会福祉士
一般社団法人アクロスジャパン	一般社団法人	小川 多鶴	アクロスジャパン	東京都	2018/10/24	助産師
社会福祉法人 日本国際社会事業団 (ISSJ)	社会福祉法人	永坂 哲	社会福祉法人 日本国際社会事業団 (ISSJ)	東京都	2018/12/26	社会福祉士
特定非営利活動法人 フローレンス	特定非営利活動法人	駒崎 弘樹	特定非営利活動法人 フローレンス	東京都	2018/12/26	社会福祉施設職員 (3年以上)
一般社団法人ベアホープ	一般社団法人	ロング 朋子	一般社団法人ベアホープ	東京都	2019/1/24	社会福祉士
医療法人 青葉会	医療法人	神野 佳樹	神野レディースクリニック	滋賀県	2018/11/1	助産師
特定非営利活動法人 みぎわ	特定非営利活動法人	松原 宏樹	みぎわ	奈良県	2018/8/1	社会福祉士
特定非営利活動法人 ストークサポート	特定非営利活動法人	倉田友紀	特定非営利活動法人 ストークサポート	和歌山県	2018/9/26	社会福祉士
医療法人社団 諄友会	医療法人	田中 泰雅	田中病院	山口県	2018/9/7	医師
一般社団法人 おきなわ子ども未来ネットワーク	一般社団法人	山内 優子	おきなわ子どもみらいポケット	沖縄県	2019/4/25	助産師
医療法人 明日葉会	医療法人	高後 裕匡	札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル	札幌市	2018/9/11	助産師
社会福祉法人 生活クラブ	社会福祉法人	池田 徹	生活クラブ風の村特別養子縁組あつせん事業部	千葉市	2019/10/31	社会福祉士
公益社団法人 家庭養護促進協会	公益社団法人	芝野 松次郎	大阪事務所	大阪市	2019/5/13	社会福祉士
公益社団法人 家庭養護促進協会	公益社団法人	芝野 松次郎	神戸事務所	神戸市	2018/10/10	社会福祉士
一般社団法人 岡山県ベビ-救済協会	一般社団法人	中村 淳一	岡山県ベビ-救済協会	岡山市	2018/12/25	医師
医療法人 河野産婦人科クリニック	医療法人	河野 美代子	河野産婦人科クリニック	広島市	2018/12/4	医師
医療法人 聖粒会	医療法人	蓮田 太二	医療法人 聖粒会 慈恵病院	熊本市	2018/7/13	医師
医療法人社団 愛育会	医療法人	福田 桐	医療法人社団 愛育会 福田病院 地域連携室 特別養子縁組部門	熊本市	2018/7/26	社会福祉士

3 養親希望者からの申込み状況

(1) 申込み件数(養親希望者の住所別)

(件)

住所	申込み件数	住所	申込み件数	住所	申込み件数
北海道	4	三重県	10	沖縄県	13
青森県	2	滋賀県	12	札幌市	9
岩手県	4	京都府	9	仙台市	7
宮城県	4	大阪府	52	さいたま市	20
秋田県	3	兵庫県	36	千葉市	1
山形県	6	奈良県	10	横浜市	28
福島県	10	和歌山県	3	川崎市	17
茨城県	19	鳥取県	2	相模原市	2
栃木県	12	島根県	5	新潟市	0
群馬県	3	岡山県	4	静岡市	0
埼玉県	32	広島県	4	浜松市	0
千葉県	28	山口県	19	名古屋市	8
東京都	105	徳島県	0	京都市	4
神奈川県	21	香川県	11	大阪市	22
新潟県	4	愛媛県	3	堺市	0
富山県	4	高知県	3	神戸市	18
石川県	1	福岡県	7	岡山市	9
福井県	7	佐賀県	1	広島市	6
山梨県	4	長崎県	5	北九州市	1
長野県	23	熊本県	0	福岡市	3
岐阜県	8	大分県	1	熊本市	5
静岡県	12	宮崎県	2	横須賀市	2
愛知県	29	鹿児島県	6	金沢市	0
				明石市	1
				その他 ※	41
				合計	767

※アメリカ(5)、シンガポール(4)、フランス(2)、カナダ(1)、イギリス(1)、イタリア(1)、オーストラリア(1)、ブラジル(1)、ポロランド(1)、ポルトガル(1)、韓国(1)、香港(1)、中国(1)、その他国内(18)、不明(2)

(2) 養親希望者の年齢 (申込み時点) (人)

養父希望者の年齢	申込み人数	養母希望者の年齢	申込み人数
25歳未満	2	25歳未満	4
25歳以上30歳未満	25	25歳以上30歳未満	23
30歳以上35歳未満	64	30歳以上35歳未満	73
35歳以上40歳未満	153	35歳以上40歳未満	101
40歳以上45歳未満	212	40歳以上45歳未満	288
45歳以上50歳未満	191	45歳以上50歳未満	200
50歳以上55歳未満	50	50歳以上55歳未満	25
55歳以上60歳未満	15	55歳以上60歳未満	5
60歳以上	5	60歳以上	0
合計	717	合計	719

4 児童の父母等からの申込み状況

(1) あっせんの申込みをした者（児童の父母等）の住所

(件)

住所	申込み件数	住所	申込み件数	住所	申込み件数
北海道	3	三重県	2	沖縄県	3
青森県	2	滋賀県	1	札幌市	12
岩手県	3	京都府	2	仙台市	4
宮城県	4	大阪府	30	さいたま市	1
秋田県	0	兵庫県	9	千葉市	1
山形県	1	奈良県	1	横浜市	7
福島県	0	和歌山県	1	川崎市	1
茨城県	5	鳥取県	1	相模原市	3
栃木県	2	島根県	0	新潟市	0
群馬県	1	岡山県	8	静岡市	0
埼玉県	33	広島県	2	浜松市	1
千葉県	13	山口県	3	名古屋	3
東京都	33	徳島県	0	京都市	1
神奈川県	15	香川県	1	大阪市	39
新潟県	1	愛媛県	0	堺市	3
富山県	2	高知県	0	神戸市	5
石川県	1	福岡県	2	岡山市	4
福井県	0	佐賀県	0	広島市	2
山梨県	0	長崎県	3	北九州市	1
長野県	3	熊本県	5	福岡市	2
岐阜県	4	大分県	2	熊本市	6
静岡県	3	宮崎県	3	横須賀市	1
愛知県	5	鹿児島県	3	金沢市	0
				明石市	0
				その他 ※	13
				合計	326

※Eジブト(1)、不明(12)

(2) あっせんの申込みをした者と児童との関係

あっせん申込み者	申込み件数
児童の父母	317
その他	9

(3) 児童の父母（実親）の年齢（申込み時点）（人）

実父の年齢	申込み人数	実母の年齢	申込み人数
15歳未満	2	15歳未満	9
15歳以上20歳未満	16	15歳以上20歳未満	49
20歳以上25歳未満	19	20歳以上25歳未満	90
25歳以上30歳未満	13	25歳以上30歳未満	46
30歳以上35歳未満	10	30歳以上35歳未満	23
35歳以上40歳未満	6	35歳以上40歳未満	18
40歳以上45歳未満	8	40歳以上45歳未満	14
45歳以上50歳未満	3	45歳以上50歳未満	2
50歳以上55歳未満	2	50歳以上55歳未満	0
55歳以上60歳未満	0	55歳以上60歳未満	0
60歳以上	1	60歳以上	0
不明	172	不明	75
合計	252	合計	326

(4) 申込み後の対応（件）

	件数
養子縁組をあっせん	221
自ら養育することを選択	28
親族による養育を選択	1
児童相談所へ相談、里親等の活用を選択	15
翌年度に継続	32
その他（消息不明、死亡等）※	29
合計	326

※他のあっせん事業者へ引継ぎ、消息不明、乳児院入所

5 成立事例について

(1) 所要日数

	許可後		経過措置	
	(平均日数)	142日	(平均日数)	244日
児童の父母からの申込み～同居開始	14日以内	38件	14日以内	0件
	15日～30日	25件	15日～30日	0件
	31日～60日	29件	31日～60日	0件
	61日以上	98件	61日以上	3件
同居開始～養子縁組申立て	(平均日数)	68日	(平均日数)	178日
	30日以内	49件	30日以内	0件
	31日～60日	64件	31日～60日	0件
	61日～120日	26件	61日～120日	0件
同居開始～養子縁組成立	121日以上	31件	121日以上	2件
	(平均日数)	315日	(平均日数)	382日
	180日以内	1件	180日以内	0件
	181日～360日	146件	181日～360日	2件
養子縁組申立て～養子縁組成立	361日～540日	38件	361日～540日	1件
	541日以上	3件	541日以上	0件
	(平均日数)	250日	(平均日数)	225日
	180日以内	24件	180日以内	1件
養子縁組申立て～養子縁組成立	181日～360日	141件	181日～360日	1件
	361日～540日	8件	361日～540日	0件
	541日以上	2件	541日以上	0件

※平均日数は回答があった事例について算出したもの

(2) 児童の年齢

	許可後		経過措置	
	0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 6歳以上	166件 13件 4件 1件 5件 0件 1件	0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 6歳以上	1件 0件 0件 2件 0件 0件 0件
養子縁組申し立て日の児童の満年齢				
養子縁組成立日の児童の満年齢				

(3) 成立後の養親子に対する支援

	許可後	経過措置
面談（訪問）	77件	1件
面談（来所）	59件	2件
相談（電話、メール等）	142件	3件
行事等	112件	0件
会報等の送付	121件	3件
その他の支援	74件	1件
【その他の内訳】 SNS・養育状況確認・オンライン面談、研修、児相家庭訪問、真実告知関連、定期検診や通院への同行、バースデーカード送付		

※同一事例について重複回答あり

子家発0326第1号
令和3年3月26日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{児童相談所設置市} \end{array} \right)$ 民生主管（部）局長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
（公 印 省 略）

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童に関する記録の保有及び当該児童に対する情報提供の留意点について

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）附則第4条において、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった者に対する当該養子縁組のあっせんに関する情報の開示等の制度の在り方について検討を加えるべきこととされている。

今般、「令和元年度（2019年度）厚生労働省子ども家庭局子ども・子育て支援推進調査研究事業 養子縁組あっせんにおける民間あっせん機関と児童相談所との連携や情報共有の在り方に関する調査研究 報告書」を参考として、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童に関する記録の保有及び当該児童に対する情報提供の留意点について別添のとおり策定したため、通知する。

貴職におかれては、内容について御了知いただくとともに、貴管下の民間あっせん機関に対し周知を図られたい。

なお、本通知については、個人情報保護委員会と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

（別添）民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童に関する記録の保有及び当該児童に対する情報提供の留意点について

（様式例1）児童に関する情報項目

（様式例2）児童の実父母等に関する情報項目

（様式例3）養親希望者に関する情報項目

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童に関する記録の保有及び当該児童に対する情報提供の留意点について

第一 目的

平成 28 年 6 月 3 日に児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）が改正され、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することが明確化された。

平成 30 年 4 月 1 日に施行された、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 4 条においては、民間あっせん機関は、児童の最善の利益に資する観点から、他の民間あっせん機関及び児童相談所と養子縁組のあっせんに必要な情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないことと規定されている。

また、民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（平成 29 年厚生労働省告示第 341 号）においては、養子縁組あっせんを受けて養子となった児童の出自を知る権利について、「民間あっせん機関は、児童が、自らが養子であること等について確実に養親から告知されるよう必要な支援を行うとともに、養子となった児童から、自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合には、丁寧に相談に応じた上で、当該児童の年齢その他の状況を踏まえ、自らの出自に関する情報を提供するのに適当なタイミングであるか否か等について、適切な助言を行いつつ、対応しなければならない」等とされている。

一方で、これらの法令や指針においては、養子となった児童の出自を知る権利を担保するために、具体的にどのような情報を記録すべきか、実父母等の個人情報などをどのように提供すべきかなどについて定められていない。特に民間あっせん機関に対しては、帳簿の備え付け義務や帳簿への概括的な記載事項（児童・実父母・養親に関する情報、養子縁組の経緯及び養子縁組が成立した後の状況）、帳簿を永年保存すべき旨は定められているものの、出自を知る権利の担保に照らして保存すべき情報の詳細な内容は規定されていない。

児童の権利条約においては、「できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」とされており、養子となった児童が自らのアイデンティティの確立や心理的安定を確保する上で、自らのルーツを知ることは極めて重要である。他方で、養子となった児童の実父母等の個人情報を保護することにも留意が必要である。

本通知は、実父母等のプライバシー等に配慮しつつ、養子となった児童の出自を知る権利を保障するために、記録すべき情報や当該児童や養親に対して当該情報を提供するに当たって留意すべき点を示すために策定したものである。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報法」という。）には、この通知に記載した論点以外にも、利用目的の特定（個人情報法第 15 条）、利用目的の通知等（個人情報法第 18 条）、安全管理措置（個人情報法第 20 条）、第三者提供記録の作成等（個人情報法第 25 条）等について規定されているため、実際に養子となった児童又は養親に情報提供するに当たっては、当該規定にも留意すること。

第二 記録すべき情報及び記録が望まれる情報並びに情報提供に当たっての留意点

I 記録すべき情報及び記録が望まれる情報

養子となった児童、養子となった児童の実父母及び養親となった者に関して、記録すべき情報又は記録が望まれる情報は以下のとおり。食べ物の嗜好や興味関心などに実父母との共通点を見いだすと安心する養子も多いとの報告もあり、情報を記録する際は、以下を参考にされたい。

様式例 1～3 として、情報を聴取する際の様式を示しているため、参照すること。

なお、障害、健康障害、既往歴等の要配慮個人情報（個人情報法第 2 条第 3 項）の取得に当たっては、原則として、本人から同意を取得する必要がある（個人情報法第 17 条第 2 項）が、民間あっせん機関が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、当該要配慮個人情報に関する本人が当該情報を提供したことをもって、当該個人情報取扱事業者が当該情報を取得することについて本人の同意¹があったものと解される。

1 養子となった児童に関する情報

（注）★は養子となった児童の要配慮個人情報。

- （1）あっせん時の氏名（ふりがな）
- （2）養子縁組後の氏名（ふりがな）
- （3）性別

¹ 個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。法定代理人等から同意を得る必要がある子どもの具体的な年齢は、対象となる個人情報の項目や事業の性質等によって、個別具体的に判断されるべきであるが、一般的には 12 歳から 15 歳までの年齢以下の子どもについて、法定代理人等から同意を得る必要があると考えられる。

- (4) 住所
- (5) 国籍
- (6) 本籍地
- (7) 出生日時
- (8) 出生場所（例：病院の名称、「自宅」等）
- (9) 出生時の状況
- (10) 血液型
- (11) 障害★
- (12) 健康状態・既往歴（アレルギー情報、遺伝性疾患、体質等を含む。）★
- (13) 実父母による養子縁組あっせんの申込日
- (14) 児童の委託開始日
- (15) きょうだいの氏名（ふりがな）
- (16) 成育情報をたどるために必要な児童の入所等措置歴（措置施設・里親名、連絡先を含む。）
- (17) あっせんに関わった機関名
- (18) 国際的な養子縁組の場合、出国日及び国籍取得日

2 養子となった児童の実父母に関する情報

(注) ★は実父母の要配慮個人情報。

(1) 記録すべき情報

① 個人に関する情報

(ア) 氏名（ふりがな）

(イ) 生年月日

(ウ) 住所

(エ) 国籍

(オ) 本籍地

(カ) 連絡先

(キ) 職業

(ク) 血液型

(ケ) 障害★

(コ) 健康状態・既往歴（アレルギー情報、遺伝性疾患、体質等を含む。）★

(サ) あっせんにかかわった機関名

(シ) 養子縁組の相談の経緯、委託理由

② 情報提供等の同意・希望

(ア) 養子となった児童への情報提供に係る同意の有無

(イ) 養子となった児童から実父母への連絡の可否に係る希望

(ウ) 養親から実父母への連絡の可否に係る希望（養子となった児童に重

大な疾患があり実父母の協力が必要な場合等を含む。)

- (エ) 養子となった児童が死亡したときの連絡の希望
- (2) 記録が望まれる情報
 - ① 実父母から養子となった児童に対する情報
 - (ア) 養子となった児童の命名理由
 - (イ) 養子となった児童への思い (出産後の気持ちや将来への希望)
 - ② 実父母のその他の情報
 - (ア) 実父母の関係性
 - (イ) 実父母の生育歴 (入所等措置歴を含む。)
 - (ウ) 家族構成
 - (エ) 生活の状況
 - (オ) 学歴
 - (カ) 性格
 - (キ) 宗教★
 - (ク) 嗜好 (趣味、癖、飲酒・喫煙の有無、好きな教科・食べ物、興味・関心、将来の夢等)
 - (ケ) 妊娠の経過、養子となった児童の出生までの実父母の状況、実父母の身長・体重、祖父母の情報、実父母に病気等何かあった場合に養子となった児童に知らせたいか
 - ③ その他の記録
 - (ア) 実父母から養子となった児童又は養親への手紙の有無
 - (イ) 養子となった児童、実父母等の写真の有無
 - (ウ) その他書類の写しの有無 (戸籍謄本、母子健康手帳★、出生届、里親委託同意書等)

3 養親となった者に関する情報

(注) ★は養親の要配慮個人情報。

- (ア) 氏名 (ふりがな)
- (イ) 生年月日
- (ウ) 住所
- (エ) 国籍
- (オ) 本籍地
- (カ) 連絡先
- (キ) 職業
- (ク) 勤務先
- (ケ) 収入
- (コ) 健康状態・既往歴(アレルギー情報、遺伝性疾患、体質等を含む。)★

- (サ) 住居の状況
- (シ) 家庭の状況（婚姻の有無を含む。）
- (ス) 同居の家族（実子の有無を含む。）
- (セ) 養子縁組のあっせんを希望する理由

第三 情報提供に当たっての考え方

I 情報の提供が求められる具体的な場面について

実父母等の情報の提供が求められる具体的な場面としては、例えば、以下の1及び2が考えられる。それぞれについて、提供目的と、提供が求められる情報の例について、具体的な場面と併せて例示する。

- 1 養子となった児童が自ら又は実父母等の情報について知りたいと民間あっせん機関に連絡するケース（養子となった児童が少年期（小学校就学期から18歳未満の間）の頃である場合や成人してからの場合が多いと考えられる。）

（1）提供目的： 養子となった児童本人のアイデンティティ確立

（2）提供が求められる情報の例：

- ・ 第二のIの1「養子となった児童に関する情報」に記載の情報
- ・ 第二のIの2「養子となった児童の実父母に関する情報」に記載の情報

- 2 養親が養子となった児童又は実父母等の情報について知りたいと民間あっせん機関に連絡するケース（養子となった児童が乳幼児（生まれてから小学校就学前まで）の頃である場合が多いと考えられる。）

○ケース1

（1）提供目的： 養子となった児童に対する真実告知（当該児童の出自に関する情報を伝えること）のため

（2）提供が求められる情報の例：

- ・ 第二のIの1「養子となった児童に関する情報」に記載の情報
- ・ 第二のIの2「養子となった児童の実父母に関する情報」に記載の情報

○ケース2

（1）提供目的： 養子となった児童のアレルギーの有無や将来障害・疾病を発病する可能性等の確認のため

（2）提供が求められる情報の例：

- ・ 実父母の障害・健康状態・既往歴

II 情報提供に当たっての考え方

第三の I で例示した場面において提供が求められる実父母等に関する情報については、以下の 2 種類に大別することができる。

- (A) 実父母の個人情報のうち、養子となった児童の生命・健康にかかわるもの（実父母の障害・健康状態・既往歴）
- (B) 実父母等の (A) 以外の個人情報（実父母の氏名、住所、連絡先、養子縁組の相談の経緯、養子となった児童の命名理由、養子となった児童のきょうだいの氏名、里親名及び里親の連絡先等）

民間あっせん機関は、養子となった児童又は養親が将来実父母等の情報を求めた場合に適切に対応できるように、養子となった児童又は養親への情報提供に係る同意の有無につき聴取し記録しておく必要がある。このとき情報提供について実父母等の同意が得られていれば、養子となった児童が成長後に実父母等に関する情報を求めた場合又は養親が養子となった児童に伝えるために実父母等に関する情報を求めた場合、提供することができる。

一方で、実父母等の同意がない場合の対応は下記のとおり。

1 (A) の情報の提供に係る同意がない場合

実父母の障害・健康状態・既往歴については、養子となった児童のアレルギーの有無や将来障害・疾病を発病する可能性等の確認のため、養親ひいては養子となった児童が知る必要がある情報であり、養子となった児童のアイデンティティ確立や心理的安定のために知るべき情報の中でも、とりわけ養子となった児童の生命及び健康にかかわる重要なものである。

民間あっせん機関が、実父母の情報を個情法第 2 条第 6 項に定める個人データ（個情法第 2 条第 4 項に定める個人情報データベース等（個人情報を含む情報の集合物であって、コンピューターで検索することができるなど、体系的に構成したものをいう。）を構成する個人情報をいう。）として保有している場合において、養子となった児童又は養親が当該個人データの提供を求めた場合は、個情法第 23 条第 1 項本文の規定により、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、当該個人データを第三者に提供してはならない（ここでいう「本人」は実父母、「第三者」は養子となった児童又は養親をいう。）。

しかし、上記のとおり、(A) の情報は、養子となった児童の生命及び健康にかかわる重要なものであることから、個情法第 23 条第 1 項本文の例外規定である同項第 2 号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」に該当し、「本人の同意を得ることが困難であるとき」には、養子の生命及び身体の保護のため、実父母の同意がなくとも養子となった児童又は養親に提供することができる。

なお、養子となった児童又は養親が (A) の情報を求めた際に、情報の中に実父母から情報を取得した時点で養子となった児童又は養親への情報提供に実父母等が同意していないものがある場合は、第三の III の 2 も参照すること。

2 (B) の情報の提供に係る同意がない場合

(B) の情報については、実父母の障害・健康状態・既往歴以外のあらゆる実父母等に関する個人情報を含み得るものであり、養子となった児童のアイデンティティ確立や心理的安定につなげるために必要な情報ではあるものの、

(A) の情報ほど重要なものとはいえ、通常は「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」に該当しないと考えられる。

よって、(B) の情報が実父母等の個人データに該当する場合には、原則として、個情法第 23 条第 1 項本文の規定により、あらかじめ本人である実父母等の同意を得ないで、当該個人データを第三者に提供することはできない。

また、養子となった児童の知る権利を優先し、実父母等の同意がなくとも提供できるものとする、(A) 及び (B) の情報について全て実父母等の同意なく提供することができることとなり、実父母等の情報の提供に当たって実父母等の意思が全く介在しないこととなるが、そうすると実父母等があっせん機関への情報提供に応じない、あるいは実父母が特別養子縁組を望まないといった事態につながることを考えられることから、(B) の情報については、実父母等の同意がある場合に情報の提供を行うべきである。

III 情報提供に当たっての留意事項

1 同意の撤回について

実父母等の情報を養子となった児童又は養親に提供することにつき同意が得られていた場合でも、実父母等の生活状況の変化等により、養子となった児童が情報を求めてきた時点では、情報提供の同意について実父母等が翻意している可能性もある。そこで、実父母等の意思を丁寧に確認する観点から、実父母等がその同意を撤回することができる方策を準備しておくことが考えられる。

そのため、民間あっせん機関が実父母等から情報を聴取し記録する際は、実父母等に対し、実父母等に関する情報を記録し、養子となった児童に提供する趣旨について必ず説明するとともに、情報提供の同意は撤回が可能であること及び撤回する場合の連絡方法について併せて説明することが考えられる。

このとき、撤回する場合の連絡方法について、あっせんに関わった機関が民間あっせん機関であれば当該民間あっせん機関とする等、実父母等には具体的に連絡先等を伝えること。

なお、同意を得てから情報提供までの間に民間あっせん機関が事業を廃止することも想定されるが、この場合、民間あっせん機関の保有する帳簿は、法第 19 条の規定により、他の民間あっせん機関等に引き継がれることとなる。このように事業の承継に伴って個人情報が移転する場合には、個人情報が引き継がれる旨や引継先の担当者の連絡先等について当該実父母等に伝えるこ

と。また、事業の承継に伴い個人情報を取得した民間あっせん機関は、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報を取り扱う必要があることに留意すること。

2 養子となった児童又は養親への情報提供について

第二の I において示した項目は、養子となった児童の出自を知る権利を保障するために記録すべき情報及び記録が望まれる情報であるが、記録しておいた情報について、養子となった児童や養親からの求めに応じて提供する場合、養子となった児童が知ることを望まない情報まで当該児童が知ることのないよう、養子となった児童の意向をよく聴き取った上で情報提供を行うこと。

なお、養子となった児童や養親が求める情報の中に、実父母等から情報を取得した時点で養子となった児童又は養親への情報提供に実父母等が同意していないものがある場合、あっせん機関は養子となった児童又は養親から情報の求めがあった時点で改めて実父母等に連絡をとり、同意の有無について確認すること。

児童に関する情報項目

記入日 年 月 日

記入者

ふりがな				
あっせん時の氏名				
ふりがな				
養子縁組成立後の氏名				
性別	男 ・ 女			
住所	〒			
国籍／本籍地				
出生日時	年 月 日			
出生場所（病院含む）				
出生時の状況				
血液型				
障害				
健康状態・既往歴				
実父母による養子縁組あっせんの申込日	年 月 日			
児童の委託開始日	年 月 日			
きょうだい	関係性			
	ふりがな			
	氏名			
成育情報をたどるために必要な児童の入所等措置歴 (措置施設・里親名、連絡先含む)				
あっせんに関わった機関名				
* 国際養子縁組の場合				
出国日	年 月 日			
国籍取得日	年 月 日			

児童の実父母等に関する情報項目

記入 年 月 日

記入者

以下、記載内容についての児童又は養親への情報開示に関して該当するものにチェック。「一部同意」の場合は各項目に対し、同意のあるものについてチェックを行うこと。

実父： すべて同意 一部同意

実母： すべて同意 一部同意

	項目	実父	同意あり	実母	同意あり
基礎情報	ふりがな				
	氏名				
	生年月日	年 月 日		年 月 日	
	住所	〒		〒	
	国籍／本籍地				
	連絡先				
	職業				
	血液型				
	障害				
	健康状態・既往歴 (アレルギー情報・遺伝性疾患・体質等を含む)				
	あっせんに関わった機関名				
	養子縁組の相談の経緯・委託理由				
	児童への実親の情報開示に係る同意				
	児童からの連絡の可否に係る希望				
養親からの連絡の可否に係る希望 (児童に重大な疾患があり実親の協力が必要な場合等も含む)					
児童が死亡したときの連絡の希望					

	項目	実父	同意あり	実母	同意あり
記録が望まれる情報	児童の命名理由				
	実父母の児童への思い				
	実父母のその他の情報	(例) 実父母の関係性、実父母の生育歴(入所等措置歴を含む)、家族構成、生活の状況、学歴、性格、宗教、嗜好(趣味、癖、飲酒・喫煙の有無、好きな教科・食べ物、興味・関心、将来の夢)、実父母の飲酒・喫煙等、妊娠の経過、児童の出生までの実父母の状況、実父母の身長・体重、祖父母の情報、実父母に病気などなにかあった場合子どもに知らせたいか			
	その他の記録	(例) ・実父母からの児童、養親への手紙の有無 ・児童、実父母等の写真の有無 ・その他書類の写しの有無(戸籍謄本、母子健康手帳、出生届、里親委託の同意書等)			

本人確認欄	<p>以下該当するものにチェックを入れて下さい。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童又は養親への情報開示の同意はいつでも撤回が可能であることについて説明を受けました。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童又は養親への情報開示の同意を撤回する場合の連絡方法について説明を受けました。</p> <p style="text-align: center;">(本人署名)</p>
-------	---

養親希望者に関する情報項目

記入日 年 月 日

記入者

		養父希望者	養母希望者	
基礎 情報	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年 月 日	年 月 日	
	住所	〒		
	国籍／本籍地			
	連絡先			
	職業			
	勤務先			
	収入			
	健康状態・既往歴			
	婚姻	婚姻日	年 月 日	
		備考		
住居 の 状 況	土地	自己所有・借地・その他	敷地面積 m ²	
	建物	自己所有・公営住宅・民間貸家・その他 ()		
		一戸建て (階建て) 集合住宅 (階建ての 階)		
	延べ面積 m ²	居室数 (LDK)		
家庭 の 状 況	家族関係			
	養育方針			
	養育に対する理解・熱意			

同居の家族	ふりがな				
	氏名				
	生年月日				
	年齢				
	職業等				
	健康状態				
養子縁組のあっせんを希望する理由					
備考					